

博士請求論文

NGO 運動における「正当化」の社会学的考察
——アドボカシーを中心とする環境運動と公共圏——

佐藤直樹

NGO 運動における「正当化」の社会学的考察
——アドボカシーを中心とする環境運動と公共圏——

佐藤直樹

序文—運動の組織化を支える「正当化」への問い.....5

序章 グローバル・イベント/イシューに呼応した運動の展開とそのゆくえ...13
——「地球を救う」NGO 運動の失敗

- 第 1 節 アドボカシー・環境をめぐる社会運動の現在の課題
——「地球を救う」方法という問題
- 第 2 節 「地球を救う」ことの現在——先行研究と本論文の視点
- 第 3 節 本論文の構成と「正当化」をめぐる問いの射程
——理論的探求・経験的研究による分析と理論・実証の相互連関

第 1 章 公共圏をめぐる社会理論的課題への社会学的アプローチ.....22
——コミュニケーション理論の批判的分析のための視点としての正当化

- 第 1 節 公共圏・コスモポリタン・権力——ハーバーマス批判を軸にして
- 第 2 節 「権力と批判」に対する本論文の視点——「現実の」公共圏を背景として
- 第 3 節 コミュニケーションと権力——正当化への問い

第 2 章 公共圏的コミュニケーションと権力——他者性・知覚・承認.....31

- 第 1 節 他者の排除をめぐる現在の課題——権力に吸収される NGO 運動
- 第 2 節 知覚と批判——ホネット「承認をめぐる闘争」の戦略
- 第 3 節 コミュニケーションに内在する権力への視点
——ジェシカ・ベンジャミンの「承認の逆説」を踏まえて

第 3 章 NGO のフレーミングと公共圏.....38
——分断化される運動イシュー

- 第 1 節 グローバリゼーションと批判——運動内部の矛盾
- 第 2 節 社会問題とフレーム論——フレームの中心と周縁
- 第 3 節 NGO のフレーミングを分析する視点——NGO の失敗への視線

第 4 章 〈NGO 運動における正当化〉の社会学的分析視点.....47
——参加・パートナーシップと連帯の時代

- 第 1 節 参加・パートナーシップと政治的〈社会的合理性〉
——運動イシューの社会的構築性
- 第 2 節 運動の求心力としての「連帯」——アドボカシー・環境運動の掛け金

第 3 節	NGO 運動におけるフレーミング前提と正当化 ——事例研究の分析枠組みと問い・対象と方法・調査の概要と分析データ	
第 5 章	グローバル化と社会運動	67
	——グローバル倫理が生み出すドクサ	
第 1 節	社会運動の国際化——媒介領域とグローバル化	
第 2 節	グローバルな社会運動と社会学 ——機会構造としてのインターナショナリズムという視点	
第 3 節	NGO 運動の盲点としてのドクサ——運動イシューの権力性	
第 6 章	グローバル・イベントに対する NGO 運動（1）	76
	——洞爺湖 G8 サミットをめぐる諸運動と共同行動における正当化	
第 1 節	グローバルな社会運動の変遷とアドボカシー ——ポスト・ジェノバの時代と本論文の事例	
第 2 節	G8 サミット対抗運動におけるアドボカシー運動の位置づけ ——諸運動の連帯へ	
第 3 節	洞爺湖 G8 サミットにおける諸運動と正当化 ——共同行動における一致と不一致	
第 7 章	グローバル・イベントに対する NGO 運動（2）	89
	——NGO のアドボカシーに伴う困難とフレーミングの分散	
第 1 節	グローバル・イベントへの NGO の政策提言イベントとイシュー形成 ——タローのトランスナショナルな伝播モデル	
第 2 節	グローバル・イベントとホスト国の NGO ——2008 年洞爺湖 G8 サミットと NGO の動向	
第 3 節	京都シヴィル G8 対話におけるイシュー選択——気候変動問題を中心に	
第 4 節	洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動と気候変動問題 ——3つのネットワークとその周辺	
第 5 節	トランスナショナル・アクティヴィズムとコスモポリタニズム ——運動イシューの中心と周縁	
第 8 章	グローバル・イシューと NGO 運動（1）	112
	——COP13 以降の「先進諸国の責任」論に対する戦略	
第 1 節	気候変動問題対策における環境運動の価値判断モデルとフレーミング前提 ——地球温暖化現象の科学を背景として	
第 2 節	COP13 における「先進諸国の責任」論の所在 ——削減目標をめぐるダブルスタンダード	
第 3 節	「先進諸国の責任」論に対する環境 NGO の戦略——国際的政治判断の活用	

第 9 章	グローバル・イシューと NGO 運動(2).....	126
	——環境運動における連帯の「同床異夢」	
第 1 節	「気候保護法案」の提言活動へ向けた環境運動の連携とフレーミング前提 ——「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」を事例として	
第 2 節	温暖化防止のための連携活動とフレーミング前提 ——「ネットワーク関西」を事例として	
第 3 節	フレーミングの限定性とその受容・解釈 ——関西地域における運動の担い手の動向から	
第 4 節	環境言説の権力性が引き起こす運動の同床異夢——言説の一致とズレについて	
終章	運動言説の正当化と公共圏の権力性に対する態度.....	151
	——連帯を超える方法へ	
第 1 節	「正当化」への理論的探究と経験的アプローチ——これまでの整理と総合	
第 2 節	運動実践の可能性を問い直す——実践の只中で実践の一步手前を捉える	
第 3 節	運動の連帯を超えて——今後の研究課題・「身体」を抱えた実践へ	

序文—運動の組織化を支える「正当化」への問い

序-1 本論文の問題意識

筆者は、運動の参与観察を続けるうち、運動が達成している結果ではなく、運動の仕組みに興味に移行していった。理由は、運動における分裂に遭遇したからだ。運動の現場に居て、怒号が飛び合う対立の場面に遭遇したことがある。運動に何らかの形でも関わった人であるならば、一度は遭遇したことがある場面かもしれない。2004年から2011年までの間に断続的にはあるが、様々な運動の現場に関与し、運動の経過を経験し観察するうち、ある思いが心に沈殿するようになっていった。「どうにかならないか」。敢えて分類するならば、そこには大きく2つの運動者像があった。地球環境問題解決のために猪突猛進する、いわば狂気のエコロジストと、連帯に巻き込まれて疲弊する運動の参加者である。無論、便宜的な分類に過ぎないが、これらの2者の「連帯」の仕組みを分析・検討し、より効果的な「連帯」に向けた提案を行うのが、本論文である。

さて、ひとつエピソードを挟み、筆者の問題意識について語っていききたい。洞爺湖 G8 サミットの直前。「各国 NGO 声届くか」、「政策掲げ現地入り」¹。新聞の見出しには、NGO らの動向を追う文字が並んだ。サミット開催前の 2008 年 6 月、当時、日本における最新の温暖化防止政策であった「低炭素社会・日本をめざして」（通称：福田ビジョン）が示された。その中で謳われたのは、NGO にとっては、温室効果ガスの「実効的な」削減目標を含まない「美辞麗句」ばかりであった。NGO のメンバーは、福田ビジョンにおいて示された温室効果ガスの削減目標値が「誤魔化しだ」として、糾弾した²。その後、NGO のメンバーらは福田首相のもとにも直接訪れて、温暖化対策を先導するよう働きかけた³。まさに NGO の政策提言活動は頂点に達したわけである。

NGO のこうした政策提言活動は、現実の政治から遠ざかっている人々にとって、ありがたい話だ。なぜなら、政策が良くなれば、もっと社会や暮らしが良くなるのだろうし、税金も有効に使われるはずだからである。NGO のメンバーが自己評価の基準に置くのは、政策の改善によって社会を変えろということだ。筆者も NGO 活動の自己評価に対する同意者のひとりであった。一方で、この同意に万全の自信が持てなかった。NGO の政策提言に対しては、政府による「裏切り」が常態化し、必ずしも NGO 活動は成功とは言えず、また活動の途上のこの段階で最終的な評価ができるものでもなかったからだ。それに加えて、筆者の消極的態度の大きな理由は、NGO が一枚岩ではないことを意識し始めたからであった。NGO 活動に実際に関わったことのある人にとってはもはや常識でもあろうが、グループ内部に意見の相違や対立があることは珍しいことではない。先に「誤魔化しだ」と語気を荒げた活動家に、その場で即「あなた方の政府への活動の実態は、そこに直接関わっていない私たちには見えない」と強く批判する運動参加者がいた⁴。当初、NGO 活動

¹ 朝日新聞 2008 年 7 月 5 日（夕刊）

² 2008 年 G8 サミット NGO フォーラム（以下、NGO フォーラムと略称表記。）・環境ユニットが開催していた第 11 回連続勉強会（2008 年 6 月 12 日）の配布資料より。

³ 2008 年 6 月 18 日に NGO フォーラムを主として海外 NGO も含め、福田首相に NGO の主張を伝えている。

⁴ NGO フォーラム・環境ユニットが開催していた第 11 回連続勉強会（2008 年 6 月 12 日）における一

の成功例として分析を進めようとしていた筆者の志向性が変わったのは、そのような批判的な運動参加者の視点をいかに取り入れるかについて考え始めたことがきっかけであった。すなわち、NGO 活動にも「誤魔化し」なるものが存在するのではないか、ということである。

ここで筆者の問題意識にも触れておけば、当時筆者は、フィールドワークや参与観察を超え、アクション・リサーチと呼ぶにもやや客観的過ぎるほどに現場に関与していたことから、諸実践が力を奪い合うのではなく、諸実践がより効果的に活かされる方法がないか、そうした問題意識が強く存在していた。

ピエール・ブルデューが指摘する「集团的抗議のアンチノミー」は、この点について本論文に方向性を示唆してくれるだろう。「そのアンチノミーとは、私が強力な言葉、すなわち声（認められ、認知され、権威づけられ、権威を授けられた、正統な言葉としての声）を手に入れることができるのは、ただ言葉の所有権を奪われる危険に晒されることによってのみだということである」（Bourdieu 2000=2003:131）。言葉の所有権とは、固有な仕方方で意見を表すことであり、私の体験と特殊利害の特異性を発揮することであると続けられる（Bourdieu 2000=2003:131）。この著作のイントロダクションを執筆したフィリップ・フリッチュは、言葉の所有権が奪われることが「隠れた篡奪」であるとし、「この隠蔽と篡奪は大抵の場合それとして認識されないし、また善意とさえ両立する」（Fritsch 2000=2003:29）のであるとまで断言する。ブルデューのいう「アンチノミー」が示唆的であるのは、次の点である。何らかの集团的抗議が、声の統一によって成立しているということである。裏を返せば、多様な声の存在をあたかも集約しているかのような「声の統一」が存在しているということである。先の例示を活かすならば、政府を糾弾する NGO メンバーらとその活動に冷やかな眼差しを向けるメンバーの「同床異夢」の状況を明らかにしてみようと考えようになったわけである。しかも同床異夢が、その存在自体「隠れ」ていて、それとして「気付かれず」、さらには「善意」としても受け取られているとすれば、それは如何してなのか、そのメカニズムは何か。このいわば「誤った」同床異夢のメカニズムの一端でも明らかにすることができれば、各人のかけがえのない実践が、相殺されるような方向に働くのではなく、多様な実践のそれぞれが活かされいくのではないか。本論文が目指すのはこうした方向性である。

NGO 活動の現場ではアドボカシーと呼ばれている政府への政策提言活動は、現実の社会の改善のためになされるものである。政策提言活動には、一定の調整段階があり、多様な声がまとめ上げられていく。本論文の後半で集中して取り上げる地球温暖化論争に関わる NGO 活動は調整活動についての好事例だと言える。地球温暖化に関する論争にはいくつかの争点がある。現在、温室効果ガスは二酸化炭素であり、排出の原因の多くは人間活動にあるとされている。しかしながら、現時点で最も原因とされる物質が、メタンだという意見もあれば、そのほかの物質だという意見もある。だがこの点を国際的に決定している機関が存在する。それが、「気候変動に関する政府間パネル」（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下 IPCC と略称表記。）である。IPCC は地球温暖化の科学におけ

る国際的権威であるが、科学的知見は他にも存在する。とりあえず温暖化の原因が二酸化炭素だとされたとしても、その原因が人間活動にあるのか、それとも自然現象なのかについてもかなりの論争がある。人間活動が原因ではないという科学的見解も多数存在する。そこから派生して、温暖化ではなく、寒冷化しているという見解もある。IPCC が虚偽の報告をしているという告発さえある。一部の NGO は、地球温暖化を防止するという立場に立つとき、以上のような論争にはほとんど目を配らず、反対の意見はウソであるという認識さえ持っている。そして、運動の連帯のなかでも、温暖化防止活動に直結しているとみられない活動は、運動内部でも周縁に置かれてしまう。このような視点に立った場合、NGO 活動は、盲目的に温暖化を防止すべきだと主張しているように映るだろう。

地球温暖化論争が好事例というのは、本論文の内容を先取りしながらいうならば、次の点があるからである。1) 多様な論点があるにもかかわらず、論点が一元化されている点、2) その一元化が、国連を通して世界的に承認されている時期がある点、3) 加えて、一元化された承認が「美辞麗句」に満ちていて、運動参加者たちが容易に反論できない点である。整理して、本論文の着眼点について説明するならば、多様な見解があるにも関わらず、一元化されていくプロセスに着目するということになる。その際に、参照していくのが、NGO の言説である。言説の「正しさ」を支えるメカニズムというべきものを析出していくことが本論文の大きな狙いとなる。ここから、本論文のキータームについても触れていきたい。

序・2 キーターム——正当化・フレーミング・フレーミング前提

前述の NGO 活動をどのように捉えることができるか。NGO の視点に立ちながら、しかも NGO 活動を相対的に俯瞰して見るような概念が適合的である。筆者の当面の関心は、同床異夢が無意識に存在しているということにある。たとえて言うならば、実在する蜃気楼のようなものである。その不思議な現象に迫ってみたい。では、NGO 活動を表現するのであれば、どのような言葉が当てはまるか。主張を展開する当人も、反論が存在していることに気がついていないわけではない。地球温暖化論争をめぐる諸言説は、インターネットでも検索すれば直ぐに情報を取得できるし、IPCC に対する反論がベストセラーを記録したほどの状況だ⁵。「間違いがあっても、自分の主張を押し通そうとする行為」。これが、NGO 活動の内実を表現しているのではないだろうか。自己肯定といった語が当てはまるだろう。自己肯定という現象を行為論的に読み込めば、自らの行いを「正当化」することである、と考えられる。そこで、まず、本論文におけるキータームとして「正当化」の定義について説明していきたい。

本論文でいう、正当性とは、制度や政策の成立を支えている仕組みのことである。「正当性」は、体制側にも、運動の側にも当てはまるものである。すなわち、体制側が制度や政策の正しさの理由づけにも用いられるものであり、運動側が、制度や政策に問題があると考えた場合に、自らの言説の正しさの理由づけにも用いられるものでもある。本論文が扱

⁵ 公益財団法人全国出版協会・出版科学研究所・月間ベストセラー2007年4月期売れ行き良好書で、武田邦彦『環境問題はなぜウソがまかり通るか』（2007, 洋泉社）が12位にランクインしている。
(<http://www.ajpea.or.jp/bestseller/data/200704.html>, 2013.06.18)

うのは、現状維持的に存在する「正当性」に対して運動の側から疑問が付されている状況である。この場合に、運動の側が自らの言説を「正当化」している現象を主な分析・検討の対象とする。本論文で正当性/正当化という用語を採用するのは、次のような理由からである。本論文は、NGO 運動における言説形成の権力作用のプロセスについて扱っている。その核心的事態は、NGO 運動がアドボカシーを成功させることを自己目的化することで、運動の連帯に「隠れた篡奪」が生じ、結果として、排除され無視される声が存在してしまうということである。そのような事態を分析するために、「正当化」という言葉に、自己正当化とそれによる権力作用という意味合いを含ませることが適切であると考えた。先行研究との関連で、本論文の「正当化」の定義について解説しておきたい。正当化、及び正統化には論者によって異なる定義があるが(『環境社会学研究』第 11 号特集, 宮内編 2006)、池田 (2005) の整理によれば、環境運動の主張には区別される 2 つの次元が存在する。ジャスティフィケーションとレジティマイゼーションである。ジャスティフィケーションは、「環境のあり方に関して、人々が正しいと考えることを実現しようとする」(池田 2005:5) ことであり、レジティマイゼーションとは、「誰もが正しいことを主張するが、正しさの本身はそれを主張する個人や集団や社会層によって異なっていて、時としてそれぞれに正しいとされる主張が対立することになる。そのような正当化【ジャスティフィケーション】をめぐる対立が権力関係によって統御され、一定の正しいとされる言説が社会の中で支配的な言説として承認される過程」(池田 2005:6, 【 】内は筆者による加筆)である。本論文が扱っているのは、人々が正しいと考えることがどのように形成され、多数ある正しさのうち、一定の正しいとされる言説が支配的になる過程である。NGO 運動における言説がどのように形成され、どの言説が支配的になるか、支配的な言説は運動の連帯にどのような影響をもたらしているかを検討課題とした。また、そのような NGO 運動の支配的な言説形成は自己肯定的であると捉え、「正当化」として概念化した。このように、本論文は、ジャスティフィケーションとレジティマイゼーションとを横断的に扱っている。そのような包括的な概念として、歴史的に妥当している等、権力が強調される「正統化」よりも、日常語としても妥当し、NGO 運動の実態(=自己肯定)を表現していると考えられる「正当化」のほうを採用した。⁶

ここで、正当化に至るプロセスを図式的に追っていき。運動言説の正しさを支えるメカニズムとして正当化があり、それは、運動の組織化を支えている。そのプロセスでは、運動言説のフレームが共有されていく。結果として、運動の連帯において「皆がそう考えている」諸言説群が成立する。筆者が着目しているのは、この正当性が成立する際に、権力作用が介入しているということである。ここでいう権力作用とは、諸言説群が「皆がそう考えている」にも関わらず、当座正しいことに過ぎず、一定の価値観から形成されているものにすぎないことを表現している。またその現象は、発信する側にとっても、受け入れる側にとっても隠れたものでもあり、時に「善意」ですらある。この視点は、運動参加者にとって「正しい」運動言説の当たり前のなぜを明らかにしようとする視点を持ち合わ

⁶ 本論文での「正当化」の定義に関して補足説明をしておきたい。「正当化」は、主に運動側が、既存の制度や政策の正当性に異議を唱える行為において見出されるものと仮定している。また、本脚注の後に定義を示しているが、運動言説が何らかの他の特定の言説によって正しさを担保する状況を示している。

せており、「正しさ」の根拠を開示させ、方向性の転換を迫るものになりうるであろう。私たちは考察をすすめるうちに、正当化は、他者からの承認を得るために根拠を提示する行為であるはずが、根拠を明確に提示しないままに正しさを押し付けるような行為にまで変質している様を、目の当たりにするであろう。

この点について、本論文は、社会学原論的に人間関係の成立まで遡り、関係性の成立と権力への問いから始めている。そして、モノやコトの認識の原初状況にも正当化に関わる権力作用が生じていることを確認している。その社会学原論的認識を背景に、フレーミング論を本論なりに再考している。社会学では、ゴフマン流に解釈枠組としてのフレーミングがよく知られているが⁷、本論文で見たいのは、フレーミングが一面的であるという現象である。そこで着目したのは、問題や現象を切り取る視点としてのフレーミングである。本論文中で運動言説の分析・検討の際に、フレーミング論を援用するが、その趣旨は、運動の言説群がある問題を「一定の」視点から切り取ったものであるという点にある。

運動における言説形成を「フレーミング」とすると、明らかにフレーミングとは異なった言説群が特定される。本論文では、そうした運動言説を正当化する言説群のことをフレーミング前提と呼ぶ。ここで、正当化、フレーミング、フレーミング前提といった概念について整理をしておこう。

正当化：ある特定の諸言説（＝フレーミング前提）の支持を背景に、フレーミング＝言説形成することによって、同言説の正しさを担保すること

フレーミング前提：フレーミングを背後で支える特定の諸言説

フレーミング：問題を切り取り、それらを表現する運動の諸実践を含む言説形成
ただし、ここでいう言説とは、実践をも含むものである。

正当性が立ちあがる際のメカニズム、そのうち、運動の言説形成活動における正当化現象に焦点を当てて、フレーミング論を援用しながら分析していく。フレーミングについての問いは次のようになる。フレーミングには、どのようなフレーミング前提が存在するのか、存在するとすれば、そこにはどのように正当性が担保されているのか、である⁸。ここ

⁷ 本論文におけるフレーミングは、ベースとしてゴフマン流の定義である解釈図式を入れている。それは、人間行為の原初状況から運動言説という高次の行為状況までを包含する必要性があるためである。ただし、ゴフマンその人が、ゴフマン（1974）の序論でトーマス、ジェームス、シュッツ、ガーフィンケルらの議論を祖上に上げながら自己流の定義を示して（Goffman 1974:1-20）、「原初的フレームワーク（Primary Framework）」（Goffman 1974:21）などの認識現象の多層的な状況を把握するための概念装置とした点は異なる。本論での眼目は、運動言説の「形成」といった動的な動きを把握するための概念であり、かつ序文で示しているように「問題の定義」と関連するものでもある。フレーミングの定義について、大まかに分類すると次の3つに分かれる。①ゴフマン流の定義として解釈枠組、②問題を切り取る視点（第3章第2節）、③それらを表現する運動の諸実践を含む言説形成である。本論文は、従来社会運動論で活用されてきた③の定義に②の定義も踏まえて、フレーミング前提という概念を導入しながら、独自の定義を行っている。

⁸ 別様に言えば、フレーミング前提がフレーミングの正しさを担保しているという風にも表現することができる。この論理構成については、第4章第3節第1項で定義している際に言及している三浦（2005,2009）の定義も参考にした。正当化の定義について、本論文中にいくつか言及するが、ここでは、三浦の定義との関係性について述べ、本論文の定義の補足説明としたい。三浦の場合は、ヘゲモニーという言葉で支配的な言説を指示しているが、本論文の場合は、それらはフレーミング前提によって生じる。フレーミング前提という用語で含意されているのは、「支配的な」という形容詞によって価値づけられる言説群ではな

でフレーミングとフレーミング前提について例を示しながら解説しておきたい。先述した地球温暖化論争に関連していえば、例えば、温暖化の要因が CO2 だという主張には、各々別の科学的根拠（研究成果、論文など）が存在する。CO2 が温暖化の原因だという科学的根拠を背景に、「CO2 排出量を減らしましょう」という言説をつくり運動を展開するということが想起される。そのように運動による或る言説形成（＝フレーミング）を支持する別の特定の言説群（＝フレーミング前提）が存在する。この運動言説とそれを支持する別の特定の言説との関係を、フレーミングとフレーミング前提という関係で表現する。この分析装置は、昨今の地球温暖化防止政策と原発政策の問題の分析にも有効である。終章の冒頭で触れることになるが、3.11 以降に、気候変動問題、地球温暖化防止政策に関わる NGO のフレーミングでは、「原発なしで」温暖化対策ができることが強調されている。この動向の分析も慎重に検証していく必要があるが、分かりやすい例示として示しておきたい。3.11 以前と以降で何が変化したのだろうか。「原発なしで」と主張するその根拠のひとつに、温暖化防止政策に原子力発電が寄与するという言説が関連していることが想定される。日本政府や G8 諸国の多くが、原子力発電が火力発電とは異なる側面として強調していたのが「原子力発電は CO2 を排出しない」ということであつた。NGO が、3.11 以前にこの言説にコミットしていたかはここでは別にして、NGO のフレーミングは、原発のことをさほど強調しておらず、「地球温暖化のリスク対策のほうが優先されるべきであり原発事故などのリスクはそれに比べれば小さい」というフレーミング前提が存在していたとも考えられる。そして、3.11 以降に原発事故のリスクが大きく世論として認識されるに至り、原子力発電を一時的にせよ縮小せざるを得ない事態を迎え、地球温暖化防止政策の一翼を担うはずであつた原子力発電という選択肢がなくなったことで、日本政府は地球温暖化防止そのものからも撤退していくという選択をすることとなった。そのような事態を受け、NGO は、「原発なしで」という主張をしているのである。この時点で、「原発なしで温暖化防止はできる」というフレーミングには、「原子力発電を使うことなく、原発事故のリスクを避け、そのうえで地球温暖化のリスク対策を行っていくべきであるべき」という判断があり、そこには、「原発のリスクも地球温暖化のリスクも同様に高い」というフレーミング前提が存在しているということが想定されるのである。このようにフレーミング前提という概念はリアルタイムの状況分析としても有効である。

本論文は、正当性への問いを通じて、運動言説内で、「隠れた篡奪」があるかを検証し、またそれらが「善意」ですらあるならば、いかにして穏健に奪われていつているのかについて検討していくことを目指す。その際に最終的に辿りつこうとしているのは、「篡奪」に晒された連帯や運動の全体像において、運動の諸言説は本来あるべき態勢を取らず、歪められた優先順位を付けられ、まさに言説間の関係がねじれている、その様相の把握である。

次いで、本論の議論の流れを追いながら、各章の問いについて予め示しておきたい。

く、建前上にせよ、一端認められた言説群だということであり、しかしながら一方でその言説の正しさは絶対的なものではないということである。フレーミングとフレーミング前提との関係性については、例えば他にも、妥当性（validity）や権威（authority）といった関連性も考えられるが、妥当しているということもあくまで一側面に過ぎないし、また権威づけられているというのも一定の価値づけがなされているので、本論文の定義にはなじまないものである。

序-3 本論文の議論の流れ

本論文は理論的探求と経験的研究の大きく2部から構成されている。理論的探求においては、経験的研究へとつなぐ分析枠組みの理論的基盤について検討がなされる。包括的な問いは、運動による言説形成、すなわちフレーミングが「正当化」とどのように関わっているかに焦点が当てられる。前半の第1章から第3章までの理論的探究においては、コミュニケーション理論から出発して、関係性において立ち上がる正当性の様相からフレーミング論までを論じている。各章の問いは次のようなものである。

第1章：コミュニケーションにおける正当化作用：正当化がコミュニケーションにおいてどのように生じるか

第2章：コミュニケーションにおける正当化の影響力：正当化は他者認識、他者との関係形成とどのような影響関係にあるのか

第3章：正当化の影響力とフレーミングの構造的関係：正当化の影響を受けて、複数のフレーミングはどのような構造的配置になるのか

第1章・第2章ではコミュニケーション理論における知見を参照し、他者認識の達成や関係形成において、原理論的に正当化がどのように機能しているのかについて検討する。正当化に関して、行為論的・原理論的把握を行い、第3章で論じるフレーミングの構造的諸関係の検討に関する基盤を整備する。第3章では、それまでの関係性→正当化についての検討を応用し、認識一般→フレーミング→正当化という図式で検討を進める。この検討によって、正当化作用のもとでの複数のフレーミングの構造的配置についての理論的枠組みについて整理することが可能となる。

続く第4章は、理論的探求と経験的研究のつなぎの役割を果たしている。本論文が扱っているアドボカシーや環境に焦点を当てた NGO 活動が置かれた社会環境について先行研究をもとに整理をし、第3章までの理論的探求によって示された枠組みに、フレーミング前提という概念を加えながら、本論文の分析枠組みについて検討した。ここでは、正当化は探求課題とされており、分析枠組みのなかには位置づけられていない。本論文全体の考察を経て、終章で正当化のメカニズムについて明らかにしていく。

以上の分析枠組みを構築し、後半の経験的研究へと移行していく。後半の第5章～第9章では、事例として洞爺湖 G8 サミットをめぐる NGO 活動、および気候変動問題をめぐる NGO 活動を取り上げ、NGO 運動における正当化の経験的研究を行う。ここでの問いは、NGO 運動においていかにして正当化が達成されているか、である。事例に入る前に、第5章では、グローバリゼーションと社会運動をテーマに、事例である G8 サミットや気候変動問題と運動のフレーミングがどのような関係性にあるかについて、先行研究を踏まえて整理している。そこでは、状況の定義といった概念も参照しつつ、フレーミングに関わる外部要因が概念的に抽出されている。第6章から第9章において検討される2つの事例の問いは次のようなものである。

第6・7章：G8サミットとの関連におけるNGO運動と正当化について

第8・9章：気候変動問題との関連におけるNGO運動と正当化について

以上の章では、運動言説がいかに関係化されているかを問いとして、検討を進める。前者では「政治」との関係が、後者では「科学」との関係がクローズアップされる。

本論文の問題設定の限定性について触れ、本論に入っていきたい。本論文は、理論的探究としてコミュニケーションなどの行為論を取り上げるが、あくまで事例分析のための参照点として取り上げるにとどまる。それゆえ、コミュニケーションの成立に関する最新の知見を示すものではない。例えば、コミュニケーションの成立基盤としての身体に触れているが、その点を指摘することは特に目新しいことではない。終章でもこの限界については再度課題として触れる。また、経験的研究についても社会運動的に分析は行うが、あくまでそれは運動の言説についてフレーミング理論を用いながら分析するためであり、資源動員や政治機会について主題的には取り組んではない。これらの分析については、また別の形で、事例を選択・サンプリングすることが求められると考えられ、本論文の事例選択の趣旨とは異なると判断したからである。ではさっそく、本論の序章へと進んでいきたい。

序章 グローバル・イベント/イシューに呼応した運動の展開とそのゆくえ

——「地球を救う」NGO 運動の「失敗」

第1節 アドボカシー・環境をめぐる社会運動の現在の課題

——「地球を救う」方法という問題

「2008 年はアドボカシー元年になる」⁹。これは、2008 年の日本における NGO 運動の象徴的なメッセージである。この時代の NGO 運動への筆者の関心も当初はここに素直に向けられた。事実、世界的に見て、国家の意思決定への働きかけを行うアドボカシー（政策提言型の運動）は、一定の成果を上げてきている（表 序-1）。一般に、現地の団体や住民組織の方が、現地の状況をよく把握しており、適切な公益活動を行っている場合が多い。このような認識を背景にして、海外で活動する NGO が、最前線で活動することから現地の人々の支援へと重点を移し、その点で、NGO はこうした支援の役割を担うようになってきたといわれる（大橋 2008a:147）。

表 序-1 1990年以降のNGO運動の主な成果

1992年	第1回国連環境開発会議以来、国連主催の会議におけるNGOフォーラムの影響力
1993年	国際司法裁判所に核兵器使用の違法性につき勧告的意見を求める
1995年	ジェンダー概念と女性エンパワーメントのためのアジェンダ設定
1998年	国際刑事裁判所設立のための長年にわたるキャンペーンが結実
1999年	対人地雷禁止キャンペーンで結実した条約が発効
2000年	累積債務に苦しむ最貧困国の問題に取り組むジュビリー2000のキャンペーンの成功
2003年	紛争ダイヤモンドに関するキャンペーンが功を奏し、国連会議において新たな制度が採択
2004年	貧困削減のための意識向上を目指すホワイトバンド・プロジェクトの広範なインパクト

遠藤(2011)を参考に作成

表の序-1にあるような成果が良く知られるようになるにつれて、成果の中身についても問われるようになりつつある。はたして条約や新たな制度は機能しているのか、NGO の影響力はどの程度のものかなど、NGO が掲げる理想と現実のギャップが問われつつある。

こうした NGO 運動が得意としたのは、アドボカシーである。運動の展開において重要な構成要素となるのは、諸運動がいかに連帯するかということであり、そしてその連帯においてどのイシューを重点的に提言するか、ということであった。

本論文は、事例として特にアドボカシー運動や環境運動における政策と諸運動との関係性を取り上げ、運動の連帯やイシュー選択の問題について「正当化」という概念装置を用いて分析し、結果的に NGO 運動の理想と現実のギャップを生みだしてしまうプロセスや契機について論じていく。本論文の問題設定については、第4章第3節でも再度確認する

⁹ 『2008 年 G8 サミット NGO フォーラム報告書』の巻頭言で、代表の星野昌子は、「設立に当たって我々は 2008 年を日本の NGO の『アドボカシー元年』に、と祈念した」と述べている。

が、研究課題は運動言説のねじれについての問いである。すなわち、その問いは、運動言説のねじれはいかに生じているか、そして生じているとすればどのようなか、である。

なお、終章では、より上位の問いとして、グローバル・イベント、グローバル・ 이슈に呼応して成功を経験した NGO 運動は、今後どこへと向かうのかについても論及する。筆者の問題意識は次のようなものである。『国際 NGO が世界を変える』(功刀・毛利編 2006) という認識は、一定程度認められるようになってきているだろうが、NGO 運動によってもたらされた現状は、たかだか国際的な約束事などで問題が解決へ向かうように認識される程度であり、幅広く意識向上が期待されるキャンペーンが展開されるにすぎないものであったという側面があるものも否めない。こうした状況を受け、本論文では、これらの運動の課題とゆくえをも検討していきたいと思う。

さて、洞爺湖 G8 サミットに向けての市民団体のメッセージ¹⁰は、NGO の特徴的な言明である。地球温暖化問題や食糧危機、そして人権と平和のような国境を越えて協力しなければ解決できない問題、つまり地球的課題が現われた。そしてその解決のためには、覇権争いに明け暮れる大国の論理ではだめであり、市民や NGO を主体とする地球市民の参加と行動が必要であると語られている。しばしば、運動は、G8 サミット等のグローバル・イベントへ向けて活動し、地球環境問題や食糧問題、人権問題等グローバル・イシューを取り扱っている¹¹。

このような文言には、本論文が関心を向けるべき 2 つの重要な点が含まれている。そこで、これについて記して、本論文の議論の端緒としたい。ひとつは、運動に対する素朴さであり、もうひとつは、運動の指向に含まれる前提的な態度、いわば方法といっても良いような指向性である。

とりわけ、本論文が社会運動を分析する際に関心を向けるのは、運動することへの態度、特に積極的に関わろうとする際に存在するであろう過度な態度である。近年の社会運動の標語のなかに「もうひとつの世界は可能だ！ (Another World is Possible)」というメッセージがある¹²。この世界観を希求することは、もちろん運動にとっても、運動が対峙する矛盾した現実にとっても意味のあることである。しかしながら、このメッセージが独善的なものではないという保証はどこにもない。それゆえ、本論文は次のような二者択一をせまる論調に対して慎重である。〈運動するのか、しないのか、運動しなければ決して現実是不変である〉。もちろん、本論文は、運動することで社会が変わってきた事実は認識している。だが、運動することが、現実の変革につながると「素朴に」信じられているとすれば、そこには慎重になるべき点があると考ええる。そこで、次のような言明には、運動に内在する矛盾への視点が欠けていると考えられる。「社会運動は緊張や矛盾を積極的に引き受け、人と人が交わることを通して解決を与えていく『徹底した現実家』としての側面を強く持

¹⁰ このような文言は、代表的に、『世界』(No.781, 2008.8)に掲載された洞爺湖 G8 サミットに向けて組織された運動体の活動に関する特集ページの扉などに記されている。

¹¹ グローバル・イベントへ向けた運動やグローバル・イシューを掲げる運動の位置づけについては、第 5 章、及び第 6 章第 1 節を参照のこと。

¹² 例えば、この標語は、近年の反グローバリゼーションの運動を牽引する、ATTAC (Association pour la Taxation des Transactions pour l'Aide aux Citoyens の略語である) の活動において示されている (<http://www.attac.org/>, 2012.10.20)。

つ」(成・樋口 2004:268)。しかし、運動が対峙する現実だけでなく、運動の展開にも緊張や矛盾が存在し、そのことをどのように引き受けていくかを考えることが必要であろう。

事例となる運動が指向しているのは、地球的課題というべき問題群である。地球的課題の解決をめざす、いわば「地球を救う」運動の展開に仮に矛盾が存在するとすれば、グローバルな社会運動という言葉で運動が語られ始めた時のように、運動が実際にどのように展開しているのかを「素朴に」記述するだけでは、ルポタージュに過ぎなくなるであろう。運動の展開に孕む矛盾の論理的構成を明らかにし、解決の糸口を見出すことに、実践のみではない研究的課題があると考えられる。むしろ、運動の主張が誤っていると指摘するだけにとどまることも同様に、ルポタージュ的なものに留まらざるをえない。本論文が指向するのは、「地球を救う」運動の方法というべきものを取りだし、その現実化のプロセスを明らかにしていく作業である。

運動が主体的に行動・活動しているつもりでも、「地球を救う」方法が前提として存在していことに気づかなければ、運動自体もその方法に絡めとられてしまう。運動は、「地球を救う」主張があたかも普遍的であるかのように振る舞うが、その主張に独善的な指向性が紛れ込んでいる可能性も検討する必要がある。運動へのこのような視線は、特に成功した運動への検証という形で徐々に知られるようにはなっているが、社会学的分析の俎上に挙げられるのは——国際的に活動する NGO 運動に関するものとしては——、ほとんどないという状況である¹³。

このような本論文の関心の方向性を概観したうえで、次いで、先行研究の状況を示すことで本論文の視点を明確にしていきたい。

第2節 「地球を救う」ことの現在——先行研究と本論文の視点

国際的に活動する NGO の評価については、既に様々な言説が存在する。たとえば、「グローバルな市民社会が形成されつつある」(この形容詞にはさまざまなものが存在する¹⁴)といった肯定的な言説と、グローバルな市民社会は形成されていないといった否定的な言説とが並立しているのが現状である。これらの言説は、それぞれに正しい点があるが、そのいずれも特定の観点を反映したものであるという点には留意が必要である。肯定的な言説は、やはり当の活動主体である運動の側による達成目標からの評価であり、否定的な言説は運動の中心からは外れたところでなされた検証であるという点である¹⁵。

¹³ 同様の方向性をもつ研究に関する参考情報として、近年の国際関係論における展開と環境社会学におけるローカルな運動体の分析を挙げることができる。社会学に近い分野では、国際関係論において、遠藤(2011)が、「国際的な NGO を捉える視座の修正」として、国際 NGO の規範性に対して一定の距離を取りながら、分析を進めることを示唆している。また、環境社会学においては、本論でも参考にするが、「レジティマシーの環境社会学」(宮内編 2006)、「環境のヘゲモニーと構造的差別」(三浦 2005)といった論考で、ローカルな運動体を対象とした環境言説の権力性についての先行研究は存在する。

¹⁴ ほかに、「グローバルな社会運動」、「トランスナショナルな市民社会」などと形容される場合もある。これらの用語間に種差を見出すことに意味がないわけではないが、ここでは、NPO/NGO 運動に対する評価の両義性ということに焦点を当てているため、いずれの用語でもここでの意味内容には大差はないと考える。

¹⁵ 例えば、被害にあっている人を救うことができるある国際的な規約が、国外の NGO の活動によって成立したとする事実を捉えて肯定的な言説が生まれるが、そうした国際的な規約の履行が十分になされていない(救われていない人々がいるなどの事実)を踏まえて、否定的な言説が生じるといった関係である。

筆者が研究課題と捉えているのは、こうした運動に対する両義的な評価があるなかでも、問題の解決に向かうような連携や連帯がいかんにして形成されるのかという点である。したがって、個別の活動が成功しているか否かといった目に見えてわかりやすい活動の評価を焦点としているわけではなく、個別の運動における両義的な評価が発生する要因を分析・検討し、解決を模索することを目的としている。

先行研究から以上の状況について概観した後、次いで国際的に活動する NGO の分析に対する本論文の視点を示していきたい。

NGO の活動は、環境、開発、人権のいずれの分野でも、抑圧された人々への救済、および抑圧的な国家に対する民主化への働きかけを行ってきた（Kaldor 2003=2007:118-135）。また、国際的に活動する NGO は、既存の国家中心のシステムでは対応しきれない問題群——環境、開発、人権といった問題——に対応してきた、とされている（遠藤 2002）。

こうした NGO の活動を総体的に把握すれば、それは国家に対抗する普遍的な価値としての環境保護や人権回復を実現していくという意味で、グローバル倫理の実現と言いうるものであり、国家の代理という意味で、NGO はグローバル倫理の代理人としての側面を持っている。ただし、NGO の活動は良い面ばかりではなく、活動を推進するために国家や企業との関連を強めるなかで、「飼いならし」と呼ばれる性質を帯びてきていることも指摘されている。人権 NGO は貧困地域での活動において「有効な貧困撲滅戦略に真剣な関心をほとんどもたない、単なる「資本主義的な変化の侍女」にすぎない」（Kaldor 2003=2007:132）とか、「西洋的な価値を導入し、『経済的虐殺』をもたらし地域経済を近代化し、かつ破壊する者」（Kaldor 2003=2007:132）であるともいわれる。また、スラム地域の改善活動においては、プログラムは紙上にしか存在せず、貧困者の大半が置き去りにされていることが指摘されている（Davis 2006=2010:122）。そして残ったのは、NGO 関係者の国際的な名誉だけであった（Davis 2006=2010:122）。これらの現象は、国家との良好な関係を保つために結果として起こっていることであるともいわれる。この文脈に着目するならば、NGO は、グローバル倫理の実現の代理に加えて、その遂行における国家的権力の発現の代理という意味でも、国家の代理人としての性格を持っている。

また、環境社会学、あるいは環境問題に関する先行研究において指摘されてきたのは、南北問題の維持に加担する環境 NGO 像である。池田は、2006 年気候変動枠組み条約 COP12 において、「国連気候変動枠組み条約」（United Nations Framework Convention on Climate Change、以下 UNFCCC と略称表記。）の事務局からアフリカの気候変動問題対策として、気象観測施設を整備し、気象データのネットワーク化を図ることが提案されたことを指摘し、「いったい、アフリカの貧困諸国で暮らしている人々は、気象観測施設やデータ処理のためのコンピュータ・システムを必要としているとでもいうのだろうか。圧倒的多数の人々が、今日必要な食糧や燃料や水の確保に汲々としている現状からすれば、これがいかに現実離れした提案であるかは明らかであろう」（池田 2007:92）という。そして、この政策の背景をなす専門的知識を操るのが「気候クラート」たる環境 NGO だという指摘である（池田 2007:94）。南北問題における気候変動問題に関する関わり方の格差は、グローバル権力の行使であるとしてヴァンダナ・シヴァによって指摘される。彼女

は、「〈グローバル・エコロジー〉とは結局、非倫理的なものに倫理的理屈をつけることである」(Shiva 1992:258)といい、その構成について次のように述べる。「環境悪化をグローバルな解決を必要とするグローバルな問題だと主張することで、〈グローバルな権力〉は、地域の人々が依拠している環境の破壊への自分たちの役割と責任を改ざんしてしまう。オゾン層破壊を例に挙げると、その元凶であるフロンは、もともと特定少数の工場で製造されたものであった。これをやめればいいのである。ところがこういう事実は都合よく忘れられ、議論はインドや中国の未来の世代の冷蔵庫やエアコンの使用という問題にすり変わってしまう。現在の問題を未来のものへと変換することで、北側は南側を支配する政治空間を獲得する。こうして〈グローバル〉という概念は、環境帝国主義の倫理的基盤をつくる」(Shiva 1992:258)。シヴァは、南北の国家問題について述べているが、ここで指摘されるグローバル倫理としての環境帝国主義の一員たる環境 NGO は、このいみで、グローバル倫理の代理人どころか、グローバル権力の代理人といっても過言ではないだろう。

以上のように、国際的に活動する NGO 運動には既に両義的な評価が存在し、その事実を踏まえれば、確率的にも、運動への参加が素朴に成功へ導かれるということではない、ということが確認できるであろう。だが、ここからどのように研究課題を見出すかについてはそれほど望ましい状況があるわけではない。というのも、運動分析の前提に、運動への客観的な視点が存在するとしても、一見成功しているように見える運動が、もしも「失敗」しているとすれば、どのような場合なのか、あるいは、その「失敗」はどのような論理・メカニズムで生じ、いかなる解決の糸口が見いだされるのかといった問いは立てられていない状況だからである。

「失敗」に関連して、「NGO の正統性の危機」が語られているが、そこで主張されているのは、NGO がいかに正統性（ここで藤岡が指摘する NGO の正統性とは、NGO が世界を救うに足る存在であることの承認を指している。）を回復し、自律性を発揮するかである（藤岡 2006）。本論文はそれに対して、NGO 運動の前提にある方法の作動状況を確認し、NGO 運動の位置づけを論じていく。その際に、キーワードになるのが、運動の「正当化」である。運動の仕方、方法が当の本人たちにとってとりあえず正しいことは当然であるが、その正しさがいかにして確保されているかに焦点を当てて行くことになる。そのことで、運動に対する両義的な評価の一方に与することなく、運動の位置づけをとにかくも対象化していく方向性をめざす。

次節では、本論文で用いる「正当化」概念について説明し、本論文における問いの射程について見ていくことで、本論文全体の研究課題について提示したい。

第3節 本論文の構成と「正当化」をめぐる問いの射程

——理論的探求・経験的研究による分析と理論・実証の相互連関

ここで、本論文の構成と「正当化」をめぐる本論文の問いの射程について、理論的探求（1章～3章）と経験的研究（5章～9章）に分け、示していきたい。

まず、公共圏論からはじめ、NGO 運動の実践的課題に導かれながら、理論的探求を開始する。本論文が焦点を当てるのは、公共圏論の基盤理論としてのコミュニケーション理論である。コミュニケーション理論に対する批判的分析視点として「正当化」を提示する。

第1章で集中的に見ていくことになるが、従来、コミュニケーション理論に対する批判は、その規範性のみに向けられ、構成原理に向けられることは少なかった。本論文では、コミュニケーション理論が体現する現実性を欠いた理想を議論の俎上に挙げ、それらを克服する道筋を立てる。すなわち、本論文が提示しようとするのは、コミュニケーションに不可避的に介在する現実性としての権力作用である。第1章では、ホネットのハーバーマス批判を手がかりに、コミュニケーションにおける身体性への着目の理論的動向（シュッツ、西原）から、コミュニケーションにおける規範の権力性について、正当化という観点から検討する。そのうえで、第2章では、コミュニケーションと権力というテーマについて、特に他者性に焦点を合わせ、ホネット、およびジェシカ・ベンジャミンの理論を参照し、コミュニケーションにおいて、他者性が、関係における排除と倫理的救済を可能にする契機として存在していることを論じる。そこで捉えられる関係性は、一方で、「倫理的他者を排除する関係性」が成立し、他方で、「感性的に捉えられる他者性」が同時に成立している状況である。

次いで第3章では、NGO 運動と公共圏との関係性における問題状況は、第1章、第2章における理論的探求を参照すると、関係が「関係」としてカテゴライズされ、そのなかに封じ込められるという理論的知見によって把握されうるとして、フレーミング論を参考にしながら、これらの分析的概念の検討を試みる。そこで、NGO の失敗としてのフレーミングの中心と周縁の構成に言及し、中心的言説の形成に関わる正当化について指摘される。第4章では、それまでの検討に、フレーミング前提という概念を付け加えて、事例研究の分析枠組みを示し、本論文の事例の概要や調査概要を示す。

第5章以降は、理論的探求によって導出された NGO 運動の「正当化」の問題について、経験的研究を試みる。まず、第5章では、グローバリゼーションのなかの社会運動の分析視点を示す。ティリーによる社会運動の国際化、それを受けて展開されたタローによる機会構造としてのインターナショナリズムという社会運動の理論的分析視点を活かしながら、本論文の問題設定に併せ、グローバルな政治状況において運動が主体化を被る構造的な要因である「状況の定義」を導入して、トランスナショナルな活動を分析するための視点を検討する。次いで、事例編の各章の大きなテーマとして、G8 サミット（政治）、気候変動問題（科学）が取り上げられ、政治と科学をめぐる社会構造を背景として展開される NGO 運動を検討していく。第6・7章では、洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動を事例として、特に NGO の活動に焦点を当てて、NGO 運動の展開の様相を分析する。第8・9章では、環境問題、特に気候変動問題に焦点を当てて、気候変動枠組み条約 COP13（以下、COP13 と略称表記。）¹⁶をエポックとして活性化していった運動の様相を分析する。これらの事例編では、運動の連帯におけるフレーミングが正当化の対象として扱われ、正当化されたフレーミングとその周辺のフレーミングを分析していくことで、運動の連帯の諸相を検討していく。

ここで、本論文の議論の展開と各章の焦点について示し、本論文の見通しをつけておき

¹⁶ COP は、conference of Party の略。数字は、会議の回数を示す。COP13 や COP15 など登場頻度が多い場合は、略称表記を用いている。また、聞き取りのなかでも略称がでてくるが、運動参加者の間では、略称で呼ぶことが通常であるので、そのままにしてある。

たい。

表 序-2 本論の展開と各章の焦点

理論編	分析枠組みにおいて想定される運動の在り方	実証編
検討課題: 公共圏論再考		事例: NGO運動の「正当化」のメカニズム
コミュニケーション理論と「正当化」(第1章)		グローバリゼーションと運動 이슈の権力性(第5章)
コミュニケーションに介在する権力(第2章)	政治的(社会的合理性)に巻き込まれる運動の連帯	「政治」との関連性におけるNGO運動(第6・7章)
フレーミング論への応用(第3章)		「科学」との関連性におけるNGO運動(第8・9章)

本論文の展開は、大きく理論編と実証編に分けられ、つなぎの章において基本となる分析枠組みが示される。本論文の研究プロセスの特徴は次の点である。理論と実証との相互連関を目指し、かつその際に基本的な視点としての「理論化」がある。筆者がここで触れている「理論化」とは、社会学の「理論」という時にイメージされる狭い定義ではなく、西原のいう「理論化」と密接な関係性がある。西原は、社会学理論研究の意義について言及し、理論が、日常実践から科学的営為にまで広がる幅広いものであることについて論じている(西原 2010:52-79)¹⁷。こうした幅広い認識によって示唆されるのは、事実が解釈からは離れ得ないものであることであり、それが「理論化」の基本的な内実であると言える。西原によって示されているのは、科学研究を行う大前提としての目的を方向づける「理論化」があり、その方向に向かって、研究がおこなわれるというものである。研究の内実は、次のようなものである。社会現象の観察・記述に続いて、「分析、総合、解釈などの過程が、様態やレベルはさまざまであれ、一種の理論化の作業である。そうした作業を経て、一定の命題(言葉で整理したひとまとまりの言説)が生じたとすれば、それが——ここでも様態やレベルはさまざまであると述べておくが——理論となる」(西原 2011:63)というプロセスを辿る。これにも倣えば、本論文は、大きな問いとしての、「グローバル・イベント、グローバル・イシューに呼応して成功を経験した NGO 運動は、今後どこへと向かうのか」に向かって、各章における「理論化」を通じて研究を進め、運動言説のねじれへの問いにも答えていくことになる。

本研究を俯瞰すれば、NGO 運動の現在的課題としての「失敗」をテーマとして、理論編と実証編とで検討を進め、それぞれに「正当化」をキーワードとして、研究成果を「理

¹⁷ 西原が社会学研究の目的として大きく掲げているのは、「社会の現状をいかに適切に把握できるかを論じあい、競い合うと同時に、いかに未来の社会を構想していくのか」(西原 2010:140)ということである。本論の目的も基本的には方向性を共有するものであり、アドボカシー運動と環境運動、特に NGO グループの運動にテーマを限定した場合、適切な問いの表現として本論の大きな問いがあると考えている。

論化」された言葉で析出するというプロセスを辿る。理論編においては、運動の成功と結び付けられて論じられてきた公共圏論を「失敗」の観点から再検討する。実証編においては、NGO 運動の「失敗」を生じさせているだろう「正当化」のメカニズムについてフィールドワークと聞き取りを基としたデータから読み解く。これらの作業を通じて、各章で得られた正当化に関する理論的な「理論化」と実証的な「理論化」を俯瞰することができ、それらを終章で整理・総合することで、問いに答えていこうとするものである。この回答は無論、本論文の研究の範囲内で行うものであって限界を有するものであるが、同時に研究課題が示される。理論編の各章（第1章から第3章）、分析枠組みのモデル（第4章）、及び実証編のまとめ（第5章、第6・7章、第8・9章）ごとに、理論化の言葉をまとめとして記載し、それらを総合して、終章で再度検討し、本論文の知見を示すこととしたい。

以上のような社会学的研究の「理論化」を意識して、本論文の展開について述べると、理論編の第1章、第2章は、社会学理論において展開されてきたコミュニケーションに関する「理論化」を検討し、NGO 運動の「正当化」の分析にも活かすことのできる視点を析出することを試みている。続く第3章では、それらの理論的知見も参照しつつ、運動言説の分析の「理論化」を検討する。先行研究でもたびたび利用されている運動のフレーミング論を活用しながら、運動言説の「正当化」に関わる分析視点を析出していく。このように理論編では、単なる学説史的な理論研究にとどまることなく、NGO 運動の分析視点到に活かせるように、コミュニケーション理論の検討から出発して、運動理論（フレーミング論）の「理論化」についての検討にまで射程を広げ、議論を展開していく。そのうえで、第4章では、本論文が焦点とする運動の状況を整理したうえで、基本となる分析枠組みを提示し、理論編と実証編の「理論化」を橋渡ししていく。第1章～第3章を経て、第4章における実証編へのつながりをもって、実証編へと議論を進める。

実証編では、経験的研究を行い、第4章において示した NGO 運動の「正当化」に関する分析枠組みをモデルとして、事例編のデータを用いながら、演繹的に分析を進め、各事例における「正当化」のプロセスを検討していく。また、実証編の事例は、分析枠組みのモデルと完全に一致するものではなく、事例のフィールドワークを中心とする調査は探索的に行われたものでもあるため、「正当化」のモデルに示された基本的な概念図式を参照にしつつも、各事例に応じた分析概念を導入しながら検討を進める。具体的な検討については、各章に譲ることとし、ここでは、全体を見通すための「理論化」との関連について、さらに触れておきたい。第5章で検討するのは、グローバリゼーションと運動の関係性である。先行研究によって示された概念図式のセットを検討しつつ、グローバリゼーションのなかで政治的（社会的合理性）に巻き込まれていく運動の状況を「理論化」することを試みている。また、第6章～第9章では、NGO 運動と G8 サミットを中心とする「政治」、気候変動問題をめぐる「科学」との関係性、第4章で示した分析枠組みと第5章で検討した概念図式のセットを活用した運動の「正当化」のプロセスと帰結、以上について検討をする。この検討の際にも「理論化」は意識されており、「正当化」のプロセスと帰結において作用している現象の「理論化」を試みている。

実証編について付言をしておく、本論文では、このような「理論化」が意識されてい

るが、無論各章や事例の分析においては、社会学的な経験研究を行っている。各章や事例の各テーマに関連する実証研究との関連性についても各章でその都度言及していく。

以上のような、理論と実証の相互関連を試みることで、NGO 運動の「正当化」のメカニズムを分析する。終章では、本論文全体を通した「理論化」によって得られた知見を通して、①NGO 運動の「正当化」のメカニズムの様相と帰結について整理し、運動言説のねじれについての問いに回答し、②さらに序章の第1節でふれた、より上位の問いである、「グローバル・イベント、グローバル・イシューに呼応して成功を経験した NGO 運動は、今後どこへと向かうのか」についても、本論文の研究成果を用いながら論じ、今後の理論的検討課題、実証編の課題について述べていくこととしたい。

第1章 公共圏をめぐる社会理論的課題への社会学的アプローチ

——コミュニケーション理論の批判的分析のための視点としての正当化

第1節 公共圏・コスモポリタン・権力——ハーバーマス批判を軸にして

本章では、ハーバーマスの理論から展開された公共圏論に着目し、それへの批判的言説を踏まえて、権力の問題に焦点を合わせていく。公共圏をめぐる社会理論的諸課題については既に指摘されているが、ここではそれらに対する社会学的アプローチとして、相互行為論の文脈から「正当化」をキーワードに、ハーバーマスの理論的展開の基盤であるコミュニケーション理論に対する批判的分析視点を析出していききたい。そのことによって、正当化がコミュニケーションにおいてどのように生じているかについて検討していききたい。

本節では、権力との関係に着目し、公共圏をめぐる議論を批判的に検討する。まず、ハーバーマスの公共圏論を概観し、批判的観点についてもまとめたうえで、本章における論点を提示したい。ハーバーマスはかつて公共圏について次のように述べた。公共圏は、国民が行う討議を通じた意見形成や意思形成が実現しうるためのコミュニケーションから成り立ち、民主主義の根本概念である (Habermas 1990=1994:xxx)。またここで課題とされたのは、討議への参加を通じた「同意の可能性」という地平の中での討議倫理であった (Habermas 1990=1994:xxxi)。

ハーバーマスは、討議倫理について、討議を通じた規範的な妥当性要求の実行に関わっているととして、妥当性要求が掲げられる言語行為を普遍語用論として展開した (Habermas 1983=1991:97-98)。ハーバーマスの公共圏論に対しては、主に2つの観点から批判的展開がなされている¹⁸。ひとつは、ハーバーマスの公共圏像の問題であり、もうひとつは、普遍語用論に対するものである。ハーバーマスの公共圏像は、ブルジョワ的市民だけを念頭においており、性差や民族、人種に対する配慮に欠けており、そして過度に規範的だという点、また制度的基盤を無視しているとの批判がなされている。また、普遍語用論には、人間行為の身体的側面が考慮されていない点が指摘されている。こうした批判の様相を受けて、本論文では、公共圏がいまやグローバルに展開しつつあること、そしてその場合にもまたハーバーマスの公共圏論の展開には批判されるべき点があることを論じていきたい。特に後半では、ハーバーマスの公共圏論の基盤を成す、普遍語用論を中心とするコミュニケーション理論に絞って検討を進めていく。

NGO を中心とするコスモポリタンたる市民のグローバル、あるいはトランスナショナルな活動は活発であり、実践的にも研究対象としても広く知られる事例が生まれ (Klien 2000, 北沢 2001, della Porta, Mosca & Reiter 2006, della Porta 2007, 2008, 2009)、その可能性を議論する思潮は国際政治学や社会運動論、社会理論の領域で続いている (Boli & Thomas 1997, Delanty 2000=2004, Smith 2002, 2005, 2009)。そうした議論のなかには、ハーバーマスに由来する公共圏概念と結びつけて議論する論者もいる。例えば、ジェラルド・デランティは、様々な利害組織・国際 NGO・市民運動が行うロビー活動がインフォーマルな公共圏を形成し、国民国家を超えた政治的コミュニケーションを発展させる可能

¹⁸ 前者は、例えば、キャルホーン編 (1994=1999) やクロスリー (2005=2008) で展開され、後者は、例えば、ホネット (1985=1992) やクロスリー (1996=2003) で展開されている、

性について論じている (Delanty 2000=2004:234)。ここで想定されているのは、リスク社会における正統性の危機を背景とした事柄 (エイズや BSE、放射能、クローン化といったバイオテクノロジー、医療倫理、遺伝子組み換え食品と神経病理学等) である。こうした事柄に対する否定の声が重要性を増し、ますます運動が社会的調停者としての役割を担いつつあることに注目しているのである (Delanty 2000=2004:233)。デランティは、「討議を通して構成されたコミュニティに根差したコスモポリタニズム」 (Delanty 2000=2004:279) を提唱する。しかしながら、アンデリュウ・ドブソン は、こうしコスモポリタニズムを対話的コスモポリタニズムと呼び、現在までに目覚ましい成果を上げていないことを理由に、次のような批判を述べる。「私の反論は、簡単に言えば、多くの対話をしたからといって、どのように義務を果たすのかという問題に対して明確な答えは決して出てこないということである」 (Dobson 2003=2006:32)。ドブソンは、対話に対して義務を伴う正義を検討し、例えば南北問題の解決について、北の先進諸国から南の途上国に対する一方的な補償を行うべきだと主張している (Dobson 2003=2006:39)。

このように、ハーバーマスの公共圏論にも影響されたグローバルな、あるいはトランスナショナルな市民社会論は、批判に晒されている。それらを整理するというならば、1989 年の東欧革命に触発されて議論が活性化した「グローバルな市民社会」やその周辺をめぐる批判の焦点のひとつは、市民社会の名に相応しい現実がそこにあるのかということであった (Clark et.al.1998, Baker 2002, Tilly 2004, Beck 2002)。批判的言及のひとつの中心は、グローバルな市民社会に肯定的な議論が見失いがちなのは、その構成における排他性であり、グローバルな市民社会は、予め、様々な他者を排除している、ということであった。その象徴が運動の担い手であるコスモポリタンであった (Beck 2002)。

以上のような討議や対話による民主主義の活性化に対する批判はシャンタル・ムフにおいて、より痛烈である。ムフは、『政治的なものについて——闘技的民主主義と多元的グローバル秩序の構築』 (Mouffe 2005=2008) において討議的民主主義のモデルが、敵対性 (antagonism) に対して盲目的であり、暴力や攻撃性が徐々に消滅に向かうことを想定した楽観的なものであると批判し、「人間の社交性の両義的な特質や、あるいは互酬性と攻撃性が分離し得ないという事実を認める人類学に基づいて民主主義のプロジェクトを構想すべきである」という「闘技的公共圏 (Agonistic public sphere)」を提唱している (Mouffe 2005=2008:11-16) ¹⁹。ハーバーマスの議論に権力概念がないことを批判するこのような議論は、アクセル・ホネットにおいても既に見られるものである。

ホネットは、ハーバーマスによる議論の難点を「システムと生活世界の分断」に見ていた。ハーバーマスにおいて公共圏の形成は、システムによる生活世界の植民地化を是正するものであった (Habermas 1981 Bd2=1987:329)。しかしながら、「システムと生活世界が歴史上相互に分断されるのは、『社会的なるもの』が、一方では目的合理的に組織された領域へ、他方ではコミュニケーションを通じた再生産される行為領域へと分極化されるこ

¹⁹ ハーバーマスのほかにも、ベックやギデンスに対しても再帰的近代化を背景に展開する彼らの理論が、政治における敵対性 (ムフは対抗者と概念化している。) を失わせているとして批判している (Mouffe 2005=2008)。例えば、次のような記述がある。「ベックもギデンスも再帰的近代という段階においては、『民主主義の民主化』が、対抗者を定めなくても到来すると信じている」 (Mouffe 2005=2008:75)。

とによってである」(Honneth 1985=1992:328) とホネットは指摘し、一方で、目的合理的行為によって構成される「規範から自由な権力の領域」と、他方で、コミュニケーション的行為によって構成される「権力から自由な規範の領域」を想定してしまうということを経験点とした。ホネットは、そこで、権力と規範を包含する領域を構想し、ヘーゲルのイェーナ期の草稿を参考に「承認をめぐる闘争」としての社会理論を展開する(Honneth 1992=2003)。ここでは、さらにホネットの権力観に言及し、公共圏と権力について検討していきたい。

ホネットは権力をどのようにみなしているのだろうか。ホネットは、権力作用を「不可視性(Unsichtbarkeit)」という言葉で表現している(Honneth 2003)。例として白人－黒人の関係性やブルジョワ市民社会の原型である宮廷社会における主人と使用人との関係性に着目し、日常的な振る舞いに関する先行研究(Ellison 1952, Durr1988)を参考にしながら、白人にとって黒人が、主人にとっての使用人が、人権を持った存在としては「見えないこと」になっているとして、不可視性が権力作用の基本的現象であるとした(Honneth 2001→2003:10-11)。ホネットが構想しようとしているのは、認識論における「承認－不承認」の関係とそれを境界づける権力の機制の解明である。不可視であることは、「承認が結び付けられる人間の知覚能力のゆがみ(Deformation)の結果なのである」(Honneth 2001→2003:27)とする。ホネットは、権力について、「社会秩序は……社会的な権限が非対称的に配分されている限りで、社会的闘争というメディアを通じたコミュニケーション的連関である(Honneth 1985=1992:383)としている。ホネットにおいて、権力は、不可視性と権限の非対称な配分によって成立しているとみることができるであろう。

こうした視点について本節の文脈に沿っていえば、公共圏は、「闘争としてのコミュニケーション」(伊藤 2005)のなかにあるのであり、そのコミュニケーションは、主体=Aの持つ権限、主体=Bの持つ権限の非対称な連関であるだけでなく、主体と主体のあいだにおける知覚の次元での振る舞いの現れだと考えられる。ここでの問題は、権力の強度や強さではなく、権力の背景をなしている権力作用の解明である。この点において、ホネットの貢献を「権力言説の作用と構造」、および「権力言説の脱構築」とみなすことは、本論文にとって有効である(伊藤 2005:24-25)。伊藤の指摘も踏まえれば、ホネットの知覚と言説に関する議論は、言説の非対称性、すなわち、ある問題に関して、ある特定の言説だけが議論され、ほかの言説は取り上げられないといった状況を検討するための理論的視点を提供している。この点は、ふたたび第2章、及び第3章で取り上げることとする。

ここでは、ホネットによって示唆された権力への視点を参考に「権力と批判」という論点に対する本論文の視点について述べていきたい。

第2節 「権力と批判」に対する本論文の視点——「現実の」公共圏を背景として

ホネットにおける権力と批判に対するスタンスを確認した後、現実の公共圏に関する叙述から示唆を得て、ハーバーマスの公共圏論の見直し方について整理していきたい。

ホネットは、「批判的社会理論の位置づけのために」という副題をもった論文(Honneth 1994 → 2000:88-109=2005:93-119)のなかで、批判的社会理論における規範の位置づけ

について述べている。「規範的批判の形態は、そのまま同時に、学的反省に先だつ審級（Instanz）についてその在処を示すことができ、その固有の批判的視座は、学的反省に先立つ審級のなかにこそ、経験的関心、あるいは道徳的経験としてその在処を結び付けられているのである」（Honneth 1994 → 2000:88=2005:94）。ホネットにとって批判的視座は、学的反省に先立つ審級——日常的に行われている人間行為と既存の社会秩序——、に内在するものである²⁰。ホネットのいう批判とは、社会的現実のなかから紡ぎだされるものである。このことをまず確認しておきたい。

前節において、公共圏論をめぐる状況を確認したが、ハーバーマスの公共圏論は一定の評価を受けるに至っている。すなわち、ハーバーマスの公共圏論は、現実的には否定されるべき側面を持っている。本論文はこのような公共圏の理論と現実のギャップは、公共圏論を含む社会理論が引き受けるべき課題であると考ええる。ハーバーマスのいう理論的展開とは別の理論を持ちだして、それを公共圏論だということもひとつの展開であるが、それでは、ハーバーマスの公共圏論が持つ、現実に対抗する規範的な側面を全否定してしまうことになりかねないし、かつ、別の理論的展開が結局のところ、理論的理想を背景とした公共圏が形成されることによる現実の改善を意図しているのだけであれば、ハーバーマスの公共圏論の問題と同様の問題を抱えることになってしまう。というのも、ハーバーマスのいう公共圏論の問題点は、ホネットによって批判されたように、理論的理想と現実を切り離している二元論的な構成にあるからである。

ホネットによって示唆されたのは、次のような二元論的構成の問題点である。一方に改善すべき既存の社会秩序を、他方に改善の根拠となる活動が対置されることで、相互の対抗関係から社会の改善が見込まれるという二元論的構成である。これらに対する本論文の問題意識は、改善の根拠となる活動によって、既存の社会秩序に対抗する公共圏が形成されるという論理構成が、現実の公共圏の状況に対応しきれていないということである。現実の公共圏は、ハーバーマス批判に現われるように、排他的な、いわば「ニセ」の公共圏として機能しているという側面がある。たとえば、新自由主義的経済状況における公共圏の民営化という事態にそうした側面は、鋭く現われる。「近年、公的に開かれた場所を有料化し、サービスとして市民に提供するという動きが目立つ一方で、こうした有料サービスを、企業が営利目的で下支えするという事例が出てきている」（鈴木 2007:69）。ここで指摘されているのは、公共空間が予め選ばれた人だけに提供されるという仕組みである。料金を支払えない人々は、その空間から容赦なく排除される。この現実が示唆しているのは、「用意される」公共圏というべきものである。民営化によってもたらされたのは、経済的優位性という数量的に判断できる指標によって、公共圏を境界づけることである。本論文がここから示唆を得るのは、公共圏の事前的構成という事態が確認されることである。このような公共圏の事前的構成は、運動の展開にも見られるものである。次にある運動者の

²⁰ この点について補足しておけば、日常的に行われている人間行為として、ハーバーマスにおいて示された言語行為論ではなく、身体への着目を通じた行為論的承認論の展開がなされる。既存の社会秩序における審級の探求については、「承認論の基礎づけ」論文のなかで、「既存の社会秩序を超えて繰り返し刻印される社会過程の事実性のなかの審級を見出すこと」（Honneth 2003:282）を企図し、近代社会における道徳的な拘束力の諸形態として「愛・法・連帯」を示したとしている。ホネットのいう、人間行為については、第2章第2節、既存の社会秩序については第2章第1節も参照されたい。

嘆きは着目に値するものである。

目指すべき国家と世界の理念というものは、結局、大国、権力者が打ち出すものになってしまっている（稲場の発言からの引用 → 稲場・立岩 2007:150）。

ここで指摘されているのは、運動が主体的に行動することの制約であるが、本論文の視点から重要であるのは、「目指すべき国家と世界の理念」が国家に対抗して打ち出されているにも関わらず、結果として権力者のいいなりになってしまっている運動の姿である。ここに公共圏を開こうとする運動者の苦悩がある。この苦悩が、公共圏をめぐる社会理論的課題を現実的に表現するものであると捉えることができる。公共圏をめぐるハーバーマスの展開の限界は、この苦悩に対して理想を示すだけに留まることである。理想を示すだけではなく、現実の理論的構成や経験的観察を行うことで、実践的に突破口を見出すことが必要であろう。

運動の実践者が苦悩している理由は、いくら主体的にふるまったとしても、権力に絡め取られてしまう現実があることである。権力者によって都合のよい言説とそうではない言説が選別されたうえで、公共圏における 이슈が定まり、それに対して運動は働きかけられているというケースも想定できるだろう。実際には、運動の言説のすべてが権力者のそれとイコールかどうかはケース・バイ・ケースであり、本論文でもその点については検討していくが、ここで確認しておくべきことは、公共圏に閉じ込められた言説空間が存在するという点である。

ここで再度、ハーバーマスの公共圏批判について確認し、本論文における公共圏論における視点を示しておきたい。ハーバーマスの公共圏の実践的批判を適切に示したものとして以下のようなものがある。

ハーバーマスの公共圏に関わる議論が見落としているのは、公共圏の制度的な前提に、選別主義や排他性、抑圧が存在するという点である（Eley 1992:321、傍点は筆者による加筆）。

ハーバーマスにおけるコミュニケーション理論の展開による公共圏の形成は、すべての人々に開かれたものではなく、むしろ反対に、人々の締め出しの温床になっているということが指摘されている。

このようなハーバーマス批判に対して想定される理論的展開には次のようなものがあると考えられる。一方で、さらに、より開かれた可能性を求める理論的理想を追い求める方向性と、他方で、どのようにして締め出されているのかというシビアな現実の分析を進める方向性があると思われる²¹。そうした動向に対して、まず本章では、理論的な展開においていかに現実認識を織り込むかという点に焦点を合わせ、公共圏論批判に対する社会的アプローチを提示したいと思う。

²¹ 前者において想定されるのは、アーレントによる理論的展開（Arendt 1958=1994）であり、後者の例としては、『ネオリベ化する公共圏』（桂・花咲編 2006）が典型例である。

本論文全体では、公共圏に封鎖された言説空間と運動との関連について分析していくことになるが、次いで、ハーバーマスの公共圏論の理論的課題についてさらに検討を進めるため、ハーバーマスの公共圏論の基盤をなすコミュニケーション理論について、権力との関係性から考察を進めていきたい。

第3節 コミュニケーションと権力——正当化への問い

ハーバーマスの公共圏論の基盤を成すのは、普遍語用論に基づいたコミュニケーション理論である。ハーバーマスのコミュニケーション理論の内実やその後の展開については先行研究で論じられているが²²、本論文で着目しておきたいのは、その規範的性質である。ハーバーマスのいう公共圏の形成は、コミュニケーションの実践に付随する規範的性質によって担保されているものである。たとえば、ホネットによる次の説明をみてみよう。「ハーバーマスが示そうとしているのは、コミュニケーション的行為の遂行に際しては、当の主体が意識するかしないかに関わらず、不可避免的に妥当性をもつ、普遍的な合理性の基準が入り込んでいるということである」(Honneth 1985:310-311=1992:355)。ホネットの解説に現われているのは、コミュニケーションすることによる、それ自体に随伴する規範的性質である。ここで指摘される、普遍的な合理性の基準とは、ハーバーマスにおいてはコミュニケーション合理性として概念化され、生活世界の植民地化に対抗する性質として、また公共圏を作り上げる中心的な要素として構想された (Habermas 1981 Bd2=1987:329)。ハーバーマスはさらにコミュニケーション合理性について、言語規則の観点から、発話者相互に立ち現われる妥当性要求についても言及し、3つの妥当性要求(真理性要求、正当性要求、誠実性要求)について検討し、それらが満たされることを規範的性質の要件として考えていた (Habermas 1983=1991:97-98)。ハーバーマスの理論的展開を考えると、ハーバーマスもちろん、コミュニケーションすれば、規範的になることができるといった単純な図式を考えていたわけではないが、少なくともコミュニケーションすることによって何らかの規範的性質が期待できる、と考えられていたとまでは言えるであろう。ハーバーマスの公共圏に対する批判的言説の要点は、ここにあると考えることができる。つまり、コミュニケーションさえすれば、「素朴に」規範的性質を期待できるという命題に集約されてしまったときに、「現実」の公共圏における、コミュニケーションすることによる権力の作動という事態を把握しきれていないということになっていると考えられるのである。ここで、コミュニケーション理論に関する別の展開を示して、コミュニケーションにおける権力の問題を考えるための対案を示していきたい。

ところで、ホネットがハーバーマスに対して批判的視点を見出したのは、ハーバーマスにおける「システムと生活世界の分断」であることを指摘したが、このような制度的側面に対する批判的視点のほかにも行為論的視点からの批判もある。ホネット自身の議論の具体的展開については次章で見ていくこととしたいが、ここでは、ホネットのハーバーマスに対する行為論的側面に対する批判的視点を確認していきたい。

本節でも引用した、ハーバーマスにおける言語行為論を軸とした、コミュニケーション

²² ハーバーマスに関する先行研究は多数存在するが、ここではホネット理論との対照も試みられている、日暮・永井編(2003)を挙げておく。

に随伴する規範的性質という理論的展開について、ホネットは不満を持っていた。ハーバーマスは人間行為を言語規則の分析へと一面化してしまっているので、社会的行為の身体的・肉体的 (leiblich-körperlich) 次元を視野に収めることができなくなっている (Honneth 1985=1992:355)。ホネットがここから考えるハーバーマスの難点は、言語規則の合理化の過程は、人間行為の意図によってはっきりと担われているものではないのに、そうした言語規則の合理化に批判可能性を担わせていること (Honneth 1994 → 2000:97=2005:103-105)、また、人間がその社会化過程において道徳的経験を帯びる前言語的な次元を考察しえなくなってしまうということである (Honneth 2003:284)。ホネットは、道徳的経験について、前言語的・身体的次元を含めさらに考察を進めている。

そこで、本章の締めくくりに、コミュニケーションにおける身体的次元への着目について検討することで²³、コミュニケーションと権力に関する本論文の視点、及び正当化概念との関連について確認したいと思う。

ここで取り上げるのは、アルフレッド・シュッツの象徴化論と西原和久の制象化論である。ハーバーマスにおいて展開されたコミュニケーション理論は、社会学理論においては相互行為論ともいうことができる領域にある。ハーバーマスも参照にしながら十分には検討されることがなかった社会学理論家に、シュッツがいる。シュッツの行為論の文脈には本論文でも参考にできる部分がある。シュッツの身体への着目の指摘にはいくつかの段階が存在するが²⁴、ここでは、経験と体験の区別による身体への着目について検討し、その文脈における象徴化論の展開についてみておきたい。シュッツは、最晩年に『生活世界の諸構造』と題された著作を計画していた²⁵。そのうち、アメリカ圏の哲学者とのやりとりのなかで、英語の Experience に、独語の経験 (Erfahrung) と体験 (Erlebnis) の意味が混同されていること、区別されていないことに気づき、明確に経験と体験を区別して論じようとしていた。ここで、シュッツにおいて体験は、完了された行為によってもたらされる経験とは区別され、かつ進行中の行為を意味し、身体の動きを把握するための概念として構想された (Schütz 1958 → Schütz & Luckmann 1984)。

さらに、象徴化の理論的背景となる概念である「間接呈示」とともに、次のように体験について言及された。超越の体験があらゆる間接呈示を基礎づける (Schütz 1958 → Schütz & Luckmann 1984:345)。ここでいう「超越」とは、私を超えてた存在であり、それであるがゆえに、象徴的にのみ把握される事象のことを指す。シュッツは、「超越の体験」の例として、「眠りと目覚め」、「立ち去り」、「他者」を挙げた (Schütz 1958 → Schütz & Luckmann 1984:345)。そして、相互行為の意味が当の行為者に把握される事態を、象徴化という概念によって捉えようとした。シュッツは、象徴化によって、まさに進行中の相

²³ このようなコミュニケーション、あるいは相互行為論といった方が良いが、この文脈での身体的次元への着目について学説史的に考察した松尾 (2011) も参照のこと。本論文では、このような学説史的考察ではなく、コミュニケーション理論への批判的視点として、「正当化」に焦点を合わせた論理展開を試みている。

²⁴ 例えば、矢田部 (1998) におけるワーキング論における身体への着目の指摘、本章でも言及している西原 (2003) における後期シュッツにおける身体への着目の指摘などである。

²⁵ シュッツは最晩年の 1958 年に、新たな著作の計画をしていた。1959 年のシュッツの死後、弟子の Luckmann によって、その著作の草稿が付録についた『生活世界の諸構造』(Schütz 1958 → Schütz & Luckman 1984) が出版されている。本章で用いているのは、付録の草稿である。

互行為における関係性が、「～として」把握される事態を表現する。「家族の住んでいるところ」は、一方で、成員相互にとって共通の状況として経験される。他方で、そうした家族関係はそれ自体、つまり「家族」は、ラレスやペナテスといった神々に守られる場としての意味をもっている (Schütz 1958 → Schütz & Luckmann 1984:365)。シュッツ理論においては、〈進行中の相互行為—それらの象徴化的な把握〉という連関が指摘される。シュッツのなかにこれ以上の展開をみることはできないとしても、象徴化がすぐさま規範的な性質を伴わないということから、コミュニケーション、あるいは相互行為が即時的に規範性の現出を促すといった論理に対して、一定の距離化を図ることができるであろう。

さらに検討を進めるならば、シュッツ理論にも導かれながら、相互行為と権力との関係性を示したものとして、西原 (1998,2003) がある。西原は、相互行為における身体の役割に着目しながら、対人的文脈における新生児における泣きの感染や同調行動を取り上げ、「新生児は他者と共振・共感しながら発生論的な相互行為を取り結ぶ」(西原 1998:56) ことを指摘する。また、新生児の「指さし」を媒介とする三項関係にも言及し、象徴の発現を見ていく。「いまここにある指先ではなく、その指先が指し示すそこにあるモノを媒介に、情動的な一体化を共観＝共感する」(西原 1998:58) ことを強調し、「いまここにはないモノという第三項 (西原 1998:58)」が、象徴的に相互行為に発現してくるプロセスを示す。

さらに西原は、相互行為と制度というテーマにおいて、「制象」という概念を示しながら、次のように述べる。相互行為において一定の役割を担うようになる、自己類型化に焦点を合わせて「人は、相互行為を、身体物理力＝暴力を中心とするサンクションを基底に、正当なものとして制象拘束的に行う」(西原 1998:66、傍点は原文どおり) とした。制象とは、制度とは区別されて用いられ、言語に代表される象徴を媒介として把握される制度的事態を指している。本論文がこの文脈に着目するのは、相互行為のプロセスにおける力の発動と相互行為の正当化が指摘されているからである。西原はより具体的に分かりやすい例も示しているのでそれも参照しておきたい。「たとえば母子関係においては、制象世界を“内面化”している母親という成人との相互行為ではあれ、子供の誤った行動や言葉は、周りの者によって訂正され、見本の模倣を強いられ、“正しい”振る舞いと言い回しを強要される」(西原 1998:66)。母子関係における相互行為に、強制力を伴った正当化作用が入り込んでいることが指摘されている。そしてこの場合は、正当化された振る舞いは規範としても機能する。このようなコミュニケーション、あるいは相互行為における権力性、そしてその行為、振る舞いにおける正当化作用こそ、ハーバーマスの公共圏の基盤理論に欠けているものであると考えられる²⁶。ハーバーマスの生活世界論には権力の概念がないという風にもいうことができるであろう。ここで確認すべき事態は、コミュニケーションにおけるモノやコトの認識の成立における正当化の介在である。

コミュニケーション、あるいは相互行為における身体への着目においてみられるのは、

²⁶ 西原においては、正当化が成立する要件として、身体物理力＝暴力を中心とするサンクションが起動要因に置かれていることには留意が必要である。本論文においては、十分に検討しつくせない要素となるが、正当化に巻き込まれていくことの「なぜ」を解く鍵概念としての身体物理力＝暴力の存在を指摘しておくこととしたい。

行為が規範とは切り離されていること、そして、むしろ規範が行為を拘束する側面があることである。本論文が着目するのは、規範が行為を拘束するような側面であり、それを正当化という概念によって把握できるだろうということである。

ついで、このようにしてみだされた行為と規範との関係性が、自己と他者の間での認識レベルでどのように定着していくかについて検討していきたい。次章では、NGO 運動の実践的課題と絡めて、コミュニケーション理論と権力に関する理論的展開について示していく。これらの理論的把握は、本論文の後半でみていく、運動のふるまいの現われとしてのフレーミングを把握するための理論的基礎として活用されるとともに、終章で、経験的研究の成果から公共圏における権力性を再検討する際にも活用されるものである。

第1章のまとめ：コミュニケーションの成立基盤には身体や体験というレベルが存在することが確認された。また、コミュニケーションのプロセスにおけるモノやコトの認識レベルには、正当性が付与されるプロセスが存在する。さらに、正当性が付与されるプロセスには、一定の強制力が働く。この作用がコミュニケーションにおける権力性の源泉となる。

本検討によって確認すべきは、行為と正当化との関係である。行為それ自体に正当化の契機が孕まれていることがポイントである。NGO 運動において想定されているのは、行為（本論文では、フレーミングとも言い換えることができる）によって既存の制度や政策を支えている正当性を揺るがし、新たな規範を作り出そうとすることであるが、本章の検討から導かれる理論的想定は、何らかの正当化を伴わない行為は存在しないと言っても良いということである。行為と規範との関係でいえば、行為が正当性を揺るがす新しい規範を作り出す側面だけではなく、行為が、正当化作用に伴う規範によっても拘束される側面にも着目する必要があるということである。

第2章 公共圏的コミュニケーションと権力——他者性・知覚・承認

第1節 他者の排除をめぐる現在の課題——権力に吸収される NGO 運動

本章では、コミュニケーションにおける正当化の影響力について、「他者性」をキーワードにして検討していく。前章では、コミュニケーションの成立時に正当化が入り込んでくる様相を見てきたが、ここでは、その知見を背景に、他者認識や他者との関係形成における正当化の影響力、すなわち関係性における権力的なるものの様相について検討していきたい。

NGO 運動の展開において、「他者との連帯」は要になるものである。運動の展開において支持を広げていくことは重要であるし、また人権問題など直接的に他者につながり、関係性を保持することで運動の目的が達成されていくような活動領域もあるからである。しかしながら、序章や第1章で指摘したように、運動の展開において実際には、他者との連帯ではなく、排除が起こっている場合がある。ハーバーマスの想定のように、他者を包摂する公共圏を形成するはずのコミュニケーションにおいて、なぜ他者の排除が生じてしまうのかについて、他者性をキーワードとして本章では検討してみたいと思う。そのことによって、他者性が正当化を揺るがす基盤というだけではなく、正当化を成立させる基盤ともなっていることを確認していきたい。

NGO 運動の実践的課題へのアプローチも、他者との連帯だけでなく、他者の排除の検討にあると考えられる。NGO は、蹂躪された人権や環境汚染された社会を改善すべく、実践的活動に乗り出す。そこで考えたのが、アドボカシー戦略であった。NGO は、実践的に解決すべき途方もない現実直面し、ひとりひとりを助けることや目の前の課題を解決することと同時に、政策的にその現実に対処することを試みてきている。結果的には、冒頭で確認したような成功を収めつつも、しかしながら何ら影響を与えることのできない現実の側面が残った。ここで NGO 研究においては、NGO にさらなる自律性を求める研究上の提案があり、また実践への呼びかけがなされているが、本論文が提案しているのは、政策と実践をつなごうとする動きへのアプローチではなく——もちろん、それが実践において必要であることは認め、かつ筆者自身も現実的には参画できる限りしているが——、政策的言説と実践が切り離されてしまったのはなぜかを問うということである。次の稲葉の発言に見られるのは、自律性を求めることへの苦悩である。「[政策的言説を追い求める NGO 運動は]ロングタームな、どういう世界を目指すのかというその理念のところに関して、より大きなレベルで社会の変革を訴える運動と対話をしながら、ありうべき世界像をしっかりと作っていかないと、権力に吸収されてしまう危険性があります。このリスクというのは、凄く考えなければならないところです」(稲葉の発言からの引用 → 稲葉・立岩 2007:149、[]内は筆者による加筆)。稲葉のいう大きなレベルでの変革理念の共有が解決策になるかは別にして、この苦悩に研究的課題をもって向き合うとすれば、なぜこの苦悩—すなわち、政策的言説と実践との分離—が生じているのかを断面的にでも明らかにすることであると考えられる²⁷。本章で見えていくのは、この点に関する理論的基盤で

²⁷ 稲葉自身も述べるように、仮に政策が実現したとしても課題が山積することが予想される。次の発言

ある。問題は、他者との連帯をしているはずの活動において、なぜ他者を排除してしまうのかである。

ここから、ホネットにおける他者の位置づけを確認し、そこにおいて何がさらに問われるべきかについて検討していきたい。まず、ホネットの展開する「承認をめぐる闘争」における批判について概観していきたい。『承認をめぐる闘争』(Honneth 1992=2003)においてホネットが示したのは、社会的病理として「尊重の欠如²⁸」が生じた場合に、それを契機として、抵抗や闘争が発生し、そして剥奪の諸段階(暴力的抑圧、権利手の剥奪、尊厳の剥奪)に応じて、それぞれの回復に対応する「愛・法(権利)・連帯」という3つの承認形式による相互承認関係が達成され、社会の規範的發展がなされるということである。そうした過程が「承認をめぐる闘争」である。ホネットにおいては、連帯は、愛・法における承認形式を包含するものとして構想されている。また、批判の契機は「尊重の欠如」という事態の発生によって生じることが確認される。ホネットは、そうした「尊重の欠如」を感受するものを「正義の他者」として概念化している。

ホネットによれば、「正義の他者」とは、「人間の気遣い(menschliche Fürsorge)」の対象であり、それらが不正からわれわれを救う手立てだということである(Honneth 2000:133-170=2005:145-185)。ホネットがここで定義する正義の他者とは、具体的な人間というよりは、人間に行使された不正を感受する、いわば不正の感受性を体現するものである。この正義の他者のことを、他者性の特質とした場合、次のような論理構成に留意が必要である。1) 関係性において立ち現われる、不正という現象に対する感受性としての概念である点、2) したがって、正義の他者が「人間の気遣い」であるということは、不正への是正に関わる主体-客体の関係性に属する特性であるという点、である。ところで、ホネットは、正義の他者の概念化にあたって、レヴィナスのいう他者性を参考にしていた。たとえば、正義の他者の性質について論じる際に、レヴィナスの他者の顔の議論を参考に次のように述べる。

他の人格の『顔』を目の前にして、我々は、その人を直接的に助け、死活にかかわる問題を克服するよう義務付けられているのである(Honneth 2000:161=2005:174)。

は着目に値するものである。「ミレニアム開発目標が2015年までに達成されればそれでよいという話になるかどうか。ミレニアム開発目標のなかの最大の目標は、2015年までに1日1ドル以下で生活している人間、あるいは飢餓状態にある人たちを半減するというものです。ところが、半減を達成しても、残りの半分は以前よりも貧乏になっているかもしれない。ミレニアム開発目標がすべてを解決するわけではないのです。さらに2015年になったときに、予想しうる危険性というのは、フランスなりヨーロッパの国々、あるいは米国が、主観的にはたくさんのお金を動員して貧困の克服・開発を一生懸命してあげたのに、2015年になってまだ達成できていないのは、途上国の自己責任だ、ということに転化してしまうかもしれない。2015年以降の貧困については途上国の責任だとか、われわれの植民地主義の責任は2015年までの努力で清算されたのだ、などと言い出しかねない。こうしたものにどう立ち向かうかということです」(稲場の発言からの引用 → 稲場・立岩 2007:149)。

²⁸ ここで、「尊重の欠如」という用語について説明を加えておきたい。「尊重の欠如」の言語は、*Mißachtung* であり、「*Achtung* がないこと」を現わしていると捉えることができる。ホネットは、承認の核心として尊重(*Achtung*)という概念を提示していること(Honneth 2001 → 2003)を考えると、承認と承認のないことが、「*Achtung* と *Mißachtung*」によって表現されていると考えることができるであろう。この訳語については、別の案「無視すること」、「シカトすること」なども文脈によっては検討すべきである。この訳は藤野が「尊重の欠如の社会的ダイナミズム」論文(Honneth 1994 → 2000=2005:93-119)の訳稿で採用している。この点については、後段の本章第2節も参照のこと。

この箇所の記述は、レヴィナスによる、「顔と倫理」についての議論を参考にしたものである。レヴィナスは、次のように、他者の顔が自己に対して倫理的な存在として絶対的にあることを示した。「〈他者〉が私に対置するのは、だから、より大きな力——計量可能で、したがって全体の一部をなすかのように現前するエネルギー——ではない。全体との関係において、〈他者〉の存在が超越していることそのものである。〈他者〉が対置するのはどのような意味でも最上級の権力ではなく、まさに〈他者〉の超越という無限なものである。この無限が強いのであって、〈他者〉の顔としてすでに私たちに抵抗している。この無限なものが〈他者〉の顔であり本源的な表出であって『あなたは殺してはならない』という最初のことばなのである」(Levinas [1961]1984:173=2006[下]:41)。レヴィナスにおける他者の顔の議論は、他者の持っている絶対的な特質として概念化され、他者性というテーマのもとに論じられてきている²⁹。ホネットは、レヴィナスの顔の議論を参照に、コミュニケーションにおいて立ち会われる倫理性、ホネットの用語でいえば、「正義の他者」を見出し、近代社会において、それらが契機となって漸次的に正義が達成される可能性を示唆した。

ここで、この記述に代表されるような他者の性質を、先行研究同様に、他者性というのであれば、本論文は、他者性について次のような問いを持っている。すなわち、他者性の現出ではなく、他者性がいかに排除されているかを問うことである。

ホネットにおいて、正義の他者に関わって現出する関係性が、「承認」関係論によって展開されていることを付け加えたうえで、次の指摘を見ておきたい。『承認と権力——アクセル・ホネットと批判理論の伝統』(van den Brink & Owen 2005)における叙述によると、「承認」の理論的展開、すなわちいかにして承認が達成されるかについての理論ではなく、いかに、権力を行使されているかの考察が必要であることが指摘される。

ホネットのプロジェクトの深刻な問題は、承認についての倫理的な形態とイデオロギー的な形態とを区別することであり、しかもそれを、『承認の闘争は、道徳的な学習プロセスを表現しているのだ』と単に主張するのではなくて、行われなければならない(van den Brink & Owen 2005:21)。

ここで指摘される、承認のイデオロギー的な形態とは、権力によって構成される承認のことであり、いわば、ニセの承認関係のことである。こうした指摘に対して、ホネットは、基本的には自らの立ち位置を変えていないが³⁰、こうした視点からホネットの議論を検討した場合に、本論文にとっても興味深い知見がある。それについて次節で見ていきたい。

²⁹ レヴィナスの他者性についての理論的展開については、例えば、熊野(2003)が参考になる。

³⁰ たとえば、ホネット(2005)では、承認のイデオロギー的な形態について、現代社会における権力の問題と絡めながら論じているが、承認関係が基底のだとするホネットの基本的なスタンスは変わらない。このホネットのスタンスは、引用部にある、「承認の闘争は、道徳的な学習プロセスだ」と主張することに収斂される。

第2節 知覚と批判——ホネット「承認をめぐる闘争」の戦略

ホネットは、相互承認は「はじめから、しばしば、身体的ジェスチャーや表現の模倣的形態に結び付けられている」(Honneth 2003:284)として、ハーバーマスの提示する普遍語用論に代わり、社会的相互行為に内包される前言語的・身体的過程に着目した。ホネットは、相互承認関係の基層として、前言語的・身体的な対応行為を措定し、さらには、前言語的・身体的過程に関連して「知覚」に着目をし、知覚の束のなかで社会が構成されるという認識を示す。これらの展開を「不可視性」論文(Honneth 2001 → 2003)をもとに検討していきたい。

ホネットは、相互承認関係における基層に関する検討として、発達心理学的な母子関係の考察を参照にしながら、そこにおける前言語的・身体的に過程に着目する。

幼児についての研究というが迂回がなされる。なぜならば、幼児に対する成人の表情の動き、それらが表現しているのは、ひとが『社会的に』可視的になる手段であるところの表現形式が依拠するものであるからである。すなわち、幼児が社会的に現出するための経路である、微笑や共感といった前言語的ジェスチャーのなかで、幼児は、[養育者の]対応行為の微笑によって、はじめて、相互行為に対する準備態勢を示すのである(Honneth 2001 → 2003:18, []内は筆者による加筆)。

ここで示されていることについて筆者なりの解説を加えておくと、養育者/成人と幼児との間主観的なやりとりにおける、養育者/成人の表情の動きによって、幼児は社会的に可視的になり、世界や相互行為への参入を果たす。こうした母子関係の記述は、ホネットにおいて愛の承認関係として概念化され、あらゆる承認関係に先立つ道徳原理であるとされる(Honneth 1994 → 2000:169=2005:184)。もちろん、母子だけがこの関係を形成するものであるとホネットが考えているわけではなく、発達心理学の知見を用いているため、登場人物の限定性があるということであると理解できるであろう。のちの著作の中では、より一般的な関係性にも応用可能であることを主張している(Honneth 2005=2011)。

さて、ホネットはこうした関係性の形成における前言語的・身体的過程に着目しながら、さらに知覚のレベルで「承認—不承認」の関係について検討を進めている。既に第1章第1節において取り上げているが、ここではさらに詳しく見ていきたい。ホネットは、「不可視性」論文の中で、『透明人間』(Ellison 1952)を取り上げている。この著作の中では、黒人の主人公が人種差別について闘争を行っている叙述がなされている。その序文のなかではなぜ人種差別にされてしまうのかについての言及がある。ホネットの整理によれば、黒人の主人公、彼は、実際「血肉をもった」現実の人間であるのに、誰も彼のことを見たいとは思わない。彼はすべての人にとって「目に見えない」存在なのである(Honneth 2001 → 2003:10)。ここでいう「目に見えない」とは、心理的な不在ではなく、社会的意味において存在しないということである(Honneth 2001 → 2003:11)。ほかにも歴史は、「支配者が、支配する人々を知覚しないことによって自らの社会的優位を表現するという多くの例を提供する」(Honneth 2001 → 2003:11)ということで、宮廷社会の例を挙げる。貴族は、使用人のまえで裸でいることを許されていた。なぜならば、使用人はただ単

にそこには存在しないからである (cf. Duerr 1988)。権力作用は、知覚の網の目のなかで形成されていると考えられる。それゆえ、ホネットは、ここでいう「不可視性」が成立するのは、人間の知覚能力のゆがみの結果 (Honneth 2001 → 2003:27) であるとした。関連して、ホネットは、別の論文で不承認のことを「無視すること」と呼んだ (Honneth 1994 → 2000=2005:93-119)。無視する—されるという事態が不承認の原型であることが確認される。

ホネットにおける知覚への着目によって、次のようなことが考えられる。支配する者にとって、支配される者は、支配—従属の論理のなかで知覚されるのであって、それ以外の論理においては、知覚されず存在しないものとされる。そのいみで、支配する者は、支配される人々を「支配される人」として承認し、支配される者は、支配する人々を「支配する人」として承認しているという関係性がある。ただし、ホネットにあっても、承認関係というコミュニケーションの形態の一種においては、承認関係が結ばれることで、規範的な内実が、特に身体性とともな語られることで、より「自然に」付け加わっていることには留意が必要である。

そこで、次節では、承認をキーワードにして、関係性を形成することにおける力の作用について検討を進めていきたい。

第3節 コミュニケーションに内在する権力への視点

——ジェシカ・ベンジャミンの「承認の逆説」を踏まえて

本節では、ジェシカ・ベンジャミンの所説を検討することで、コミュニケーションに内在する権力への視点について見ていきたい。承認というテーマでベンジャミンは、『愛の拘束』(Benjamin 1988=1996) をはじめとして、ホネットとは別の観点から検討を進めている。ベンジャミンが着目したのは、他者への承認ではなく、他者からの承認の必要性であった。ベンジャミンも発達心理学的知見を参照にしながら、承認の前提としての他者との自己同一性について論じる。「彼の行動が他者にとって意味を持つ場合のみ、その行動は自己にとって意味を持つのである」(Benjamin 1988:32=1996:47)。ベンジャミンは、社会性の萌芽が芽生えたあとに、社会的存在になる段階を検討した。ホネットにおいては、社会性の成立と社会的存在として認められること＝承認を同じレベルで考えられている。ベンジャミンにとっては、コミュニケーションができることと、社会的存在になることを区別されるべき事象であった。ここで問われたのは、「いかにして、自己の承認欲求は他者の承認によって満たされるのか」である。

この点について補足しておく、ホネットの承認論に対するジュディス・バトラーの言及を参照しておきたい。

いずれにしても、社会的アプリアリとしての承認と、関係性において、経験的に導出される、あるいは促進される付加物としての承認の混同が存在する (Butler 2008:118)。

このバトラーの発言は、ホネットによる「認識に対する承認の優位」(Honneth

2005=2011) という論に対する反論として示されたものである。ホネットが「認識に対する承認の優位」で指摘するのは、社会的アプリオリとしての承認関係が関係性の可能性の条件となっているということであり、それを無視した関係性が、不承認であり、不正を引き起こすということである。バトラーが示唆しているのは、社会的アプリオリとしての承認関係は、コミュニケーションへの参入の条件について述べているのであって、認識のレベルでの、すなわち自己の欲求を充足するような承認とは異なるレベルにあると考えるべきであるということである³¹。

ここでベンジャミンが想定したのが、幼児期における自己の絶対性の経験である。「主体はまず、最初に絶対者としての自分を経験し、しかる後に他者を通じての自己の確認を探究する」(Benjamin 1988:33=1996:47)。こうしてベンジャミンは、主体形成の出発点を確保する。ここから、ベンジャミン独自の承認への視点が生まれる。ベンジャミンによれば、自己の承認には、否定的契機を含む矛盾のプロセスがある。

自己は自己自身を確認するために他者を承認しなければならないが、他者を承認することは、自己の絶対性を否定することになる (Benjamin 1988:33=1996:48)。

そもそも承認を必要とすること自体が、この逆説を含んでいる (Benjamin 1988:33=1996:48)。

ベンジャミンによって指摘されるのは、自他の承認関係における、葛藤である。自他の相互性における承認は、決して無垢のものではありえず、自他における絶対性の否認があり、自己のすべてを承認するということではないというものである。また、次に示すように、その認識は、自己における限界の認識をも示している。

自分自身の独立性を理解するまさにその時点で、私たちは他者が承認してくれることに依存している。『私、私自身』の意味を理解するようになるまさにその時点で、私たちはその自己の限界を見なければならない (Benjamin 1988:33=1996:48)。

ここで指摘される自己の限界とは、翻って、他者への依存の確認であり、他者からの承認の必要性である。あえて図式的に述べれば、他者からの承認によって、承認される自己と、承認されず排除される自己が存在するということである。たとえば、奴隷制が敷かれた、主人と使用人との支配関係において、主人から承認されているのは、あくまで「使用人」としてであって、人格をもったひとりの人間であるとか、人権を持った人間であるとかという存在としては認められていない。そのように、承認される自己、排除される自己が存在していると考えられるのである。ここでは、「承認されつつ排除される関係」が成立していると言えるだろう。言説との関連いえば、自己の言説は、部分的に承認され排除されるということである。排除された言説は、封じ込められた声として存在するということ

³¹ ちなみに、バトラーがここで自他関係について参照しているのは、ベンジャミンの緒論である。

になる。

他者性とは、救済の論理というだけではなく、他者性の権力とでもいうべき事態でもある。これまでの検討をまとめれば、自他の関係性がカテゴライズされ、それが関係性の固定化につながる。しかも固定化された関係性が、非対称的に配分された権限のもので成立している場合、一方が他方に与える不利益が隠されている可能性があるということである。自他の関係性において封じ込められるマイナーな声の存在があるといえよう。これらの論理構成は、運動が特定の言説空間に閉じ込められている状況の把握に役立つであろう。

他者性の権力は、公共圏の問題性を明らかにするものとしても捉えることができる。公共圏論に対する実践的批判において指摘されていたのは、公共圏がニセであるということであり、公共圏の開かれが限定的だということであった。「承認されつつ排除される関係」を構成する他者性の権力は、こうした公共圏の限定性を明らかにする概念装置として機能することが期待される。

運動は、いかにして、特定の言説空間に閉じ込められ「批判」を封じ込められているのか、について検討することが必要であろう。本論文では、理論的探求から導出されたこの問いを引き継ぎ、運動を特定の言説空間に閉じ込めてしまう論理構成について、フレーミング論の観点から、特にフレームの中心と周縁の構成原理について言及することで分析視点を得ていくこととしたい。

第2章のまとめ：他者との関係形成における他者性の意義について再検討した。従来、他者への承認を内実とするレヴィナス的な他者性の意義が主張されてきたが、本章では、他者への承認ではなく他者からの承認という契機についても検討する必要があるとして、他者性の権力についても考慮すべきであるとした。そのうえで、他者性の権力によって関係性の固定化というネガティブな機能が働く場合があり、そこには、封じ込められた声の存在があることを指摘した。こうした他者性の権力によって封じ込められる声の存在は、他者との関係形成を掛け金とするハーバーマス流の公共圏の限定性をも示唆することになっているのである。

第3章 NGOのフレーミングと公共圏——分断化される運動イシュー

第1節 グローバリゼーションと批判——運動内部の矛盾

本論文が対象とするのは、大きくいえば、グローバリゼーションに関わる批判を行う運動体である。グローバル化をどのように捉えるのかについては、いくつかの視点がありうるが³²、世界に広がる新自由主義的経済の展開と運動の展開とは、密接な展開がある³³。この流れのグローバル化をグローバリゼーションとするならば、運動が批判の対象としてきたのは、グローバリゼーションによって人々が貧困へと追いやられ、自然環境がますます破壊と投資の対象になっている状況である。経済的交流が、欧米から東欧、オセアニア、東アジア、東南アジア、中央アジアへと拡大するとすれば、資本主義的経済や自由主義的経済といっても大差ないが、経済的自由の拡大によって態勢を維持しようとする新自由主義的経済は、より多くの排除（失業率の増加、医療・福祉の恩恵に預かれない人々の発生など）をもたらしてきている³⁴。むろん、運動に関連のあるグローバリゼーションの動向はこれだけではない。グローバリゼーションと運動の関わりについて、シドニー・タローは次のように整理していく。まず、タローはグローバリゼーションという言葉の定義の狭さを指摘する。「グローバリゼーション（特に新自由主義的な政策や経済）による格差の拡大が抵抗の原因である」という図式をとる立場においては言葉の内容が狭くなってしまう。この場合、グローバリゼーションは、インターネットの発達、海外旅行の増加、英語使用の拡大、近代の広がりとして捉えられ、それらグローバリゼーションが、グローバルな社会運動が出現する原因であるとされる（cf. Meyer, Boli and Thomas 1987）。そこで、グローバリゼーションの定義変更、すなわち「グローバリゼーションのより広い定義、それは、資本、商品、情報、アイデア、強制力の厚みとスピードが増加することを意味し、それらは、諸国家の行為者を結びつけるのである」（Tarrow 2005a:5）とする。その上で、グローバリゼーションの重要な変化として、次の4点を挙げている（Tarrow 2005a:6）。

- 1) 経済的なネオリベリズムの悪影響により、国際通貨基金 (International Monetary Fund、以下 IMF と略称表記。)、世界銀行、世界貿易機関 (World Trade Organization、以下 WTO と略称表記。) が抵抗の標的となってきたこと
- 2) ピープルズ・グローバル・アクションや ATTAC などのグローバルに行動するネットワーク型の運動組織が成長してきたこと
- 3) 新しい電子技術とそれへのアクセスの増大が組織化を容易にしていること

³² 例えば、西原は、新自由主義と親和的な肯定論、グローバル化はアメリカナイゼーションに過ぎないと否定する否定論、交通手段や通信手段の発展に寄る地球の距離的・時間的短縮化による交流の増大を強調する中立論、時代的にいまがグローバル化しているわけではない懐疑論に分けている（西原 2010:8-10）。

³³ 例えば、次のようなホネット・フレイザーの認識は、反グローバリゼーションとしての運動の状況や動機づけを象徴的に語っている。「9.11 が痛々しくもはっきりさせているように、宗教、国民性、ジェンダーをめぐる闘争は、いまや承認についての問いを無視することはできなくなっている仕方で、相互に絡み合っている。……対照的に、経済的不平等はネオリベラルな力が企業によるグローバル化を促進し、以前諸国家内で再配分を可能にしていた統治構造を弱めているように、増加している」（Fraser & Honneth 2003:8）。

³⁴ 新自由主義と排除については、例えば、社会学ではヤング（1999=2007）やパウマン（2004=2007）で論じられている。

4) カウンターサミットと大企業へのボイコットがレパトリーに加わってきたこと

以上の4つの主要な変化は、グローバリゼーションといったひとつの現象に起因しているというよりも、その現象の広がりも含めて、行為者とさまざまな要素が結びつき、運動を形成しているということの現われであると、捉えられる。ここで指摘されるように、国際機関や国際制度が抗議の対象となってきたことが特徴的である。また抗議の組織としてネットワーク型で、インターネットなど電子技術を活用していること、またサミットを独自で開催し、大企業への抗議行動もレパトリーに加わってきていることが指摘される。

本論文が取り上げる事例においても国際機関や国際制度を抗議の対象とすることで、ほぼ同様の行動が見られる。ここで、こうした運動体の様相について、特に国際会議への抗議行動という観点、及び NGO 運動という観点からその活動の特徴について言及していきたい。日本で長年国際協力の分野で運動に関わってきた越田は、NGO 運動の特徴について、①南の国々の人々の声に耳を傾けたこと、②日本社会に国際社会における新しい実践を紹介したこと（「持続可能な発展」、「環境を重視した発展」、「社会開発」、「公正な貿易」、「貧困根絶」、「エンパワーメント」、「循環経済」、「開発教育」、「ジェンダー平等」、「先住民の権利」）に加えて、③国際政治において新しい主体として活動したことを挙げる（越田 2006:51-54）。

1990 年代頃から、国際会議に対して NGO が参画を始めた。1992 年の第 1 回国連環境開発会議（通称地球サミット、リオデジャネイロ）、1993 年の世界人権会議（ウィーン）、1994 年の世界人口会議（カイロ）、1995 年の世界社会開発サミット（コペンハーゲン）、1995 年の世界女性会議（北京）、1996 年の世界人間居住会議（イスタンブール）に併行して、NGO 独自の会議が開催され、NGO が数多く参画し、各国政府代表団の中にも NGO のメンバーが加わるようになり、国際会議での宣言に NGO の主張が盛り込まれるようになった。ここでの NGO の戦略は、準備会議の段階から本会議で採択される予定の宣言について意見を出し、各国政府に対するロビー活動を行うこと、そしてそのことで、NGO 間の情報共有や連携が強まり「NGO コミュニティ」が形成されるにまでなったことである。NGO には条件付きであるが、国際会議での発言権も付与されるに至った³⁵。これ以降も現在まで様々な国際会議で NGO の活動を見ることができる。

こうした NGO 運動はそのプロセスで大きな成功を収めることもあったが、序章以降で指摘しているように、必ずしも成功だけというわけではなかった。失敗の種類や原因については実践の検証という形で、運動者を中心に指摘されているのだが、ここでは、本論文の分析に関わる範囲で事例について言及し、特に運動のねじれについて検討していきたい。遠藤は、NGO 運動の評価・課題について論じていくなかで、「グローバル市民社会」の概念と現実の齟齬について触れ、課題について次のように述べる。「西欧諸国に偏った代表の不均衡が十分に克服されていない状況下においては、「グローバル市民社会」という領域が西欧的価値観に支配され、多元的価値のあり方を許容しないために、むしろ社会的な不公

³⁵ 国連における NGO の地位はいくつかの段階に分かれており、参加にも制限がある（例えば、国連広報センターの HP（http://unic.or.jp/japan_and_UN/japans_NGOs/, 2012.11.14）を参照）。

正を固定化する装置として機能してしまう危険性をはらんでいる」(遠藤 2011:269)。NGO が自分たちは公共の利益を代表としているとした場合に、誰の利益を代表しているのかについて、慎重な判断が求められる(遠藤 2011:269)。こうしたことが起きてしまう原因として、途上国の現場性を重視していた当初の目的が、いつの間にか、プロジェクトが中心となり、「自分たちのプロジェクトに関わりのある人びとの暮らしを伝えること、あるいは自分たちが支援するプロジェクトの成果を伝えること」に変わっていった(越田 2006:56)という現場の意識の問題が挙げられる。こうした意識の変化の背景にあるのは、運動のあり方を構造的に規定するモノがあるとも考えられるのではないだろうか。個別の検証が求められるが、もうひとつの具体的な例を挙げて、次節に繋げていきたい。

遠藤は、ジュビリー2000の活動を取り上げ、運動体間においてフレームの齟齬があったことについて触れている。ジュビリー2000は、最貧国の債務帳消しを求めることを目的として、1996年、英国にキリスト教系援助諸団体と国際協力 NGO Oxfam によってはじまり、1997年には全世界で1億2,400万人の労働者が加盟している国際自由労働連合総連盟への参加を決定、1998年オランダ・ハーグで開かれた世界医師会の総会でも、ジュビリー2000への支持決議が採択された。その後、G7サミットへの参画などを通じて、キャンペーンも展開された。組織内には、南の国々を代表するジュビリー・サウスが発足し、途上国のグループも形成された。1998年には、北のグループと南のグループとの初の会合が行われた。だがここで、アプローチの手法をめぐる対立が顕在化した。「北のグループは、既存の制度枠組みを前提として北と南の間の関係を改革する姿勢(改革主義)を示した。これに対して南のグループが、IMF、世界銀行の廃止を含むラディカルなビジョンを示したため、両者の路線対立が鮮明化したのである」(遠藤 2011:271)。ここで問題となっているのは、北のグループのフレームと南のグループのフレームの相違である。債務帳消しという大きな目標は共有されているものの、それらをどのように推進するかについて手段選択に差があるということである。こうした運動内部における矛盾の存在は、運動を推進するにあたっては当初は意識されない場合もある。こうした問題は大きな目標達成には支障はないかもしれないが、より具体的に問題解決へ向けて進もうとした場合に根本的な問題になってしまうこともあるであろう。こうしたフレームの相違という問題についての分析的な視点について次節以降で検討していきたい。

第2節 社会問題とフレーム論——フレームの中心と周縁

アーヴィング・ゴフマンによって展開されたフレーム論(Goffman 1974)は、社会運動論に応用され活用されている(Snow, Rochford, Worden & Benford 1986, Benford & Snow 2000)だけでなく、科学と社会との関係にも応用されている。科学技術社会論の文脈では、公共圏・フレーミング論に関連して、フレーミングの科学化の権力性について議論がなされてきている。科学技術社会論においては、科学的知識と公共性との関連について検討がなされてきた(藤垣編 2003)。藤垣は、ハーバーマスの公共圏に関する議論を応用したアーサー・エドワーズの定義に触れ、「専門家と政策立案者の間を積極的に調整し、媒介する『構造』としての公共空間」(藤垣 2003:78)とか、「科学技術を社会のなかに埋め込んでいくための交渉の場としての公共空間」(藤垣 2003:78)と表現している

ように、科学的知識が社会的に受容されるプロセスに着目している。藤垣の目的は「科学者の社会的責任」を現代的に展開することであり、「科学と民主主義」をめぐる、いかにして科学的合理性とは異なった社会的合理性が担保されるかを中心的課題として、その「手続き」と「知識」のあり方について論じた。本論文にとって示唆的であるのは、藤垣が、こうした科学の構築を「作られつつある科学」と表現し、科学的知識と社会的受容プロセスの柔軟な相互性を強調した点である。このように生成過程に着目する視点によって、不確実性を伴う科学的知識と社会的受容プロセスにおいて、一定の変化が生じることを前提として、「変化しうる性質を組み込んだ」形で、関係者が問題の設定や対策を検討することを可能にしている。このような視点を展開するには、狭く捉えられた問題のフレーミングを見直し、フレーミングの多様性について視点を向けることが必要である（平川 2002:114-117）。平川は、フレーミングの科学化によって起こる弊害、すなわち、「たとえば、ある技術の利用に伴うリスクと便益の配分の衡平さなど、公共的な熟議を通じて解決すべきリスク解析の政治的 이슈が、科学の客観性、価値中立性の名のもとに覆い隠され、見過ごされたり助長される危険がある」（平川 2002:109）ことを指摘する。また、彼は各主体における異なったフレーミングに着目し、その相違について検討することで、当該問題の広がり进行を明らかにしている。

さらに佐藤仁は、特に環境問題の視点から様々な基準でフレーミング形成されることについて触れている。「問題」を切り取る視点としてフレーミングを捉える佐藤は、境界線のひかれ方に着目する（佐藤 2002）。佐藤は「不確実性に一定の秩序を与えて、視野が及ぶ境界線を規定するフレーミング」に注目し、境界線の例として次の4点を挙げている。①問題の「はじまり」を定める、時間と方向のフレーミング、②「グローバルな問題」とそうでない問題を区別する、スケールのフレーミング、③「技術的に解決できる問題」と「解決できない問題」を区別する、解決手段のフレーミング、④「人為的な問題」と「自然の問題」を区別する、原因のフレーミングである。これら4点について筆者なりに整理してみると次のようになる。

それぞれの類型に対して、境界線のひかれ方のパターンが存在するが、以上のようなフレーミングの類型化の構成原理は、何が中心の問題で、何がそうではないかを確定する境界線のひき方の違いである（佐藤 2002:65）。ここで問題設定として有効なのは、何が問題になるかではなく、何が問題になっていないかである（佐藤 2002:65）。

表 3-1 フレーミングの類型化

類型	境界線のひかれ方
類型 1 問題の「はじまり」を定める、 時間と方向のフレーミング	過去の一時期に時間の区切りを設け、そこを物語の「はじまり」に規定すること。ある特定の時点に時間の区切りをつけて、それ以前の出来事には触れずにおくこと。

類型 2 「グローバルな問題」とそうでない問題を区別する、スケールのフレーミング	「国際社会」や「地球」を概念的に定義する国際機関によって、途上国の「グローバルな課題」が規定され、「ローカルな現実」が無視されたり、途上国が必要としている別のものがなおざりにされるなどする。
類型 3 「技術的に解決できる問題」と「解決できない問題」を区別する、解決手段のフレーミング	技術の採用によって問題の定義が可能だということによって、対抗的定義が複数生まれ、「技術的に解決できる」問題であるという認識だけがひとり歩きし、問題解決の手段の検討や解決手段の実施が先送りされ続ける。
類型 4 「人為的な問題」と「自然の問題」を区別する、原因のフレーミング	意図の有無と結果の予測可能性（予測できる・予測できない）との組み合わせにより、4つの分類が可能である。それらの4つの分類に対して、どの類型を説明として選択するかは利害に依るものである。

「問題」の構築は、問題とは見られない盲点領域を同時につくりだし、言説空間を、中心的言説と周縁的言説に編成する。こうした編成には、さらに、ドクサと呼ぶべき、議論されない世界も存在すると考えられる（Crossley 2005=2008:106-108）。こうしたドクサを含む言説空間は、過去において疑問の余地のないものとして通っていたもののうちで、論争点となりうるものを潜在的に内包している（Crossley 2005=2008:106）。

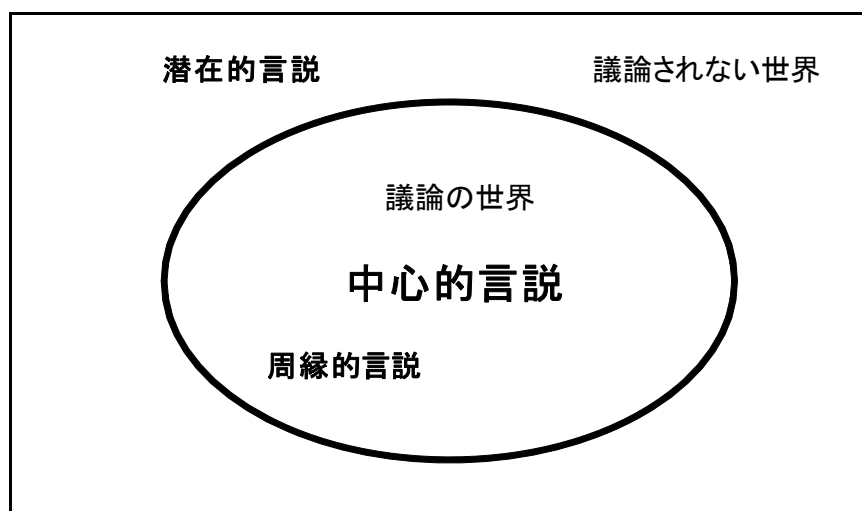


図 3-1 議論の世界、および議論されない世界と言説の配置

このような言説状況をクロスリー（Crossley 2002a=2009:310, 2005=2008:105）に倣って図式化すれば図3-1のようになる³⁶。クロスリーによれば、議論の世界としての公共圏での議論は、議論されない世界における身体的レベルを含む「理解」のもとに機能しており、その「理解」は支配者の意図が介在しているものであるので、その前提のうえで、自由な

³⁶ クロスリーはブルデュー（1972=1977）を参照し、言説の正統と異端、およびドクサについて図式化している。さらに、危機的状況においてドクサが社会変動に対して肯定的に機能する可能性について示唆している（Crossley 2002a=2009:312-314, 2005=2008:106-109）。

話し合いをしたとしても、議論の世界の支配と不平等に対しては脅威をもたらさない（Crossley 2005=2008:106）。

以上の検討を、筆者なりに整理しておく、運動が、自らの関心に基づき、フレーミングを行ったとしても、ある特定の 이슈に関して影響力をもとうとしたとき、フレーミングそのものが既に規定されている可能性がある。その背景として、言説が中心と周縁に分かれていることが想定される。このような想定の上では、複数のフレーミングは定義の力によって非対称的に配置され、その配置は固定化される。

そこで次に、本論文が対象とする NGO 運動の場合の分析視点について示していきたい。

第3節 NGO のフレーミングを分析する視点——NGO の失敗への視線

NGO 運動において戦略的に 이슈を絞りながら活動を展開するということがある。人権なり、環境なり、特定の分野の中にもそのときどきに問われるべきトピックが存在する。そのトピックに運動の焦点を当てて活動を展開することになる。本章第1節において示したジュビリー2000の例も、アフリカなどの途上国問題のなかで先進国からの債務問題を取り上げ、関心のあるグループが集まって連携・連帯して活動した結果であった。ここで問われるべきは、複数の運動体間で共通の 이슈を持つために行うフレーム連携や複数の運動体の連帯の結果として、運動体における 이슈の分断が生じているという事態である。NGO や国家も含めて「問題の定義」に依存する傾向があるため、個々に関連のあるフレーム以外には関心が向きにくくなっている。中心的なフレーム形成の外延を確認するためには、フレーミングやフレーム連携の機能に加えて、そのプロセスにおける「捨てる」機能にも着目することが必要であろう。何を問題にし、何を問題にしないのかという視点がもとめられる。ここでいう「問題の定義」には、定義をめぐる力の問題があると考えられるだろう。「フレーミングの仕方は、それが意識的なものであれ、無意識のものであれ、問題の定義、解決において何が重要な情報で、何が重要な情報でないかを仕切る力をもっている」（佐藤 2002:43）。この意味で NGO のフレーミングも何らかの権力作用から自由ではない。NGO は政策的言説を展開し、政治にそれらの言説を政策として取り入れるように求め、結果として意見が取り入れられた政策が形成される。しかしながら、ここで、政治と NGO との間の齟齬や、複数の NGO や地域の運動体を含む大きな運動における、 이슈の分断があることを想定することができる。

そこで、定義の多義性があるという認識のもとに、NGO および関連する主体のフレーミングを分析することで、問題の定義をめぐる力のありようとそうした力の作用のプロセスにおけるフレームの分布を俯瞰することができるようになると考えられる。こうしたフレームの多義性に配視した理論的把握や事例分析により、問題の多義性を把握することができるようになると同時に、問題状況の見え方が異なってくると考えられる。

ここで、NGO の失敗についても触れておきたい。グローバル・イベントに向けた活動やグローバル・ 이슈を展開する活動においては、当初フロントランナー的に活動する団体・人がおり、そうした活動を象徴する言説が形成される。このことを NGO のフレーミングによる中心的言説の形成と呼ぶ。この中心的言説は必ずしも決まり切ってはならず、事例ごと、運動体ごとに異なってくるものである。これまでの検討から想定できるように、

こうした NGO の活動におけるイシューのフレーミングは、運動全体を代表しているわけでも絶対的に正しいわけでもなく、そういったいみで、政府の失敗、市場の失敗に続いて指摘される、市民の失敗（cf. 丸山 2009a）と同様に、NGO も失敗する事態が生じうる。丸山によれば、市民の失敗とは、環境行動を促すような取組の推進や政策への提言、さらには環境配慮を積極的に行う市場づくりといった領域での活動が期待されているものの、その主張が正しいという保証はどこにもない（cf. 丸山 2009a:212-213）、ということとして指摘されている。ここで、本論文が対象とする NGO の活動に絞って定義的というならば、NGO の失敗とは、次のような事態を想定している。対政府における戦略的活動として、NGO がイシューを絞るなどして限定的にフレーミングを行うことで運動が活性化し展開される。しかし、逆説的にフレーミングの限定性が活動を規定してしまうことを指し、さらには結果として、NGO を中心とする運動の連携において、フレーミングの限定性が、ともすれば新たな抑制の論理として働きうる事態を指している。このような点を踏まえると、NGO のフレーミングをめぐる検討課題は、国際機関、国際制度との関連のなかで、NGO がどのようなグループを形成し、何を問題にし、何を問題にしなかったのかを分析・検討して、「問題」の境界線のひかれ方や「問題」の周縁（無視された声の存在）を解明していくことだと考えられる（図 3-2 を参照）。

さらにここでは、公共圏との関連で検討し、本論文の以上の問いの周辺を明らかにしていきたい。ここで、このような検討の社会理論的含意についても触れておきたい。課題を明確にするために図3-2の状況を広い視野で検討してみると、フレーミングの失敗が起きているとすれば、それは問題を「問題」として規定してしまうことにあると考えられる。公共圏の問題性について、参加する市民や対象とする地域あるいは社会が抽象的で具体性を欠いていることが指摘される（宮内 2006:11）。この指摘は、「市民」や「地域」、「社会」像が、予め、何らかの主体によって想像され、それがひとり歩きしていることを問題視したものである。

問題の「はじまり」や「原因」についての「科学的」および「社会的」合理性の形成が、予めなされた上で、NGOはその形成に積極的に関与しつつ、それが「問題」として同定され、解決策が検討される。この場合、NGOは、問題の全体像から抽象化された「問題」を取り扱っている可能性があると考えられる。公共圏とNGO運動との関連についていえば³⁷、

³⁷ 本論文の視点についてさらに別の角度から言及すると、公共圏に関する議論において、ひとつの重要な課題とされてきたのは、公共圏の拡充であった。その中身は、公共圏への参加を保障する制度的仕組みや参加の格差をなくすため実践的課題についての議論であった。こうした議論が想定しているのは、公共圏の拡充が問題解決に対して効果的であるという見方である。この見方の理論的な議論の代表例としてのハーバーマスの公共圏論（Habermas 1990=1994）は矢面に立たされ、楽観的であるという批判を受けてきた。ハーバーマスの公共圏の理想的方向性もそれが理想に過ぎないとする見方も両義的に並立するという見方をとる本稿にとっては、ハーバーマスの公共圏論に対する批判とそれに対する反批判ではなく、両者に共通する前提条件について検討した仁平（2011）は着目に値するものである。仁平は、ハーバーマスの公共圏論の肯定派にも否定派にも共通する、「他者への信頼や他者への配慮」が素朴に措定されていることを指摘している。結論部を引用すると、ハーバーマスの公共圏論は、「最終的には、『信頼』という主体/行為者の意図・選好をどこかで外挿的に前提とせざるをえない」（仁平 2011:26）し、「一方で、ハーバーマスの議論の『普遍主義』的前提などを批判する、より『ラディカル』な運動論やラディカル・デモクラシー論も……一般理論として定立しようとしたとき、やはり何らかの形でこの契機を含みこまざるをえない」（仁平 2011:27）。このような指摘を含めて、仁平はここでいう「他者への信頼や他者への配慮」が事実上孕むパラドックス（「他者への信頼や他者への配慮」を〈贈与〉とすると、その行為には常に反贈与的なものが観察されるということ）（仁平 2011:11-14）に着目し考察を進めている。仁平の

NGO運動に関する先行研究では、市民参加の拡充のためにNGOの自律性をいかに確保するかが論点となってきた（藤岡 2006）。それに対して、環境社会学においては、運動の自律性の前提としての正当性/正統性（定義については後段を参照）を問うことに焦点が当てられる（宮内 2006）。後者は、自律性をいかに発揮するかではなく、自律性の発揮がいかなる正当化のもとに行われているかを問うことを課題とするものである。この視点は、従来課題とされてきた市民参加の拡充の、その前提条件を問う視点として把握することができる。本論文が採用するのは、この点である。

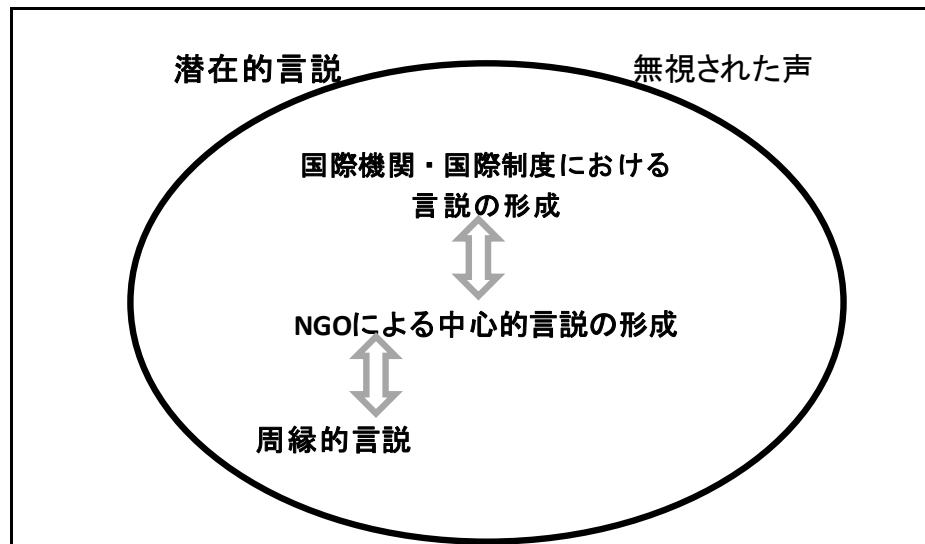


図 3-2 NGOの言説形成と諸言説の配置

⇕ 矢印は相互の影響関係を示す

正当化に関わる用語法について述べておくと、正当化とは、ここではさしあたり、運動の連帯において、NGOの主張や行為、NGOの呼び掛けに応じて連帯に参画した団体の主張や行為を正しいものとすることを指す。正当化の定義については、第4章においてさらに詳しく論じていくが、ここで方向性について述べておきたい。先に言及した環境社会学における正当性/正統性への問いについて、宮内は「レジティマシーの社会学」として定式化し、レジティマシーとしての正当性/正統性がどのように獲得され維持されているかについて論じることを提案している。本論文もこの点について言及してきているが、さらに着目すべき点は、その当該問題に関わる当事者性にいくつかの分類ができるという指摘であ

考察は、パラドックスが必然的に生じてしまうことを前提に、歴史的にそれがどのように解消されてきたか——パラドックスの解消が意味しているのは、〈贈与〉としてのボランティアが「ボランティア」として、すなわち他者のための純粋な行為として認識されることを示している——に焦点を当てるが、本論文は、あえてこの課題に引き付けていえば、パラドックスがいかに生じているかという点に論及するものである。仁平の指摘は、公共圏における歪みをパラドックスとして捉えたものだとも解釈することができる（仁平は公共圏と言うよりは市民社会と言う用語を多用していることは付け加えておく。）。このような意味では、本論文がパラドックスの成立過程に焦点を当てることは、公共圏における歪みの歪みたる所以の分析、歪みを権力作用と呼ぶならば、公共圏における権力作用の分析を志向していると言えるだろう。

る。宮内は歴史的建造物を例にとり、「それは市民の共有財産だからみんなで守っていきましょう、ということになったとしよう。……よく見てみると、この試みの中には、様々なアクターが折り重なっていることがわかる。まずはそれを所有している人がいる。そして、それを利用しようとしている市民・NPO がいる。さらに、それに規制をかけようとしている行政がいる。利用しようとしている市民にも濃淡があって、深くかかわろうとしている人やグループがある一方、関心はあるがとくに何かを積極的にするわけではないが層、あるいは、いつもその建造物の前を通って日常生活のなかにその風景が溶け込んでしまっている人たちがいる」(宮内 2006:16) と指摘し、「かかわりの濃淡」をときほぐしていくことが必要であるとしている。本論文にとって参考になるのは、単一の問題に関わろうとしている人々のかかわりの濃淡を明らかにすることとなるが、結論的に言えば、その作業を始めるところを、言い換えれば、かかわりの濃淡が分節化していく地点を見定めることになる。このことによって本論文が明らかにしたいのは、ある支配的なかかわりに対抗的なかかわりだけが正当性/正統性を揺るがす基盤になるわけではないということである。それはひとつの選択肢であって、正当性/正統性の問われ方はいくつかのパターンに分かれるものであるし、また、そのパターンは「かかわりの濃淡」を反映したものであって、どのかかわりにおいても程度の差はあれ、当の問題の捉え方や関わり方に再考を迫る具体的な動機づけや基盤が潜在しているということである。大同団結をしている NGO 運動において、正当化の構成のされ方と正当化の周辺にある言説を見ていくことで、その関わり方を捉えることができると考えられる。そこでは、NGO のフレーミングの失敗としての運動イシューの分断化が見られるであろう。

このような構図について、事例分析に即するよう、次章で分析枠組みを中心に経験的研究の枠組みについて検討を進めていきたい。

第3章のまとめ：NGO のフレーミングは、定義の力の作用によって、中心と周辺に編成されてしまう。そして、その編成は、実践的には身体化されたものであって、容易には変更できない固定化されたものである。また、その言説の配置は非対称的であり、取り上げられる言説群とそうでない言説群とに分かれてしまう。こうした事態が、NGO のフレーミングにおける失敗として生じていることが想定されるのである。

第4章 〈NGO 運動における正当化〉の社会的分析視点 ——参加・パートナーシップと連帯の時代

第1節 参加・パートナーシップと政治的〈社会的合理性〉

——運動イシューの社会的構築性

グローバリゼーションによって可能になってきた運動。タローによって指摘されているように、グローバリゼーションによる様々な変化が運動の展開を可能にしている側面が着目されるべきである。グローバリゼーションを背景とした運動が担っていたとされるのが、一国家では対応できない問題群である。国家から市民団体への権限の委譲とエンパワーメントがあり、それが運動を後押ししているという構図がある。NGO が獲得してきた成果の反対側には国家の思惑も存在するであろう。国際機関・国際制度への参加の制限が事実上存在し、それへの批判も語られているが、ここでは再度、NGO の自律性に関連させながら、その役割について検討してみたい。公共圏の拡充とは、具体的には、「参加」や「パートナーシップ」という掛け声のもとに展開されてきた。市民団体との関係が重要であるとみなした国連は、アナン事務総長によって 2003 年に「国連と市民団体の関係に関する賢人パネル」が設置され、翌年に報告書が作成された³⁸。この報告書では、多元主義モデルに基づく「マルチ・ステークホルダー・パートナーシップ」が重要視された。報告書で用いられる市民団体には、利益追求の団体と国家を除くとされたが、企業人のほかあらゆる人々の参加が奨励されている。一見、NGO にとって歓迎すべき定義であるが、「なにゆえ国連は、すでに強大な力をもち、人権侵害・環境破壊に最も直接的な責任をもつことの多い企業に、さらなる正統性を与えなくてはならないのか」（藤岡 2006:151）という疑問が運動側からは寄せられる。ここでの懸念は、多様なセクターの連携に NGO が参加したとしても、「圧倒的な力をもつ政府、および企業とどうやって対等になれるというのか。力の非対称が存在するときの『参加』は、結局『取り込まれて』終わる可能性が高い」（藤岡 2006:152）というものである。ここで、NGO は、国家と新しい協働というパラダイム・シフトを成し遂げたのか、あるいは NGO は取り込まれただけではないのか、という問いが NGO の実践的問いとして掲げられる。NGO 運動の成功例とされる 1997 年に署名された対人地雷禁止条約にも、カナダにおいて、「条約締結後、カナダ国防省を通じ、地雷除去と被害者支援のための資金 1700 万ドルを、カナダの地雷除去技術開発とその売り込みのために拠出すると発表した。すなわち、地雷の撤廃をめざす条約の成立は、より『害の少ない』兵器の開発に道を開くことになった」（藤岡 2006:154）とまで批判される。

また、環境問題においても、日本国内でも地球温暖化対策についての議論は様々な形でされてきているが、NGO をはじめとする環境運動の活動に対して、「グローカリティの形成」（寺田 2009:177）が問題視されている。寺田によれば、地域で活動するグループらは、国家に頼まれたわけでもなく、例えば、バイオディーゼルなど新エネルギーの開発実験などを行っている。しかしながら、バイオディーゼルを作るための菜の花の栽培には、財政的援助が十分ではなく、軽油と混ぜると課税されるなど、地球温暖化対策だから政治的支

³⁸ 国連の非政府リエゾンサービスの HP (<http://www.un-ngls.org/orf/UNreform.htm>, 2012.11.14) にある資料を参照した。

援が得られるというわけではない（寺田 2009:178）。

こうした取り組みは、寺田の指摘にあるように、国家による支援が十分でないといった理由もあり、将来への取り組みとして評価できる面があるにもかかわらず、本格的な実用化にまでは至っていない。ローカルな活動の意義をどのように考えるかということは、気候変動問題に関する個人・小集団レベルの取り組みをどのように活かしていくかという問題でもある。

また、日本を含む先進諸国が温暖化対策の一翼を担う政策として原子力政策を掲げていることも問題として指摘される。特に日本の場合には、原子力利用を抑えないことに加えて、自然エネルギーの促進もアメリカや EU 諸国に比べて、かなり遅れていることも特徴である（長谷川 2009:180-183）。

このような政策と現実の齟齬に関連して、運動の位置づけについて整理しておきたい。科学技術社会論の文脈で、科学と社会とをつなぎ合わせる概念のことを社会的合理性とよび、科学的に正しいことがいかにして社会的に合理性を得ていくかということが議論された（藤垣編 2003）。

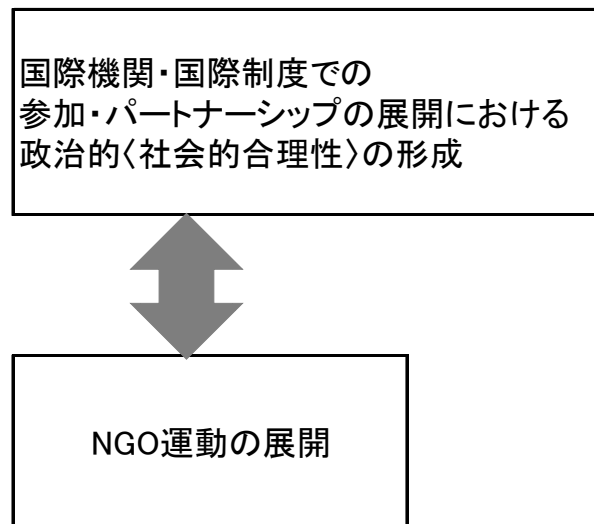


図 4-1 社会的合理性をめぐる政治とNGO運動

これに倣えば、NGO は、現実の問題を解決するための政策の社会的合意を得るために、国際機関・国際制度に働き掛け、それによって社会的合理性を築こうとしていると捉えることができるだろう。しかしながら、その社会的合理性³⁹は政治性を帯びており、いわば政治的〈社会的合理性〉とでも呼ぶことができるものである。ここでは、国際機関・国際制度での参加・パートナーシップの掛け声のもと、諸主体の協働が呼びかけられているが、

³⁹ 社会的合理性という概念は、科学的合理性の残余概念として構想されているため、実に多義的な内容を含むあいまいな概念設定になっている。本論文では、議会制民主主義における議決や議論、手続き等を指示しているが、他にも世論などが含意されると考えられる。本論文では限定された使用方法であることを明記しておきたい。

それらは、新たな市場づくりや政治的合意づくりの場とも化している可能性がある。

「参加」・「パートナーシップ」というスローガンによって、運動をめぐる状況が「主体化」されていく一方で、NGO 運動の主体的営為は、政治的状況によって分断される危険性にさらされている（図 4-1）。こうした状況に対して、NGO の主体性を復権するという意味での、正統性と自律性の問題視においては、政府との関係性や距離が問題になっている。NGO 自らによる正統性や自律性の担保が課題とされている。「政府や企業とは異なる『もう一つの』価値、理念、ビジョンに基づき、社会への提言を自ら創り出し、試し、実践する。そして、そのための幅広い議論や（相互）批判を通じて、自らの問題点を改善していく。NGO はそうした自律性の獲得をめざすことではじめて社会のなかで重要な役割を担うことができ、正統性を獲得することができる」（藤岡 2006:161）。

しかしながら、こうした主体性の獲得は、NGO 自身が自らの活動の意義や影響に対して無自覚である側面を伴う（田中 2009、池田 2007、藤岡 2006）。例えば、政策提言の結果、NGO の意見が取り入れられた成果が運用の段階になって別の問題を引き起こしてしまうことや、グローバル・キャンペーンの展開においてキャンペーンにおける動員やキャンペーンの盛り上がりの影で現場が無視されてしまうといったことが指摘されている。

NGO は、この段階では、主体的に問題に貢献するだけではなく、「権力と主体」を構成する社会構造へいかに働きかけることができ、問題の解決へ向けた連帯をいかに形成できるかという問題と直面している。ムフの言葉を借りるならば、「社会がつねに権力諸関係の特定の構造を通じてヘゲモニー的に構成されていることを認識しないなら、既存のヘゲモニーを容認し、そこでの諸勢力の配置に捕らわれたままになるということである」（Mouffe 2005=2008:95）。

以降で、分析枠組みを組み立ていくこととしたいが、その前に、NGO 運動自体の内的な動機づけとしても連帯＝つながることが存在していることについても確認しておきたい。

第2節 運動の求心力としての「連帯」——アドボカシー・環境運動の掛け金

本節では、近年の社会運動の特徴的事態を確認した後に、本論文で取り上げる事例と関連のある動向について言及して、運動体同士がつながること、すなわち「連帯」が運動の求心力だということについて確認していきたい。

反グローバリゼーションをイメージさせる運動として、大規模なデモンストレーションがある。その象徴的な運動が 1999 年 WTO に対してシアトルで起きた抗議行動である。「シアトル」がグローバルな社会運動の「誕生」とされるのは、次のような特徴が理由である。

1) 成果として WTO の進行を妨害し、2) かつ「反グローバリゼーション」を掲げていた運動の連合体であったことである（Smith 2002, Levi & Murphy 2006, Tarrow 2005a, グレーバー 2009）。WTO の第 3 回閣僚会議は、1999 年 11 月 29 日－12 月 3 日にかけて行われた。11 月 29 日のジュビリー2000 による「人間の鎖」とよばれるデモ行進にはじまり、抗議行動は活発化していった。会議初日の 30 日には、早朝から会議場が包囲され、会議は中断を余儀なくされた。それ以降も、過激な行動も起こりながら、抗議行動は最終

日まで続いた。この抗議行動には、70,000 人が参加したとされる⁴⁰。こうした大規模な人のあつまりによって圧力をかける戦略は、アドボカシー運動においても、運動の原動力としての直接行動の重要性が指摘された（藤岡 2006:145）。また環境運動においても、1992 年の地球サミットの段階から運動体の連帯が重要であることが認識されている（早川 1998:81）。

運動における「連帯」の動向は、G8 サミットのアドボカシー運動においては次のように見られるものである。2005 年のグレンイーグルズ G8 サミットでは、その後、グレンイーグルズ G8 サミット型とよばれるような、「交渉型」の運動が見られるようになる⁴¹。Make Poverty History（以下、MPH とする）がその象徴的なグループである（cf. 川西 2008）。

チャタムハウスやモントリオール国際フォーラムが政府に働きかけ、グリーングローブネットワーク、クライメット・アクション・ネットワーク（Climate Action Network, 以下、CAN と略称表記。）、LEAD インターナショナルとも連携して、対話の場が設定され、のちに本論文の第 7 章でも取り上げるシヴィル G8 対話の原型となった。以下の表 4-1 は、そうした政府との対話イベントに加えて、他のイベントにも大きな貢献を果たした MPH が関連したイベント・出来事である。

表 4-1 2007年グレンイーグルズG8サミットにおいてMPHが関連したイベント・出来事

日時	イベント	内容
3月21・23日	NGOと政府の対話	3月21日に準備会合が開催され、気候変動とアフリカ問題については、それぞれ専門家会合が開かれた。3月23日には、ロンドンでNGOと政府の対話が開催された。
7月1日-6日	ライブ8コンサート	7月1日に日本を含め世界で10回のコンサートが開かれ、6日は、エジンバラで11回目のコンサートが開催された。コンサートでは国連関係者らも呼び掛けを行った。
7月2日	MPHの行進	MPHやDissent!らが主導し、エジンバラで20万人規模の人々が行進した。
7月3日	オルタナティブサミット	世界開発運動やスコットランド緑の党が主催し、エジンバラで、開催された。72のワークショップが開催され、サミットの議題であるアフリカ問題、気候変動問題を含む様々なことが議論された。主催者によると、5,000人の参加者があった。

上記の表にあるのは、必ずしも政府との対話だけでなく、デモやオルタナティブサミット、あるいはコンサートといった形で、多様なレパトリーで構成されているということ

⁴⁰ ここでの記述は、ワシントン・ヒストリー・プロジェクト（The Washington History Project）（<http://www.WTOHistory.org>）、および、北沢（2001）を参照した。

⁴¹ サミットに対する運動については、第 6 章第 1 節も参照のこと。

である。サミットに対する抗議行動には、1) デモや直接行動、2) 政策提言活動にともなうロビー活動、3) オルタナティブサミットの開催、4) 対抗サミットの開催、5) 政策提言イベントの開催、6) キャンペーンの展開があるとされているが(川西 2008)、4) の対抗サミットも行われており、グレンイーグルズ G8 サミットでも網羅的に行われていたといえよう。

政府との対話は、ロシアでのサンクトペテルブルグ G8 サミット(以下、サンクトペテルブルグサミットとする)でシヴィル G8 対話と名付けられ、ドイツ、日本、イタリアと開催されている。

以上のように G8 サミットにおけるアドボカシー運動においては、様々な運動レパトリーとともに、人々が「連帯」して活動がなされている。

また、環境運動においては、気候変動問題に関するグループとして CAN がある。CAN は、気候変動枠組み条約の交渉プロセスにおいて、政府間交渉に影響を当てるような各種の活動を行っている。CAN は、会議開催中に、あるいはその前後に政府関係者にロビー活動を行い、また、会期中に発行している情報誌「eco」を通じて、交渉に働きかけてきた。さらに、CAN・インターナショナルを中心に、地域別のフォーカルポイント(アフリカ、南アジア、東南アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、アメリカ等)を形成し、430 を超える団体によって全世界的に広がっている。このような連帯活動を通じて、次のような成果を挙げてきている。

先行研究においては(松本 1999,2001,2002,2008)、次の点が指摘されている(表 4-2⁴²⁾)。表 4-2 中で指摘されているは、京都議定書の批准をめぐる途上国の先進諸国への不信感を解く行動や排出量取引の「抜け穴」に関する主張である。そのほかにも、排出量の数値をめぐる議論を環境 NGO が喚起してきたという経緯が指摘されている(気候変動枠組み条約 COP1 の結果の欄を参照)。こうした条約交渉への働きかけのほかに、IPCC への働きかけ、および IPCC の知見の媒介者という働きも指摘されている⁴³(松本 2003)。

2005 年の京都議定書の発効以降、京都議定書をめぐって運用細目を決定したマラケシュ合意の採択(2006 年)、削減数値目標の議論を具体的に示したバリ合意(2008 年)を経てもなお、衡平性や貧困問題の解決といった南北問題の解決はなされていない。ここ十数年の世界経済の環境変化で、気候変動問題における途上国の立場は先進諸国のそれと近づきつつある。そうした状況を受けて、貧困・開発協力・緊急災害援助などの環境とは異なる分野で活動する南北両方の NGO との連携が必要であるとされる(松本 2008:14)。課題があるとされつつも、連帯することで成果を挙げてきていることは確認できるだろう。

本論文で、運動の求心力としての「連帯」に着目するのは、運動がそもそも集まって成立するということの原則以上に、アドボカシーや環境、また本論文では扱わない他の特定

⁴² 表 4-2 中のバード決議について補足すると、「意味のある途上国の参加がなければ京都議定書には批准しない」という趣旨で、1997 年 7 月に連邦上院で、95 対 0 の全会一致で採択された決議のことで、提案した上院議員の名前を取ってバード決議と呼ばれる。

⁴³ そのほかにも、亀山(2003)、毛利(1999)でも同様に、NGO における南北問題が課題として指摘されている。松下(2002)では、NGO の役割として 1) 課題設定、2) 専門性・実践性、3) 政策提言とその実施に向けたロビー活動が指摘され、NGO の限界として組織面、特に資金面の限界について言及されている。

の分野の運動においても、連帯することで運動が促進され、それがまた求心力になっていたことを確認するためである。事例の実際においてもそのような様相を確認することができる。

表 4-2 CANの活動と気候変動枠組み条約

会議名(あるいは時期)	論点	働きかけ	結果
気候変動枠組み条約COP1	条約4条第2項(a)(b)の「約束」が条約2条の究極目標を達成するのに十分・妥当かについての検討。	通称「グリーンペーパー」と呼ばれる、南太平洋、カリブ海、インド洋などの小島嶼国で構成される小島嶼国連合、通称AOSIS諸国案の作成に対してCAN・東南アジアのメンバーが貢献。 「グリーンペーパー」の論点は、途上国に新たな義務を課せずに、先進諸国の目標達成のための「約束」を強化すること。	グリーンペーパーの主張が完全に通ったわけではないが、途上国への新たな義務は課さないこと、そして、先進諸国に対して次のような要請をすることになった。「特定の時間枠内、たとえば2005年、2010年、2020年における先進諸国の排出抑制および排出削減の数量化された目標を設定することを含む法的文書について1997年開催予定の気候変動枠組み条約COP3で採択することを目指すこと」である。決定文書は、ベルリンマンデイトと呼ばれた。
気候変動枠組み条約COP3直前	1997年アメリカ議会におけるバード決議が途上国への義務を求め、それを京都議定書への署名への条件としていたこと。	バード決議の分析を行い、それが法的拘束力を持たず、アメリカ議会には異なる見解があることを途上国に示した。	気候変動枠組み条約COP3において、アメリカはバード決議を持ち込まなかった。
気候変動枠組み条約COP3	COP1での合意に基づき設立されたベルリンマンデイト・アドホックグループ(AGBM)の会合において提案書に残っていた排出枠取引に関する取り決めに旧ソ連や東欧諸国における減少分を排出量取引の対象とできること。	AGBMの会合中に、「買い取った減少分が2010年時点で加算される結果になる」ことを会議参加者に示した。	気候変動枠組み条約COP3で、提案から削除された。

松本 1999,2001,2002,2008を参考に作成。 ※条約の内容については章末の資料1を参考。

運動の外部環境・内部環境の両方において、集合していくことを加速させる諸要素があることを確認した。次節では、これらの状況を踏まえたうえで、NGO 運動の〈正当化〉の分析枠組みについて検討していきたい。

第3節 NGO 運動におけるフレーミング前提と正当化

——事例研究の分析枠組みと問い・対象と方法・調査の概要と分析データ

3-1. 事例研究の分析枠組みと問い——フレーミング前提と正当化

もし仮に NGO の主張に独善的な指向性が含まれているとすれば、それをどのように分析することができるだろうか。本節では以上の議論を受けて、モデルとして分析枠組みを

示していきたい。関連して、事例とする対象とそれへの接近方法、及び調査の概要と分析データについて言及する。

まず、独善的な指向性という場合の言葉の用い方について説明しておきたい。むろん、NGO の主張が独善的なものではあってはいけないというわけではない。なんらかの主義主張には独善的な要素がおそらくは含まれているだろう。冒頭で確認したように、NGO の主張が独善的であるという場合に問題としているのは、運動参加者に主張が「素朴に」信じられ、また普遍性をまとった様にされていることである。大きく運動体の連帯において共有されている（行動様式を含む）主張が「地球を救う」方法として機能していると考えられる。ケースとして想定できるのは、主張の一体感が過度に強調されていたり、主張の一部が不確実性を伴うものであるなどにも関わらず、運動体の連帯において、擬似的な主張の一体化が形成され、その陰にマイナーな声が潜在している場合である。具体的な分析においては、どのようにして連帯の主張がつくられ、どのように運動参加者が参画しているかについて分析したのちに、運動体の連帯内において主張のズレはなかったのかについて検討を進めていく。そのことを明らかにしたうえで、終章で、ズレの意味についてより検討を進める。

このような「地球を救う」方法を析出するために、前章ではフレーミングの中心と周縁、及び NGO の「失敗」、正当化といった概念を用いて、NGO 運動の分断の分析について検討を進めてきた。ここではさらに、分析枠組みを構築するために、フレーミング前提という概念を導入したい。NGO のフレーミングが疑似的に一体化しているが、実際には分断されていると想定した場合に、その前提に「地球を救う」方法というべきものが存在することを分析するための概念装置である。

フレーミング前提の本論文での定義については既に序文で触れているが、ここでは、先行研究での定義について触れておきたい。なお、平川の定義は有用であるが、平川は科学とフレーミングとの関連について検討するために概念化しているものであることには留意されたい。本論文中、主として科学との関連性を検討している第 8・9 章で活用している。したがって、主として政治との関連性を検討する第 6・7 章においてはこの視点は活用していない。

平川によれば、フレーミング前提の形成には、いくつかの重要な選択が存在する。それは、リスクの選択、リスクが発生した場合の影響に関するベースラインの選択、不確実性に関する判断、そして価値判断である（平川 2003）。平川は、遺伝子組み換えのリスクを定義するフレーミング前提が、一部の科学者と専門家・政府関係者の間でのみ議論されている実情を明らかにし、フレーミング前提が形成されるプロセスに素人を含む多くの人々を参加させるよう提言している。平川によって提案されているのは、コンセンサス会議、市民陪審、フューチャーサーチなど市民参加型のリスク評価・査定・管理へのアプローチである（平川 2003）。

平川の定義を敷衍するならば、フレーミング前提とは、問題認識やリスクの認識、及びその重大さの判断や対応の判断に関する価値判断や優先付けのことである。本論文に置いては、「サミット」と「気候変動問題」を取り上げるが、ここで、議論を分かりやすくするため、ここで各事例に沿った定義を示しておきたい。フレーミング前提は、それぞれ、「サ

ミットにおける議題に関する価値判断や優先付けを含む言説」であり、「気候変動問題における問題の認識、解決策に関する価値判断や優先付けを含む言説」である。

ここでさらに、フレーミング前提と公共圏論との関連について検討し、本論文全体の分析枠組みを提示していきたい。先行研究では、公共圏論との関係で、NGO 運動については、政策への市民参加というテーマにおいて論じられてきた。本論文で指摘している「NGO の失敗」との関係では、国際協力 NGO についてであるが、「NGO の正統性の危機」が指摘されている（藤岡 2006）。藤岡は、NGO の正統性の問題として、誰の利害を代表するのかという「代表性」、誰に対して責任を持つのかという「説明責任」、資金管理や意思決定の情報公開をめぐる「透明性」の問題を挙げているが（藤岡 2006:156）、より一般化して言えば、問われているのは、「NGO が社会の中でどのような位置を占め、何をなすことができるか」という問題であり、NGO の存在意義という問題に直結する」（藤岡 2006:155）ものである。このような実践的問題に対して、本論文では、NGO の正統性が問われるようになる認識的な枠組みについて分析・検討していきたい。それは、「NGO の失敗」の構成を問うものである。こうした視点と関連して、環境社会学の分野で、「レジティマシーの環境社会学」を提唱する宮内の指摘は示唆的である。「どう担い手が生まれ、また、どう規範、価値、しくみが生成し、どう社会的に認知・承認されるか」（宮内 2006:19）という視点が、公共圏をめぐる議論の中心的課題になるとしている。

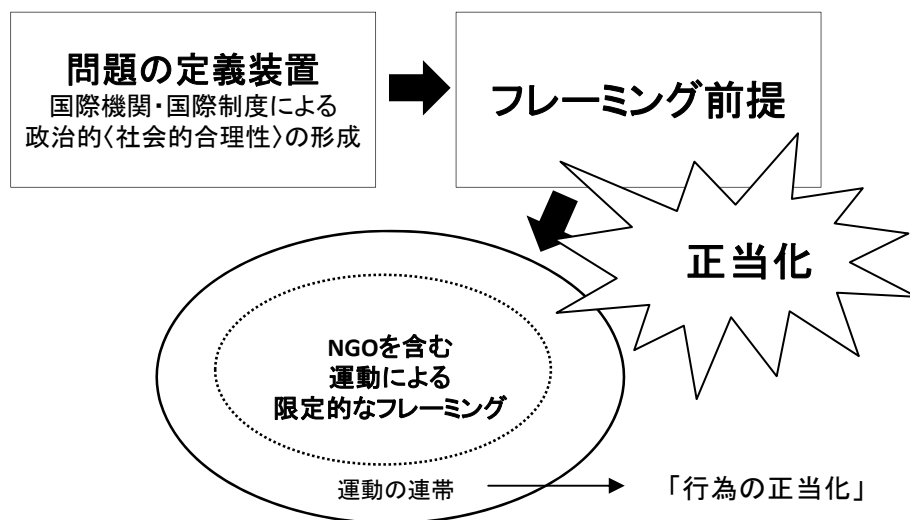


図 4-2 本論文の分析枠組みの構図

この視点を活かすならば、政治性をも帯びた問題の定義が、中心となる NGO を通して、運動においてどのように浸透しているかが、課題となると考えられる。分析の課題は、中心となる NGO を含む運動におけるフレーミング前提の受容プロセスを明らかにすることであると考えられる。

フレーミング前提の受容プロセスについてより具体的に検討していくことで、本論文の分析枠組みを示していきたい。本論文でこれまで検討してきたように、NGO 運動が取り

扱う問題群は、国際機関や国際制度において形成される政治的〈社会的合理性〉を構成要素として、特定の事実認識と価値判断を生みだしている。この問題の構成のされ方をフーコー（1983=1996）に倣って、「問題の定義装置」による構成と呼ぶことができるように思われる。このいみで、NGO 運動におけるフレーミング前提は、「問題の定義装置」によって機能していると考えられる⁴⁴。

NGO を含む運動体は、様々な運動ツールを用いながら、政治的影響力を獲得しようとしている。この際には、政治的影響力を獲得するために、運動参加者によってさらに意義づけられた「限定的な」フレーミングによる言説空間が形成される。限定的なフレーミングによる言説空間は、一定の自律性をもって運動の連帯に浸透し機能する。そしてこの自律性は、特定の文脈におけるその問題構成によって限定性を帯びており、それに影響を受ける NGO のフレーミングは特定の問題解決だけに偏ったり、特定の政治経済的イデオロギーを優先したりするような方向づけをもってしまう。しかしながら、運動の連帯においては、そのような側面が全面にでずに、回顧的に運動のネガティブな側面として、フレーミングが問題視されることになる。あるいは、運動の連帯から離脱するグループやメンバーはフレーミングを問題視していることもあるだろう。このようなフレーミングの問題を、フレーミング前提の受容がいかにより正当化されているかという視点から分析をしていくこととする。

ここで、「レジティマシー」への問い（『環境社会学研究』第 11 号特集，宮内編 2006）に関する先行研究を参考に、本論文における正当化に関して補足説明を行っておきたい。正当化に関して先行研究で問われたのは、主として、正当性がいかにして獲得されるかということであり、正当性の獲得に関わっている重要な事象として、「戦略」、「ヘゲモニー」、「感受性」等が発見され、また正当化作用によって排除された人々の声に着目し、それらをどのように扱うかということが課題とされた。本論文がそのなかでも参考にするのは、正当性が何らかの支配的な言説によって担保され、それに関わる人々がその支配的な言説にヘゲモニックに巻き込まれていく状況である。こうした正当性の問題に関連して、三浦（2005, 2009）は、ある特定の言説が支配的になっていくことに被支配の側も共犯的に与していく状況を指摘している。その際、正当化の根拠の分析として用いられたのが、支配する側が使用する言説や被支配の側の行動様式であった。支配する側は、都合のよい正当化の根拠となる言説を持ちだしたり、被支配の側の行動様式が支配的言説と適合的であるべきことを主張する。同時に被支配の側も、それらの言説に順応していく。このようにして支配の正当性を担保する言説群が形成される。本論文で着目するのは、その過程で排除された人々の声が存在することである。冒頭ではその現象を「隠れた篡奪」とも呼んだ。こうした現象が、正当化であり、分析装置としてフレーミング—フレーミング前提がある（図 4-2 を参照）。ここで正当化という用語について後段との関係でさらに触れておきたい。図 4-2 の下部に示しているのは、フレーミングにおける正当化とは異なった「行為の正当

44 ただし、ここでいう問題の定義装置が主体的に権力を生産しているわけではない。理論的に言えば、装置が構成する主体の言説的諸実践の関係において、権力が作用するということである。こうしたフーコー理論の解釈については、他にも重田（1999）や権力論を俯瞰してフーコーの理論的成果を位置づけた星野（2000：181-213）も参照。

化」である。「行為の正当化」とは、NGO の言説を支持することで、運動参加者たちの「行為」が正当化されていることを示している (p138)。「行為の正当化」は、運動の連帯を醸成させる諸要素として存在している。正当化されたフレーミングによって、運動参加者たちの行為が正当化され、「隠れた篡奪」、すなわち声の統一、声の排除が引き起こされるのである。

分析の手順について示しておけば、まず、運動の連帯において共有されているフレーミングの形成プロセスを追い、それらがどのように形成されているかを分析する。そのあとに、それらがどのようなフレーミング前提を持っているかについて検討し、さらには、運動の連帯内にフレーミングのズレは存在しなかったかを分析する。次いで、それらのズレを一体化させていたフレーミングがいかんにして正当化されていたかについて、フレーミング前提との関連から検討する。事例編の分析においては、運動の流れを追っていく記述をしながら、それぞれの事例に応じて、分析視点を導入していく。こうした分析を通して、筆者が答えたいのは、運動言説のねじれはいかに生じているか、生じているとすればどのようなにしてか、という問題である。

以上で分析枠組みを提示したので、本論文の事例と事例への接近方法について述べていきたい。

3-2. 対象と方法

本論文は、大きく以下の2つのテーマに関わって事例にアプローチし、分析を行っていく。

①洞爺湖 G8 サミットをめぐる NGO 運動 (第6・7章)

②COP13 以降の環境 NGO 運動 (第8・9章)

それぞれに、下位分類できる事例群があり、詳細については各章の各段階に応じて言及していくこととなる。各章の事例には次のような特徴があり、それに応じて分析・検討を行っていくこととなる。

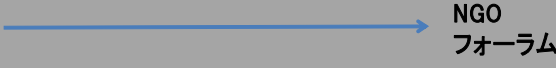
①洞爺湖 G8 サミットをめぐる NGO 運動について：サミットをめぐるのは、多様な運動の形態の発生しており、NGO 運動は、政策提言活動を特徴とするひとつの運動形態である。したがって、分析においては、さまざまなフレーミングのなかで NGO 運動はどのようにフレーミングを形成し、NGO 運動のフレーミングにはどのようなフレーミング前提、及び正当化があったのかに焦点が当てられる。

②COP13 以降の環境 NGO 運動について：気候変動問題というシングル・イシューについての検討であり、また、運動の形態は政策提言型である。議論の論点化が政治の舞台で決められることから、気候変動枠組み条約締約国会議を中心とする議論の動向に対応して、いかんにしてフレーミングが形成され、連帯が形成されるか、に着目する。この際に、どのようなフレーミング前提、及び正当化があり、また連帯に参画した諸運動体は、正当化に

対してどのような態度・見解を示しているのかについて焦点が当てられる。

それぞれの運動の動向は大まかに次のように示すことができる。表が示しているのは、2008 年の洞爺湖 G8 サミットを起点に、ハイリゲンザム G8 サミットも含め、グローバルな社会運動が、日本国内も含めて活動を展開している様相である。大きく 2 つの事例に分けているように、先にふれたグレンイーグルズ G8 サミットにおいて現われた MHP とも関連を持ちながら、2005 年以降の流れの中で、「NGO フォーラム」が結成され、その後は、新しいネットワークが生まれ活動を展開していった。

表 4-3 事例研究の範囲

	グレンイーグルズG8サミット	サントペテルブルグG8サミット	ハイリゲンダムG8サミット	気候変動枠組み条約COP13	洞爺湖G8サミット	気候変動枠組み条約COP14	ラクイラG8サミット	気候変動枠組み条約COP15
	2005年	2006年	2007年	2007年	2008年	2008年	2009年	2009年
国内を含めた動向								
					メイク・ザ・ルール キャンペーン			メイク・ザ・ルール キャンペーン
								関西における連携

それと同時期に、サミットにおいても重要課題とされた気候変動問題に関連して、気候変動枠組み条約 COP3（以下、COP3 と略称表記。）で生まれたネットワーク組織である、気候ネットワークを中心に、国内の別のグループらとグローバル・キャンペーン（メイク・ザ・ルール・キャンペーン）を企画・実施していく。この流れのなかで、2009 年には、関西地域を中心に別のグループも結成される。

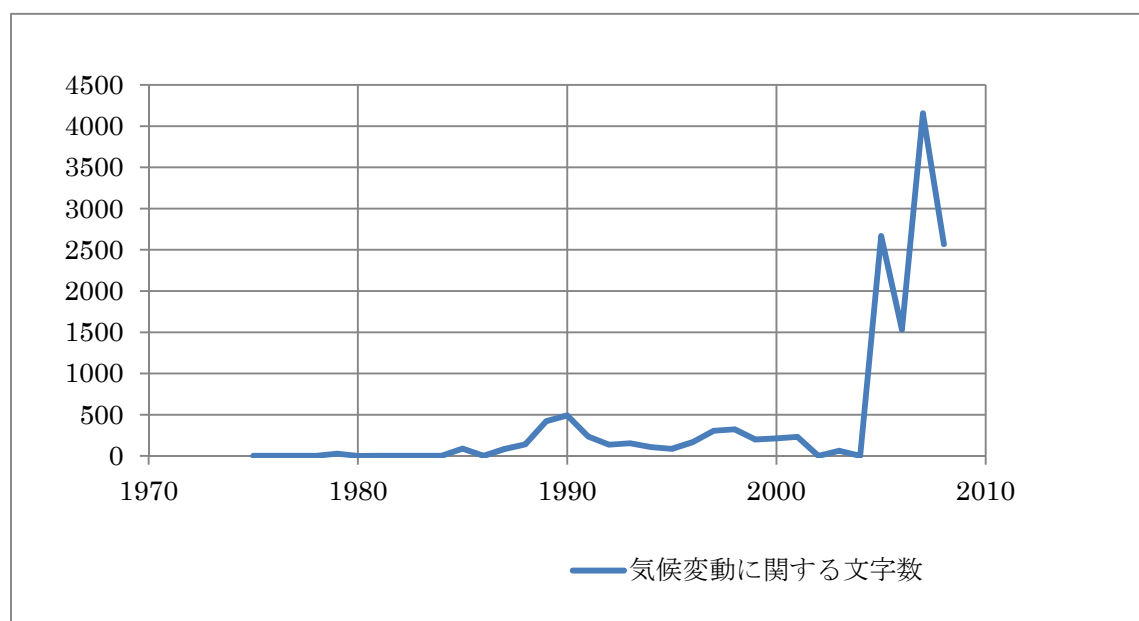
ここで、洞爺湖サミットまでの G8 サミットの状況、及び気候変動枠組み条約 COP13 に関する状況について概略を説明しておきたい。

G8 サミットと気候変動問題——グレンイーグルズ G8 サミット以降から

G8 サミットは、もともとは 1971 年ドル・金交換禁止と 1973 年オイルショックを受けての金融危機を議論する国際会議であったが、冷戦の終焉後、南北問題や地球規模の問題が取り上げられるようになった。2005 年のグレンイーグルズ G8 サミットでは、アフリカ問題と気候変動問題が主要アジェンダに選択された。このふたつのアジェンダは、2007 年ハイリゲンダム G8 サミット、2008 年洞爺湖 G8 サミットでも主要アジェンダとなった。

気候変動問題について、サミットで成果文書中の文字数を単純集計したものをみると、2005 年以降に顕著に文字数が増えていることが分かる。

表 4-4 サミットにおける気候変動問題の扱い



(出典：Jenilee M. Guebert, Sarah Cale and Laura Sunderland 2009 をグラフ化)

また、グレンイーグルズ G8 サミット以降の気候変動問題に関する合意文書の内容について確認すると、下記のようなものである。

表 4-5 グレンイーグルズ G8 サミット以降の気候変動問題に関する合意内容

グレンイーグルズ G8 サミット	グレンイーグルズ行動計画に合意 (気候変動、クリーンエネルギー、持続可能な開発に関するもの) 1)エネルギー利用方法の転換、2)将来に向けたクリーン電力、3)研究開発の促進、4)クリーンエネルギーへの移行のための資金調達、5)気候変動の影響への対処、6)違法伐採対策
サンクトペテルブルグ G8 サミット	世界のエネルギー安全保障に合意 1)エネルギー効率及び省エネルギーの向上 2)エネルギーミックスの多様化

ハイリゲンドラム G8 サミット	2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することを含む EU、日本及びカナダの決定を真剣に検討することに合意
洞爺湖 G8 サミット	2050 年までに温室効果ガス排出量の 50%削減を気候変動枠組み条約締約国会議のすべての締約国と共有すること、および可能な限り、2020 年まで（中期）の国別総量目標設定を実施することに合意

2005 年のグレンイーグルズ G8 サミット以降には、気候変動問題が取り入れられる傾向があり、かつ、2007 年のハイリゲンドラム G8 サミットからは、先進諸国の責任として、温室効果ガスの削減に言及がなされるようになっている⁴⁵

気候変動枠組み条約 COP——気候変動枠組み条約 COP13 以降に着目して

気候変動枠組み条約は、1992 年にブラジル・リオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（United Nations Conference on Environment and Development）で、155 か国が署名し採択された条約である。1995 年以降、条約に基づいた気候変動枠組み条約 COP が毎年開催されている。1997 年には日本・京都で第 3 回会議が開催され、先進諸国の拘束力のある温室効果ガス削減目標が規定された京都議定書が合意された。本論文で着目するのは、京都議定書の第 1 約束機関（2008-2012 年に締約国の総排出量を 1990 年比で少なくとも 5.2%削減することを定めたもの）の次の約束期間の内容を決めるための重要な会議である第 15 回会議（2009 年）へ向けての動向である。起点となったのは、インドネシア・バリで開催された第 13 回会議であった。第 13 回会議では、バリ行動計画とよばれる指針が示され、また、2009 年までに京都議定書第 1 約束期間以降の枠組みについて合意することを決議した。また、下記のように京都議定書の特別作業部会で合意されている。

COP13・京都議定書の下先進国の更なる約束に関する特別作業部会第 4 回後半会合の合意の概要⁴⁶

「世界の排出量が今後 10-15 年にピークを迎えるようにする」

「世界で 2050 年までに 2000 年比で半減よりもはるかに低いレベルに削減」

「先進諸国全体で 2020 年までに 1990 年に比べて、25%～40%削減」

⁴⁵ ハイリゲンドラム G8 サミット成果文書

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/heiligendamm07/g8_s_gai.html#01 2010.06.29) を参照。そのほかの成果文書については、外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/index.html> 2010.06.29) を参照。

⁴⁶ 参考：地球産業文化研究所による報告書

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/20071226COP13_report.pdf

原文：http://unfccc.int/files/meetings/cop_13/application/pdf/awg_work_p.pdf 2010.06.29)

これを受けてそれ以降のアジェンダが形成されていった。対象とする事例について言えば、COP14 へ向けての先進諸国における中期目標（2020 年までの削減数値目標と実行計画の作成）が焦点となった。その際、議論の根拠となったのが、IPCC の第 4 次報告⁴⁷である。IPCC の第 4 次報告のなかで、1) CO₂ を最も重要な温室効果ガスとしたこと、2) 気温の上昇が産業革命前を比べて 2 度以上になると地球上すべての地域で悪影響に対するコストがかかってくること、3) 2 度未満にするためには 2000-2015 年の間に CO₂ の排出量がピークを迎えるようにし、2050 年における排出量を 50-80%削減することが着目された。

環境 NGO は、IPCC の第 4 次報告をも受けて、より活発に「2 度未満」をめざすようになる。それは、産業革命開始期の 1900 年ごろと比べて、気温が 2 度以上上昇すると、多くの生物種の絶滅を引き起こすなど、異常気象などによって生命が危機にさらされるといった状況が増加し、社会の持続可能性が脅かされるからである。それに対する対策として、IPCC が提案しているのが、温室効果ガスの削減であり、具体的には、「先進諸国は、2020 年に 1990 年比 25-40%削減、2050 年に 1990 年比 80-90%削減」することが必要だとされている。

こうした背景のもと、「2 度未満」を実現するためのキャンペーンが展開される。気候変動問題に関する世界的なネットワーク組織 CAN・インターナショナル⁴⁸は IPCC の第 4 次報告を受けて、気温上昇を「2 度未満」するための政策提言を行ってきた。また、グローバル・キャンペーンで年に一度世界同時にアクションを起こす、グローバル・アクション・デイも展開されている⁴⁹。さらに、署名をもとめる専用サイト・AVVAZ（アバーズ）でも気候変動問題が取り上げられた。

事例として取り上げる、メイク・ザ・ルール・キャンペーンではグローバル・アクション・デイと連動してキャンペーンを行い、また関係団体の気候ネットワーク、世界自然保護基金・ジャパン（以下、WWF ジャパンとする）が AVVAZ と共同で世論調査を行い、「日本国民が温室効果ガスの 25%削減を求めている」といった新聞広告を出すことで、グローバル・キャンペーンと連動した⁵⁰。

2008 年 12 月 4・8、および 10 日にグローバル・アクション・デイと連携して、北海道・岩手・盛岡・富山・福井・埼玉・千葉・神奈川・静岡・三重・大阪・兵庫・山口・沖縄で、署名を集めるイベントが行われた⁵¹。

2009 年 6 月 2 日に、AVAAZ、気候ネットワーク、WWF ジャパンの世論調査の結果をもとに、2020 年までに温室効果ガスの 25%削減目標を立てるように麻生首相に求める、広告をだした（図 4-3）。

⁴⁷ 参考：環境省による報告書（仮訳）

（http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/syr_spm.pdf）

原文：http://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar4/syr/ar4_syr.pdf 2010.06.29）

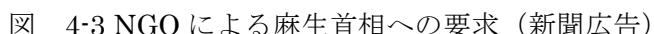
⁴⁸ CAN・インターナショナルの HP（<http://www.climatenetwork.org/> 2010.06.29）を参照。

⁴⁹ グローバル・クライメイト・キャンペーンの HP（<http://www.globalclimatecampaign.org/> 2010.06.29）を参照。

⁵⁰ AVAAZ の HP（<http://avaaz.org/jp/> 2010.06.29）を参照。

⁵¹ メイク・ザ・ルール・キャンペーンの HP（<http://www.maketherule.jp/dr5/> 2010.06.29）を参照。

これらの動向について、筆者は2007年初めごろからフィールドワークを開始し、2011年夏ごろまで断続的に調査を行った。アクション・リサーチを含む参与観察を行って、運動の全体像を把握しつつ、各種データを収集しながら、データの整理を含めて問題設定・作業仮説の構築をしながら、最終的に論文をまとめる作業に入った。



次いで、調査の概要、および分析データを示していきたい。

3-3. 調査の概要と分析データ

まず、本論文で取り上げるグループ・団体の概要を示す。次いで、調査の概要とともに分析データを示していく。

第6章で取り上げる、洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動には、主だったものとして3つのグループがあった。グローバルな社会運動には、多様なグループが関わっているが、その基本的な情報は、1) イシュー、2) 行為形態、戦術、3) 組織構成、4) イベントであり、また、4) に関連して、グループの設立やサミットまでの活動の状況、そして、サミット開催時の活動についてである (cf. Bennet 2005) (表 4-6)。

洞爺湖サミットにも多様な関わりがあり、特に目立った活動をしたのは、3つの大きなネットワーク組織であった。NGO フォーラム、「G8 サミットを問う連絡会 (以下、G8 を問う連絡会とする)」、「G8 サミット市民フォーラム北海道 (以下、市民フォーラム北海道とする)」である。これらの組織の活動状況は、次の通りである⁵²。

表 4-6 洞爺湖サミットをめぐる運動の活動

3つのネットワーク組織の主要なイベント、主な出来事

グループの類型	グループ名	イシュー	行為形態、戦術	組織構成	サミット開催前	サミット開催時
NGO型のグループ	NGO フォーラム	環境、貧困・開発、人権・平和	政策提言、イベント、キャンペーン (デモにも参加)	NPO法人組織を中心とする141団体で構成	NGOと政府の対話集会 (主催) 京都シヴィルG8対話 (主催) 首相との対話	市民サミット2008 (主催) ピースウォーク (参加・協力) 国際メディアセンターでのプレスリリース
地元のグループ	市民フォーラム北海道	環境、貧困・開発、人権・平和、民族	政策提言、イベント (キャンペーン・デモにも参加)	地元のグループを中心に74団体で構成	市民G8ウィークス (主催)	市民サミット2008 (主催) ピースウォーク (参加・協力)
直接行動型のグループ	G8を問う連絡会	オルターグローバルイゼーション、反グローバリズム	キャンプ、集会、デモ、オルタナティブメディア	ネットワーク型の組織	G8対抗国際フォーラム G8サミット直前東京行動	国際民衆連帯DAY S (主催) キャンプ ピースウォーク (参加・協力)

これら3つのグループの活動を中心に、フィールドワークを行い、情報収集・資料収集、及び聞き取り調査を行った。収集した情報や資料の活用については、各記述を参照されたい。データの収集は、洞爺湖サミットにおける運動の動向に関するフィールドワーク (下記) を経て、行った。そこで、NGO 以外の運動体についても全体像を把握することに努めた。

⁵² 3つのネットワークに関するフィールドワークをもとに作成。

- 1) 2007 年 1 月 31 日 NGO フォーラム結成会
- 2) 2007 年 9 月 21 日 市民フォーラム北海道設立総会
- 3) 2008 年 2 月 19 日 NGO フォーラムによる「NGO と政府の対話集会」
- 4) 2008 年 3 月 1 日 市民フォーラム北海道連続学習会第 3 回「生物多様性と気候変動」
- 5) 2008 年 3 月 25 日 アントニオ・ネグリ講演会（中止）
- 6) 2008 年 4 月 19 日 環境イベント「アースデイ東京」での NGO フォーラムによるキャンペーン活動
- 7) 2008 年 4 月 23-24 日 NGO フォーラムによる「京都シヴィル G8 対話」
- 8) 2008 年 5 月 23 日 NGO フォーラムによる NGO・NPO 国際シンポジウム
- 9) 2008 年 5 月 26 日 NGO フォーラムによる「ヒラリー・ベン英環境大臣と地元市民との対話」
- 10) 2008 年 5 月 31 日 G8 メディアネットワークシンポジウム「環境・グローバリズム・メディア」
- 11) 2008 年 6 月 30 日 スーザン・ジョージ講演会
- 12) 2008 年 7 月 6 日 「市民サット 2008」
- 13) 2008 年 7 月 7-9 日 NGO フォーラムによる国際メディアセンター内におけるプレスリリース活動
- 14) 2008 年 7 月 29 日 NGO フォーラムの活動の総括である「報告会」
- 15) 2008 年 8 月 31 日 NGO フォーラムによる「地域報告会（名古屋）」
- 16) 2008 年 11 月 14 日 NGO フォーラム(環境エネルギー政策研究所との共催)による「国際シンポジウム」
- 17) 2008 年 11 月 14 日 NGO フォーラム解散総会

政策提言イベントである、「政府と NGO の対話集会」、「京都シヴィル G8 対話」、および「洞爺湖 G8 サミット国際メディアセンター内におけるプレスリリース活動」を中心に、環境 NGO 関連のイベントである、「NGO・NPO 国際シンポジウム」、「ヒラリー・ベン英環境大臣と地元市民との対話」にも参加した。また、サミット本番時は、次のようなタイムスケジュールで行動した。

- 1) 7 月 6 日 市民サミット 2008 への参加
- 2) 7 月 7-9 日 国際メディアセンターの NGO センターのフィールドワーク

以上のフィールドワークを経て、さらに聞き取りすべき内容、特に NGO フォーラムの活動の詳細について知るため、聞き取り調査を行った。それら洞爺湖 G8 サミットをめぐる聞き取り調査のデータは次に示すとおりである（表 4-7）。

表 4-7 聞き取りデータの一覧(1)

6・7章	聞き取り①	氏名表記・団体名	聞き取り実施日	聞き取り内容
		A氏・環境エネルギー政策研究所	2008年12月3日	洞爺湖サミットにおける政策提言活動のプロセス
	聞き取り②	B氏・環境と開発に関するドイツNGOフォーラム（以下、ドイツNGOフォーラムと略記する）	2008年4月24日	洞爺湖サミットに対する日本のNGOの活動の評価
	聞き取り③	C氏・日本アフリカ協議会	2008年12月5日	洞爺湖サミットにおける政策提言活動のプロセス
	聞き取り④	D氏・ピースポート	2008年12月12日	洞爺湖サミットにおける政策提言活動のプロセス

以上が、第6・7章に関わる調査概要と分析データである。ついで、第8・9章についてみていきたい。

気候変動枠組み条約 COP15（以下、COP15 と略称表記。）、およびポスト京都をめぐる環境運動として展開される、「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」と「温暖化防止ネットワーク関西（以下、ネットワーク関西と略称表記。）」の2つの動きを中心に聞き取り調査を行った。これらの動向についての概要は、第7章の概要箇所ですく詳しく説明する。「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」については、立ち上げに中心的に関わった4名に聞き取りを行い、「ネットワーク関西」については、関西地域での運動の動向において中心的な役割を果たした担い手（7名）を対象に聞き取り調査（メイク・ザ・ルール・キャンペーンとの関連についても聞いている。）を行った（表 4-8）（なお、聞き取り⑤E氏（気候ネットワーク）の聞き取り日については、ネットメディア「グッドニュース・ジャパン」への聞き取り内容の掲載日としている。）。

なお、メイク・ザ・ルール・キャンペーンおよびネットワーク関西については、2008年11月22日に行われた「市民が進める温暖化防止2008」（気候ネットワーク主催）、2009年2月16日に行われた「京都議定書発効記念フォーラム」に参加して、当日の資料を収集するなど参与観察を行い、立ち上げ時の状況把握に努めた。

また、本論文における聞き取り調査は、1人あたり30分弱～2時間程度行ない、筆者によるメモとICレコーダーによる録音によって記録しデータ化した。（先方の都合上聞き取り⑬のN氏（紀州えこなびと）については、メールにて調査を行った。）

第4章のまとめ：運動のフレーミングに対する影響力として、次の2つ、すなわち①政治的（社会的合理性）（本論文では特に、国際機関や国際制度による合意等を指示している。）、②運動の求心力としての「連帯」があることを示し、それらをモデル（図 4-2）として図式化した。モデルで示されているのは、運動の連帯におけるフレーミングが、予め設定された問題やフレーミング前提に影響されているということである。このいみでフレーミングは、包括的ではなく、部分的で断片的になっているのである。また、このフレーミングは、運動参加者によってさらなる意義を与えられることで、限定性を帯びる可能性があることも示している（具体的には8章・9章で検討）。

表 4-8 聞き取りデータの一覧(2)

使用した章	データの種類	データの内容		
8・9章	気候保護法案のパンフレット	メイク・ザ・ルール・キャンペーンが提案した地球温暖化対策法に関する改正法案		
	ネットワーク関西の趣意書類	ネットワーク関西に参加するために同意することが求められた趣意書文		
	聞き取り⑤・⑥	氏名表記・団体名	聞き取り実施日	聞き取り内容
		E氏・気候ネットワーク	2008年4月11日	COP13での議論の様子や自団体としての見解について
	聞き取り⑦	F氏・気候ネットワーク	2008年9月15日	メイク・ザ・ルール・キャンペーンの立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて
			2008年11月23日	メイク・ザ・ルール・キャンペーンの立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて
	聞き取り⑧	G氏・Friend of Earth・ジャパン （以下、FoE・ジャパンと略称表記）	2009年2月17日	メイク・ザ・ルール・キャンペーンの立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて
	聞き取り⑨	H氏・FoE・ジャパン	2009年2月17日	メイク・ザ・ルール・キャンペーンの立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて
	聞き取り⑩	I氏・気候ネットワーク	2011年8月1日	ネットワーク関西の立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて、現在の状況について
	聞き取り⑪	J氏・地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 （Citizens' Alliance for Saving the Atmosphere and the Earth、以下、CASAと略称表記）	2011年8月2日	ネットワーク関西の立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて、現在の状況について
	聞き取り⑫	K氏・CASA	2011年8月2日	ネットワーク関西の立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて、現在の状況について
	聞き取り⑬	L氏・わかやま環境ネットワーク	2011年8月20日	ネットワーク関西の立ち上げ状況（運動の組み立て・動員・運営体制）について、および自団体の関わりについて、現在の状況について
	聞き取り⑭	M氏・紀州えこなびと	2011年8月15日	ネットワーク関西への自団体の関わりについて
	聞き取り⑮	N氏・紀州えこなびと	2011年8月28日	ネットワーク関西への自団体の関わりについて
	聞き取り⑯	O氏・大阪府生活協同組合連合会（以下、大阪府生協と略称表記）	2011年8月17日	ネットワーク関西への自団体の関わりについて

■資料

資料 1:気候変動枠組み条約条文からの抜粋

第2条 目的

この条約及び締約国会議が採択する関連する法的文書は、この条約の関連規定に従い、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

第4条 約束

1 すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し、定期的に更新し、公表し及び第12条の規定に従って締約国会議に提供すること。

(b) 自国の（適当な場合には地域の）計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。この計画には、気候変動を緩和するための措置（温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を対象とするもの）及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含めるものとする。

第5章 グローバリゼーションと社会運動

——グローバル倫理が生み出すドクサ

第1節 社会運動の国際化——媒介領域とグローバリゼーション

ティリーは、『社会運動 1768-2004』(Tilly 2004)で、歴史的視点を導入し、社会運動が争議 (contention) の性質をもっていることを指摘し、どの時代の運動にも見られる特徴として、WUNC を挙げ、それは worthiness (有徳性、有価値性)、unity (一体性)、numbers (数的優位)、commitment (献身、責務) の頭文字であり、今後 21 世紀に入って、社会運動がどのような展開を辿るかを検討している (Tilly 2004)。

歴史的視点の利点は以下の3点で、①他の政治形態との区別、②社会運動の進展の内実、③社会運動の変化に影響を与える政治環境の変化の分析に役立つとしている。『社会運動 1768-2004』は、争議の政治、すなわち、ある特定の形態の要求についての歴史的記述をしている。歴史的分析によって、社会運動がいくつかの決定的な特徴 (例えば、デモ行進) を組み込んでいるのは、社会運動をそのほかの政治形態から分離させるものであることを説明することができる。また、歴史によって、社会運動の進展における重要な“変化”(例えば、有給の専門スタッフの登場や社会運動プログラムを追求することに専門特化する組織の登場)を理解するのに役立つ。また、それゆえに、将来における新しい変化の可能性に対処することを迫る。さらに歴史は、社会運動を可能にする政治状況の変化に注意を喚起する。社会運動が消滅してしまうのであれば、それは人々が公的な政治に参加する重要な機会が失われつつあることを、われわれに伝えている。社会運動の栄枯盛衰は、民主主義の機会の拡大と縮小を示しているのである」(Tilly 2004:3)。ティリーが想定する運動の存在は、民主主義の存在意義に関わるものでありうることも確認しておきたい。

ティリーによれば、グローバリゼーションに影響された運動は、次のような区別される3つのプロセスからなる(Tilly 2004:101-102)。

- 1) グローバリゼーションのトップダウンプロセスが作り出す、権力の中心にある諸連鎖、すなわち金融市場に結ばれた商業的連結、軍事力を結ぶ強制的な連結、また宗教・民族それぞれに固有の文化的連結、さらに以上3つの組み合わせである。
- 2) ボトムアップからは、グローバリゼーションはまた異なった影響を示す。移民や国境や海を越えた電話回線、社会運動家の間に共有された知識や経験などである。
- 3) トップダウンプロセスに対して反応し、ボトムアップのネットワーク資源であるそれらを駆使して、権力の中枢に対して新しい諸関係を生み出そうとする。そうした媒介領域がある。

ティリーはさらに、この媒介領域におけるコミュニケーションの発展史を振り返り、運動の諸条件が変化してきたことを論じ、グローバルな社会運動が、以前よりも国際化・専門化し、民主主義というよりは、専門家集団による国際的な抗議活動になっていることを指摘し、その傾向が促進される、と予測している (Tilly 2004:153-158)。

ティリーの媒介領域という発想をグローバルな社会運動の成立条件として概念化した

のが、タローのいう機会構造としてのインターナショナリズムという概念である。

第2節 グローバルな社会運動と社会学

——機会構造としてのインターナショナリズムという視点

2-1. トランスナショナルな集合行為

——国際関係論から社会学的視点への転換

タローは、ティリーの発想を引き継ぎつつ、新自由主義と結び付けられるグローバリゼーションよりも、インターナショナリズム、特に機会構造としてのインターナショナリズムという側面を強調している。

タローによれば(Tarrow 2005a:21-22)、国際関係論における先行研究の代表的な3学派⁵³、すなわち、

- 1) ネオリアリズム：国家は国際政治においても継続的に主たるプレイヤーであり、諸国家は、国家間の非対称的な力関係に埋め込まれた国際的なシステムである。
- 2) 構築主義：国家のもつ規範やアイデンティティがその国際的な態度に影響しているか、グローバルな、少なくともトランスナショナルな諸規範が国内外の態度を形成しているかに関心をもつ。
- 3) リベラルな制度学派：諸国家は国際的な実践やレジーム、制度を創設することで、国家内の集合行為的な諸問題を解決しようとし、他国家の態度を監視しようとしている。

以上のいずれも焦点をあてていないのは、国内の集合行為と国際的な集合行為とを媒介する過程の分析であるとする。「私は、トランスナショナルな行為者の今まで言及されてこなかった特徴、すなわち国内の集合行為と国際的な集合行為を媒介する性質を論証しようと思う」(Tarrow 2005a:25)。タローはなかでも、国際機関・国際制度は機会でもあるが制約でもある(Tarrow 2005a:26, cf. Keohane & Milner 1996)とする指摘に賛同し、次のような想定をしている。国際機関・国際制度は、グローバル資本主義の反対者とクレイマー(Claimer)が動員することができる機会を提供している(Tarrow 2005a:26)が、同時に世界中のふつうの人々にとって制約となるものであり、それらは、正当化された憤慨と抵抗の源となるものである(Tarrow 2005a:25)。

また、『『グローバリゼーションは抵抗を導き出す』というテーゼには収斂されない」(Tarrow 2005a:5)とする。それは、グローバリゼーションの影響を受けた様々な現象のうちに、グローバルな社会運動があり、かつそれらが、運動参加者だけではなく、国家や国際機関・国際制度もアクターとしてみなす「機会構造としてのインターナショナリズム」というべきものに影響を受けているとするからである。そしてタローは、政治的機会構造派という立場を意識して、次の3つの仮説について検証しようとする。

⁵³ 本論文のアプローチは、国内外の規範の取り扱いについて構築主義と似ているが、国内外の規範の動態について、初めから分析の目を向けている点で異なると考える。

- 1) グローバルにイシューをフレーミングし、国際機関・国際制度に対抗して国内の争議を俎上に乗せることで国際化が引き起こされるのであるが、それらは国境を超える永久のつながりを生み出さない。
- 2) 集合行為の特定形態が伝播し、争議のスケールがグローバルからナショナル・ローカルへ移行することで、国境を超える争議のレパートリーが統合されるが、両方のプロセスともに一時的なものであり、真の社会運動が構築される国内の交戦状況 (militancy) を低下させる。
- 3) 国内争議の外在化と持続的な国際連携の形成は、国際争議と国内争議との混交が起きている強い証拠である (Tarrow 2005a:33-34)。

以上の仮説は、1)、2) は、グローバルな社会運動の編成が一時的なものであり、国内における社会運動を衰えさせるというものであり、3) は、グローバル・イシューが国内の争議に浸透していくとするものである。これらの仮説に対してタローはこの著作では次のように結論づけている (Tarrow 2005a:219)。グローバルな社会運動は、物語的で矛盾を孕んだものであるが、ますます国内の運動に影響を与えるようになってきている。そして、トランスナショナルな行為者が国際機関・国際制度を対象として、ロビー活動を行い、抗議をし、そしてグローバル・ナショナルな連携を作り上げていくとしている。しかしながら、今後その方向性がそのまま進むのか、国家との関係性がどうなるのか、国際機関・国際制度がどうなるのかについてはまだ途上であるとしている。

タローはこうした現状について、次のように述べている (Tarrow 2005a:204)。グローバルな社会運動について、それは国内の争議をグローバルな傘のなかに含めてしまうのであるが、そうした結果として、国内のイシュー間の不平等が起こる。また、国際機関・国際制度は国家によっても使用されるので、運動にだけ優位に働くわけではない。そういういみで、トランスナショナルに行われる社会運動の形成は、社会運動・国家の位置づけを変化させているが、国内の政治に対しては、どちらかといえば運動が起こりにくくなるように働いている。国際機関・国際制度を媒介にして、グローバルな社会運動と国家があり、国内の政治状況はまた別のものとしてあるが、(全部ではないが) 国内の運動はグローバルな社会運動に動員されていくと。

タローの主たる関心は、機会と制約として機能する「機会構造としてのインターナショナリズム」のうちで、グローバルな社会運動がどのようなプロセスを経て形成・維持されているか、にある。

2-2. トランスナショナルな運動展開の機能分析

——機会構造としてのインターナショナリズムモデル

前項でみたように、タローは、『新しいトランスナショナル・アクティヴィズム』(Tarrow 2005a) で、ティリーの定義や構想に倣いつつインターナショナリズムの概念を展開し、トランスナショナルな争議に関する独自のモデル構築を試みている。タローは、グローバル化が重要な変化をもたらしたものであるとしつつも、それが争議の直接的な原因ではないとし、「機会構造としてのインターナショナリズム」(Tarrow 2005a:7) という

概念を提案している。グローバル化に影響された変化は、その機会と制約のうちで形成されるものである。タローにとって、グローバル化は運動の仕方を容易にしたわけではなく、運動にとって障害も与えているのであり、いわく「トランスナショナルな社会運動の形成は容易ではない。めったに会わずに、具体的な信頼関係を欠いた人々が国境を超えた集合的行為を持続させるのは、困難である。他方で、争議のレパトリーは、ローカルでナショナルな文脈から成長し、かつその文脈に留まっているのである」(Tarrow 2005a:7) といい、グローバルな運動とローカルな運動の連携を研究課題とし、その連携に至るまでの諸段階を概念化しようとする。タローは、次のように、国際機関・国際制度、国家、行為者の関係を定義している(Tarrow 2005a:8)。

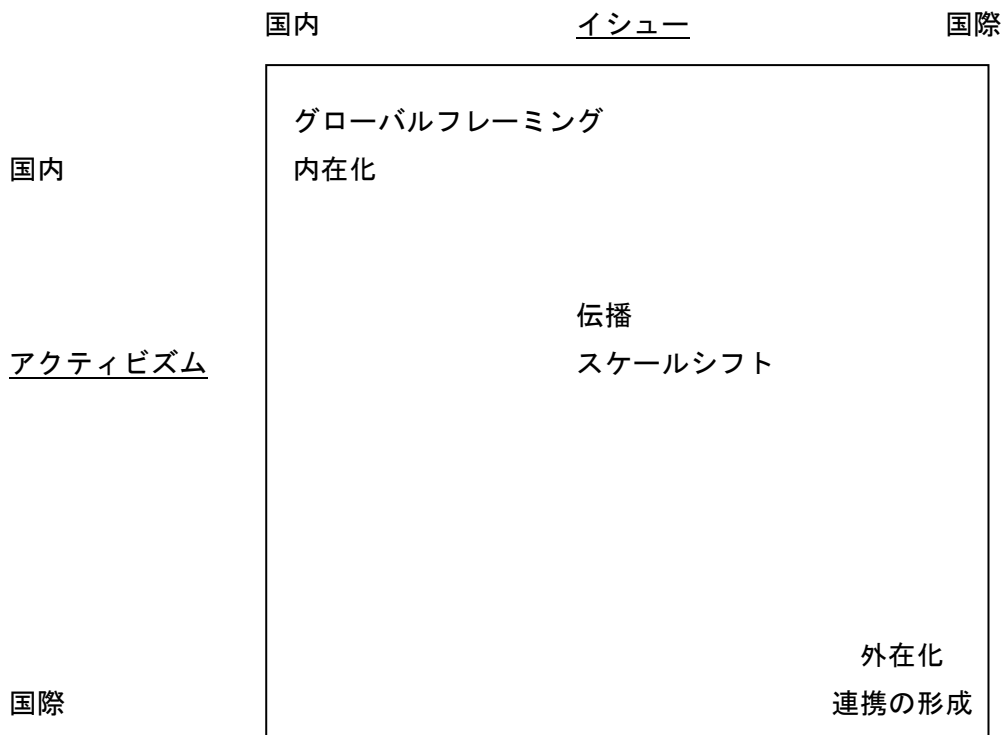


図 5-1 タローの基本想定

- 1) ますます濃くなっていく諸国家、行政機関、国家によらない行為者にまたがる諸関係。
- 2) 国際・国家・サブナショナルレベルの垂直的な関係の増加。
- 3) 国家によらない行為者、国家、国際的な行為者のネットワークの形成を促進している公式・非公式の構造の増加によって、トランスナショナルなアクティビズムが誘発される。

次のような概念の図式化を行い、段階的にトランスナショナルに運動が形成されいく様子にアプローチしようとする。

以上の図が示しているのは、ローカルなプロセスとしてのグローバルフレーミング・内

在化と、トランスナショナルなプロセスとしての伝播・スケールシフトと、グローバルなプロセスとしての外在化・国際連携の形成である。タローは、このような図式が仮説作業であり、さまざまなケースを解釈する基礎概念のセットだとしている（Tarrow 2005a:32-34）。次項では、グローバルな社会運動のトランスナショナルな動向について言及し、本論文の事例研究の課題を明確化していきたい。

2-3. グローバルな社会運動の国内外環境とフレーミング

前項でみてきたように、タローは、グローバルな社会運動が自生的に発生するわけではなく、国家や国際機関・国際制度との関係から成立していることに着目している。

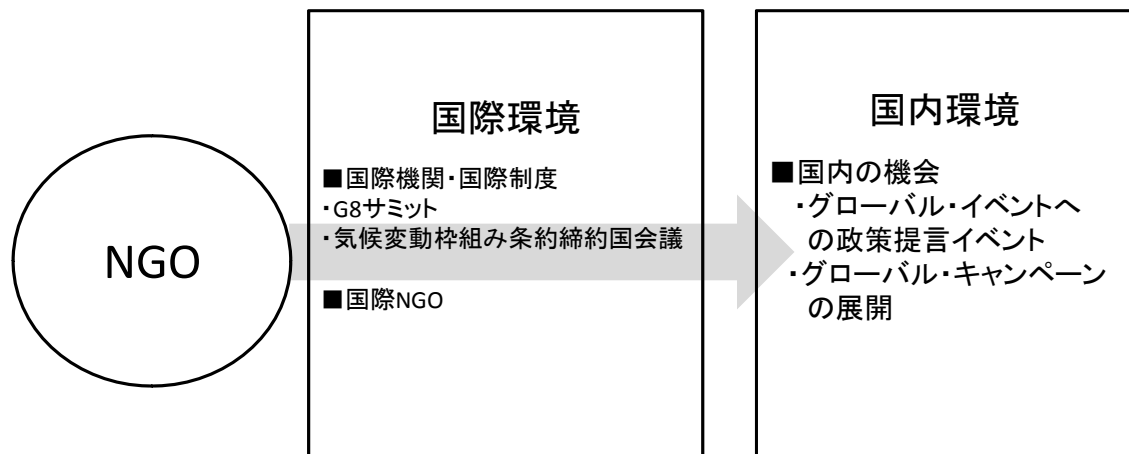


図 5-2 NGOと国内外環境の関連

それに倣って、グローバルな社会運動体と国内外環境との相互作用に視点を向けると、運動体の活動や主張が社会的に受容されたり、あるいは国内外環境の状況を受容するというようすをみることができる。そのような受容がトランスナショナルな動向のなかで、いかにして起こり、そしてイシュー形成がされていくか、ということがひとつの研究課題となる。こうした視点について、本論文の視点からさらに整理してみたい。

国際機関・制度での決議が基となって問題を構成する。そして、その都度のアジェンダが形成され、それに付随する様々な動向（政策や言説、それに伴う活動）が起こっている。このことを背景として、問題の構成という視点から捉えなおしてみると、運動体は問題の発見を行っているというよりは、問題の構成を前提として、問題が「問題」として成立す

る際の構成要素として存在しているとみることができる。また、問題構成の前提があるとなれば、国家も構成要素のひとつとしてみなすことができる。

運動の主体性が構造化されているということが想定されるが、それらを包含する概念として、「状況の定義」を取り上げておきたい。クロスリーによれば、「状況の定義」とは、あるグループによっていくつかの資源を用いて行為することで構成される、抗議の前提となる問題状況を示している(Crossley 2002a=2009:343-345)。状況の定義と国内外環境を往復するトランスナショナル・アクティヴィズムとの関連を示せば、下記のようなになる(図5-3)。

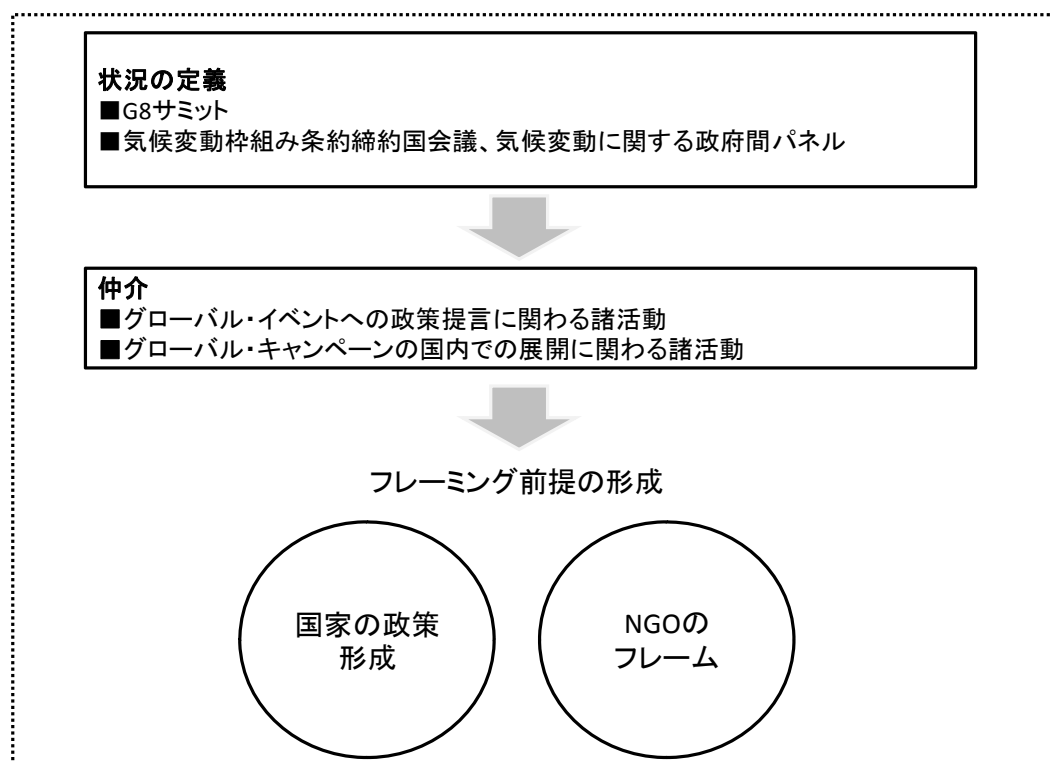


図 5-3 トランスナショナル・アクティヴィズムと状況の定義

国際機関や国際制度での決議などによる「状況の定義」によって、問題認識の前提が形作られ、それらが諸活動による仲介を経て、国家や NGO に情報として伝達され、政策やフレームが形成される。ここには、「状況の定義」を踏まえた、政治的〈社会的合理性〉と影響関係にあるフレーミング前提が存在することに留意が必要である。その都度議論すべき論点の条件的な内容を表現するのがこのフレーミング前提である。本論文の事例の場合には、G8 サミットや気候変動枠組み条約締約国会議、気候変動に関する政府間パネルといった国際機関や国際制度による政治的決定がある。これらの政治的決定が NGO のフレーミングに大きく影響を及ぼすこととなる。

NGO のフレーミングは、このような環境下で行われていることの認識が必要であるが、ここでさらに重要ことは、こうしたフレーミングの陰に、語られない世界＝ドクサとしてのフレーミングが存在するという点である。こうした視点について、次節で検討し、事

例分析の際の視点として提示しておきたい。

第3節 NGO運動の盲点としてのドクサ——運動イシューの権力性

既に、序章において、NGO がグローバル倫理の代理人としての側面を持ち、それらが時に権力性を持つことについて指摘しておいた。ここでは、NGO の主張するグローバル倫理が、特定のイデオロギーを代表し、〇〇主義に陥ってしまうことの弊害について指摘し、NGO 運動の主張が、語られない世界＝ドクサを生みだしてしまうことについて指摘しておきたい。

NGO の政治性について反省的に批判的な見解を、越田は次のように語る。「NGO がプロジェクトを中心に活動を組み立てるようになると、同時に政府開発援助（Official Development Assistant, 以下、ODA と略称表記。）からの資金援助が拡大し、外務省は『NGO 支援の多様化』を打ち出していった。NGO の多くも、ODA を自分たち（のめざす開発）にとって使いやすいものにすべく重視していった。おそらく、この過程を経ながら NGO は、外務省と『ODA を良くする』という目標を共有し、そのために協力し合うことで、ある種の『精神的一体性』を持つようになっていったのではないかと。そして、自分たちを援助という領域のみに関わる団体として位置づけるようになり、国家に対して参加型民主主義やジェンダー平等、非軍事化などを求める動きとは距離を置き、批判性を失った『パートナーシップ』を政府と結んでいったのではないかと」（越田 2006:57）。ここでは、特に ODA との関係が指摘されているが、NGO が本来目指すべき政治性は、政治によって換骨奪胎され、政治に都合のよい政治性へと置き換わり、運動に巻き込まれる側にとっては、脅威としての政治性を帯びていると言えるのではないだろうか。

こうした視点は、アドボカシー運動のみならず、環境運動においても別の形で指摘されている。環境問題の中でも、特に気候変動問題に関して、その権力性について、先行研究においては主に2つの点が指摘されている。ひとつは地球環境主義というパターンリズムの存在であり、もうひとつは地球環境主義が抑圧に転化するという指摘である。1点目に関して、嘉田は、地球温暖化現象を知るために専門的知識が必要であることを背景として（嘉田 2002:214）、人が地球温暖化に関する専門的知見を信用・信頼するのは、「「偉い人が言うから」「権威のある地球**機関が言うから」「権威のあるマスコミ情報だから」という「権威性」」（嘉田 2002:214-215）によると述べる。嘉田の指摘する現象は、専門的知見を鵜呑みするといういみでパターンリスティックな現象であると言えるだろう。このようなパターンリスティックな現象が、地球環境主義的行動様式を生む契機ともなりうる。1人1人の心がけやライフスタイルの見直しといった個人レベルの環境行動の強調（寺田 2009:176）は、そのような文脈で捉えることができるものである。

これと関連して、2点目に関して丸山は、不確実性がありながらも社会的意志決定によって気候変動問題が規定されることで、そこには地球の問題は私たちの問題であるといった過度な規範が伴うこと、具体的には地球温暖化問題の解決は「1人1人の心がけ」次第である、といった規範が生まれることを指摘している（丸山 2009c:53）。そこで、エネルギー消費量の内、家庭における直接消費量が占めるのは十数パーセントにすぎないことを取り上げて、日本で行われている「チームマイナス6%」のように、地球温暖化問題が〈私

たちの問題」とされ、啓発行動を促されることの是非を問うている⁵⁴（丸山 2009c:53）。

以上のような、NGOによる疑似的な対抗言説の形成や環境言説が持つ権力性について、分析の際に留意すべきは、言説形成に対する受け手の無批判な受動性といった事態や言説形成への批判的見解の潜在化といった事態を観察することができるということであろう。

終章でも再度検討することになるが、このような権力的な公共圏の形成への対処について先行研究の状況について触れておきたい。ここでは、グローバル倫理とその批判の構図を示し、検討すべき課題を示していきたい。公共圏の権力性に対して望ましいあり方を模索した理論的検討として、平川（2003）と赤嶺（2006）を取り上げる。平川（2003）は、科学技術社会論の知見として、科学的知見に対する市民側からの批判を模索している。科学的知見の権力性によって、公共圏とみなされていた領域の非公共化が起こり、市民的知見としてのローカル・ノレッジが否定されていることに着目する。そうした事態の打開策として、科学的知見のフレーミング前提に対して、市民的知見を含む倫理的検討を先行させることを提案している。また、赤嶺（2006）は、環境社会学の知見として、グローバル・コモンズとしての生態系の保護が、国連、科学者、NGOによって形成される地球環境主義によって成立しており、資源管理の当事者性を排除していることを問題視している（赤嶺 2006:173-176）。そして、当事者は誰かを検討することを通じて、「資源管理のゆくえは、ワシントン条約の強要ではなく、地球環境主義者や科学者たちが、みずから慣れ親しんできた学問体系をこえて、当事者たちの経験をいかにくみとれるかにかかっている」（赤嶺 2006:194）と結論づける。これらの知見は、環境と社会との関係性において、分断されてしまった知や経験をつなぎなおす試みとして、本論文にとっても確認すべきものである。ただし、市民的知見や当事者性だけが、抵抗となりうるのだという解釈になるのであれば、それには慎重になるべきであろう。理由は、市民的知見や当事者性が獲得しようとしているものが、新たな望ましい社会規範であると解釈されることが想定されるからである。本論文の文脈でいえば、グローバル倫理が持つ権力性に対して、抵抗するために、市民的知見や当事者性が新たな倫理として持ち出されることになれば、それは望ましい社会規範をめぐる争いにすぎなくなってしまうということであり、それらの社会規範のうち、何がどう実現されるのかということについては議論が及ばなくなってしまうと考えられるのである。このことは、公共圏論やその周辺での関連した議論においても、結局のところ、望ましい社会規範が何かを争っているにすぎないということをこそ、問い直す必要があるということでもある。公共圏の形成の先に望まれているのは、社会規範ではなく、社会そのものの改善であろう。

先行研究の前提にあるのは、権力がある、そして、排除された声がある、だからそれを拠点に抵抗しようことであると思われる。その発想は間違っていないとしても、社会規範をめぐる争いに終始してしまえば、実践による成果を相互に相殺してしまうことにもなるであろう。

そうではなく、社会規範をめぐる争いに収斂しない公共圏のあり方はいかなるものであ

⁵⁴ ここで示したエネルギー消費量のデータは、資源エネルギー庁（2007, 『エネルギー白書 2007 年版』（<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2007energyhtml/index2007.htm/> 2011.12.28））による。

ろうか、そして、いかにして公共圏は活性化しうるのであろうか。終章ではこの論点に立ち戻ってみたいと思う。

次章では、洞爺湖 G8 サミットに対する NGO の動向を中心に、「政治」と運動との関連について検討していきたい。

第5章のまとめ：本章ではグローバル化した社会のもとでの NGO のフレーミングについて検討した。NGO のフレーミングは、国内外の様々な環境といった、トランスナショナルな状況に影響され、フレーミングには前提となる問題状況としての「状況の定義」が伴う。運動言説は、「状況の定義」、さらにはその関係で構成されるフレーミング前提との関連で、一定の制限を受けることとなる。この点について運動言説におけるドクサ＝語られない世界の存在があることを指摘した。また、このドクサが運動の抵抗の拠点として先行研究では論じられる傾向があるが、本章では、このような方向性は望ましい社会規範をめぐる争いに終始してしまう可能性があることを指摘し、終章でこの問題への回答をすることとした。

第6章 グローバル・イベントに対する NGO 運動（1）

——洞爺湖 G8 サミットをめぐる諸運動と共同行動における正当化

第1節 グローバルな社会運動の変遷とアドボカシー

——ポスト・ジェノバの時代と本論文の事例

反グローバリゼーション運動の発端として現れた「シアトル」から、ジェノバ G8 サミットまでの間、「シアトル」はひとつの象徴であったが、しかしながら、それは、後述するようにジェノバでの事件をめぐって、そして 9.11 以降も含めてひとつの転機を迎えることになる。イタリアの当時の首相は、「シアトル」以降の反グローバリゼーション運動とテロを同一視する発言をしている⁵⁵。このことは、ジェノバ G8 サミットでの運動以降に政治と運動のそうした対立が生じたということを示しているのではなく、そもそも「グローバル市民社会プロジェクト」の頓挫を意味していたとも見ることができる(Aryes & Tarrow 2001:2)。だが、実際にはグローバルな社会運動の動向は、デモを起こし、反グローバリゼーションを掲げ、新しい世界への導きとなるようなパフォーマンスを行うだけではなく、ほかの運動への影響や国内での新しい動向が生み出されるような側面も依然として持ち合わせている(Aryes & Tarrow 2001:3)。タローが挙げているのは、京都議定書や米州自由貿易地域協定 (Free Trade Area of the Americas)、多国間投資協定 (Multilateral Agreement on Investment) に対する抗議行動の例である (Aryes & Tarrow 2001:3)。

まず、「シアトル」についての先行研究を整理し、1)「シアトル」の運動が一様ではなく、多様であり、グローバルな側面に加えて、ローカルな側面も合わせ持っていること、そして2)ジェノバ G8 サミット以降もデモ・直接行動は起こっていることの2点を確認する。そのことで、グローバルな社会運動において、そもそも国内での視点というものが存在していたこと、そして、警備の強化が運動に対する阻害要因になっているものの、しかしながら運動もまた存在しつづけており、現在進行形であることを指摘する。

「シアトル」がグローバルな社会運動の「誕生」とされるのは、既に第4章で触れているが、次のような特徴が理由であった。成果として WTO の進行を阻害し、「反グローバリゼーション」を掲げていたことであった。そして、こうした特徴は、まずナオミ・クラインのような実践的な著作に現れ(Klein 2000)、その後ドナテラ・デラポルタによって、エポックメイキングをつくりだした運動として定義されている (della Porta 2007, 2008, 2009)⁵⁶。さらに、グローバルな社会運動をより広くとらえ、その変遷について、次のように整理することができる (表 6-1⁵⁷)。

⁵⁵ Steven Erlanger 2001 "Italy's Premier Calls Western Civilization Superior to Islamic World," The New York Times, 27 September を参照。洞爺湖 G8 サミットにおいても反グローバリズムの動向はテロリズムと同様に警戒された(2008 年 7 月 2 日付け朝日新聞)。

⁵⁶ デラポルタ (2007) は、「シアトル」に参加した人々が、その後のグローバル・ジャスティス・ムーブメントをつくっていったかを検討している。さらに、そうした歴史のエポックとなった運動がいかにして形成されるかについて検証している(della Porta 2008)。

⁵⁷ この表は、ベネット (2005) , スミス (2009) を参照し、適宜本論文に合わせて修正し作成した。

表 6-1 グローバル化にともなう社会運動の変遷

特徴的な抗議形態	多角的活動	トランスナショナル・アドボカシー・ネットワーク	直接行動
時期	1980年代以前	1980年代後半－1990年代 国連会議時代	1990年代後半以降 ポストシアトル時代
組織構造	小さなネットワークで、個人の役割が強く、トランスナショナルな組織中心である	NGO中心のイシューネットワークで、トランスナショナルな組織中心であるが、多くは国内のグループである	より情報依存的で、複層的であり、マルチイシューで多中心であり、トランスナショナルに加えて、より国内的であり、サブナショナルである
行動形態	多くはグローバルフォーラムへの参画であり、限られた大衆動員を行う	多くは国連会議やサミットに焦点を合わせている	国際的アジェンダからより自律的である
主たる戦術	ロビー活動	戦略的キャンペーン	恒久的キャンペーン

ここで、区分されているのは、「シアトル」とそれ以前である。「シアトル」以降に、すなわちポスト・シアトル時代には、それまでとは、組織編成の異なるパターンが出現したというものである。その特徴は、多中的な組織構造と自律的な抗議内容、そして、恒久的なキャンペーンである（Smith 2009:246）。そして、このような抗議形態の重点は、運動体の一部の人々によるロビー活動から、より大衆的で、直接行動を伴う政治的行動へ移行しているとされる（Smith 2009:246-247）。

デヴィッド・グレーバーは、こうした特徴について、次のように述べている。

それはまさに、それまであったらいいなと想像していた運動が、実際に目の前に現れた、という具合でした。個人主義的でもセクト主義的でもなく、人びとが『共通のプロジェクト』に向けて協力し合えるようなアナーキズムが、現に存在しオルタナティブな社会像に提出している。素晴らしい出会いでした（グレーバー 2009:17）。

この発言は、「シアトル」に参加したいくつかのグループのうち、特に、直接行動を主たるレパートリーとする「Direct Action Network」（以下、DAN とする）に関わっているものである。「シアトル」には、このほかにも、大きく分けて、アドボカシーを主たる活動とし

ていた「アメリカ労働総同盟・産業別組合会議」も存在していた（Tarrow 2005a:171）⁵⁸。

また、ジャッキー・スミスによれば、習慣的あるいは公式的にトランスナショナルな関係を持っている団体と、非公式的に、あるいはゆるやかな（表中では、拡散的と表記されている）トランスナショナルな関係を持っている団体では、運動で果たした役割に分担があった（表 6-2）（Smith 2005:228-232）。公式的にトランスナショナルな活動を行っていたらばいるほど、グローバルな活動調整を行い、非公式にトランスナショナルな活動を行っていたらばいるほど、ローカルな活動調整を行っているという分布が見られる。

表 6-2 シアトルにおける動員構造と分業

トランスナショナルなつながりの度合い	グループ	主要な役割
なし	国内のみの活動をするグループ 隣人のコミュニティー 公正な経済のための連合	抗議への参加 グローバルフレームのローカルでの共有
拡散的 (diffuse)	DAN リクレイム・ザ・ストリート ラッカスソサイアティ 大学の組織化のための連合	抗議への参加 グローバルフレームのローカルでの共有 戦術の発明と拡散
習慣的 (routine)	パブリックシティズン グローバルエクステンジ レインフォレストアクションネットワーク スウェットショップに反対する学生連合 カナダ人会議 シエラクラブ	ローカルの動員 戦術の発明と拡散 グローバルな戦略フレームの明確化と普及 組織の資源の調査と広報 トランスナショナルな交流の促進 国際制度の監視
公式的 (formal)	グリーンピース FoE グローバリゼーションに関する国際 フォーラム 第三世界ネットワーク ピープルズ・グローバル・アクション フィフティイヤーズイズイナフネットワーク 女性の環境と発展のための組織	グローバルな戦略フレームの明確化と普及 組織の資源の調査と広報 トランスナショナルな交流の促進 国際制度の監視 トランスナショナルな共同のコーディネート グローバルな支援者の開拓と維持 グローバルでシンボリックな行動

ここで示されているのは、グローバルな社会運動が成立する際の垂直の関係である。すなわち、グローバルな社会運動が、グローバルな側面からもローカルな側面からも成り立っているということである。たとえば、ピープルズ・グローバル・アクションがおこなった、シアトルでの会議の前に WTO についての研修会を地域で開催していたツアーでは、地域のグループから、会議場の手配、参加の呼び掛け、宿泊所の準備について支援を得ることができ、また途上国からの参加者の渡航費や「シアトル」におけるワークショップの開催費のための資金調達は、国内のグループである、女性の環境と発展のための組織（Women's Environment and Development Organizations）が担っていた（Smith 2005:231）。

以上のような「シアトル」の抗議行動は、歴史的なエポックをつくりあげたというひと

⁵⁸ レヴィとマーフィー（2006）は、労働関係の団体に絞ってその動向を分析している。

つの象徴的な意味をもち(della Porta 2007,2008)、グローバルな社会運動の「誕生」として語られることになった。

しかしながら、この「誕生」は、負の側面も持ち合わせていた。「シアトル」の抗議行動のうち、運動体にグローバリゼーションの象徴として判断されたマクドナルドやスターバックスが破壊されるという出来事が、大きくメディアにクローズアップされ、それらは、「シアトル」のイメージとして一部で認識されることになった（北沢 2001）。こうした認識のひとつの頂点が、ジェノバ G8 サミットでの事件であり、グローバルな社会運動全体にもその影響は波及した。

ジェノバ G8 サミットでは、カルロ・ガリアーノという青年が警官に銃で撃たれて死亡するという事件が起こった。この事件について、タローは、公的秩序を守る警察を逸脱し、警察の暴動が起きたという見方をしている（Tarrow 2005a:198-199）。1960 年代・70 年代の運動に対して、警察は少なくとも市民的であり、そうした抗議の警備について「公的秩序管理システム（public order management system）」が十分に機能していた（Tarrow 2005a:198）。しかし、事件後、それは失墜し、警備が過剰化し「軍隊化」という事態が生じている（Tarrow 2005a:198）。

それにもかかわらず、次の表にあるように、ジェノバ G8 サミット以降のサミットにおいてもデモや直接行動は、引き続き行われている（表 6-3⁵⁹）。

表 6-3 2003年以降のサミットにおけるデモ・直接行動の状況

	サミット開催地	デモ・直接行動が起こった場所	主なデモ・直接行動	規模
2003年	フランス・エヴィアン	スイスとの国境近く	統一デモの開催	10万人
2005年	イギリス・グレンイーグルズ	エジンバラ	貧困を歴史に・完全な享受のためのカーニバル	20万人
2007年	ドイツ・ハイリゲンダム	ロストック	国際デモンストレーションの日	8万人
2008年	日本・洞爺湖	札幌	ピースウォーク	3,000-5,000人

ただし、ジェノバ以降の表のデモや直接行動においては、警察とデモ隊関係者との交渉が事前に行われるようになってきている（cf. 川西 2008）。

こうしたデモや直接行動に対する国家のネガティブな対応がある一方で、ポジティブな対応を引き出そうとする試みも生まれてきている。そうした動向が、第4章第2節でふれた、グレンイーグルズ G8 サミット型とも呼ばれる「交渉型」の運動である。これが本論文で取り上げる G8 サミットにおけるアドボカシー運動であるが、洞爺湖 G8 サミットにおいてはどのような位置づけにあったかを次いで確認しておきたい。

⁵⁹ トロント大学の調査プロジェクト（<http://www.g8.utoronto.ca> 2010.06.28）と川西（2008）を参照。

第2節 G8 サミット対抗運動におけるアドボカシー運動の位置づけ

——諸運動の連帯へ

サミットをめぐる運動とその布置を取り上げ、「運動に対する国家の対応」(Tarrow 2005a:206) という点から運動の布置を整理する。そのうえで、グローバルな社会運動の現在の課題について論及する。

ここでいう、グローバルな社会運動の現在の課題とは、次のような見方に起因する課題を想定している。運動に対する国家の「監視」はますます厳しいものになり、こうした状況に対し、国家との緊張関係のなかで運動を展開する NGO 的な動向が着目される (Barbara 2007:230-232)。そのような NGO 的な動向に期待することもできる一方で、その状況を消極的に捉え、国家や国際機関・制度に期待しないとする見方もある (グレーバー 2009:26-28)。このようなグローバルな社会運動の2つの両極端な方向性は、運動の分断として、理論的にも実践的にも課題となっている (Tarrow 2005b, Ayres 2004)。

本節と次節での検討は、洞爺湖 G8 サミットをめぐるグループの間で、象徴的な共通の抗議目標を掲げる (=グローバルフレーミング) が形成された事例を取り上げ、それらが、国家との関係性のなかでどのような意味をもち、今後どのような可能性を持ちうるかについてなされる。また、その際グローバルフレーミングは、複数のグループに対して象徴的な意味を持たせるが、具体的な抗議行動になりにくい (Tarrow 2005a:75) との指摘についても事例を通して検討し、抗議行動としてどのような形が望ましいのかについて言及していきたい。

まず、運動の分断について整理したうえで、運動と国家との関係性について確認する。そして、次節では、事例である洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動の状況について、グループ別とイベント別に整理し、共同した事例について検討する。ここでいう共同行動とは、いずれの立場にも共通するとみられる、グローバル化を背景とする諸運動に現象する「抗議の共有」⁶⁰に着目するもので、それらをもとに象徴的な共通の抗議目標を掲げる (=グローバルフレーミング) ことを指している。

グローバルな社会運動の現在の課題として、グローバルな社会運動の分断という課題を挙げることができる。それは、グループの志向性および行動の分類が、運動体の分離の原因であるとみなすことを指している。こうした分離がなぜ起こり、そしてどのような未来が望ましいのかについて、いくつかの回答がありうるが、ここではグループの類型化を試み、そしてそのうえで、それらが国家の対応にどのように影響しているのかについてみていきたい。

グローバルな社会運動に2つの運動があるという認識について、たとえば、以下のような整理がある。

⁶⁰ ここでいう抗議の共有とは、行為者が国家の枠組みから脱出し、トランスナショナルな状況から得た機会と資源をもとに、「声」を発揮していくことの志向性を共有するということである。

表 6-4 グローバルな社会運動の2つの類型

	NGOアドボカシーネットワーク	直接行動活動
範疇	政策－ 이슈－ アドボカシー	多様な社会正義のアジェンダ
組織形態	NGO中心の 이슈ネットワーク	大衆行動－ マルチ 이슈
規模	幹旋的な連携による限界	技術的ネットワークによる拡大
ターゲット	政府、企業	企業、産業界、G8、WEF、IMF、WTO
戦略	戦略的キャンペーン	恒常的なキャンペーン

ベネット(2005)に加筆・修正して作成

表 6-4 が示しているのは、政策提言を志向する NGO アドボカシーネットワーク（以下、NGO グループと表記）と、多様な社会正義のアジェンダを掲げ、オルタナティブな世界を志向する直接行動（Direct Action）のグループの2つの分類である。この表はさらに現実の変容に合わせて変化・修正を要する箇所もあるが、現実を反映している。たとえば、NGO グループは、政府（government）をターゲットにする一方で、直接行動のグループは、G8 といった先進諸国の連合体をターゲットにしている。こうした相違は、G8 サミットの存在の是非に関わることがあり、グループの分離にもつながりうる⁶¹。

こうした分離という見方は、次のような議論の土壌になっている。諸国家の存在を前提としない議論がある。代表的な論者のひとり、デヴィッド・グレーバーは、直接行動に訴えるグループの方針が「直接民主主義」であり、暴力的な手段も含めた多様な戦術を容認することが重要であるとしている。そして、「多くの NGO の人たちは直接行動的な戦術をますます不愉快に思うように」（グレーバー 2009:28）なっていくこととともに、直接行動のグループは、政策提言型の行動を優先するグループと袂を分かち、「人びとはそれぞれ自分自身の行動を決定すべきだが、それでも（自分が容認しえない）異なった選択をする人びととの連帯を保持せねばならない、という倫理」に帰着したという（グレーバー 2009:28）。こうした極論的な運動の方向性は「新しいアナーキズム」（Graever 2002、グレーバー 2009）という理念のもとで、運動の一翼を形成しつつある。

こうした議論は、運動理論の新しい方向性として重要だと考えているが、終章でまた触れることとし⁶²、ここでは、運動の現在的課題をより明確にするために、国家との関係に議論を進めていきたい。

タローは、グローバルな社会運動の分断について、「ふたつの異なる活動家たちの連携か、新しい世界をと共に！か」というテーマで論及している。この考察の中で、グローバルな社会運動の国内への展開について扱い、その条件としての国内の構造について検討している。グローバルな社会運動が国内へ展開していく場合に、国家の対応には次の2つがあるとしている（Tarrow 2005b:63-65）。

⁶¹ 洞爺湖 G8 サミットで分離の原因となったのは、この点であった。本項の後段を参照。

⁶² ここでいう重要性とは、社会理論として生産的な部分という意味合いである。

- 1) 証明 (certification) : 行為者の正当性や行動、主張の国家による承認を指している。
- 2) 抗議の警備 (protest policing) : ネガティブな国家の対応を示しており、デモを警備する、入国制限を行うなどの警察権力の行使を指している。

以上の2つの見方は、グローバルな社会運動の進展とともに重要性を増すと考えられるが、抗議の警備が近年ますます「過剰」になりつつあることが大きな課題となっている。それは、運動にとって課題であるというだけでなく、市民に対する国家権力のパワーバランスという課題でもある。

タローは、そうした背景認識のもとに、2つの運動が連帯していくことを展望し、そのひとつの方向性として、「領域を再構築する」(Ansell & Palma (ed.)2004:3-64) ことをあげる (Tarrow 2005b:66-67)。

グローバルな社会運動によって「グローバルなもの」が現出すると同時に、抗議の警備にみられるように、国内において運動をめぐる環境が平和な状況から暴力的な政治実践にさらされてしまうという変化を示していると考え、グローバルな社会運動対国家という図式を固定化してしまうことになりかねない。そこでタローは、国家のなかの飛び地や連携、機会を探すことを提案する (Tarrow 2005b:66)。それが、「領域を再構築する」という考え方である。その内実は、グローバル化の進行を背景として起こっていると考えられる諸現象が、文化的・経済的・政治的関心やアイデンティティに対する「外部」の選択肢を増加させているという現象を指している (Tarrow 2005b:66)。たとえば、運動体の活動によって交渉の基準が国家レベルからヨーロッパレベルへ移行する。そのような移行によって、運動体は、国家が国内の事象に対して権威を持って秩序づけていくという、そうした権威と能力をもっていることに対して、挑戦しているのである (Tarrow 2005b:66)。

タローはこうした見方を進め、1) 交渉の基準を移行させることでいままでにない交渉の場を設けるという内容の領域的な脱出 (territorial exit)、さらに、2) その交渉の場において、新しい機会が再編成されるという内容の領域的な政治的交渉 (territorial political exchange) という概念を提案している。

タローの狙いは、国家との関係性の中で、運動が分断される危険性がありつつも、連帯も模索する道を示すことであつたといえよう。タローが示したのは、そのための交渉の手段の概念化であつた。では、実際の事例ではどのように諸運動が連帯を模索しているのかについて検討していこう。

第3節 洞爺湖 G8 サミットにおける諸運動と正当化——共同行動における一致と不一致

グローバルな社会運動が多様であるとした場合、どのように把握することができるだろうか。

グローバルな社会運動が扱うイシューはますます多様になっており、シングル・イシューごとのグループが集まり、ひとつのネットワークを形成する、あるいはマルチ・イシューのグループになっている。そのいみで、グローバルな社会運動は、ひとつの運動である

というわけではなく、複数の抗議の集合から成り立っており (Tarrow 2005a:211)、マルチ・ 이슈を掲げる集合体であるとみることができる (Smith 2009:246-247)。このようにみた場合、運動は、その形態によって国家との関わりを変えているとみなすことができる。

グローバル・ イベント (G8、G20 や WTO・ IMF の会合といった国連に関連する会合) がグローバルな社会運動のひとつの焦点となっているが、そこでは、その会合へ向けた様々な抗議活動が起こっており、複数の「抗議界」が存在している (Crossley 2002b=2009 : 346) ⁶³。そして、それぞれの抗議界には「状況の定義」が伴う。

グローバルな社会運動の場合、焦点となるグローバル・ イベントが抗議の対象となるが、その場合、その抗議が構成されるのに、いくつかの文脈がある。ひとつのグローバル・ イベントであっても、複数のグループがそれぞれに、また重なり合いながら抗議をしているという風にみることもできる。

運動体は、活動の理念の示す戦術的立場と抗議の内容を示すイデオロギー的立場を区別しうるが (Crossley 2002b=2009:333, cf. Starr 2000)、それは便宜上のものであり、活動の理念は流動的なものである。抗議の内容と現在に関連していなくても、活動を行っている最中に変更があり、いままでは活動の理念ではなかったものが抗議と結びつく可能性がある。たとえば、政策提言をしなかったグループが政策提言活動をするようになったり、デモをおこなわなかったグループがデモに参加するようになったりすることは、起こりうることである。また、対立しているかのようにみえるグループが共同するということが起こりうる。

洞爺湖 G8 サミットめぐる運動においても、多様な動向があったが、以下に示すように、当事者にも認識されていたのは、「政策提言型のグループか、そうでないか」という区別があった。

政策提言型のグループは、NGO フォーラムであり、そうでないグループは、G8 を問う連絡会であった。それぞれのグループのメンバーは、次のように回顧している。NGO フォーラムのメンバーは「今回北海道に集まった NGO グループを大きく 2 つに分けるなら、『札幌の市民サミットと留寿都の国際メディアセンターで、政策提言活動していく NGO』と『G8 サミット開催そのものに反対もしくは疑問がある NGO』の 2 つになるだろう」(下澤 2008:24) と述べ、ここでは両者ともに NGO と呼び、G8 サミットをめぐる解釈の違いに焦点を当てて、区別について述べている。

G8 を問う連絡会のメンバーは「当初、『NGO フォーラム』が作った NGO の枠組みともつながって、もう少し大きなものを作りたいという意図はあったんですが、『NGO フォーラム』はどちらかというと政策提言型の運動なんで、そこと完全に同じ土俵でネットワークを作るのは難しいということになった次第です」(小倉 2008) とグループの結成当時

⁶³ それぞれの 이슈やグループが形成する集まりは、ひとつの界を形成している。この用語を用いるクロスリーはブルデューの用語を社会運動に応用して、「抗議界 (field of contention)」(Crossley 2002b=2009 : 342) と呼び、グローバルな社会運動の構成要素には、「1. ストレイン、焦点となるイベント、状況の定義、2. 界と機会構造、3. 資本の集中と移動」(Crossley 2002b=2009 : 343) があるとした。

の事情について述べている。

それぞれのグループは、たとえば NGO フォーラムは、「京都シヴィル G8 対話」（2008 年 4 月 23-24 日）といった政策提言イベントを中心に実施し、G8 を問う連絡会の中心メンバーは、活動家・研究者らによるシンポジウム「G8 対抗国際フォーラム」（2008 年 6 月 30 日、7 月 1 日）を企画・実施するといった独自の活動を行う一方で、2 つのグループが共同した場合もあった。

また、洞爺湖 G8 サミット開催地の北海道では、市民フォーラム北海道が、市民団体らによるシンポジウム・セミナー・ワークショップが行われた「市民 G8 ウィークス」（2008 年 6 月 14 日・7 月 10 日）を企画・実施するほか、市民版のサミットである「市民サミット 2008」（2008 年 7 月 6-8 日）のホストネットワークとして、地元での活動を展開した。

こうした活動の紹介は、グループ別に行うこともできるが、イベント別にすることもできる。以下は、その様相を示した図である⁶⁴。



図 6-1 洞爺湖サミットをめぐる運動の構図(主要イベントを中心として)

図 6-1 にあるように、これらの活動にさらにサミット開催中の特徴的な活動を加えて分類すると、次の 3 つに分類することができる。

- 1) サミット開催以前に行われた主催イベント：京都シヴィル G8 対話、

⁶⁴ 図は筆者のフィールドワークによる。

G8 対抗国際フォーラム、市民 G8 ウィーク

- 2) サミットをめぐる運動として特徴的なもの（共同行動以外）：市民サミット 2008、国際メディアセンターでのプレスリリース、キャンプ、国際民衆連帯 DAYS
- 3) 共同行動：ピースウォーク、入国制限に対する共同声明

3つのグループが共同行動をした事例として、「チャレンジ・ザ G8 サミット～1万人のピースウォーク⁶⁵」（以下、ピースウォークとする）と「入国制限に対する共同声明」がある。これらの共同行動は、洞爺湖サミット開催直前に行われたもので、その後サミット開催時には、NGO フォーラムと G8 を問う連絡会という2つのネットワークは両極端な別々の行動をとるという流れの中でのことである。NGO フォーラムは、「国際メディアセンターでのプレスリリース」を、G8 を問う連絡会は、「キャンプ」を行った。「国際メディアセンターでのプレスリリース」は、サミット開催時における政策提言活動であり、また、「キャンプ」は、オルターグローバリゼーションを掲げるグループにとって、抗議活動の拠点であり、資本主義的な生活とは異なった生活のための様々な実践を行う重要な活動である。そのほか、「国際民衆連帯 DAYS」では、オルターグローバリゼーションや反グローバリゼーションを体現する思想や理念を議論するセミナーやイベントが開催された。また、「市民サミット 2008」や「市民 G8 ウィークス」には、3つのグループからの参加者があった。

ここから、共同行動の事例について、検討を進めていこう。2008年7月5日札幌市内で、道内外の市民（・市民団体）NGO 関係者によるデモである、「ピースウォーク」が行われた。洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動のなかでは、数千人が参加をした、最大規模のデモであった。

表 6-5 ピースウォークの様相

日時	場所	イシュー	参加者	逮捕者
7月5日	札幌市大通	G8への挑戦	3,000人(朝日新聞) 3,000人(JANJAN) 5,000人(主催者)	4名

このデモでは、午後1時から、セレモニーが行われ、海外のグループを含む参加団体によるスピーチが行われた。その後、街頭行進が数時間行われ、表 6-5 に示されているように、行進の最中に4名の逮捕者がでた⁶⁶。「サウンドデモ」とよばれる大音量を響かせながら行進する行為が行われたが、運動側と地元警察側との事前交渉の際には伝えられておらず、それが警備の対象となってしまう、と関係者はのちに振り返っている（越田 2008b:129-130）。

逮捕に関しては、その後不起訴処分となっているが、経過中に直接行動のグループを中

⁶⁵ 筆者は、当日独立系の市民メディアによるインターネット中継でこのデモを視聴した。

⁶⁶ 参考資料は次の通りである。2008年7月6日付けの朝日新聞。2008年7月6日付の JANJAN ニュース。JANJAN とは独立系の市民メディアである。

心に、起訴処分にしないようにとする要望書を記している。また、地元のグループでデモの主催者となったグループの関係者は、3つの異なったグループの共同行動があったことに意義を見出しつつも、グループ間のコミュニケーションに不十分な点があり、問題があったと述べている（越田 2008b:129-130）。

以下、本論文の視点から、共同行動に至った経緯について確認し、そこでの地元の団体の役割についてみていきたい。

ピースウォークの開催にあたっての共同行動には次のような経緯があった。洞爺湖 G8 サミットでの運動を振り返って、関係者のひとり、越田はこう述べる。「これら3つのネットワーク[NGO フォーラム、G8 を問う連絡会、市民フォーラム北海道]の動きはまったくバラバラではなかったが、うまく連携ができたかという、やはり疑問が残る。とはいえ、多様な社会運動と NGO・NPO、労働運動、農民運動、環境保護団体などが、政党の系列や運動のスタイルの違いを超え、G8 サミットに対する戦略・方法論の違いを認めあって、何度か話し合いをもって、7月5日のピースウォークのような共同行動をもてたことは、日本の社会運動にとって大きな意味があった」（越田 2008a:93, []内は筆者による）。こうした回顧は、今回の運動のなかで多様な分野の運動がその違いを超えたことに意味を与えるものである。越田の発言のなかで着目しておきたいのは、ピースウォークで掲げられた共通のスローガンについてである。「反 G8 を明確に主張しない日本の運動体（特に札幌でピースウォークを計画していた市民フォーラム北海道）に対して、**Challenge the G8 Summit, Building Alternatives**」（G8 に挑戦し、オルタナティブを築き上げよう）という共通スローガンなら G8 改革派のグループも入れるのではないかと提案してくれた（結局、これが7月5日当日の共通スローガンとなった！……）」（越田 2008a:94）。

このように、共通の見解のもとに共同行動が起こったという指摘は、グローバルフレーミングが形成されたということを示している。「[ピースウォークに関する議題も含む]国際調整会議では、お互いの団体がどんな行動を計画しているのかを共有した上で、G8 サミットに向けた取り組みが国際的な運動の一環であることが、海外参加者から強調された。その上で、日本の運動体が一緒になった共同行動を行い、それをグローバルな行動日として呼びかけることが強く求められた」（越田 2008a:94, []内は筆者による）。

このように、共通のスローガンが掲げられ、G8 の存在意義をめぐる主張の異同に関わりなく、3つのネットワークは共同した。また、ピースウォークの開催には、もともと札幌で地元のグループが行っていた「ピースウォーク」の枠組みが用いられており（越田 2008b）、場づくりの点において、地元のグループの貢献が大きかったといえよう。

ジェノバ以降、ピースウォークのようなサミット開催時に起こる抗議行動に対する警備に一定の影響があるとされているが、それは入国制限という形でも現れた⁶⁷。

⁶⁷ 筆者はフィールドワークによって、次のような事態を確認している。来日した（あるいは来日予定の）著名な活動家のなかでも、次のような証言や出来事があった。ATTAC の副代表である、スーザン・ジョージは、講演の前置きの際、「空港で数時間ほどの拘束を受けた」と発言している。また、フォーカス・オン・ザ・グローバル・サウスのウォールデン・ベローも、市民サミット 2008 の講演の前置きで遅刻した理由として、空港で数時間拘束されたとしている。

さらには、来日が予定されていたアントニオ・ネグりは、手続き上の不備があり、来日が不可能となるという事態が生まれている。こうした不備については、必ずしも公式なものではなかったという主張が、当日の講演関係者らが発表している。

入国制限の状況については、国外退去 29 名、うち 28 名が韓国人、拘束については「G8 対抗国際フォーラム」のゲスト 13 名ほか、入国拒否には、アントニオ・ネグリほか数名がいた。

このような状況に対して、WATCH が発信者となり、3 つのネットワークが協力という形で、以下のような声明文がだされた⁶⁸。その内容は、自由な表現・言論・集会の機会を妨げることにに対する抗議であった。抗議文の一部には、次のようにある⁶⁹。

これらの市民団体・NGO 関係者は、日本の市民団体・NGO が正式に招聘していたものであり、また、シンポジウムの発言などが予定されていたものです。G8 サミットの開催を理由として、特段の理由の説明もなくビザ発給を制限し、また、著しく厳格な滞在予定の証明を求めることによって入国を事実上困難なものすることは、市民が、G8 サミットを契機として、国際的な重要課題に関する自由な意見交換や発表を行う機会を奪うことにほかなりません。このことは、市民団体・NGO 関係者のみならず、ひいては、国際社会における日本に対する信頼を大きく損なうことになるものです。

私たちは、これまでも、G8 サミットに関わる入国規制の強化や、近時の学術関係者・メディア関係者に対する入国制限に抗議してきたところですが、ここに、日本政府に対し、あらためて、市民団体・NGO 関係者のビザ発給・入国の拒否に緊急に抗議するとともに、市民活動の自由な表現・言論・集会の機会を妨げることをしないようあらためて強く要請します。

こうした声明文を出した効果として、外国人の逮捕・拘留がなかったことを挙げられている⁷⁰。

2 つの共同行動の事例から確認できるのは、「デモを行う」、あるいは「共同声明をだす」といった抗議行動が成立するためには、その抗議行動を起こすための正当性を持っていることが必要だということである。繰り返しになるが、ピースウォークの開催には、それ以前から同様の名称でデモ活動を行っていた地元北海道の市民グループの警察との調整があり、入国制限に対する共同声明には、そうした抗議文書を法的正当性があるように専門的に作成でき、かつその活動を以前から行っていた弁護士グループが中心になっていた。

こうした点から、国家のネガティブな対応に対する行動にも、正当性の承認が必要であったということが確認できる。このようなデモにおけるような国家による正当性の要請が、NGO 運動においては、イシューの選択の問題として立ち現われてくることとなる。この点については、章を改めて、見ていくこととしたい。またこの事例が示しているのは、「抗議の共有」がなされることで、共通のフレーミングが形成されると言うことであり、この共有が、国家との関係性における運動の正当化を前提としてなされる必要性が増してきて

WATCH の HP (<http://blog.goo.ne.jp/watch-summit/>, 2010.06.28) を参照。

⁶⁸ WATCH はこのほかにも、いくつか声明をだしている。WATCH の HP (<http://blog.goo.ne.jp/watch-summit/>, 2010.06.28) を参照。

⁶⁹ WATCH の HP (<http://blog.goo.ne.jp/watch-summit/>, 2010.06.28) を参照。

⁷⁰ WATCH の HP (<http://blog.goo.ne.jp/watch-summit/>, 2010.06.28) を参照。

いるということである。国家との関係性において運動の実践をどのように考えていくかが重要な点となるということが示されているだろう。直接行動のグループのように何でもアリの状況を極論とすると、いかなる運動戦術をとるかよりは、何をなすのかに重点が置かれる必要があるのかもしれない。また、あえて付言すれば、ここでいう正当性の成立が国家による事前の選択を甘受するものであり、管理のまなざしを受け入れるものであることにも留意することが必要であろう。いずれにせよ、この点は第7章の最後に振り返ることにしたい。

第7章 グローバル・イベントに対する NGO 運動（2）

——NGO のアドボカシーに伴う困難とフレーミングの分散

第1節 グローバル・イベントへの NGO の政策提言イベントとイシュー形成

——タローのトランスナショナルな伝播モデル

本章が、グローバル・イベントに対する NGO のアドボカシー運動として取り上げる事例、洞爺湖 G8 サミット・京都シヴィル G8 対話は、NGO フォーラムが、G8 サミット開催期間中に平行して行ったイベントであり、NGO と政府が直接対話するものとして、最も大規模なものである。このイベントは、政府の参画がかなりの程度あること（参加者であり、かつ資金提供者である）が特徴であり、政府の参加を達成するために、NGO に追加の負担がかかり、抗議行動以外の作業に従事せざるをえないという困難がある。このことは、NGO による争議の連携（coalition of contention）（cf. Tarrow 2005a, Levi & Murphy 2006）に政府が参加するということであり、「政府との対話のための」争議の連携を意味する。

この事例の場合の政府とは、G8 諸国を指し、そのことによって、政策提言をする背景として、G8 諸国という先進諸国への提言という限定性が伴う。また、G8 サミットは、各国各年で開催されているため、以前のサミットとの連続性が重要視される（cf. 川西 2008）。抗議の構図として示せば、「G8 諸国 vs 市民団体」という図式があるといっていよう。

京都シヴィル G8 対話は、公式にイシューについて NGO の代表者と政府の代表者が意見交換をするもので、NGO フォーラムの活動のなかでは、G8 関係各国の政府関係者、NGO 関係者が意見交換を行ったものとしてもただ一つのものであった。日本での開催経緯には、2007 年のドイツでの開催の際に、NGO フォーラムメンバーも参画し、その経験を資源として日本での開催に活かしたということがあった。

こうしたグローバルな政策提言イベントのトランスナショナルな伝播（diffusion）について、タローのモデルを援用しつつ、NGO フォーラムの動向を明らかにしていきたい。タローモデルによる分析によって、グローバルな社会運動のトランスナショナルな伝播が、いくつかの段階に構成されていることを示すことができるだろう。

タローによれば、グローバルな社会運動のトランスナショナルな伝播には、組織形態に伴う、2つの特徴的な困難がある（Tarrow 2005a:210）。2つの困難ともに、グローバル・イベントへの抗議行動において生じるものであり、1）インターネットを活用し、連携の組織化・維持を行っているがゆえに、インターネットにアクセスできる者だけでコミュニティが形成されていることである（主として、オルターグローバリゼーション運動を展開するソーシャルアクティビストたち）。2）政策提言やキャンペーンを行うために必要な作業——断続的な交渉、啓蒙活動とロビー活動が要求され、めったに行われない抗議——に従事し、限定的でクローズドな経験や知識を積むことに集中しなければならないということである（主として、政策提言活動をおこなう NGO）。本論文の事例では、2）について扱うこととなる。

タローは、上記のようなグローバルな運動体がローカルな運動体と連携しうる理想的なプロセスについて検討している。

それによれば、ローカルな運動体との連携は、次の3段階を経る(Tarrow 2005b:65)。①外在化：国内の社会運動が国境を越えていくこと、②国際化：国際的 이슈が伝播し、国内の争議に影響を与えること、③以上のプロセスを経て、トランスナショナルに社会運動が形成される。

以上の、ローカルな運動体との連携のプロセスには、グローバルな運動体が国内へと伝播していく諸段階が存在する。社会運動論においては、社会運動が伝わっていく過程について、従来から伝播という概念化がなされていたが (cf. Tarrow 1998)、タローは、その概念をトランスナショナルな活動に適用して、「伝播の旅は、十分に信頼関係があるネットワークを通して（「関係的伝播」）、メディアやインターネットを通して（「非関係的伝播」）、そして運動のブローカーによる（「媒介的伝播」）がある」（Tarrow 2005a:101-102）とした。そして、「それらの中で、他の場所での集合行為のローカルな形態の競合を生み出し、グローバルにわたる争議の政治の普及に貢献するのである」（Tarrow 2005a:102）という。

こうした伝播プロセスは、国内への影響に特化すると、次図のような段階を踏む(Tarrow 2005a:187)。

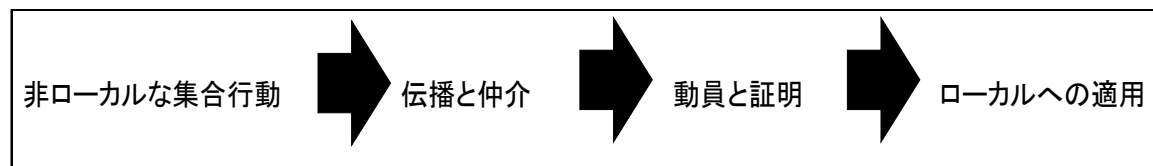


図 7-1 トランスナショナルな伝播プロセス

タローによれば、トランスナショナルな伝播プロセスには、次の3つの要素、すなわち運動の伝達者からローカルへの適用者への仲介 (brokerage)、熱心な活動家の共感を得て行う動員 (mobilization) と権威者による証明 (certification) がある (Tarrow 2005a:187)。

本論文が扱う事例の場合、「仲介」に関わるホスト国の NGO の活動には、1) 国際会議への参画と、2) 海外 NGO との連携があり、また「動員と証明」に関わるホスト国の NGO の活動には、1) 国内 NGO/NPO との連携、2) 政府との交渉が対応している。

グローバルな抗議イベントが成立するためには、図 7-1 にあるような伝播プロセスを経て、資金やネットワークといった資源の動員を達成し、権威による承認を得ることのほか、グローバル・イシューに取り組むための理由（＝グローバルな社会運動への動機づけ）が必要である。

クロスリーは、グローバル・イシューの主張が意義を持ちうるのは、その主張の矛先が、G8 などの先進諸国の連合組織や国連といった「ある種の正当性や説明責任を主張できる行為者」(Crossley 2002b=2009:352) に向けられる場合であるとしている。このような観点から、クロスリーは、イベントの成立を次のように定義づけている。「焦点となるイベント(focal event)とは、ある運動が取り組んでいる、より広範なストレーンを具体的に体現していたり縮約しているかのようにフレームづけられているイベントのことである」(Crossley 2002b=2009:348)。グローバルな抗議イベントの成立には、NGO の政策提言が、それらを実現しうる行為者に向けられる、そうしたフレーミングによって、意義が与

えられるとしている。政策提言において、「G8 諸国に対して～をしてほしい」という要求の言説形成（＝フレーミング）によって抗議内容が表現される。

政策提言イベントの場合、政策提言の形成プロセスがそれに当たり、G8 サミットへの政策提言の場合、「G8 諸国の意思決定⇔市民団体の政策提言」という言説コミュニケーションの展開が、サミット開催のたびにある。NGO フォーラムが行った政策提言と政府の意思決定はともに、2007 年ドイツ・ハイリゲンダム G8 サミットでの意思決定をより進めることを意識するものであった。こうした言説コミュニケーションの展開をめぐって起こっている背景には、各イシューごとに特定の問題に関わる状況の定義がある。こうした経緯について次節以降で確認していきたい。

第 2 節 グローバル・イベントとホスト国の NGO

——2008 年洞爺湖 G8 サミットと NGO の動向

NGO フォーラム（図 7-2）⁷¹は、2007 年 1 月に設立され、サミット開催直前、最終的には 141 団体が加盟したネットワーク組織である。

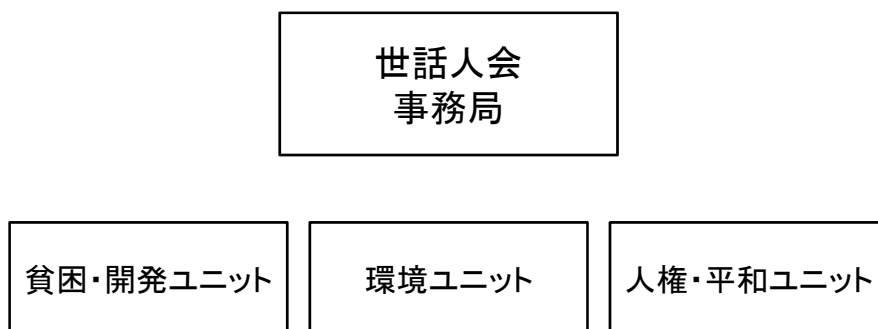


図 7-2 NGOフォーラム組織構成

政策提言活動・キャンペーン活動・オルタナティブサミットの開催の3つの活動を主たる活動として、組織は分野別に3つのユニット（貧困・開発ユニット、環境ユニット、人権・平和ユニット）と呼ばれるグループに分かれていた。政策提言活動を中心にその活動

⁷¹ 本節の記述、および表は、『2008 年 G8 サミット NGO フォーラム報告書』、『2008 年 G8 サミット NGO フォーラムのキセキ』より作成。筆者は、NGO フォーラムの政策提言イベントを中心にフィールドワークを行い、ヒアリングや資料収集を行った。京都シヴィル G8 対話にも 1 参加者・オブザーバーとして参加し、この際にドイツ NGO フォーラムの代表にヒアリングを行い、NGO フォーラムが解散する 2008 年 12 月に政策提言を担当したメンバーを中心に 3 名にインタビューを行った。世話人 6 名、事務局長 1 名で運営母体が構成され、3つの分野ごとにリーダーと副リーダーが 1 名ずついて、政策提言に関するグループが 2 つ（貧困・開発ユニット内に 1 つと京都シヴィル G8 対話のグループ）あった。参加団体は運営団体（61 団体）とサポート団体（80 団体）に分かれていた。運営資金は、助成金や寄付金のほか、政府の支援があり、さらには中心的グループのボランティアな活動もあった。

概要（表 7-1）にふれると、第 1 期（2007 年 9 月まで）と第 2 期（それ以降から解散まで）に分れる。政策提言に関するイベントについて主たるものをあげれば、「NGO と政府の対話集会」、「京都シヴィル G8 対話」、「福田首相との対話」、そして国際メディアセンターでの G8 声明・コミュニケと呼ばれる成果文書に対するプレスリリースがあった。

ほかにも、個別のユニットでは独自の活動が行われた。貧困・開発ユニットでは、洞爺湖 G8 サミットに合わせた政府との集会組織である「G8 保健専門家会合」を組織した。環境ユニットでは、G8 環境大臣会合や G20 に公式に参加するほか、日本の環境大臣、外務省サミット担当者との会合に加え、海外の関係者（国連環境計画（United Nations Environment Programme、略称 UNEP）、イギリス環境大臣、世界銀行、生物多様性事務局、デンマーク気候・エネルギー大臣（順不同））と意見交換会を行っている。人権・平和ユニットは、政策提言イベントではないが、キャンペーンイベントとして「9 条世界会議」を開催した。

表 7-1 2008 年 G8 サミット NGO フォーラムの活動年表

	年月日	出来事
第1期	2007 年 2 月 7 日	設立シンポジウム
	2007 年 6 月 30 日	ドイツ・ハイリゲンダム G8 サミットに参加
	2007 年 7 月 1 日	ドイツ・ハイリゲンダム G8 サミット参加報告会
第2期	2007 年 10 月 14 日	シンポジウム「2008 年 G8 サミットに向けて日本の市民社会ができること」
	2008 年 2 月 19 日	「NGO と政府の対話集会」
	2008 年 4 月 23-24 日	「京都シヴィル G8 対話」
	2008 年 6 月 28 日	「福田首相との対話」
	2008 年 7 月 6-8 日	「市民サミット 2008」
	2008 年 7 月 7-9 日	国際メディアセンターでのプレスリリース

これらの運動の形態について述べていくと、会議のホスト国として、あるいは会議に向けて NGO の連合組織を作り、政策提言の作成・提案、普及・啓蒙のためのキャンペーンやイベント、シンポジウムの開催を行った。それらを大別すると、①会議で NGO の発言を反映させるため、政策提言を作成し、政府・国際的機関に提案する、②会議までにキャンペーン活動を展開し、NGO の政策提言や主張に対する署名を、ネットワーク、街頭やインターネット上などで募る、③関連するイベント・シンポジウムを開催する、④デモ活動を行うなどの活動を行うものである（cf. della Porta & Tarrow 2005:248-249）。先行研究においては、NGO の活動について会議での決定に対して限定的ではあるが一定の影響力を持つことやそのトランスナショナルな編成については、既に指摘・研究されている（cf. 馬橋 1999）。

こうした分析は、国際関係論的に国際機関・国際制度への関与という観点から主として研究が行われ、社会運動論が蓄積してきたような運動の発生・盛衰、社会運動組織としての側面に係る分析には重点が置かれていなかった（cf. Tarrow 2005a:2-9）。タローは、「機会構造としてのインターナショナリズム」という視点から分析することを試みており、本章では、そのなかでも特に、「トランスナショナル・アクティヴィズムの国内への影響」に関わる論点に焦点を当てたい（Tarrow 2005a:183）。

「京都シヴィル G8 対話」は、2008 年 4 月 23-24 日（於：京都市国際交流会館）に開催され、23 日はシンポジウム、24 日はワークショップと G8 シェルパ（首相に代わるサミットの実務担当者）とのラウンドテーブル・セッションが行われた。ラウンドテーブルでの NGO とシェルパとの対話のアジェンダは「環境」と「開発・アフリカ」であった。全体として 220 人ほどが参加、ラウンドテーブルとよばれる意見交換の場には、NGO 関係者 21 人と政府関係者 8 人（シェルパ（フランスを除く）7 人と EU 関係者 1 人）の参加者があった。また、オブザーバーとして、200 人ほどが参加した。予算の負担配分は、NGO フォーラム 22%、助成金 22%、政府から 56%、であった。

「環境」、「開発・アフリカ」といったアジェンダ設定には、「G8 諸国 VS 市民団体」という構図に加えて、当該サミットが前回サミットでのアジェンダを引き継いでいるという側面がある（表 7-2）。

表にあるようなアジェンダに関する言説コミュニケーションがあり、NGO フォーラムは洞爺湖 G8 サミットでの成果文書に対して一定の成果があるとしつつも、環境においては、気候変動枠組み条約 COP のすべての締約国ではなく、その一員である G8 諸国による主導的な合意と中期の数値目標を求め、また開発・アフリカにおいては 600 億ドルの拠出達成を早めるとともに、資金の使途計画を具体的に立てるよう求めた。

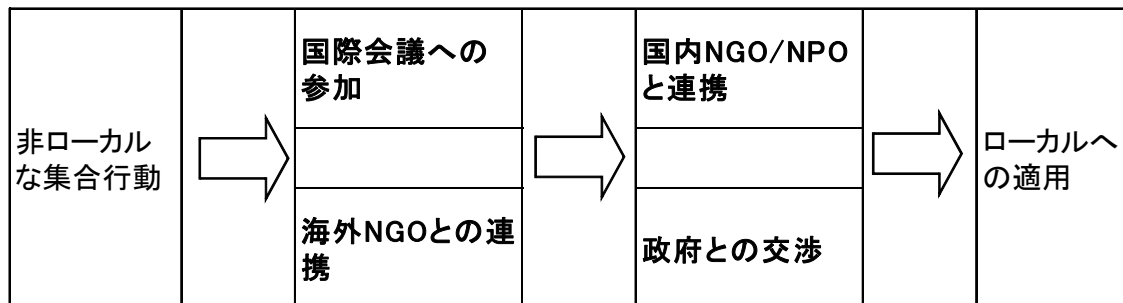
表 7-2 京都シヴィル G8 対話をめぐるアジェンダの動向

	ハイリゲンダム G8 サミットでの合意文書	京都シヴィル G8 対話での政策提言	洞爺湖 G8 サミットでの合意文書
環境	EU、カナダ、日本での 2050 年までに温室効果ガス排出量の 50%削減決定のための検討について合意した。	2050 年までの温室効果ガス排出量の 50%削減をすべての G8 諸国で合意し、さらに、2020 年まで(中期)の削減の具体的数値目標の設定についての合意すること。	2050 年までに温室効果ガス排出量の 50%削減を気候変動枠組み条約締約国会議のすべての締約国と共有すること、および可能な限り、2020 年まで(中期)の国別総量目標設定を実施する。

開発・ アフリカ	マラリア、結核、ポリオという三大感染症対策と保健システムの強化に 600 億ドル拠出することに合意した。	ハイリゲンドムでの合意(600 億ドルの拠出)がここ2・3年で実現すること。さらに、資金の活用計画についても提案した。	600 億ドルの拠出達成年限を5年とする。
---------------------	--	---	-----------------------

京都シヴィル G8 対話の場合、このコミュニケーション形成プロセスは資源動員の達成と併行して行われた。開催までのプロセスには、大きく 3 つの出来事があった（以下の図 7-3）。

図7-3 トランスナショナルな活動とホスト国NGO：京都シヴィルG8対話開催に関するプロセス（伝播に関するタローモデルの援用）



■仲介に関わるNGOフォーラムの活動

- 1) 国際会議への参画：ハイリゲンドムG8サミットの運動への参加
- 2) 海外NGOとの連携：ドイツNGOフォーラムとのミーティング

■動員と証明に関わるNGOフォーラムの活動

- 1) 国内NGO/NPOとの連携：NGOフォーラムの設立
- 2) 政府との交渉：ハイリゲンドムG8サミットの日本での参加報告会の開催

これらの出来事を通じて、予算の獲得（政府関係者を含む）、参加メンバーの決定といった資源動員が達成されている。NGO フォーラムは、ドイツ・ハイリゲンドム G8 サミットの運動に参画し、ドイツ NGO フォーラムのメンバーと情報交換（アジェンダや運動の組み立て）を行った（仲介）。サミット後に、日本で、NGO フォーラムメンバー・ドイツ NGO フォーラムメンバー・日本政府関係者によるハイリゲンドム G8 サミットの参加報告会が行われ、政府との交渉の結果、G8 各国の政府関係者の参加、および政府からの資金提供が決定し（動員と証明）、NGO フォーラムを中心に参加メンバーへの呼びかけを行い（動員と証明）、京都シヴィル G8 対話の開催に至っている。

このようなプロセスをへて、京都シヴィル G8 対話における 이슈が選択されている。ここには、G8 サミットにおける議論の連続性という状況の定義があった。NGO フォーラムによる表 7-2 に見られるようなフレーミングは、このような状況の定義のもと、直前のサミットであるハイリゲンドムサミットでの決議を受けて、それらを前進させるような形で形成されている。

こうした動向は、政府との交渉、さらに前回開催国の NGO との情報交換においてなさ

れているが、このあたりの状況についてさらに詳しくみていくことで、NGO のフレーミング前提について検討していきたい。以上のプロセスにおける、ドイツ NGO フォーラムのメンバーの仲介、および政府との交渉は、2007 年にはじまったものではなく、中心メンバーの継続的な活動において 2004 年以来すでに行われていたものであった。京都シヴィル G8 対話の中心的けん引役が環境 NGO のメンバーであったことと、後段との関連で、気候変動問題を中心に整理していきたい。

第 3 節 京都シヴィル G8 対話における 이슈選択——気候変動問題を中心に

3-1. ハイリゲンドラム G8 サミットとの連続性

——NGO と政府による共同のハイリゲンドラム G8 サミット報告会から⁷²

NGO フォーラムは、ハイリゲンドラム G8 サミット後、2007 年 7 月 1 日にハイリゲンドラム G8 サミット参加報告会を行っている。参加については、報告者として NGO フォーラム関係者 8 名と日本政府関係者 2 名、そしてドイツ NGO フォーラムのメンバー 1 名に、聴衆は 180 名ほどであった。このイベントでは、洞爺湖サミットのアジェンダに、アフリカ問題と気候変動問題があることが確認された。

ここでは、ハイリゲンドラム G8 サミットから洞爺湖 G8 サミットへの連続性とハイリゲンドラム G8 サミットの評価について、NGO フォーラム側と政府側とに分け整理し、洞爺湖サミットまでの間に、アジェンダの一定の方向性が両者に確認されていたことをみておきたい。

表 7-3 ハイリゲンドラム G8 サミット報告会の構図

	連続性	評価
NGO フォーラム	ハイリゲンドラム G8 サミットから COP13 を経て、洞爺湖サミットへの連続性として捉えている。	サミットでの決議を評価しつつも、京都議定書の枠組みからは是正点を指摘した。
日本政府	ハイリゲンドラム G8 サミットでの日本の方針の確認とそのサミットの成果文書への良い影響を期待するといういみでの連続性を強調する。	ハイリゲンドラム G8 サミットが気候変動問題解決のためのプロセスを示したことを評価し、それについて継続的に議論することを主張した。

表 7-3 から NGO と日本政府の共通点と相違点をあげてみると、共通点は、ハイリゲンドラム G8 サミットの評価であり、相違点は、気候変動枠組み条約を意識するかしないかで

⁷² 『ドイツ（ハイリゲンドラム）サミット報告会報告書』より作成。

ある。

相違点はあるが、ハイリゲンダム G8 サミットからの連続性を意識して、気候変動問題への政策的前進が両者によって強調されている。

こうした動向は、NGO フォーラムによる政策提言イベント京都シヴィル G8 対話の開催プロセスでも強く意識されていたことであった。ついでこの点についてみていきたい。

3-2. 環境 NGO・G8 諸国とその周辺

——京都シヴィル G8 対話の開催プロセスとイシュー形成に着目して

ハリゲンダムサミットとの連続性は、前節でみたように、ハイリゲンダム G8 サミット参加報告会でも確認できるが、そのほかにも NGO フォーラムの京都シヴィル G8 対話実施担当者の継続的な活動にもその一端をうかがうことができる。

京都シヴィル G8 対話を実施担当した中心メンバー A 氏の回顧⁷³から、京都シヴィル G8 対話開催に中心的な役割を果たした出来事として、2 つのプロセスがあることがわかる。A 氏は、洞爺湖サミットにおける京都シヴィル G8 対話開催に関しては、1) 過去の G8 サミットでの市民参加プロセス⁷⁴への参画と、2) 環境問題に関する過去の運動経験との関連について 次のように述べている。

1) 過去の G8 サミットでの市民参加プロセスへの参画について、2005 年イギリス・グレンイーグルズ G8 サミット、2006 年ロシア・サンクトペテルブルグ G9 サミットへの参加といった「経験のなかで、気候変動問題の緊急性や市民運動のインターフェイスの強化への関心を背景に、環境 NGO だけではなく広範なネットワークや、またシヴィル G8 対話を日本でも実現することが必要であるとの認識を強め、日本での働きかけを開始しました」と、2005 年以来の参加によって、日本での開催を意識したとしている。また、「翌年のドイツ・ハイリゲンダム G8 サミットでは、4 月の京都シヴィル G8 対話や 5 月にはドイツ首相との対話に参画しました。国内でのネットワークづくりと並行して、日本・外務省との交渉も始まっていました。外務省の担当者は、ドイツに視察へ行き、ドイツ NGO フォーラムの関係者らと対話を行うなどし、G8 サミットで行われている市民参加プロセスに対する理解を深めていったようです。特に代表の B 氏の能力や人柄に対して信頼感を持ったということは、その後、京都シヴィル G8 対話が日本で実現するときの推進力になったと考えています」とし、開催までの政府との交渉にドイツ NGO フォーラムとの連携が役立ったとしている。

2) 環境問題に関する過去の運動経験との関連については、自然エネルギーの世界的ネットワークの活動で、ドイツ NGO フォーラムの代表 B 氏との関係は、

⁷³ 2008 年 12 月に行ったインタビューより（『2008 年 G8 サミット NGO フォーラムのキセキ』に収録されている）。A 氏は環境 NGO・環境エネルギー政策研究所所属（当時）。言い回し・表記は本論文の文脈に合わせて適宜変更した。

⁷⁴ A 氏のいう、市民参加プロセスとは、本論文でいうグローバルな社会運動のことである。

2004 年の『ボン・自然エネルギー国際会議』の前後から続いていますし、その会議ではキャンペーンを展開したり、会合に参画するなど経験を積んでいました。そうした経験も踏まえて、2007 年秋頃からシヴィル G8 チームを作ろうという話をはじめ、同時に外務省と交渉し、ファンドレイジング、招聘者の検討などをしました。京都シヴィル G8 対話については、2008 年 1 月頃にようやく政府連携の形が見え始め、それからすぐにロジスティックス（会議準備）を行い、実現することができました」と、ドイツ NGO フォーラムとの連携（特に B 氏とのネットワーク）が京都シヴィル G8 対話開催に役立ったとしている。

以上の A 氏の語りからは、京都シヴィル G8 対話開催のために、過去の運動経験との関連⁷⁵で次の 2 つの重要なプロセスを読み取ることができる。

①他の国際会議への参加:2005 年グレンイーグルズサミット以来の市民参加プロセスへの参加

②同じイシューの国際会議への参加:2004 年「ボン・自然エネルギー国際会議」への参加

開催までのプロセスとして重要な出来事には 2 つの流れがある。1 つは、G8 サミットにおける市民参加プロセスへの参加と、もうひとつは、地球環境問題に関するほかの国際会議への参加である。

A 氏によれば、過去の G8 サミットにおける市民参加プロセスへ参加することで、日本での市民参加プロセスの構築への問題意識を養い、また、特にドイツ NGO フォーラムとの連携を強めることができ、日本政府との交渉にも役立ったとする。また、ドイツ NGO フォーラムとの連携に関しては、2004 年に開催された「ボン・自然エネルギー国際会議」に参加することで、B 氏との関係を強めていったとしている。

A 氏の語りから読み取れる 2 つのプロセスは、開催にあたっての資源動員に加えて、京都シヴィル G8 対話の意味づけにも役立っている。それは、グローバルな社会運動への動機づけである。A 氏の発言の中で言及される過去の運動経験である「ボン・自然エネルギー国際会議」は、A 氏が当時所属していた団体の自然エネルギーの普及・啓蒙に関する政策提言を含む国際会議であった。それらとシヴィル G8 対話という G8 サミットにおける政策提言イベントのプロセスとを同時に経験していくことで、日本で京都シヴィル G8 対話を開催しようとするに至っている。そしてその開催には、気候変動問題というグローバル・イシューの普及と日本の社会運動の活性化という目的があったという⁷⁶。

以上のようなハイリゲンドラム G8 サミットとの連続性についての動向から、次のことを確認することができる。日本政府もハイリゲンドラム G8 サミットとの連続性をともかくも意識していることを NGO フォーラムとして確認することで、サミットの連続性を意識化

⁷⁵ 過去の運動経験との関連を分析するために参照しうるものとして、ティリー（2008）、マッカダム（1988）、クロスリー（2002a=2009）が挙げられる。

⁷⁶ この点について、ドイツ NGO フォーラムの代表 B 氏は、京都シヴィル G8 対話が日本の市民社会にとってプラスに働いたと評価している。2008 年 4 月 24 日に行ったインタビューより。

して、フレーミングを行っていることである。また、NGO フォーラムの京都シヴィル対話の開催プロセスには、環境運動の独自のプロセス理解が存在していた。ここでは環境問題のなかでも気候変動問題に焦点が当てられることの重要性が確認され、NGO フォーラムのフレーミング前提として、サミットにおける重要議題としての気候変動問題が論点として取り入れられていることが見られる。

こうしたプロセスを経て、サミットプロセスを意識化している。次は、そのほかの 이슈でサミットプロセスとの関わりについてどのようになっているのかについてみていきたい。

3-3. 気候変動問題以外の 이슈に関して——サミットプロセスの意識化

ここでは、NGO フォーラムの環境ユニット以外の2つのユニット、すなわち貧困・開発ユニットと人権・平和ユニットの政策提言活動の担当者へのインタビューから G8 サミットとの関わりについてみていきたい。

貧困・開発ユニットの政策提言担当の C 氏は、次のように G8 サミットと市民社会とのかかわりについて述べる。

2005 年英国グレンイーグルズ G8 サミット以来、G8 諸国に対する市民社会の取り組みの比重が、「粉砕アプローチ」から「提言・改良アプローチ」を重点化する方向に変わってきました。GCAP はそうした中で結成されました。G8 主催国の市民社会の役割とは、傍観を決め込むことでも、現実の G8 の政治と関係ないところで単に反対するということでもありません。G8 で打ち出される政策に問題があればできる限り改善を図り、途上国の人々にとって益になりうる政策が打ち出されそうならば、その方向を拡大するという形で、世界の人々に対して責任を果たしていく必要があります。貧困・開発問題では、2004 年モントレイ国連開発資金会議の決議である GNI 比 0.7% の援助の実現を要求しつつ、短期的にも ODA や適応基金の増額を訴えています。

イギリスで生まれたネットワーク組織である GCAP を指摘して、それらが G8 サミットにおける政策提言型の運動であり、そうした方向性が 2005 年以降強まっているという認識を示している。本論文の中で MPH の例を紹介したが、MPH は GCAP の連携組織である。

ついで、日本での 이슈形成について独自の活動を行ったことについて述べている。

2007 年 11 月、高村外相（当時）は政策演説を行い、国際保健に関して G8 で「共有された行動指針」を作る、と表明しました。これを実現するために G8 保健専門家会合が設置されました。NGO フォーラム保健医療ワーキング・グループは、この動きに対して、最大限のインプットを行いました。各国の NGO と連携しながら、市民社会として入れてほしい政策を整理し、政府のさまざまなチャンネルにアプローチしました。また、NGO は、G8 の保

健分野の政策形成に非常に大きな役割を果たした、武見敬三氏（元厚生労働副大臣）を主査とする「国際保健の課題と日本の貢献」研究・対話プロジェクトにも積極的に参加しました。こうしたプロセスによって、日本でも政策作りに市民社会が参加することが当たり前となるように努力しました。

一方、貧困・開発の課題について、保健など個別課題だけでなく、開発資金など、より全般的な課題についてもアドボカシーを推進していくために、（NGO フォーラム・貧困開発ユニット内に）政策チームを設置しました。政策チームは、ジェンダーや気候変動と貧困、公正な貿易といった領域について積極的に政策作りを行いました。こうした取り組みによって、私たちは G8 議長国の市民社会として、少なくとも最低限の責任は果たしていけたのではないかと考えています。

保険医療に関する政策提言の独自のプロセスづくりを日本政府と行い、洞爺湖サミットに提案したことを述べている。最後の文に成果がでたことを述べているが、洞爺湖サミットにおいて、「国際保健行動指針」が作成されたことについて述べているものである⁷⁷。これらの活動は、A 氏による京都シヴィル G8 対話の開催プロセスとも連携し、アフリカ問題が論点化していく。

いっぽうで、人権・平和ユニットのリーダーである D 氏は、「9 条世界会議」、GPPAC（武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ）といった独自に行っている取り組みを通して、G8 サミットとの関係を持っていたという。

9 条世界会議との関連も重要であったと思います。個人的には、9 条世界会議と NGO フォーラムの活動を並行して行うことはかなり体力的に大変だったのですが、9 条世界会議の成功にみられるような平和問題への関心の高まりと平和的生存権という概念に対する注目を背景にできたことは、いろいろな意味でよかったと思います。G8 諸国の中でもイギリスはとくに NGO との情報交換を重要視しており、2008 年 3 月頃から数回にわたりイギリス大使館の担当官から日本の平和 NGO や平和運動に関する質問を受けたり意見交換をしたりしました。

また、こうした一連の動きは、GPPAC の活動とも関連があります。そもそも、人権と平和の解決という問題は国家主権の規制という現実問題と並行していて、運動そのものに反政府という性格があり、極めて政治化しやすいもののなのです。しかしながら、『紛争予防』という視点に立てば、市民による事前の紛争予防活動は、国家権力の発動抑制につながり、国家や国連との連携が行いやすいという構造があります。

2005 年以来的の経験から、『協力が可能である』という実感や『一定程度のパートナーシップが可能である』という感覚があり、それが洞爺湖サミット

⁷⁷ 外務省 HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/toyako08/doc/index.html>, 2010.06.28) を参照。

のプロセスにも生かせていたと考えています。

このように、分野ごとの状況の定義によって G8 サミットとの関わりを見出している。環境に関わらず、分野ごとに、状況の定義があることも確認できる。次いで、NGO フォーラムのフレーミングの中心的言説の周辺にどのような言説があったのか、NGO フォーラムの内外の事例について次項、及び第 4 節において見ていきたい。

3-4. 周縁的な話題——途上国 NGO の発言から

京都シヴィル G8 対話での NGO 関係者と政府関係者の意見交換においては、いくつかの整理できる発言があった。

ひとつは、G8 諸国における温室効果ガス削減の数値目標に関してであり、これらは、本章でみてきているように、中心的な話題である。もうひとつは、途上国 NGO からの発言である。ナイジェリアの「クリーンエネルギーと安全環境イニシアティブ」の関係者は、途上国においては気候変動問題は脅威であり、砂漠化による環境難民が発生する事態になっているとし、COP13 で示された途上国における脅威回避のための資金提供が必要だとしている⁷⁸。アメリカの「ピュー環境トラスト」からも途上国支援の重要性が指摘された。また、前日 4 月 23 日のワークショップにおいても、途上国 NGO からは資金提供に関する話題が取り上げられた。そこでは、ナイジェリアの砂漠化の状況（国土の 35%が砂漠で近年深刻化している）や NGO による植林活動のようす、またアマゾン川上流域の干ばつでブラジル・サンパウロ市民の 1800 万人に影響があり、その対策としての植林の必要性などが紹介され、先進諸国からの技術移転や資金提供が必要であることが主張された。

これらの主張は主に途上国との関連で、気候変動問題を捉えているが NGO フォーラムのサミットにおける連続性を意識したフレーミングには、見られないものである。以上のように、NGO フォーラム内部でも相違があったことが確認できる。次いで、気候変動問題を中心に諸運動におけるフレーミングを確認していこう。

第 4 節 洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動と気候変動問題

——3つのネットワークとその周辺⁷⁹

本節では、まず、洞爺湖サミットにおける 3つのネットワークが気候変動問題についてどのような関わりをしたかについて、活動の相違いう点に焦点を当ててみていきたい。ついで、気候変動問題とローカルな活動との関わりについてみていきたい。

4-1. 運動の理念と気候変動問題——3つのネットワーク

3つのネットワークそれぞれは、独自の理念を持って活動を展開した。各ネットワークの理念と気候変動問題との関連を示したのが表 7-4 である。

- 1) 政策提言を展開する NGO フォーラム、市民フォーラム北海道と、2) オルターグロ

⁷⁸ 『Civil G8 対話報告書』より作成。以下の記述も同様。

⁷⁹ ここでの記述はフィールドワーク、および『2008 年 G8 サミット NGO フォーラム報告書』、『2008 年 G8 サミット NGO フォーラムのキセキ』、各団体の HP に基づく。

ーバリゼーション運動を展開する G8 を問う連絡会に大きく 2 つに分かれる。また、市民フォーラム北海道は、北海道という地域を重視した政策提言を行った。

表 7-4 各ネットワークと気候変動問題

	運動の理念との関連における活動指針	主な活動
NGO フォーラム	前回サミットでの議論（ハイリゲンドム G8 サミットの成果文書の内容）からの進展をもとめ、政策提言活動を主とする。COP13 の決議を根拠として、1) 政策提言書であるポジション・ペーパーの作成、2) ロビー活動、3) イベント、勉強会を開催した。	NGO と政府の対話集会（主催） 京都シヴィル G8 対話（主催） 首相との対話 市民サミット 2008（主催） 国際メディアセンターでのプレスリリース
市民フォーラム北海道	NGO フォーラムと同様の趣旨・内容の政策提言を G8 サミット諸国、および日本政府に対して作成することに加えて、北海道に対して、政策提言を作成したことに特徴がある。	市民 G8 ウィークス（主催） 市民サミット 2008（主催）
G8 を問う連絡会	G8 サミットの存在を否定するという運動理念との関係で、G8 サミット諸国が採用する気候変動問題に関する政策そのものを批判することに特徴がある。	国際民衆連帯デー（主催）

NGO フォーラムは、ロビー活動的に政府関係者を交えた議論の場をつくることを重視した。それぞれの政策提言イベントの内容は次のとおりである。

表 7-5 NGO フォーラムの政策提言イベントと気候変動問題

	開催・実施概要	気候変動問題に関する活動・事柄
NGO と政府の対話集会	2008 年 2 月 19 日（東京） NGO フォーラム関係者 10 人、日本政府関係者 2 人が報告者として登壇し、NGO フォーラムから提言の発表があり、その後対話が行われた。聴衆は 240 人ほどであった。	■対話について NGO フォーラムは、日本が温室効果ガスの中期(2020 年まで)の削減実行に対して提案している「国別総量目標の設定」に関して疑問を呈し、政府側は、温室効果ガスの削減の議論においては先進諸国だけでなく、途上国も含めて議論をすべきであるとした。

京都シヴィル G8 対話	2008 年 4 月 23-24 日(京都) NGO 関係者 21 人、政府関係者 8 人の対話が行われ、聴衆・参加者は合わせて、全体で 200 人ほどであった。	■対話について NGO 関係者らは、温室効果ガスの削減について 2050 年までに世界全体で 50%削減し、G8 諸国は中期目標を定め、実行するように求めた。それに対し、G8 諸国政府関係者らは、2050 年に 50%削減する案を作成中であり、かつそれには新興国の参加が必要であるとした。
--------------	--	--

首相との対話においては、NGO フォーラム関係者、および国際 NGO10 団体と福田首相を含む政府関係者が意見交換を行った。

また、洞爺湖サミットの開催に合わせて、国際メディアセンター（北海道・留寿都）に専用の NGO センターが設けられ、それらを駆使して、G8 諸国の会合に対してプレスリリースを行った。NGO センターへのパスは 100 パス分発行され、NGO フォーラムのメンバーのほか海外の NGO のメンバーが参加した。

国際メディアセンターにおける気候変動問題に関するプレスリリースについて、内容を見ておくと、1)気候変動アジェンダに関するコメント、2)気候変動の成果文書に対する評価、3)個別の団体（FoE ジャパンおよび、CAN ほか）によるプレスリリースがあった。以下は、2)の気候変動の成果文書に対する評価である。

表 7-6 気候変動の成果文書に対する評価

WWF インターナショナル	評価 ・ハイリゲンダム G8 サミットではなく、COP13 の結果からの前進をするべき。 ・EU は 2020 年までに 25-40%の削減を支持しているが、ブッシュ大統領はそれを支持していない。EU はもっと強いメッセージを出すことができたのではないか。 ・途上国から前向きな姿勢がでているなかで、先進諸国の不和を考慮することは不利益になる。
気候ネットワーク	・日本は 2005 年比で 14%削減ではなく、1990 年比での数値を示すべき。
憂慮する科学者連盟	・削減に関して、基準となる年の言明がなかった。これは、積極的な EU4カ国に対して消極的な4カ国が対立しているからであると考えられる。特に消極的な国は、産業界の意見に賛同している。
Oxfam・インターナショナル	・世界全体で 50%削減ではなく、先進諸国は 2050 年までに 1990 年比 80%-90%削減すべき。 ・先進諸国から途上国への技術と資金の援助について言明がなかった。

温室効果ガスの削減に関する数値目標の設定に関する論点を中心に、1)長期目標（2050年まで）、2)中期目標(2020年まで)、3)EUとそれ以外の国の姿勢の相違について、4)途上国への資金提供の必要性についてが、主張された。

さらに、同じく洞爺湖サミット開催に合わせて、市民フォーラム北海道と共催でオルタナティブサミット「市民サミット 2008」を開催した。そこで、以下のようなイベントが開催された。

表 7-7 市民サミット 2008 における気候変動問題に関するイベント

イベントタイトル	開催概要	主催	内容
「オンダンカクサ(温暖化＋格差)と G8 の責任～バイオ燃料、森林減少対策 (REDD)、資金メカニズムと公平性～」	2008 年 7 月 7 日 (札幌)	FoE ジャパン	主催団体のほかに(財)地球・人間環境フォーラム、日本インドネシア NGO ネットワーク、熱帯林行動ネットワーク、バイオマス産業社会ネットワーク、市民外交センター、原子力資料情報室、AM ネットが参加・協力した。G8 を含む工業国が物質的豊かさを追求し続けた結果起こった地球温暖化が、温室効果ガスを殆ど排出しない途上国の貧困層に深刻な影響を与えているという、温暖化により生じた格差を「オンダンカクサ」と呼び、先進諸国が進めようとしている、温暖化対策の改善を検討することなどの意見を活発に議論した。
「洞爺湖サミットは気候変動問題にいかに関わり向かえるか」	2008 年 7 月 7 日 (札幌)	NGO フォーラム環境ユニット/ 気候ネットワーク	NGO フォーラムのメンバーと気候ネットワークのメンバーのほか、北海道グリーンファンド、ドイツ NGO フォーラムのメンバー、また民主党副代表の岡田克也が参加し、洞爺湖 G8 サミットでの気候変動問題のほか、日本の温暖化政策の課題についても議論がなされた。

「G8 サミットに向けたユースワークショップ～温暖化防止・生物多様性の保全にむけて、ユースの力が世界を動かす～」	2008 年 7 月 7 日 (札幌)	A SEED JAPAN/ Japan Youth G8 Project	主催団体を中心に、若い NGO メンバーらが、参加プロジェクトの状況報告と議論を行った。Japan Youth G8 Project が先日行った World Youth Forum についての報告などが行われ、「ユースが活動する意義とは」と「活動が内包する課題とは」という部分について議論がなされた。
--	------------------------	---	---

NGO フォーラムを中心とする政策提言の場面では、表中の「洞爺湖サミットは気候変動問題にいかに関わり向かえるのか」にあるように、政治家が参加するなどして、洞爺湖サミット、あるいは日本政府の気候変動問題、あるいは温暖化対策に焦点が当てられているが、そのほかのイベントでは、「オランダカクサ」と呼ばれるような途上国での気候変動問題に注目したり、若手の NGO メンバーらの役割について検討するといった形で、気候変動問題のなかでも、一定の話題にとらわれることなく、幅広く議論がされた。そのほかにも「グローバルな気候キャンペーンの構築」といったイベントや市民フォーラム北海道が主催したでは関連のイベント（子供を対象としたイベント「ストップ！温暖化 森とおうちでできるエコ活動」や「21 世紀のための自然エネルギー政策ネットワーク」の代表を招いて行われた「自然エネルギー都市サミット」）があった。

以上のような、気候変動問題についての取り組みのほかに、G8 を問う連絡会は、G8 諸国の政策そのものに反対しオルタナティブな世界を構想する議論を行い、それに伴う形で気候変動問題にも言及した⁸⁰。この連絡会に参加したメンバーは、のちに、先進諸国における気候変動問題対策を「グローバル・エコ・ガバナンス」と呼び、それらの問題が、「特殊課題としての『環境運動』に解消されるものではなく、『反資本主義』の新しい次元を掴むことによって」解決されるものであるとしている（高祖・平沢 2010:220-229）。

4-2. 気候変動問題とローカル

——地域的課題とグローバルな課題の相違に着目して

ここでは、洞爺湖 G8 サミットに関連した、ローカルな運動体の気候変動問題に対する取り組みについてみていき、洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動との相違について確認したい。

NGO フォーラムの活動は気候変動問題のみならずグローバルな課題に終始していたといえる。そのことに関連して、ローカルな話題に対して、あまり配慮がなかったことが指摘されている。NGO フォーラムのメンバーのひとり、E 氏はこの点について、「キャンペーン型の運動とローカルなシングル・イシューを追う運動との連続性についても重要だと考えています。この点では、NGO フォーラムには課題があったと思います。」と述べてい

⁸⁰ G8 を問う連絡会に参加したグループのうち、ATAAC ジャパンなどは、その後、気候変動枠組み条約 COP15 への抗議行動に参加している。

る。

洞爺湖サミットをめぐる運動のなかでも、以下のようにローカルな 이슈があった。

表 7-8 洞爺湖サミットをめぐる運動におけるローカル・イシュー

市民フォーラム北海道	以下のような、政策提言を北海道に対して行った。 ・国内平均の 1.3 倍の温室効果ガス排出という状況を打開する ・熱政策への早急な転換を行う。 ・自然エネルギーの活用、電力系統運用や電力買取料金の見直し、中期的な導入目標の設定、先進的な仕組みづくりを行う。 ・自然エネルギー王国北海道となり、環境価値の移出経済化、雇用創出をする。
泡瀬干潟を守る連絡会 ⁸¹	以下のような主張をした。 「洞爺湖サミットへ向けてー泡瀬干潟を守れ！ー」として、泡瀬干潟の埋め立て（187ha）に反対しサンゴ礁の保護を訴えている。反対の根拠のひとつが、泡瀬干潟は温室効果ガスの抑制に役立っているという言説であった。 また、ほかにも開発反対・自然保護の根拠として、1）ホソウミヒルモやザンノナミダなど新種・貴重種が発見されていること、2）埋立地が海洋リゾート地として構想されているが、実現性に乏しいことを挙げている。

これらの政策提言や訴えは、ローカルな次元に焦点化している。これまでみたように、気候変動問題のグローバルな解決策においては、気候変動枠組み条約 COP をめぐる状況の定義が前提としてあり、議論の中心は温室効果ガスの排出量削減である。いっぽうで、地域で気候変動問題の解決策として有効であるとされるのは、自然エネルギーの活用やサンゴ礁といった自然・生態系の保護であるが、しかしこれらは、気候変動枠組み条約やサミットにおいて主たるアジェンダとして扱われていない。かつ、運動においても、NGO フォーラムでも、自然エネルギーの普及や自然保護を主たるイシューとする団体が参加しつつも、政策提言イベントやロビー活動において、主たるアジェンダとなることはなかった。

次節では、特に環境問題に絞って、フレーミングのばらつきについて検討することで、運動の連帯内のズレについて確認し、さらには正当化の問題についても検討していきたい。

⁸¹ 泡瀬干潟を守る連絡会は、2002 年に沖縄・泡瀬地区の埋め立て工事の中心のために関係者 20 人ほど結成された。泡瀬干潟を守る連絡会の HP (<http://www.awase.net/>, 2010.06.28) を参照。

第5節 トランスナショナル・アクティヴィズムとコスモポリタニズム

——運動イシューの中心と周縁

5-1. 洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動の言説空間の編成と正当化

——気候変動問題を中心として

第6章・第7章では、洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動の言説空間の形成について、特に気候変動問題に焦点を当てながら、分析してきた。それらの動向について、総合的に検討し、言説の編成について分析してみると（図 7-4）、次のようであったと考えられる。

これらの総合に際しては、NGO 運動を含む洞爺湖 G8 サミットをめぐる言説を包含するようなグローバルな政治状況を状況の定義（第5章で検討）として、その状況下で、トランスナショナルな活動を通じて、言説が、実際にどのように伝播・仲介され、新たな言説の形成にまで至っているかに焦点を当てた。第4章・第3節において示した対象と方法の箇所でも既に言及しているが、洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動には少なくとも3つの区別できるグループがあり、共同行動も行っているが、それぞれ独自の活動を行っており、言説も多様であった。それらの状況を踏まえて、NGO 運動の主体であった NGO フォーラムの動向を分析しつつ、それらの周辺にどのような言説が形成されていたかを、特に後段との関連で、気候変動問題に焦点を絞って分析を進めてきた。

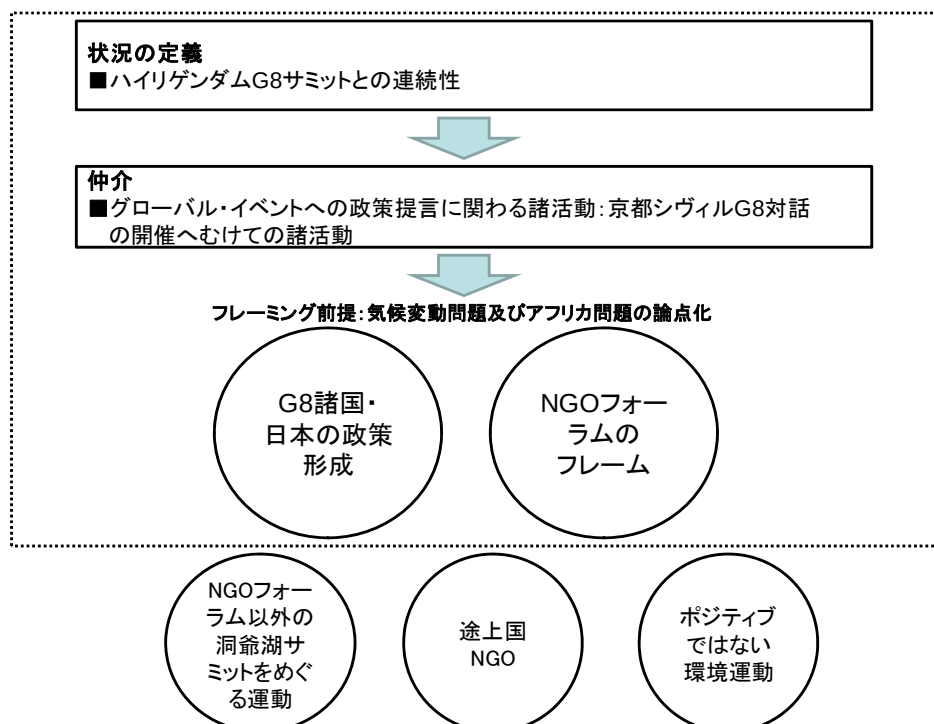


図 7-4 洞爺湖G8サミットにおける状況の定義と本論文の事例

図 7-4 が示しているのは、点線が囲われた中心的言説のほかにも周縁に様々な言説が形成されていることを示している。改めて、2 点に整理して確認していきたい。その際には、各言説ごとに番号を振り分け、表 7-9 において中心的言説と周縁的言説に分けて表で示している。

1) まず、第7章第3節半ばまでにおいて、洞爺湖サミットをめぐる運動のなかでも政策提言イベントである、京都シヴィル G8 対話を検討した。このイベントは、政府関係者（シェルパと呼ばれる、首相に代わるサミットの実務担当者）を招いて、世界各国の NGO 関係者が対話を行うもので、2005 年のグレンイーグルズ G8 サミットで開催されたものが、2006 年、2007 年と引き続いて開催されたものであった。日本の NGO グループである NGO フォーラムにおいては、その関係者のひとり(A氏)が 2005 年から同様のイベントに招かれ、その都度、日本政府関係者、および NGO 関係者と関係を持ちながら、日本での開催を検討していた（第7章・第3節のインタビュー参照）。そのことで、サミットプロセスを意識化することにつながり、サミットにおけるアジェンダの行方を密接に追いながら、NGO フォーラムのイシュー形成を行っていった。その結果は、第7章・第2節で示した表 7-2 のとおりで、気候変動問題に関しては、先進諸国に温室効果ガスの中期における削減の数値目標を設定することを求めるものであった（①）。

ただし、このイベントには、途上国 NGO の関係者も参加しており、特にその関係者からは、気候変動問題対策に関しては、先進諸国には、途上国の危機対応に対する資金・技術提供が求められていた（②）。

2) 次に、気候変動問題をめぐるイシュー形成についてみてきた。洞爺湖 G8 サミットでは、ハイリゲンダム G8 サミットおよび COP13 の流れを受けて、政府との交渉を行う場面においては、温室効果ガスの中期目標(2020 年まで)の数値設定が議論の焦点となった。特にそれは、政策提言を主たる活動とするグループである、NGO フォーラムの活動（第7章・第3節の表 7-5・7-6 を参照）に現れていた（③）。

その一方で、そのほかの運動においては、気候変動問題をめぐるそのほかのイシューについても主張がなされた。特に着目できるのは、ローカル・イシューとの関連で気候変動問題を主張した、市民フォーラム北海道の地域資源や自然エネルギーに関するイシュー（④）と、泡瀬干潟を守る連絡会による泡瀬地区のサンゴ礁保護の訴え（⑤）である。これらの主張・訴えは、NGO 関係者に認識されていたにも関わらず、必ずしも、洞爺湖サミットをめぐる運動のなかで目立った位置づけにはなかった。

そのほかにも、洞爺湖サミット開催期間中には、若手 NGO メンバーの役割（⑥）についてもシンポジウムなどで議論がなされた。また、日本のオルタナグローバリゼーション運動においては、先進諸国が現状で行っている気候変動問題対策に異議を唱えるような主張も洞爺湖サミット以降に生まれ始めている（⑦）。

以上で見てきた事例においては、洞爺湖 G8 サミットをめぐる中心的言説と周縁的言説が形成されている（表 7-9）。ここでいう中心的言説とは、気候変動問題に関しては温室効果ガスの削減をめぐる数値目標の設定に関するものであり、周縁的言説とは、それ以外の気候変動問題を中心として環境問題に関わるものである。（問題の焦点を絞るため、中心的言説としてのアフリカ問題について取り上げていない。）ハイリゲンダム G8 サミットからの連続性という状況の定義のなかで、このような中心的言説が、フレーミング前提としての、サミットにおける気候変動問題の論点化によって正当化されているといえよう。

表7-9 洞爺湖G8サミットをめぐる中心的言説と周縁的言説

中心的言説	①京都シヴィルG8対話におけるNGOフォーラムの政策提言 ③NGOフォーラムによる政策提言
周縁的言説	②京都シヴィルG8対話における途上国NGOの政策提言 ④市民フォーラム北海道による地域に関する政策提言 ⑤泡瀬干潟を守る連絡会による訴え ⑥若手NGOメンバーによる役割に関する議論 ⑦オルターグローバリゼーション運動による政策批判

以上のような、中心的言説と周縁的言説の特徴について別の角度から次項で検討していきたい。

5-2. 気候変動問題におけるグローバルとローカル

——グローバルな課題への翻訳可能性と不可能性

第7章の第3節で検討してきたように、気候変動問題に関して、グローバルな課題とローカルな課題には相違があるが、それにはいくつかの側面が存在する。それについて検討するために、1) ローカルな課題でも気候変動問題に翻訳できる側面とそうではない側面があるということと、2) 同様にグローバルな課題でも気候変動問題に翻訳できる側面とそうではない側面があることを踏まえて、それらをクロスさせ、表7-9の表にある各 이슈を並べてみると以下ようになる(表7-10)。

表に示されているのは、各象限への分類と⑤のように象限の間に位置するものである。このような分類を行うことで、象限Ⅰに気候変動問題における中心的言説が位置付けられるが、これらとの距離を示すことができる。またこの距離の検討の中で、⑤のようにあいまいな位置づけにある 이슈の特徴についても検討することが可能となる。以下、各象限についての説明をしていきたい。

象限Ⅰ：①、③については、気候変動枠組み条約 COP での議論を踏まえた 이슈であるので、ここに含める。また、②の途上国 NGO からの気候変動問題に関する主張は、事例の中で必ずしも優先順位の高い政策提言としてだされることはなかったが、気候変動枠組み条約 COP でも議論されていることなので、ここに含める。

象限Ⅳ：③のように開発問題を含む自然保護運動は、ここにも含まれる。しかし、場合によっては、地球温暖化現象との関連で、気候変動問題の一部とみなされる場合もある。

表 7-10 グローバルな課題とローカルな課題の相違(翻訳可能性と不可能性について)

	可能	不可能
グローバルな課題	① ② ③ I	⑦ III
ローカルな課題	④ II	⑤ IV

ローマ数字は象限を表す

※⑥は若者の役割について議論したものであるため、ここでは除外する。

このように見ていくことで、象限Ⅰに含まれるような、中心的言説を構成する NGO の運動が、取り入れることのできる言説とそうではない言説とが見えてくる。象限Ⅰが中心的言説であったのであるが、方法やタイミングによっては、象限Ⅱや象限Ⅲの一部分と関係を持つことが考えられる。しかしながら、象限Ⅳについては、グローバルな課題としても欠落しがちな領域である。この領域の欠落を、コスモポリタンの特徴と考えても良いかもしれない。

さらに、可能と不可能の線上にある⑤の言説について検討し、翻訳が難しい場合について検討してみたい。

⑤の泡瀬干潟を守る連絡会が訴えるような開発反対を目的とする自然保護の場合、自然保護をすることで、CO₂ の吸収が維持・促進され、温暖化対策になるという言説形成が行われる。この場合は、「自然保護」であれば翻訳可能であるが、開発反対だけを掲げると翻訳は困難になる。このような事例は、運動がフレーミングを変換することで、運動のイメージを好印象にするという出来事を想起させるものである (cf. 長谷川 2003)。しかしながら、この場合、どちらが良いというものではなく、訴える手法や対象が異なってくるという点で、相違があるということを示している。

5-3. 国内における NGO の活動と公共圏——意志決定をめぐる

第6章・第7章での検討によって、国内における NGO の活動と公共圏について一定程度整理できるところまで辿りついた。議論のきっかけとして、再びコスモポリタン論について言及してみたい。既に第1章で、コスモポリタンの理想と現実については触れている

ところであるが、本稿でも取り扱っているように、トランスナショナルな活動を行っている NGO の人々は、学歴・教養があり、外国語運用能力も高く、しばしば海外でも活動をおこなっている (Tarrow 2005a:43)、そういった人々であった。本章でも言及した、特に NGO フォーラム関連の会議や NGO のミーティングはしばしば英語で行われていたことを参与観察している。このような性質をすべてではないにしても、特徴としているのが、コスモポリタンであるといえよう。

事例で挙げた NGO フォーラム内で、政策提言活動に実際に関わっているのは、141 団体中、ごく一部である、事例の京都シヴィル G8 対話でも限られた人が、G8 各国の政府関係者との対話に参加することができた。このように事例にみられるのは、コスモポリタンと呼ぶことのできる消極的な特徴を持った運動体である。

このようなトランスナショナルな活動と公共圏との関連を「社会運動のプロセスにおいて、国内にいるものと国外にいるものの媒介によって形成される言説空間」と定義するならば、まさに本章の事例はそのようなプロセスを示し、かつ公共圏における言説が、閉じ込められた、自由な討議にも基づかないものであることを示しているであろう。ではこのような公共圏の権力性について、この事例からどのように検討することができるであろうか。

まず、考えられるのは、中心的言説と周縁的言説のそれぞれをそれぞれのスタイルに応じて活かしていく方向性である。このような方向性を検討する当たって障害になるのは、国家との対応関係である。

本節で示した言説群は、国家に対して二律背反の視線を持っている。NGO の活動として主に取り上げてきた、NGO フォーラムの運動は、国家に対してポジティブな反応を期待するように働きかける運動である。しかしながら、言説の全体像を考慮すると、それだけでは決して十分なものではないことは明らかである。言い方は別にして、運動の実践を活かしきるという立場に立てば、言説の全体それぞれがそれぞれの場面で活かされるということが最も望ましいのではないだろうか。ただし、言説同士が必ずしも対立し合っているわけではないので、単に住み分けをすればよいというものでもない。住み分けを超えた問題の解決を見え据えた体系性にまで及ぶ視点が必要であろう。

このような国家に対してポジティブな反応を期待するのが、アドボカシー型の NGO の活動である。そのいっぽうで、泡瀬干潟を守る連絡会のように、国家のネガティブな反応が予測される運動も存在する。

これらの2つの国家への視線について、「取り込みか、共同か」(Barbara 2007:226) といった課題への収斂は、あまり意味をもたない。これらの議論は、結局のところ意志決定を前提とし、かつ意志決定主体として国家を前提としてしまっているからでもある。

ここで参考になるのが、かつてナンシー・フレイザーが提唱した、「強い公共圏」、「弱い公共圏」という議論である。フレイザーによれば、強い公共圏とは、「討議が意見形成と決定形成を併せ持つような公共圏」(Fraser 1992=1999:154) であり、弱い公共圏とは、「協働の実践がもっぱら意見形成に依拠し、決定形成を含まないような公共圏」(Fraser 1992=1999:154) であり、そのような公共圏は、多様な言説を含むものである (Fraser 1992=1999:156)。

NGO が国家に対して両義的な立場をとる場合や「取り込みか共同か」といった NGO との国家の関係性の問題を検討するとき、環境問題の捉え方を、「危機からの回避」といった捉え方だけではなく、「持続可能性」という観点から捉え直し、いずれの主体も課題解決に取り組めるような体系性をいかに確保するのかという議論がありえる（丸山 2009b:257）。

この場合、国家を含む様々な主体の言説が存在する、弱い公共圏としての意見形成の場を考慮する必要があるだろう。フレイザーの言葉を借りれば、そこでは、「どのような民主主義的編成が、多様で複雑な公共圏の調整も含めて、様々な制度の調整を最もよく制度化していくのか」（Fraser 1992=1999 : 156）といった政治的編成の課題がまず問われる。この場合、意志決定の手法が検討課題となるであろう。それに加えて、気候変動問題の解決という意味では、どうすれば、あいまいな位置づけにある 이슈を効果的に全体として課題解決に向かわせることができるかという、運動の編成、及び社会構造上の課題もある。

以上のように、第 6 章・第 7 章での検討は、公共圏の「弱い」編成への回路を導き出した。しかしながら、問題の解決という意味では、どのような関わり方が可能かなどのレベルまで議論が及んでいない。そこで、次章では、気候変動問題というグローバル・イシューに焦点を絞って、グローバル～ローカルまでの運動の展開を追っていき、そこでの言説空間の分析を行う。そこでは、言説の正当化と公共圏との関連性をテーマに、正当化への巻き込まれ方とそれへの態度を析出し、言説の編成をより具体的に検討していきたい。

第 6・7 章のまとめ：第 6・7 章を通じて、洞爺湖 G8 サミットにおける NGO をはじめとする諸運動の様相を見てきた。正当化との関わりで、大きく 2 つの事実を確認することができた。①国家からの正当性の要請である。これは、運動の戦術とも関連して、正当な抗議として認められるかどうか、暴力の取り締まりも含めて管理されている状況があった。②G8 諸国の協議による論点の事前選択である。G8 諸国による論点の事前選択は、政府間でも行われるが、NGO との協議という形でも提示され、NGO の主張の正当性（この場合の正当性は、ある特定の論点を政府への政策提言として取り上げるための正当性である。）として活用された。洞爺湖 G8 サミットにおいては、「気候変動問題」と「アフリカ問題」が事前に重点課題として認識されている。この論点の事前選択がフレーミング前提として機能することになった。

以上の 2 つの事態によって、運動は分断され、かついくつかの局所的な連帯に分かれ、また NGO によるフレーミングはある特定のイシューで、かつある特定の論点のみを強調するという事となっていた。第 7 章のおわりでは、このような複数のフレーミングの分散状況に対して、公共圏論のなかでも意思決定の問題と絡めて、多様な言説を包含することのできる「弱い」公共圏の必要性を確認した。

第8章 グローバル・イシューと NGO 運動（1）

——COP13 以降の「先進諸国の責任」論に対する戦略

第1節 気候変動問題対策における環境運動の価値判断モデルとフレーミング前提

——地球温暖化現象の科学を背景として

ここから、グローバル・イシューである気候変動問題に関わる NGO 運動に焦点を絞って、運動の動向を分析していきたい。まず、本節では、気候変動問題が問題たる所以である、温暖化現象の科学から始め、それらに影響されている、環境運動の様相をモデル化してみていきたい。

気候変動問題の中心的な問題現象である地球温暖化現象に対しては、後に触れるようにさまざまな疑問点が投げかけられているが、まず政治性や論争がありつつも科学的知識として認められている気候変動問題の問題としての規定性について確認していきたい。IPCC が気候変動問題の「問題としての規定性」を、気候変動枠組み条約締約国会議に対して提供している主たる組織であるということから、気候変動問題に関わるこのような性質を、本論文では、IPCC モデルと呼んでおく。IPCC の組織体制は、主たる課題領域ごとに分けられた3つのワーキング・グループから成り立っている。気候変動の予測、科学的評価を行う第1作業部会、気候変動・温暖化の影響、および適応・脆弱性を測る第2作業部会、対策、緩和策を検討する第3作業部会である。これら3つの作業部会がそれぞれの課題について検討し、その結果がグループごとに政策決定者向けの報告書を含む評価報告書として提出される。さらに、それらは3つの作業部会の統合報告書としてまとめられる。2013年現在の最新である第4次評価報告書は、2007年11月にIPCC総会で審議・採択された。その統合報告書（AR4 SYR）には、次の5つの主題についての記述があった（表8-1）。

表 8-1 IPCC 第4次評価報告書統合報告書の構成

主題	主たる主張
主題1 気候変化のその影響に関する観測結果	気候システムの温暖化は疑う余地がない。このことは、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることからいまや明白である。（AR4 SYR :30 より引用）
主題2 変化の原因	20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇は、その大部分が人間活動による温室効果ガスの大気中濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い。（AR4 SYR :39 より引用）

主題3 いくつかのシナリオにおける予測される気候変化とその影響	現在の削減政策を継続した場合、世界の温室効果ガス排出量は、今後 20～30 年増加し続ける。いくつかのシナリオが考えられるが、いずれの場合にも今後 20 年間に 10 年あたり 0.2℃の割合で気温が上昇すると考えられる。 (AR4 SYR:44-53 より抜粋)
主題4 適応と緩和のオプション	今後数十年にわたり、世界の温室効果ガスの排出量の緩和ではかなり大きな経済的ポテンシャルがあり、それにより世界の排出量で予想される増加を相殺する、または排出量を現在のレベル以下に削減する可能性がある。とボトムアップ及びトップダウンの研究では指摘されている。(AR4 SYR :58 より引用)
主題5 長期的な展望	今後 20～30 年での緩和努力とそれに向けた投資が、より低い安定化濃度の達成に大きな影響を与える。(AR4 SYR :66 より引用)

これら 5 つの主題は、大きく 2 つに分類することができる。ひとつは、地球温暖化を含む気候変動に関する自然科学的な根拠であり（主題 1・主題 2・主題 3）、もうひとつは、自然科学的な根拠を前提とした気候変動問題対策である（主題 4・主題 5）。自然科学的根拠については、「地球は温暖化しているのか」という基本的な問いとともに、様々な反論が存在する⁸²。こうした反論が正当であるかは別にしても、そうした意見の相違があることは、「地球温暖化」という事実認識に一定の価値判断があるとみてよいだろう。IPCC も第 4 次評価報告書には、気候変動問題の存在を認めた場合にも、気候変動に対して人為的な

⁸² 赤祖父ほか（2009）によれば、IPCC 第 4 次評価報告書の内、次の 5 点について、自然科学者の間での大きな意見の相違が確認できる。

①世界の二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の大気中濃度は、1750 年以降の人間活動の結果、大きく増加してきており、氷床コア（氷床から取り出された筒状の氷の柱）から決定された、工業化以前何千年にもわたる期間の値をはるかに超えている。世界的な二酸化炭素濃度の増加は第一に化石燃料の使用及び土地利用の変化に起因する一方、メタンと一酸化二窒素については農業による排出が主な要因である。

②気候システムの温暖化には疑う余地がない。このことは、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることからいまや明白である。（この点は表 2 中の主題①と同様の点である）

③古気候に関する情報によって、過去半世紀の温暖な状態が少なくとも最近 1300 年間に於いて普通ではないとの考察が裏付けられている。

④20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高い。識別可能な人間の影響が、気候の他の側面（海洋の温暖化、大陸規模の平均気温、異常高低温や風の分布）にも及んでいる。

⑤温室効果ガスの排出が現在以上の割合で増加し続けた場合、21 世紀にはさらなる温暖化がもたらされ、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされるであろう。その規模は 20 世紀に観測されたものより大きくなる可能性が非常に高い。

この中でも、気候変動問題を社会問題として規定づけるのに、最も大きな根拠である、④（温暖化の原因は人間活動によるものである）については、5 人のうち気候変動問題の科学を専門とする江守以外は賛同しないということで、大きく意見の分かれる点であった。

干渉があるという認識には、一定の価値判断が伴うことを示している。『気候システムへの危険な人為的干渉』がどのようなものであるかを決定するのは、価値判断を含むものである。科学は、どのような脆弱性が重要であるかを判断するための基準を提供することで、意思決定を支援することができる」(AR4 SYR :64)。こうした IPCC が示す価値判断が意味しているのは、「地球温暖化」という事実を認めたうえで、かつ何らかの対策をとることである。こうしたストーリーを IPCC モデルとすれば、環境 NGO の価値判断モデルとの関連を、以下のように示すことができる(表 8-2⁸³)。

環境 NGO の価値判断モデルとして、環境 NGO の代表的な見解である CAN・インターナショナルの主張について取り上げる。

表 8-2 IPCCモデルと環境NGOの価値判断モデルの関連

気候変動問題 の規定に 関する項目	IPCCモデル	環境NGOの価値判断モデル
気候変動の 事実と影響	主題①気候変化とその影響に関する観測結果 主題②変化の原因 主題③いくつかのシナリオにおける予測される気候変化とその影響	
気候変動問題 の認識と対策	主題⑤長期的な展望 	・地球温暖化を産業革命以降の気温上昇2℃未満に抑えること ・温室効果ガスの濃度を22世紀には350ppmで安定化させること ・世界の排出量のピークを2013年から2017年とし、2050年までに1990年比で80%削減すること
	主題④適応と緩和のオプション 	・適応、および緩和に関する記述 ・金融、技術、法的整備に関する記述

➡ は影響を与えていることを示している

IPCC の見解を気候変動問題対策促進の最大の根拠として、問題の認識と対策を示して

⁸³ 表 8-2 は、IPCC の第 4 次評価報告書、および CAN・インターナショナルの提案書をもとに作成した。

① IPCC 第 4 次評価報告書(統合報告書)(AR4 SYR)

(原文: http://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar4/syr/ar4_syr.pdf

環境省による報告書(仮訳)

http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/syr_spm.pdf 2011.5.9)

② CAN・インターナショナルによる提案書(COP15 へ向けた内容)

(http://climatenetwork.org/sites/default/files/CAN_FAB_Essentials_1.pdf 2011.5.30)

いる。CAN・インターナショナルの主張は、大きく分けて、2つに分けられる。ひとつは、点線の矢印で示されているように気候変動の事実を前提にして影響関係にある、温室効果ガスの排出抑制の目標設定に関するもの（主題①・②・③・⑤からの影響）、もうひとつは、気候変動問題の認識と対策に関するシミュレーションを背景にした、地球温暖化の進行を抑制するための施策に関するもの（主題④からの影響）である。

このような環境 NGO の価値判断モデルとしての CAN・インターナショナルの主張は、次のような特徴を持っている。

①IPCC による気候変動の事実と影響の予測を前提として、問題の対策の方向性を示していること（IPCC モデルの主題①・②・③からの影響）。IPCC が報告した、気候変動の事実としての世界平均温度の上昇と世界平均海面水位の上昇があること、および、20 世紀半ば以降の世界平均気温の上昇の大部分が人間活動によるものであること、さらに、CO₂ が人間活動による温室効果ガスのなかで最大のものである。以上のことを根拠として、人間活動による CO₂ 排出量の抑制という問題対策の方向性が示されている。

②また、対策の方向性を決定する際、IPCC が示した主題⑤におけるシナリオ（表 3）のうち、最も期限の短いもの（I）に焦点を当て、表 8-2 中にあるように、温室効果ガスのピークの期限や削減目標を示していること。

表 8-3 安定化シナリオと気温上昇、海面上昇

区分	CO ₂ 濃度	温室効果ガス安定化濃度(CO ₂ 換算)	CO ₂ 排出がピークとなる年	2050年のCO ₂ 排出	産業革命前からの気温上昇	熱膨張による産業革命前からの海面上昇
	ppm	ppm	年	%	℃	m
I	350 - 400	445 - 490	2000 - 2015	-80 to -50	2.0 - 2.4	0.4 - 1.4
II	400 - 440	490 - 535	2000 - 2020	-60 to -30	2.4 - 2.8	0.5 - 1.7
III	440 - 485	535 - 590	2010 - 2030	-30 to +5	2.8 - 3.2	0.6 - 1.9
IV	485 - 570	590 - 710	2020 - 2060	+10 to +60	3.2 - 4.0	0.6 - 2.4
V	570 - 660	710 - 855	2050 - 2080	+25 to +85	4.0 - 4.9	0.8 - 2.9
VI	660 - 790	855 - 1130	2060 - 2090	+90 to +14	4.9 - 6.1	1.0 - 3.7

さらに、主題④からの影響として、CAN・インターナショナルは、上記の2つの特徴を前提として、問題の認識や対策についての主張を形成し、次のような適応や緩和に関する主張を挙げている。

表 8-4 CAN・インターナショナルの適応・緩和策

	提案の主な内容
適応策	途上国の適応策に対して、2013-2017年の間に少なくとも平均して50億ドルの拠出、また2020年までには毎年100億ドルの拠出が当てられるべきである。これらの拠出金は、ODAとは別途用意されるべきである。
緩和策	先進諸国は1990年比で2020年までに40%、温室効果ガスの排出量を削減すべきである。なお、この場合の先進諸国には、京都議定書に加盟していないアメリカも含めるべきである。

これらの適応・緩和策は、先進諸国の責任と途上国への支援が一体となって施策の背景を成しており、緩和策の詳細には、途上国の排出量削減に当たっては、先進諸国の支援が前提になることが示された。その他、土地利用について施策やクリーン開発メカニズムについての言及があった。

以上のように、IPCCの地球温暖化現象の科学と環境NGOの言説形成とは影響関係にあることが確認できる。

環境NGOの価値判断には、一定の前提が存在する。こうした前提について、平川は、フレーミング前提という概念を用いて分析している。既に第4章第3節で触れているが、平川によれば、フレーミング前提には、いくつかの重要な選択が存在する。それは、リスクの選択、リスクが発生した場合の影響に関するベースラインの選択、不確実性に関する判断、そして価値判断である（平川 2003）。気候変動問題の場合には、地球温暖化に伴うリスクを避けることができるよう選定された次のような選択が存在すると考えられる。①地球温暖化に関する事実認識の選択、②地球温暖化の影響に関するベースラインの選択、③不確実性に関する判断、④地球温暖化現象および温暖化防止対策に関する価値判断、である。前節で確認した環境NGOの価値判断モデルのフレーミング前提について検討すると、次のようになる。

表 8-5 環境NGOの価値判断モデルにおけるフレーミング前提

① 地球温暖化に関する事実認識の選択	「地球は温暖化している」「地球温暖化の原因は人間活動である」
② 地球温暖化の影響に関するベースラインの選択	「地球温暖化による世界平均気温の上昇は産業革命以前から2℃以下にすべきである」「そうするためには、地球温暖化のピークは2013-2017年にすべきである」

③ 不確実性に関する判断	「地球温暖化の事実とその影響が深刻であることは、ほぼ確実である」
④ 地球温暖化現象および温暖化防止対策に関する価値判断	「温室効果ガスの削減は全世界の総量で測られるべきである」「先進諸国がまず削減目標を立て、実施し、かつ先進諸国は途上国の削減施策に対して積極的に支援を行う」

環境 NGO の価値判断モデルは、以上のような 4 点を主要な論点として、気候変動問題の認識前提を伴っている。結論を先取りした形で、述べていくと、これらは、気候変動問題に積極的に関わろうとする環境 NGO を含む環境運動体に受容され、イシュー形成に寄与している。イシュー形成は、それぞれの状況に応じたバリエーションをもちつつも、堅固にこのフレーミング前提を踏まえつつ行われている。以下、本章では、これらを背景として、国際会議で「先進諸国の責任」論が噴出し、それに乗じていく環境 NGO の様相を見ていく。次章では、さらに前章の環境 NGO のフレーミングにも影響を受けつつ、全国的なキャンペーンや関西地域で行われたキャンペーンにおけるフレーミング状況を分析していく。

第 2 節 COP13 における「先進諸国の責任」論の所在

——削減目標をめぐるダブルスタンダード

本節では、まず、ポスト京都⁸⁴をめぐる状況について説明していきたい。本論文が対象とするのは、ポスト京都をめぐる議論が最大級に盛り上がった COP15 に向けた環境運動の動向である。ポスト京都をめぐる状況の中でも、本論文において重要であるのは、国際社会における「先進諸国の責任」論である。ポスト京都の枠組みを議論するために、先進諸国の責任として取り上げられたのが、「温室効果ガスの削減量として、2020 年までに 1990 年比 25・40%」という言説であった。この言説をめぐる、環境 NGO をはじめとする環境運動は連携し、政府に働きかける等の活動を展開していった。

COP13 以降には、「先進諸国の責任」論は、ポスト京都、すなわち 2013 年以降の枠組みをスムーズに進めていくための重要な指標と見なされ、これまでも先進諸国の責任は問われてきたが、現実的により具体的な形で、何をすべきかが議論された。以下表 8-6⁸⁵は、

⁸⁴ 気候変動枠組み条約に関する京都議定書以降、具体的には京都議定書における第 1 約束期間（2008-2012）以降の、気候変動問題解決に向けた国際的合意の枠組みのことを指す。

⁸⁵ 表中の「コペンハーゲン合意」の主な内容は、「1）世界全体の気温の上昇が 2 度以内にとどまるべきであるとの科学的見解を認識し、長期の協力的行動を強化する。2）先進国は 2020 年の削減目標を、途上国は削減行動を、2010 年 1 月 31 日までに事務局に提出する。3）先進国の行動は測定・報告・検証の対象となる。途上国が自発的に行う削減行動は国内的な測定/報告/検証を経た上で、国際的な協議・分析の対象となるが、支援を受けて行う削減行動については、国際的な測定・報告・検証の対象となる。4）先進国は、途上国に対する支援として、2010～2012 年の間に 300 億ドルに近づく新規かつ追加的な資金の供与を共同で行うことにコミットし、また、2020 年までには年間 1,000 億ドルの資金を共同で調達するとの目標にコミットする。気候変動枠組み条約の資金供与の制度の実施機関として「コペンハーゲン緑の気候基金」の設立を決定する。5）2015 年までに合意の実施に関する評価の完了を要請する」というものである。

こうした状況における気候変動枠組み条約 COP での議論展開と同時期の日本政府の政策状況である。

ここでは、国際社会の状況と日本政府の位置づけ、及びそれに対する環境 NGO の対応について説明し、当時の背景に関する記述を行いたい。気候変動問題をめぐる国際社会のありかたは、国際政治に大きく影響を受けつつも、IPCC という科学的権威機関が提出する科学的知見によって基本的に方向づけられていく。ポスト京都をめぐる議論がはじまった 2007 年においては、IPCC の科学的知見に対する社会的権威づけがそれまでの比ではないほどに大きくなっていった時期であった。

象徴的な出来事が、IPCC のノーベル賞の受賞である。受賞時には、地球温暖化の影響を深刻に受け止め、今すぐ行動をすべきと訴え、ポスト京都の枠組み作りを急ぐように呼びかけた。加えて、気候変動問題の解決に向けて強力なメッセージを発信していた、元アメリカ副大統領のアル・ゴアによるノーベル賞受賞も付け加えておいて良いだろう⁸⁶。

表 8-6 気候変動枠組み条約COP13-15までの議論の主な展開と日本政府の政策状況

会議名	論点	結果	日本政府の政策
COP13 (2007年12月3-15日)	COP12から開始された ポスト京都までの行程 表に関する議論。	ポスト京都をめぐる議論の ための特別作業部会が設 けられ、2009年までに作業 を終えるとした。	安倍首相による「美しい星 50」の提案 (2007年5月24日)
COP14 (2008年12月1-12日)	2009年のCOP15への合 意に向けた方向性の決 定。	洞爺湖サミットにおける合意 である2050年までに温室効 果ガスの排出量50%削減と いう長期目標を共有するこ との必要性が主張され、 COP13での議論に対する各 国の意見がまとめられた。	福田首相による「低炭素社 会・日本」の提案 (2008年6月9日)
COP15 (2009年12月7-19日)	ポスト京都の枠組みへ 向けての具体的な内容 の決定。	「コペンハーゲン合意」に留 意すること。	麻生首相による「2020年ま でに2005年比で15%削減」 の提案 (2009年6月10日) 鳩山首相による「2020年ま でに1990年比で25%削減」 の提案 (2009年12月18日)

こうした社会的状況を背景にして、IPCC は 2007 年に第 4 次報告書を提出し、そこでは次の主張がなされた⁸⁷。1) CO₂ を最も重要な温室効果ガスとしたこと、2) 世界全体の気温上昇を産業革命前と比べて 2℃以上となると地球上すべての地域で悪影響に対するコ

この内容は外務省の HP 該当箇所 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html 2011.10.15) を参考にした。)

また、そのほかの記述については、気候変動枠組み条約 COP については外務省の HP の該当箇所 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop_sb_index.html 2011.10.16) を、首相の提案については、首相官邸 HP の該当箇所 (<http://www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku.html> 2011.10.16) を参考にした。

⁸⁶ 以上のノーベル賞に関する記述は、共同通信 2007 年 10 月 12 日の記事より。

⁸⁷ IPCC 第 4 次評価報告書 (統合報告書) (AR4 SYR)

(原文: http://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar4/syr/ar4_syr.pdf

環境省による報告書 (仮訳)

http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th/syr_spm.pdf 2011.5.9)

ストがかかってくること、3) 気温上昇を2℃未満にするためには、2012年－2015年の間にCO₂の排出量がピークを迎えるようにし、2050年における排出量を1990年比で50-80%削減すること（長期目標）、及び先進諸国においてはさらに2020年までに排出量を1990年比で25-40%削減すること（中期目標）が必要だということである。

このような主張は、UNFCCCにおいて、気候変動問題を解決するための重要な指標とされ、議論が展開された。また、地球環境問題に対する倫理問題と途上国の責任に比しての責任の重さとして、先進諸国の責任問題が問われ、環境NGOの主張においてもそれに比重が置かれるようになった（前節を参照）。

国際社会の状況において、いわば「想像の地球共同体⁸⁸」という認識が生まれ、特に先進諸国に対して、IPCCの科学的知見を背景としてCO₂を中心とする温室効果ガスの中長期の削減目標の設定を求める議論がなされた。そうした状況があって、日本政府も、2007年の安倍首相による「美しい星50」の提案以降2009年のCOP15前後まで、環境立国・環境と経済の両立（現在の政策上の呼称は、グリーン・ニューディールである。）をキーワードにして、気候変動問題/地球温暖化問題に関する政策を推進させてきた。この間は、2年間ほどの時間が経過したが、その期間は、環境NGOにとっては、問題解決の遅延と見なせるほどの時間であり、政策形成を短期的に推進するように政府に働きかけていった。現在のところの結論としては、環境NGOによる政策推進の働きかけは、2010年3月には地球温暖化対策基本法の改正が政府案として国会で議論するという成果を得たが、その内容は、環境NGOにとっては、法案の「骨抜き」と判断せざるをえないものであった⁸⁹。

気候変動問題と先進諸国の問題系、特に、COP13以降の「先進諸国の責任」論への焦点化のプロセスについて検討し、環境NGOとフレーミング前提との関連性を明らかにすることを試みる。

気候変動問題をめぐる議論において、先進諸国間の問題は、議論を動かすテコのような存在としてある。ミランダ・シュラーズによれば、「地球温暖化への先進国の取り組み方については、2つの競合するパラダイムがある」（Schreurs 2002=2007:175）。すなわち、アメリカのそれとEU、日本のそれである。そして、COP3における京都議定書の採択の際に、日本は、仲介者としての役割を果たした（Schreurs 2002=2007:143）。シュラーズによれば、こうした2つの陣営は、「京都議定書後、つまり協定の第1約束期間が終わる2012

⁸⁸ こうした表現は、例えば、否定的文脈ではあるが、平野（2008）にある。

⁸⁹ 2010年3月10日環境NPO/NGOを中心として議員会館で集会を行い、地球温暖化防止基本法の改正案が、当初の内容を損なわないように要望した。要望の内容は次の4点である。1) 中長期目標の「25%削減」の条件づけを見直すこと、2) 国内排出量取引制度の総量規制を明確にし、導入時期を明らかにすること、3) 高い再生可能エネルギー目標を掲げ、全量の固定価格買取制度を導入すること、4) 原子力の推進・利用を盛り込まないことである。以上は、WWF・ジャパンのHPの該当箇所

(<http://www.wwf.or.jp/activities/2010/03/788410.html> 2011.10.16) より。

また、地域の団体でも同じようなアピールがあった。たとえば、地球温暖化防止ネットワーク京都は、重大な骨抜きが行われようとしており、認めることはできないとする共同アピールを行い、アピールにおいては、産業界の猛烈な圧力のもと、法案には、1) 発行日は明記されず、2) 温室効果ガスの本格的な削減が求められる企業の総量規制はうやむや、3) 温暖化対策に逆行してきたことが明白な、原発推進が書き込まれる危険性があると問題点を指摘して、条件をつけずに、2020年までに25%削減を掲げることなど、真に有効な『地球温暖化対策基本法』の実現を求めるというものであった。

以上は、京都民報Web2010年3月13日の記事

(http://www.kyoto-minpo.net/archives/2010/03/13/post_6634.php 2011.10.16) より。

年に何が起こるかに影響するだろう」(Schreurs 2002=2007:175) とされる。しかしながら、実際には、京都議定書の第1約束期間後の議論に影響したのは、この間に経済成長を遂げた国々——気候変動枠組み条約の構成において先進諸国とされなかった国々のうち、主要排出国とされる国(中国、インド、韓国、メキシコ、インドネシア、南アメリカ、ブラジル)——であった。これらの国々と先進諸国との間の議論の齟齬が、第1約束期間後の枠組みを COP15 において議論の焦点となった⁹⁰。ただし、シュラーズの指摘のどおりだったこともある。それは、日本が仲介者として位置づけられていることである。京都議定書の第1約束期間後の枠組みについての議論の出発点となった COP13 でも、日本は、アメリカと EU の中間的位置づけにあった⁹¹。

2007年にIPCCの第4次報告書が出されると、環境NGOは、その報告書を根拠にして、自論を展開するようになる。既に前節でIPCC第4次報告書と環境NGOの主張との論理的な構成については触れているが、ここではさらに、転換点とも呼びうる、気候変動問題をめぐる状況の変化について触れておきたい。CAN・インターナショナルは、2007年のIPCCのノーベル賞受賞に際して『IPCCの第4次評価報告への見方』と題して声明を出している⁹²。声明のなかで、IPCCの第4次評価報告書が過去の報告書に比べて、最も評価できること、そして、それが、京都議定書の第1約束期間終了後の、ポスト2012年の枠組みの議論に対して、有益な科学的情報と分析を提供するものであることを述べている。また、CAN・インターナショナルは声明において、第4次評価報告書に記載されているなかでも、「世界平均気温の上昇を2℃未満とすること」、「先進諸国を中心とする気候変動枠組み条約の附属書I国は、温室効果ガスを1990年比で2020年までに25・40%削減すること」を重要視している。こうした先進諸国の責任への言及が公式に認識されはじめたのが、COP13であった。次にCOP13の会議の経過についてみていこう。

会議全体は、2007年12月3-15日にかけてインドネシアのバリで行われた。会議の参加者は、UNFCCC事務局によると、政府関係者、NGOを含むオブザーバー、メディアを併せて1万人を超え、気候変動枠組み条約のなかでは、COP3を超え過去最高の参加者があった⁹³。15日最終日の午後に、COP13の会議が終了し、成果として、バリ行動計画が示され、2009年のCOP15において、第1約束期間以降の枠組みについて合意することが決議された。しかしながら、会議の途中では示されていた削減の「具体的数値」については、アメリカからの反対で合意文書からは削除された。その内容については、COP13終了後に同会場で開催された、「京都議定書の下附属書I国の更なる約束に関する特別作業部

⁹⁰ COP15の会議の様子については、外務省などの報告

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop15_g.html 2011.08.14) を参照。

⁹¹ 朝日新聞 2007年11月29日の報道によれば、アメリカに対して、削減義務を負うように要求するEUと、途上国中の主要排出国に対しても一定の責任を負うように提案する日本が対比されている。この背景には、京都議定書を脱退したアメリカ、積極的に温暖化対策を進めるEU、京都議定書には参加しているものの実際には目標達成が危うい日本という構図がある。

⁹² CAN・インターナショナルのHP

(<http://www.climate-network.org/publication/can-views-ipccs-fourth-assessment-report> 2011.07.18)

を参照。以下のCAN・インターナショナルのIPCC第4次評価報告に関する見解についても参考にした。

⁹³ 地球産業文化研究所による報告書

(http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/20071226COP13_report.pdf 2010.06.26) を参考にした。

以下の会議の経過についての記述でも参考にした。その後、COP15で過去最高の盛り上がりを見せる。

会第4回後半会合（the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol at its resumed fourth session）（以下、COP13・京都議定書 AWG 第4回後半会合と略称表記。）において議論された。議論の焦点は、「世界全体での削減目標や先進国の削減幅」に関しての記述であった。そこには2つの選択肢があり、ひとつは、関連する IPCC 第4次報告書の記述を記載するにとどめること、もうひとつは、「2050年までに2000年比で50%への排出量削減、先進諸国全体で2020年までに1990年比で25-40%の排出量削減等」という文書を直接記載することであった。前者の賛成国が、カナダ、ロシアであり、具体的数値の記載について反対した。議論の末、具体的数値についての記述が、IPCC の第4次報告書と関連があることを示すことで合意した。その合意文書には、次のような内容が盛り込まれた⁹⁴。「世界の排出量が今後10-15年にピークを迎えるようにする」、「世界で2050年までに2000年比で半減よりもはるかに低いレベルに削減」、「先進諸国全体で2020年までに1990年に比べて、25-40%削減」である。ここでバリ行動計画と COP13・京都議定書 AWG 第4回後半会合の合意内容についてまとめておこう（表 8-7⁹⁵）。

COP13 の本会議で合意されたバリ行動計画には、京都議定書の第1約束期間以降の枠組みについての継続的議論について、2009年のCOP15までに合意を目指すことが記載されたが、その前提として、中長期的に、温室効果ガスの削減量に関しての具体的な数値目標については明記されず、本会議後の特別作業部会において、具体的な数値目標について、言及がなされた。こうしたダブルスタンダード的状况に対して、環境 NGO は、どのような反応を示したのだろうか。これについて次にみていきたい。

表 8-7 COP13 の合意の状況について

	合意の概要	温室効果ガス削減の数値目標についての言及
バリ行動計画	すべての締約国が参加して2013年以降の実効ある枠組みを検討するための新たな検討の場として、枠組条約の下に、新たに特別作業部会を設置し、2009年までに合意を得て採択すること	×

⁹⁴ UNFCCC の HP に掲載されている「附属書 I 国の更なる約束のための AWG 第4回後半会合」についての報告書（http://unfccc.int/files/meetings/cop_13/application/pdf/awg_work_p.pdf 2006.06.26）を参考にした。

⁹⁵ UNFCCC の HP に掲載されている「バリ合意」を含む COP13 についての報告書（http://unfccc.int/meetings/cop_13/items/4049.php 2011.07.20）を参考にした。

COP13・京都議定書 AWG 第 4 回後半会合	IPCC の第 4 次評価報告書の分析に基づき、世界全体での削減目標、先進国による削減幅等への言及	○
---------------------------	---	---

第 3 節 「先進諸国の責任」論に対する環境 NGO の戦略

——国際的政治判断の活用

前節における COP13 での議論の流れは、環境 NGO を中心とする環境運動に大きく 2 つの影響を与えた。国際的会議の場で言及された「先進諸国の責任」としての「削減に関する具体的数値目標」を、これ以降の主張の重要な根拠とする（本論文では環境 NGO のこうした動向について本章を含む後段でも触れていく）一方で、「具体的数値」の議論がなかったかのようにみえてしまう「バリ行動計画」に対して反対の声が挙げられた。たとえば、2005 年以来、1 年に 1 度気候変動枠組み条約 COP に併せて世界同時行動を起している、「グローバル・アクション・デイ」の 2007 年 12 月 8 日に開催されたバリでの抗議行動の報告書には、「バリ行動計画には、2007 年ウィーン（京都議定書の下附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会第 4 回前半会合）では言及されていた先進諸国に対する 25-40%削減の要求は削除されている。これは、今後もグローバル・クライメイト・ムーブメントが、プレッシャーをかけ続け、世界のリーダー達が、正当で効果のあるグローバルな排出削減条約に対する我々の声に耳を傾けた、と確信するために、今後 2 年間もプレゼンスを高めていく理由となる」⁹⁶と記されている。また、会議に参加していた日本の環境 NGO・気候ネットワークの E 氏は、次のように振り返っている⁹⁷。

最終日の 15 時に条約のもとでの会議で 2009 年末までに 2013 年以降の先進国と途上国の目標や適応策、資金や技術移転についての包括的な合意に至ること、そこへのバリ行動計画が採択されましたが、米国、日本などの反対で本文に数字は明記されませんでした。引き続き開かれた京都議定書のもとでの 2013 年以降の目標についての作業部会の会合では 2 つのオプションをめぐる激しい議論となり、18 時になって、反対していたカナダやロシアも賛同に回り、「世界の排出量が今後 10-15 年にピークを迎えるようにする」、「世界で 2050 年までに 2000 年比で半減よりもはるかに低いレベルに削減」、「先進諸国全体で 2020 年までに 1990 年に比べて、25-40%削減」という数値が盛り込まれた合意文書が採択されました。

⁹⁶ グローバル・クライメイト・キャンペーンの HP のなかの 2007 年のグローバル・アクション・デイの報告書

(<http://www.globalclimatecampaign.org/index.php?cmd=Main.ShowPage&name=GetInvolved&lang=en> 2011.07.18) からの引用。なお、報告書によれば、この抗議行動は、インドネシア・バリ島のテンパザールにおいて行われ、70 カ国以上から数百人が参加した。また、参加団体には、ピア・カンペシーナ、FoE・インターナショナル、地元の団体が参画した。

⁹⁷ 2008 年 3 月 25 日行った聞き取りによる（2008 年 4 月 11 日ネットメディア「グッドニュース・ジャパン」に掲載 <http://goodnews-japan.net/news/?p=2078> 2011.07.18）

以上のように、会議の経過を振り返り、引き続いて、先進諸国——ここでは特に日本を強調しているが——にとっての COP13 の意義について、政府関係者の動きやメディアの報道に関連させて述べている⁹⁸。

米国や中国などの 2013 年以降がどのように参加するかという点では前半の 2 つの結果は重要ですが、日本の 2013 年以降の数値目標の行方についてみればさいごの合意は大変重要です。しかし、後者の内容は、日本国内では殆ど報道されませんでした。どうしてそうなってしまったのかといえば、15 時にバリ行動計画が採択されるや、後者の交渉結果を待たずに、日本の政府関係者もマスコミ関係者も殆どが会場を出ていき、前者の合意には数値が盛り込まれなかったとの政府のブリーフィングがなされたために、それがバリ合意のすべてであるような報道になってしまったように思います。

このように、「具体的数値目標」について議論された場面が、日本政府のプレス発表の後であったことを指摘し、その情報が重要であるにも関わらず、報道において、十分に配慮され得なかったことを確認している。そして最終的に、情報の「正しい」流れについて言及する。

日本国内で国際社会の議論の流れが正しく伝わらないと、事業者も国民も対応を誤ることになります。

E 氏が指摘・確認している、こうした国際会議における環境 NGO による情報取得は、環境 NGO にとって情動的アドバンテージとすることができる点であり、環境 NGO が上記のような会議の経過・結果を COP13 における「具体的数値目標」の「重視」と解釈し、その解釈を自論の重要な根拠としていくという流れを促進する材料であるとみなすことができるだろう⁹⁹。(ただし、メディアの報道にも少なからず言及はある。注の 98 を参照。)

⁹⁸ 日本政府の外務省、および環境省の報告には、「具体的数値」への言及があったことが明記されていない。

外務省の HP の該当箇所 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop13_gh.html 2011.07.20)
環境省の HP の該当箇所 (<http://www.env.go.jp/earth/cop/cop13/index.html> 2011.07.20) を参照。

また、メディア報道のなかでも次の報道には、若干の言及がある。たとえば、朝日新聞の 2007 年 12 月 16 日には、見出しが、「COP13 行程表合意 温暖化対策 新枠組み交渉へ」とあるが、記事中には、数値記載が本会議の合意盛り込まれなかったことの記述の後に、「ただ、米国が入らない京都議定書を批准した先進国のさらなる削減を話し合う作業部会の決議には、これら【世界全体と先進諸国全体での削減に関する数値目標、筆者による補足】の数値がすべて盛り込まれた」、とある。また、毎日新聞の 2007 年 12 月 24 日には、「外務省などは会議に関するウェブ上の報告で、数値の話題を省略している。NGO 気候ネットワークの E 氏【本稿の記述に併せて修正した】は「説明不足は国民をミスリードする可能性がある」と警告する」と政府と環境 NGO の反応についても言及があった。

⁹⁹ NGO によるトランスナショナル・アドボカシー・ネットワークに関連して、ケックとシックインクは、NGO による取得した情報の「証言」によって、問題が現実的になる効果について言及している (Keck & Sikkink 1998:226-227)。ここで指摘しているのは、取得した情報の「証言」に加えて、それらを自らの主張に組み込んでいくプロセスである。

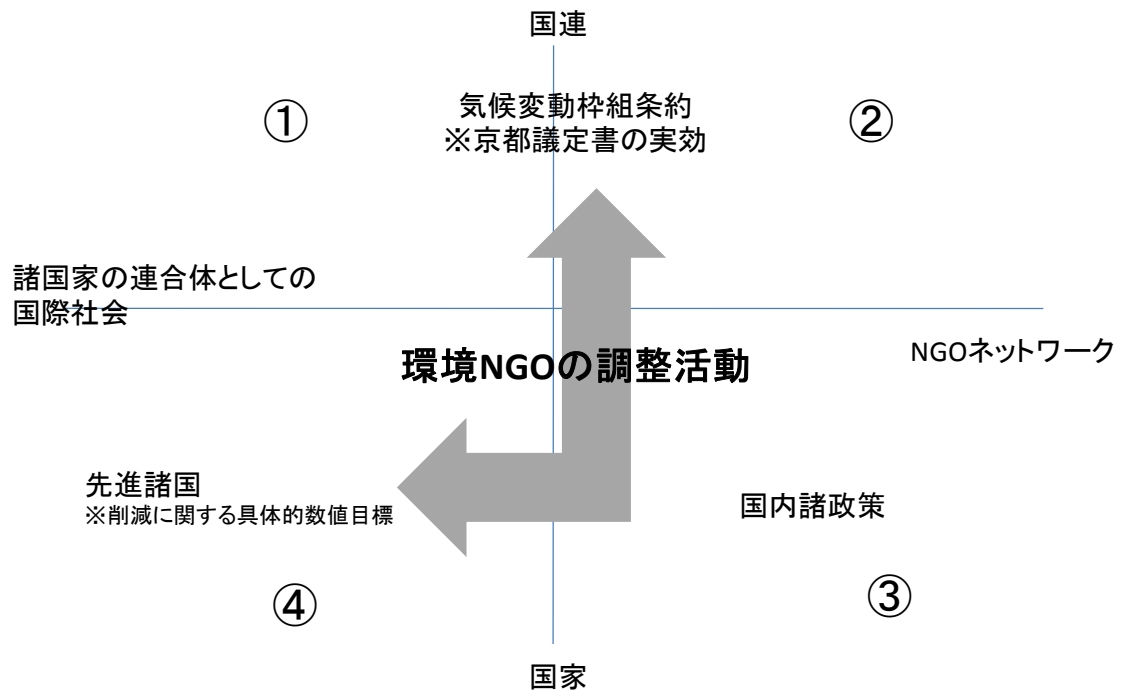


図8-1 環境NGOの動向と国際環境についての見取り図

環境 NGO によるこうした戦略的行動について、縦軸に国連—国家、横軸に諸国家の連合体としての国際社会—NGO ネットワークをとって、動向を示すと次のようになる。各象限は、相互作用による活動領域を示しているとする、次の4つの領域における相互作用を確認することができる。国連と諸国家の連合体としての国際社会（先進諸国や途上国の区分など）との間（①）、国連と NGO ネットワークの間（②）、国家と NGO ネットワークの間（③）、国家と諸国家の連合体としての国際社会（④）である。気候変動枠組み条約のような国際条約は①および②にまたがり、先進諸国といった国家群の類型は、④に属する。環境 NGO は、気候変動枠組み条約における決議をもとに、先進諸国に対してその決議の約束や履行を求めるというのが、環境 NGO の調整活動である。こうした調整活動が、温室効果ガスの排出量削減の「具体的数値目標」の設定→「先進諸国の責任」として、明確に論点化したのが、COP13 であり、その論点化は気候変動枠組み条約をめぐるダブルスタンダード的状况にあるがゆえに、気候ネットワークの E 氏の「解釈」に見られるように、より一層、環境 NGO のイシュー形成促進の材料を提供したと考えられる。こうした E 氏の解釈は、次章で見ていくように日本における気候変動問題の運動の言説として取り入れられていく。また、以上の環境 NGO のフレーミングにおける戦略は、本章第1節で指摘した、フレーミング前提の内、「④地球温暖化現象および地球温暖化防止対策に関する価値判断」の内容が強調されたものだと捉えることができる。そのような意味で、フレーミングの内容はより限定的なものとなっており、こうしたフレーミングのことを限定的フレーミングと呼んでおきたい。さらに、この限定性は、国内の運動の連帯において、

直ぐに実現しなければならないという意味が加わることでより限定性を増していくこととなる。

第9章 グローバル・イシューと NGO 運動（2）

——環境運動における連帯の「同床異夢」

第1節 「気候保護法案」の提言活動へ向けた環境運動の連携とフレーミング前提

——「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」を事例として

本節では、COP13以降に、ポスト京都をめぐって環境 NGO の運動戦略として選択・展開された2つの環境運動の連携に着目し、環境運動の連携における環境 NGO のフレーミングとフレーミング前提との関連性について検討する。検討の焦点は、環境運動の連携が政治的影響力を獲得しようとする中で、環境 NGO のフレーミングが、前章において検討した国際環境において形成されるフレームと比較して、いかなる限定性を帯びているかについてである。また、本節での検討によって、後に検討する、個々の運動体によるフレーミング前提の受容プロセスの背景について確認することができるだろう。

COP13において合意された、「2009年に開催される COP15において京都議定書の第1約束期間以降の枠組みについての決議を行う」ことに向けて、環境 NGO は動き出した。この動向は、NGO グループだけでなく、各国政府、関係企業、そしてマスメディア、また気候変動問題に対してこれまで取り組まなかった運動グループの関心と呼び、COP15は、COP 史上過去最大級の関心を集め、参加登録者による活動、及び会場周辺における運動の展開があった¹⁰⁰。本節で取り上げる事例の環境 NGO も、COP15をめぐって準備を始めた。それらの動向は、日本政府に対して気候保護法案を提案する「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」と温暖化防止のための広く関心を喚起しようとする「ネットワーク関西」の結成へと集約されていった。

これから検討するのは、それぞれのネットワークで掲げられたフレーミングとフレーミング前提との関連性である。分析の対象は、それぞれのネットワークのフレーミングプロセスにおいて重要な要素となった言説群である¹⁰¹。具体的には、「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」においては提案された気候保護法案の提案内容であり、「ネットワーク関西」においてはネットワークの趣意書である。これらの言説が、運動体においてどのような目的・経緯でつくられたのかについて、関係者への聞き取りのデータも加えて検討していく。

1-1. キャンペーンの概要と法案について——法案とフレーミング前提

洞爺湖 G8 サミット開催直後に、日本では、気候変動問題に関する大規模な運動が展開される。それが、メイク・ザ・ルールキャンペーンである¹⁰²。

¹⁰⁰ 参加登録者は過去最高の4万5千人に達した（中日新聞 2009年12月9日）。

¹⁰¹ こうした言説と運動のフレーミングの関係については、高木（2004）を参照。高木によれば、運動が例えばチラシに込める言説には、当該の問題に関わる出来事や活動を分かりやすく定義づける活動がある（高木 2004:123）。それをフレーミングとして、「フレーミングは、①ものごとをわかりやすくみせ、②それまでの定義や解決策とは異なる定義や解決策を示す」（高木 2004:123-124）とされる。本論での事例の場合、②について積極的に見出すことができる。その意味で、高木の定義に倣う部分がある。

¹⁰² この箇所のキャンペーンの概要に関する記述は「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」の HP（<http://www.maketherule.jp/dr5/> 2011.06.24）を参考にした。また、キャンペーンの立ち上げに関わった2団体（気候ネットワーク、FoE・ジャパン）の関係者への聞き取り（気候ネットワークについては、2008年9月15日に行ったE氏および2008年11月27日に行ったF氏への聞き取りより。FoEジャパンについては、2009年2月16日に行ったG氏・H氏への聞き取りより。）も参考にした。

メイク・ザ・ルール・キャンペーンは、「気候変動を防ぐ法律をつくろう」というフレーミング（図 9-1 参照）のもと、2008 年 8 月 1 日にスタートした環境運動の連携で、30

気候変動を防ぐ法律をつくろう

これまで見てきたように、低炭素社会・日本を作り、気候変動の甚大な被害を受けることのない環境を次世代に引き継ぐことが、今日の私たちの大きな課題です。世界的な中長期に渡る大幅削減への合意が目指されると同時に、日本として今後の削減方針を国として定め、制度を具体化し法律化し、実践していかなければなりません。

MAKE the RULE キャンペーン気候保護法案委員会は、今、日本に急いで必要なものとして、気候変動による被害を防いでいくための「気候保護法案」(仮称)を提案し、その早期実現を求めています。

【提案趣旨】

「気候保護法」骨子案について

2008 年 9 月 2 日

京都議定書の第 1 約束期間が始まりましたが、日本の対策は遅々として進まず、温室効果ガスの排出量は一向に減りません。年々、気候変動による悪影響が顕著になっており、このままでは私たちの暮らしや経済活動の基盤に深刻な影響が及び、将来世代に安全な地球を引き継ぐことが出来なくなってしまいます。

安全なレベルで気候を安定化させていくためには、科学の要請に基づいて世界で温室効果ガスを大幅に削減することが必要です。2009 年末の合意を目指して現在行われている国際交渉において、2013 年以降の国際枠組みを、温室効果ガスを大幅に削減する数値目標を盛り込んだ包括合意とすることが重要であり、日本の貢献も求められています。

日本においても温室効果ガスを大幅に削減し、持続可能な低炭素社会を築いていかなければなりません。そのためには、科学の要請に基づく温室効果ガス削減の中長期の数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的に策定・実施する法律が必要です。

また、知恵と工夫を凝らしてエネルギー消費を大きく減らし、再生可能エネルギーを面的に拡大させ、エネルギー的にも自立した地域づくりを進めることが必要です。

気候保護法案は、将来世代に安全な大気と生活を引き継ぐために、日本としての低炭素社会への道筋を市民から提起し、その成立を求めるものです。

図 9-1：パンフレット『気候変動を防ぐ法律をつくろう』より抜粋

ほどの環境関係の団体が集まって始まった（2009 年 10 月 15 日現在、実行委員団体環境 NGO 等を含む 54 団体（うち全国団体 21 団体、地域団体 33 団体）で、賛同団体が最終的に、国際協力 NGO・企業を含む 148 団体）。その後、2009 年 3 月 27 日に気候保護法制定を求める全国請願の署名を提出し、2010 年 3 月 10 日には延べ 36 万人分の署名を提出す

るに至っている。そして、2011年3月31日に活動を終了させている。

組織体制は、実行委員団体と賛同団体、および法案委員会、事務局からなり、実行委員団体が請願署名（章末の資料1を参照）を収集する拠点となり、賛同団体は署名を集める協力を行う。また、法案委員会が提案する法案作りを行った。そのほかに、呼びかけ人に有識者や有名人が参加をしていることが特徴であり、幅広く関心を喚起することが目指された。また、ボランティアな活動も署名を中心活動に大きく貢献している¹⁰³。運営資金には、助成金のほか寄付などがあった。

署名募集活動以外の活動としては、関心を喚起する、あるいは国際会議の状況を伝えるといった目的で、セミナーを開催し、全国200か所以上で開催された。また、2008年と2009年の12月には、日本でも50ヶ所以上で、年に一度世界各地で同時行動を起こす、グローバル・キャンペーンと連携したイベントが開催された。さらに、この運動が成功例としてモデルにしたイギリスでの例¹⁰⁴をもとに、地域でのロビー活動を展開し、地方議会での意見書の採択が、123議会 でなされた。国会議員への働きかけとして、国会議員を対象とした勉強会も14回開催された。「気候変動を防ぐ法律をつくろう」というフレーミングの具体的な内容は、「気候保護法」骨子案という形で示された（図9-2参照）。気候保護法案の内容について2008年9月2日の案をもとに言及すると、中長期の温室効果ガス削減目標として、「2020年まで（中期）に1990年比30%削減、2050年まで（長期）に1990年比80%削減」を掲げている。そのほかに、1）京都議定書の第1約束期間の目標達成（日本の場合、2008-2012年に1990年比6%を削減する）、2）炭素に価格をつける仕組みの導入、3）再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、4）気候変動への適応計画の策定、5）地域の実情に即した、排出削減などの緩和や適応のための取り組みを促進する仕組みの導入、6）温室効果ガスの排出情報の公開¹⁰⁵、7）取り組みの監視・市民参加の仕組みの導入、8）国際的な取り組みへの日本の積極貢献が提案されている。これらの法案の提案趣旨について図9-2を参考に、法律をつくるというフレームとフレーミング前提との関連性という観点から整理したものが表9-1である。5つの段落からなる趣旨文について、それぞれの段落とフレーミング前提との関連性について法案の対応箇所も含めて検討した。

「気候保護法」骨子案に示された9つの提案の内、さいごに掲げられた「国際的な取り組みへの日本の積極貢献」が触れていないがそれ以外は、提案趣旨に沿った形である。フレーミング前提との関連性についてみていくと、COP13・京都議定書AWG第4回後半会合での合意と同様の内容で前半部分が書かれている。

¹⁰³ 日本全国各地で行われている署名募集活動は、そのほとんどがボランティアなものである。筆者もフィールドワークの際、ボランティア活動を行い、ボランティアな活動が支えになっていることを確認している。

¹⁰⁴ FoE UK のレポート（2008年3月に日本で開催されたイベントでの発表資料）によれば、下記のようなことが成功のポイントであったという。1）影響力のある3大政党（労働党、保守党、自由民主党）が支持した。2）人気ミュージシャンが広報支援を行った。3）地域の議員に対しロビー活動を行った。このイベントは、FoE ジャパンと気候ネットワークが行ったものであり、そこでFoE UK から成功事例を報告があった。その成功例から多くを学んだという（2008年3月25日および9月15日に行った気候ネットワーク E 氏の聞き取りより）。イギリスでは、2008年11月26日に、気候変動法が成立している。

¹⁰⁵ この点に関して、気候ネットワークは、国を相手に正確な排出情報の公開（特に鉄鋼・製造業部門について）を求めて裁判をしている。

気候保護法骨子案

提案する「気候保護法」の骨子案は以下のとおりです。

「気候保護法」骨子案

2008年9月2日

1. 目的

気温上昇を産業革命前のレベルから2℃未満に止めることができるよう大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるための日本の中長期の目標を設定し、それを実現する仕組みを導入する。また、省エネを進め再生可能エネルギーを導入することで温室効果ガスの排出を削減し、地域の活力を育みながら、持続可能な低炭素社会を創出する。

2. 京都議定書第1約束期間の目標の達成

2008～12年までに国内対策を中心に京都議定書基準年(1990年)比6%削減を達成する

3. 中長期目標の設定

・温室効果ガスについて、下記の目標を設定し、その達成に向け着実な排出削減を進める

2020年までに、1990年比30%削減

2050年までに、1990年比80%削減

・2020年までに、一次エネルギーの20%を再生可能エネルギーにする

4. 炭素に価格をつける仕組みの導入

下記を2009年に法制化し、2010年に実施できるよう制度整備を行う

①国内排出量取引制度の導入

一定規模以上の事業所に、排出上限枠を設けた国内排出量取引制度(キャップ&トレード型)を導入

②炭素税の導入

課税の価格インセンティブ効果によってすべての主体において排出削減を促進

5. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入

6. 気候変動への適応計画の策定と実施

気候変動による自然災害、農業など第一次産業の被害、人の健康や生態系への影響などに対処する適応の対策を総合的に策定し、計画的に実施する

7. 地域の実情に即した、排出削減などの緩和や適応のための取組みを促進する仕組みの導入

8. 温室効果ガス排出情報の公開

一定規模以上の事業所に対して、燃料別などの詳細な温室効果ガス排出量や関連する生産量・活動量の報告を義務付け、公表

9. 取組みの監視・市民参加の仕組みの導入

・独立した機関を設け、毎年の取組みの進捗状況の監視と勧告の権限を付与

・政策決定・立法プロセスへの実質的な市民参加の仕組みの導入(情報公開・意見提出・プロセスへの参画)

10. 国際的な取組みへの日本の積極貢献

世界での大幅削減に向けた国際合意形成に積極的に貢献し、途上国支援に積極的な役割を果たす

図 9-2 : パンフレット『気候変動を防ぐ法律をつくろう』より抜粋

表9-1 「気候保護法」骨子案の提案趣旨とフレーミング前提の関連性について

段落数	示された提案趣旨の内容	趣旨の要約	フレーミング前提との関連性
①	京都議定書の第1約束期間が始まりましたが、日本の対策は遅々として進まず、温室効果ガスの排出量は一向に減りません。年々、気候変動による悪影響が顕著になっており、このままでは私たちの暮らしや経済活動の基盤に深刻な影響が及び、将来世代に安全な地球を引き継ぐことができなくなってしまいます。	京都議定書の第1約束期間が始まったにも関わらず、日本の対策は遅れている。	科学的知見としては、IPCC第4次報告を中心として、特に温暖化の影響と対策に関する箇所に基づいた見解（先進諸国が中長期目標を設定すべきである）を行っており、この点は、フレーミング前提をもとにしつつも、COP13における附属書I国の更なる約束に関するAWG第4回後半会合での合意内容と同様のものである。また、これらを国内での法律制定に活かそうとする点に特徴がある。
②	安全なレベルで気候を安定化させていくためには、科学の要請に基づいて世界で温室効果ガスを大幅に削減することが必要です。2009年末の合意を目指して、現在行われている国際交渉において、2013年以降の国際枠組みを、温室効果ガスを大幅に削減する数値目標を盛り込んだ包括合意とすることが重要であり、日本の貢献も求められています。	2009年COP15における温室効果ガスの削減数値目標をの合意に、日本も貢献すべきである。	
③	日本においても温室効果ガスを大幅に削減し、持続可能な低炭素社会を築いていかなければなりません。そのためには、科学の要請に基づく温室効果ガスの中長期の数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的に策定・実施する法律が必要です。	日本国内で、科学の要請（IPCC第4次報告書）に基づく、温室効果ガスの中長期の削減目標を設定し、さらには、目標達成ための法律をつくることが必要である。	
④	また、知恵と工夫を凝らしてエネルギー消費を大きく減らし、再生可能エネルギーを面的に拡大させ、エネルギー的にも自立した地域づくりを進めることが必要です。	再生可能エネルギーの拡大とそれによる自立した地域づくりが必要である。	フレーミング前提とは関連性がありつつも、独自の価値判断に基づくもの。
⑤	気候保護法案は、将来世代に安全な大気と生活を引き継ぐために、日本としての低炭素社会への道筋を市民から提起し、その成立を求めるものです。	法案を市民から提案する。	フレーミング前提とは関連性がありつつも、独自の価値判断に基づくもの。

後半の再生可能エネルギーについては、IPCC 第4次報告書での言及はある¹⁰⁶が、様々

¹⁰⁶ IPCC 第4次報告書には、その他に代表的な対策として、温室効果ガス（CO₂）の吸収源としての森

な手法のうちのひとつを強調しているという意味で、独自の価値判断と位置づけた。また、市民からの法案の提案という点は、このキャンペーン運動の内実そのものであり、独自の発想に基づくものである。ついで、この点について、キャンペーンの中核メンバーからの聞き取りから、検討していきたい。

1-2. 気候保護法案の狙いについて―法案づくりの中核メンバーの聞き取り¹⁰⁷から

気候保護法案の目的について、法案づくりの中核メンバーであり、法案の草案をつくった気候ネットワークの E 氏は、法案の目的について「目的としては、①日本としての中・長期目標を法律で定めること、②第 1 約束期間も含めて目標達成の中核となる国内政策を制度化することの 2 点があります」とする。前節で検討したような国際環境における認識からの変化は、特に日本としての政策形成にある。こうした日本での取り組みが必要な理由については、EU の取り組みと比較しながら、日本での資源問題やエネルギー政策に触れて次のように述べている。

ヨーロッパの先駆的取組みの動機のひとつは、低炭素社会に向かう第二の産業革命期ととらえ、そうした時代のリーダーとなろうとしているのです。世界のすべてが低炭素社会の実現に向けて動き出す必要があります、その動きが始まっているのですから、日本の経済の活性化のためにも国際社会の動きに遅れをとらないよう、社会にシグナルを送る政治の役割が大きいと思います。

日本の場合、エネルギー源の大部分を輸入に依存していますから、省エネや再生可能エネルギーを拡大することで、海外からの輸入にかかる費用を大きく軽減することができます。そのお金を国内の投資に向けることで、一層、低炭素社会に必要な技術や産業を拡大していくことができます。エネルギー消費を減らすことが不要な国外への資金流出を防ぎ、企業でもエネルギー消費がまだまだ大きなコスト削減となっています。日本のような資源のない国こそ、温暖化対策をやるべきなのです。

ここで、EU の動きを例に挙げ、それとの比較で、日本への見解を述べている。特に、エネルギー政策を促進すべきだとの見解を、日本の資源問題と温暖化対策とを絡めて述べている。EU での温暖化対策とエネルギー政策の動向は、ドイツやイギリスにおいては特に進んでおり、E 氏もそれを念頭に持論を展開している。こうした温暖化対策の国際比較的な観点に加えて、イギリスでの先進事例が E 氏にとって、また「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」の展開において、決定的に重要であった。

今回のメイク・ザ・ルール・キャンペーンの発端は、昨年から気候ネットワークで始めていた「めざせ政策トップランナー」という取り組みです。2007 年参議院で民主

林の増加や廃棄物のリサイクルなどを挙げられている。

¹⁰⁷ 2008 年 9 月 15 日、気候保護法案が提案された直後に行った、気候ネットワークの E 氏に対する、法案づくりやメイク・ザ・ルール・キャンペーンの組み立てについての聞き取りより。以降の発言も同様である。

党など野党が過半数を占めることになり、議会の役割が大きくなると考え、欧米での法案や議会の状況を勉強し始めました。そうしてみますと、昨年秋に、英国では気候変動法案が議会に提出され、米国ではリーバーマン・ウォーナー法案が連邦議会に提出されていました。今年1月にはEUでは2013年以降の排出量取引指令案など包括的政策パッケージ案がEU委員会から提起され、これまでとは全く違う仕組みが議論されていることも気付きました。しかし、日本は、第1約束期間の目標達成も危うい状況です。「政策のラストランナーからトップランナーへ」という標語で、まず、世界の先進法案を和訳し、今年3月に『気候変動に関する欧米の法制度』として冊子を発行しました。

日本の企業のトップのなかにはこのような欧米の動きの実態をご存じない人も多いのではないかと懸念も、このような取り組みをした背景にありました。法案の訳と解説を加えているので、仕組みがわかりやすくなっています。こうした作業を経て、日本の気候保護法案づくりに挑戦し、日本の温対法で足りない部分を補う形で整理しました。そうすると、日本の制度・政策に何が足りないかがわかってきます。他方で、FoE・ジャパンでは、2008年3月に英国での気候保護法の制定運動である「Big Ask！」キャンペーンを紹介するシンポジウムを企画しており、私たちもそこで英国での様子を学びましたが、FoE UKにとっても、日本での私たちの運動に興味をもち、双方で連携し、さらに多くのNGOなどが参加するキャンペーンにしていこうということになったものです。

気候ネットワークのE氏は、気候ネットワークとFoE・ジャパンとが連携することになった経緯にふれている。法案づくりについては、議会のねじれを機会と捉え、また企業への啓もうという意図も含めて、気候ネットワークが先立って活動を始めていたが、そこから、請願署名による法案づくりの運動に展開するに当たっては、FoEとの連携があったことを指摘している。また、その連携にあたって、イギリスでの先行事例を学んだことに触れているが、それは次のようにNGO運動の質という観点から捉えられている。

イギリスとの大きな違いは、イギリスのBig Ask！キャンペーンでは、運動主体のFoE UKも多数の会員を擁するNGOであり、研究者のレポートに基づき2003年から取り組み、国民的人気のある歌手が協力して市民へのキャンペーンをサポートし、結局、主要3政党の支持をとりつけ、法案を提出するところまでもっていったことです。英国でも与野党ねじれ国会となっており、長期目標などをめぐって上院・下院をピンポンしているところですが、法案に盛り込まれた気候変動委員会のシャドー委員会が発足しています。単独のNGOでもこれぐらいのことができるということなんです。

日本でも、こうした運動の組み立てや、キャンペーンの展開などで参考にしていきたいと思います。

E氏が指摘しているようにイギリスでの運動の展開の仕方を参考に、「メイク・ザ・ルー

ル・キャンペーン」の運動の組み立ては行われている。こうした経緯から、請願署名を集める運動へと展開していくが、そこには、E氏の運動への思いも込められている。

歴史的に言えば、地球温暖化防止京都会議(COP3)開催前からの気候フォーラムの活動は、市民の政策決定プロセスへの参加を経験するという意味で、[地球温暖化問題においては]日本で初めての出来事だったといえると思います。COP3は世界から注目された国連の会合であり、メディアの支えや、女性団体・消費者団体も参加いただきました¹⁰⁸。その後、UNFCCCの締約国会議(COP)は、京都議定書の詳細ルール交渉と発効に向けての交渉会議になっていくわけですが、非常に専門的かつ政治的で、一般の人には理解しにくいものになっていきました。2000年代に入って気候の異変が顕著となり、温暖化への関心、たとえば「気候がおかしい」とか「温暖化防止のために何かしたい」などの意識は広がりましたが¹⁰⁹、世論化するの難しく、一部の関係者の間の活動に止まっていた。今回は、もう一度広く市民を再結集するのが狙いです([]内は筆者による補足)。

E氏が所属する気候ネットワークは、気候フォーラムの解散後につくられた組織であり、気候フォーラムにおいてもE氏は、中心的役割を担った¹¹⁰。COP3は、温室効果ガス削減の数値目標が盛り込まれた京都議定書を生み出した会議であり、その合意へ向けて、気候フォーラムは結成され、活動した¹¹¹。E氏は、この活動に触れ、COP3の後に、気候変動問題や地球温暖化問題からは世論が離れてしまったという時代感覚を背景にして、今回のキャンペーンが市民の再結集を目標にすることを語っている。こうした運動展開の原動力としての市民への期待は、別な形であるが、もうひとつの中心団体FoE・ジャパンにも共有されているものであった。

1-3. 他の団体との連携——「市民への期待」への収斂

FoE・ジャパンでこのキャンペーンの展開を担当したG氏によれば¹¹²、2007年9月にロンドンを訪問し、FoE UKを中心に「Big Ask キャンペーン」が展開されていることを知った。その後、2007年10-11月にかけて勉強会を開催し、日本でも展開したいという意見があがったとのことである。G氏も、次のように「Big Ask キャンペーン」で市民の署名が原動力になったことに触れている。「イギリスで気候変動法という、世界で一番進んだ法律が間もなく、成立するんですけども、その法案成立に、イギリスのFoEのBig Ask キャンペーンというのが大きな影響を与えたんです。これにはトム・ヨークがスタートの段階からスポークスマンとして参加していて、この法律が必要だということをあらゆるメディアで自ら出演して語り、多くの市民にキャンペーンへの参加を呼びかけてくれました。

¹⁰⁸ こうした点については山村編(1998)やライマン(2002)も参照。

¹⁰⁹ 2006年の内閣府発表の世論調査によれば、地球環境問題に関心があるとの回答は92.3%である(内閣府2006)。

¹¹⁰ 2008年9月15日に行った気候ネットワークのE氏への聞き取りでも確認している。

¹¹¹ 山村編(1998)やライマン(2002)も参照。

¹¹² 2009年2月16日に行ったFoE・ジャパンのG氏への聞き取りより。

結果的に 20 万もの署名を得ると同時に、キャンペーン事態がメディアに露出したことが、すごく政治にプレッシャーを与えて成功したんです」¹¹³と、イギリスでの展開において、アーティストやメディアが影響したことも含めて、市民の署名が原動力になったことについて触れている。そして、「メイク・ザ・ルール・キャンペーンでは、Big Ask 同様に、長期目標に向けて着実に削減することを国に約束してもらおうということに加え、他の先進国で既に導入されている経済的なしくみの導入もあわせて法律にすることを求めています。法律をつくるためのもっとも基本的な活動が国に提出する請願署名です」¹¹⁴と、イギリスにおけるキャンペーンの展開を日本におけるキャンペーンの展開にそのまま生かそうとした意図について述べている。

以上のように、メイク・ザ・ルール・キャンペーンのフレーミングには、大きく、2つの団体の思惑が一致した形での「市民への期待」が込められている。気候ネットワークは、COP3 以来のエポックメイキングなフェイズとしての COP15 へ向けた動きを、日本国内における法案づくりの運動に展開し、さらに、COP3 の再来としての市民運動を組み立てることを意図している。もうひとつのキー団体である FoE・ジャパンは、FoE UK の成功事例を日本に輸入することを第一の目的として、イギリスにおける運動戦略である、市民による署名請願や法案提案による法制定というプロセスを、日本における展開に当てはめようとした。また、このような「市民への期待」に加えて、EU で活発に導入が進みつつある再生可能エネルギーの施策が組み込まれた。これらの動きが、集約されて、キャンペーンへと展開していった。

次項では、関西地域において独自に展開された、ポスト京都をめぐる環境運動の連携についてみていくきたい。

第 2 節 温暖化防止のための連携活動とフレーミング前提

——「ネットワーク関西」を事例として

「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」と併行して、関西地域で独自の運動を展開していたグループに、「ネットワーク関西」がある¹¹⁵。ネットワーク関西は、2009 年 3 月に設立され、関西地域で、ポスト京都をめぐる議論に関する世論を喚起しようとしたグループである。賛同団体は最大時で、237 団体で、そのうち環境を主な活動とする団体が 34 団体である。組織体制は、事務局団体の 3 団体（CASA、わかやま環境ネットワーク、気候ネットワーク）がネットワークの立ち上げに関する活動を行い、ネットワークの立ち上げ時には、他 2 団体（大阪府環境会議、サークルおてんとさん）が加わった。活動は、COP15 への世論喚起を目的として、COP15 への代表団派遣をするほか、各団体がその都度企画を持ち寄りイベントやセミナーを開催した。関係するイベントやセミナーは 15 回（2011 年 8 月時点）であった。また、COP15 以降も継続して活動を行っている。

ここでは、ネットワーク関西におけるフレーミングについて、前節でとりあげたメイク・

¹¹³ この箇所の引用は、雑誌「音に生きる」2008 年冬号掲載記事より。

¹¹⁴ この箇所の引用は、雑誌「音に生きる」2008 年冬号掲載記事より。

¹¹⁵ 「ネットワーク関西」の概要に関する記述は、温暖化防止ネットワーク関西の HP (http://www.bnet.ne.jp/casa/COP15_Network_kansai/ 2011.10.18)、及び、気候ネットワークの I 氏、CASA の J 氏、K 氏の聞き取りによる。

ザ・ルール・キャンペーンにおけるフレーミングとは、異なるフレーミングが形成された経緯について検討する。そのことで、国内の環境運動の連携におけるフレーミングの限定性についてのもうひとつの様相についてみていきたい。

ネットワーク関西の立ち上げの中心人物である、CASAのJ氏は、ネットワーク立ち上げの狙いを次のように述べる¹¹⁶。

COP15は、極めて重要な会議だと思って、COP3よりも重要な会議だと考えていました。それで、オールジャパンの体裁を整えるべきだというのが私の考えでした。

J氏のいうオールジャパンとは、環境団体以外にも、生協など他の分野の団体が参画することを指している¹¹⁷。J氏もまたCOP3時の運動展開について触れ、政府に提出した署名のうち、3分の1程度（約20万人分）が生協からのものであったという経験を今回も活かしたという思いがあった。「私の思いは生協に入ってほしかった」というのが、J氏の

温暖化防止 COP15ネットワーク関西 趣意書

二酸化炭素など人類が排出する温室効果ガスの増加に伴い、地球の平均気温は急速に上昇しています。このままの勢いで温暖化が進めば、近い将来、世界中でたくさんの生き物が絶滅し、人類の生存すら難しくなるといわれています。

最新の科学的知見は、こうした地球規模の破局を防ぐため、いまま増え続ける世界の温室効果ガス排出を今後10年から15年のうちに減少に転じて、2050年には1990年比で半減させることを求めており、特に排出量の多い日本など先進国は、世界に先んじて2020年に90年比25～40%、2050年には80～95%削減することが必要としています。

人類に残された時間はそう長くありません。温暖化防止に向けた2013年以降の世界の取り組み方向を決めるため、2009年12月7日からデンマークのコペンハーゲンで開かれる国際会議＝COP15は、まさに人類の生存がかかった重要な会議です。しかし、各国の利害や思惑から交渉は難航が予想され、その成否は予断を許しません。

将来の世代に緑の地球を引き継ぐため、私たちは今を生きる世代としての責任を果たしたいと考えます。世界のすべての国が、科学の警告を真剣に受け止め、COP15で2013年以降の取り組みについての合意を成立させ、一刻も早く低炭素社会の建設へ踏み出すよう、私たちは以下の行動に取り組みます。

- ◎ この趣意書の主旨への同意を表明します。
- ◎ 地球温暖化とその対策について学びます。
- ◎ 可能な方法で地球温暖化対策に取り組みます。

図 9-3 ネットワーク関西の趣意書

この運動に掛けた思いを象徴している。ここには、世論の高まりがあつて、それをもとに、

¹¹⁶ 2011年8月2日に行ったCASAのJ氏への聞き取りより。以下の引用も同様。

¹¹⁷ 2011年8月2日に行ったCASAのJ氏への聞き取りより。

政府や行政が判断を行うという J 氏なりの運動の原則が存在している¹¹⁸。「市民の関心を高める」、これが、ネットワーク関西の行動原理として目指されたものであった。

ネットワーク関西の発足のもととなる会議は、2008 年 7 月に「メイク・ザ・ルール・キャンペーン」が始まる直前に行われている。この会議の議事録によると¹¹⁹、「キャンペーンで、6%削減の達成と中期目標の 2 つは広く賛同を得ることができるはず。ルールづくりはハードルが高いのでは。関西の生協を入りたい。数も大事。生協、農協、漁協。広げていくための工夫が必要である」という草の根型と、「社会のしくみを変えるためにルールが必要だということを入れないと説得力がない。社会を変えようというのに、ルールを無視しては成り立たない。今まで理解が進まなかったのは 1 人ひとりの努力に頼るから」という新ルールづくり型（＝法案づくり）という 2 つの路線が見られる。

このあと、11 月に準備会が開催され、そこでは、議事録によると¹²⁰、「メイク・ザ・ルール・キャンペーンと連動はさせるが、この運動は関西エリアの別の組織とし、独自のキャンペーンとする」、「キャンペーンの主体は、関西地域の NGO、生協、生産者（農業、林業、漁業）、消費者などが緩やかに連携する連絡会とする」という旨が確認されている。

運動展開の方向性をどうするかで、メイク・ザ・ルール・キャンペーンと袂を分かつことになったことについて、J 氏は、「私はメイク・ザ・ルールに若干意見があったんですよ。やり方にね。メイク・ザ・ルール・キャンペーンでのあの署名簿とキャンペーンの名前では、運動に落とせないということで、気候ネットワークの E 氏や F 氏とずいぶん議論をした。署名簿と名前を変えてほしいと言ったが受け付けてもらえなかった」、とその経緯を述べている。

こうした経緯を経て、ネットワーク関西の設立の準備が進められた。ここで掲げられたフレーミングは、「COP15 の成功へ向けて行動しよう」であった。それが端的に表れているのが、ネットワーク関西の趣意書である。これに同意することが参加の条件とされた。その他の、会費徴収などの義務は設けられなかった。

趣意書（図 9-3¹²¹）は、はじめ、わかやま環境ネットワークの L 氏と CASA の J 氏によって草案がつくられ、それが世話人会で合意されている。趣意書の内容は、1）地球の平均気温の上昇により、生物や人類の生存が危うくなるという警告、2）IPCC の知見をもとにした、削減目標の指摘（世界全体で 2050 年までに半減、先進諸国で 2020 年までに 1990 年比 25-40%、2050 年に 1990 年比 80-95%）、3）COP15 において、ポスト京都の枠組みを決定すべきであること、4）COP15 でのポスト京都に関する合意を目標とすること、が主たる内容であり、こうした内容に、同意し、ポスト京都をめぐる状況を学び、地球温暖化対策に可能な方法で取り組むことが参加条件とされた。こうした趣意書の意図について、CASA の J 氏は、「何かネットワークとして統一的な行動提起をすべきだとの

¹¹⁸ J 氏は、この運動の成果について「COP15 で合意に至らなかったことは、運動の失敗だと言えば失敗だが、温暖化問題で関心を高める、関心を広げる、ということで、環境 NPO/NGO と生協がいまでも定期的に情報交換しているのは、成果だと言えると思う」と述べ、関心をとぎらせないことが市民の運動にとって一番大事だと述べている。

¹¹⁹ 2008 年 7 月 17 日の関西における運動展開に関する会議議事録による。

¹²⁰ 2008 年 11 月 6 日、及び 27 日のネットワーク関西の準備会議事録による。

¹²¹ 当初の名称は温暖化防止 COP15 ネットワーク関西で、COP15 閉幕後に温暖化防止ネットワーク関西に改称している。

意見もありましたが、「賛同」、「学ぶ」、「可能な方法で取り組む」ことを参加条件にしました。できるだけ多くの参加者を集めることが大事なことだとの意見でこうなりました」と述べている¹²²。

また、趣意書にこうした国際状況を書きこんだことについては、J氏の運動戦略が関係している。「COP15を待って、法案をつくるという段取りだと思っていた」とメイク・ザ・ルール・キャンペーンとの運動戦略の違いについて述べたうえで、国際交渉における運動の重要性について次のように述べている。

国際交渉の合意に対して何ができるか。日本政府の行動に対する国際社会への責任がある。日本の動きを監視する、国際交渉の場での動向を伝える、のが私たち NGO の役割だと思います。国際交渉をめぐる状況は厳しさを増しているが、国際社会における“良識”はあると信じています。だから、私は、COP15以降も国際交渉は進展していると捉えています。

さらに、国際交渉におけるプレッシャーのほかにも、国内でも運動が取りうる戦略の選択肢は、あるのではないかということについては、次のように述べる。「市民団体として政治的にはニュートラルに行こうと思っている。いまは、いろんな手法があるじゃないですか。それで使えるものは使う。公害問題、三十数年やってきて、温暖化問題を十数年やってきて。一番欲しいのは、情報公開ですね。それから、市民参加システムですね。だから、COP2の時には、次の3つのことを目的として、1) 日本の政策担当者である行政官の課長レベル、室長レベルが日本の NGO と懇談すること、海外の NGO と懇談すること、それから、2) CAN と連携すること、3) CAN が COP3 に向けてメッセージを出すこと、すべてを実現しました」。

国際交渉の場で、日本の政府関係者と交渉すること、そして国際交渉の状況を国内に伝えること、これが J 氏にとっての確固たる運動戦略となっている。それらは趣意書にも、COP15 へ向けた市民運動という形で反映されている。

ネットワーク関西の場合には、CASA の J 氏の強い運動戦略への思いが結実する形で、「市民への期待」が、COP15 へ向けて「できることをやる」というメッセージとして現れた。ネットワーク関西の趣意書も基本的には、フレーミング前提の方向性を支持するものであり、そしてフレーミング前提における気候変動問題の問題認識に、国際交渉における問題状況を加えている。さらに、そこには、COP3 の運動体験によって得た方法論が組み込まれていることにも留意すべきである。これらが、ネットワーク関西のフレーミングの構成要素となっている。

さいごに、国内における環境運動の連携とフレーミング前提との関連性について考察を加えたい。メイク・ザ・ルール・キャンペーンとネットワーク関西の運動は運動戦略の相違——特に、気候ネットワーク E 氏と CASA の J 氏との間の運動戦略の相違——があるが、共通点もある。それは、「市民への期待」である。国内における新しい法案のための署名か、

¹²² ネットワーク関西の動員状況については、次節も参照。

国際交渉の進展のための世論の喚起か、という求める結果の相違もあるが、前章でみたような国際環境における COP13 以降の限定的なフレーミングに、「市民への期待」を組み込むという点では共通している。このような「市民への期待」は、運動にとっては動員という当然の行為だという指摘があると考えられるが、本章の事例の場合には、「市民への期待」は、「行為の正当化」を求めるものとして環境運動の連携によって示されていることに着目したい。参加した団体は、法案や趣意書に同意することによって、署名という行為や「できることをやる」という行為の正当化を促される。動員する側の団体は、そのような行為の正当化を「市民への期待」という形で、参加団体に対して求めているのである。また、その行為の正当化は、フレーミング前提の構成要素である気候変動問題に関する科学や経済学が導入されることで、成立していることも確認することができる。

フレーミング前提との関連性ということで、検討をさらに加えるのであれば、本節の事例の場合には、フレーミング前提の構成要素をどう実現するかということを求めており、そのために、「行為の正当化」を掲げる運動を展開している。ここで想起する必要があるのは、この「行為の正当化」は、途上国の責任に対する先進諸国の責任の優位性や経済成長と気候変動問題の解決との両立といった特有のイデオロギーと結びついていることである¹²³。ここでいう、経済成長と気候変動問題解決との両立に、日本において原子力発電所の問題が絡んでいたことも指摘しておいて良いであろう。このいみで、環境運動の主張は、気候変動問題の解決策を代表するものではなく、党派的な主張である。こうした文脈を考慮すれば、「行為の正当化」を含む環境運動のフレーミングは、限定的であるだけでなく、フレーミング前提の応用（誇張と言ってもよいかもしれない）という意味合いをもつと考えられる。フレーミング前提が意味するところは、あくまで世界的な責任の所在であり、必ずしも経済成長を前提するものではないからである。

次節では、限定的フレーミングが、環境運動の連携に関わった個別の団体にどのように受容されているかを検討していく。この際、検討課題となるのは、本章で見てきたように、運動の連携において、当然のごとく要求される「合意の動員」や「行為の動員」だけでなく、「行為の正当化」が要求されるに至っている状況の中で、個々の団体がどう振る舞っていたかである。ここで、着目する必要があるのは、正当化をめぐる問題が、個々の団体にいかなる作用を及ぼしていたかという点である。

第3節 フレーミングの限定性とその受容・解釈

——関西地域における運動の担い手の動向から

3-1. 限定的フレーミングへの一体感と正当化機能

——COP15 に関する地域イベントをめぐる

本節では、環境運動の連携における関西地域の参加団体の動向を取り上げることで、環境 NGO を中心に形成されてきたポスト京都をめぐる限定的フレーミングの受容と「解釈」の問題について検討する。そして、そのことで、気候変動問題の問題を問題として構成す

¹²³ ドライゼクによる環境問題解決の言説の分類によれば、経済的成長と環境問題の解決を調和させるこの方向性は、エコロジー的近代化論のそれに近い (Dryzek 2005=2007:218)。

る境界維持の揺らぎについて論じていきたい。

ポスト京都をめぐる運動のなかで、関西地域では、ネットワーク関西の独自の運動展開が目立っていた。ネットワーク関西の活動の内、大きなものとしては、1) COP15 へ向けた関西全域への呼び掛けを行ったイベントの開催と、2) COP15 の開催地であるデンマーク・コペンハーゲンへの代表団の派遣があった¹²⁴。これらは、メイク・ザ・ルール・キャンペーンとも連携して行われた。この2つの出来事を取り上げ、各出来事に中心的に関わった団体の動向に焦点をあてていく。その際、これまで検討してきた環境 NGO による限定的フレーミングやフレーミング前提の受容に着目し、限定的フレーミングの解釈の状況について考察を加え、さらに、そこに含まれる「正当化」の問題についても検討していきたい。

わかやま環境ネットワークの L 氏は、COP3 の会場に、和歌山の地元新聞紙の取材で訪れていた。わかやま環境ネットワークの設立前のことである。そして、COP3 閉幕後の年頭の論説の「環境の世紀へ」と題された記事で、次のように述べている。「目先の物質的豊かさのために自然を破壊する従来の幸せの論理は、21 世紀を目前にしてすでにその限界を露呈しました。それに代わる幸せの論理、21 世紀をリードする新しい哲学が必要なのである。昨年末、京都で開かれた温暖化防止会議での合意は、不十分であれ、世界がその探索への第 1 歩を踏み出したことを意味すると筆者は思います。新しい哲学を探索すること、そしてそれを実践することは、私たちすべての人類に課せられた仕事です」¹²⁵。このように COP3 の意義を考えた L 氏は、その後、「持続可能な社会へ向けて市民はどう行動すべきか」というテーマを掲げ、和歌山県で、「農を基礎に地域で、食料とエネルギーを自給すること」を目指して 1998 年に和歌山環境ネットワークを設立した¹²⁶。L 氏は、COP15 を翌年に控えた 2008 年の前半に、COP15 へ向けたイベントを関西で開催できないかと、CASA の J 氏に相談に行っている¹²⁷。それが、イベント開催の始まりであった。

いっぽうで、大阪府生協の O 氏は、ネットワーク関西での活動を振り返って、「コペンハーゲンに代表団をだすということなんで、いっそのこと、生協の組合員にも行ってもらおうということでコペンハーゲンにも行きました。COP3 にも、生協自体もそういう運動に力を入れていた時期だったので、参加していました。その後、COP4、COP5 と続きますが、ずっと同じ関心に関わるということではできませんが、節目となる COP15 に大きく関わるのができたらということでネットワーク関西に参加しました」¹²⁸。コペンハーゲン代表団 41 名のうち、CASA の 14 名に次ぐ多さで、13 名が大阪府生協から参加した。

関西地域で独自に展開されたポスト京都へ向けた動きにおいては、COP3 への参加という過去の運動経験と関連づける形で、参加が正当化されていたことが確認できる。以下では、どのような正当化であったのかについて、より詳しく検討していきたい。まず、わかやま環境ネットワークによって企画されたイベントの開催についてみていこう。

¹²⁴ 温暖化防止ネットワーク関西の HP (http://www.bnet.ne.jp/casa/COP15_Network_kansai/ 2011.10.18)、及び、気候ネットワークの I 氏、CASA の J 氏、K 氏の聞き取りによる。

¹²⁵ ニュース和歌山 1998 年 1 月 8 日。

¹²⁶ 2011 年 8 月 20 日に行ったわかやま環境ネットワーク L 氏への聞き取りより。以下の引用も同様。

¹²⁷ 2011 年 8 月 20 日に行ったわかやま環境ネットワーク L 氏への聞き取りより。

¹²⁸ 2011 年 8 月 17 日に行った大阪府生協の O 氏への聞き取りより。

CASAのJ氏とイベントの企画について話をした、わかやま環境ネットワークのL氏は、J氏の考え方に共鳴する。気候保護法案の署名運動であるメイク・ザ・ルール・キャンペーンにも参画していたが、それだけでは物足りなかったという。

メイク・ザ・ルール・キャンペーンの趣旨が、私たちも始めわからなかったんです。結局は国会対策でしょ、そこに、地方の運動がどうかかわればよいかは見えないんですよ。運動の趣旨は賛成だけでも、署名を集めるだけでは、おもしろい。だから、関西を軸にもりあがろやないかいということになって。CASAのJ氏はもっと幅広い。生協のような圧倒的な人数のところへ、広げていきたいと考えていた。そういう考えは、私の思いとも一致しましたね。

L氏は、関西地域での運動ということをイメージして、その広がりということを第一に考えていた。結果として、東京や国会をイメージさせる運動にはコミットがしにくかったという¹²⁹。ここでいう、J氏の思いとの一致は、イベント開催が関西中心であったため、その活動を恒常的に支えてくれる組織が必要でだというL氏の思惑との一致を指す¹³⁰。イベントは、2009年4月25-26日に「地救ふおーらむ in 高野山」と題して開催された。イベントの内容は、在日デンマーク大使のほか、日本国内の気候変動問題、地球温暖化問題の専門家・活動家らが講演・セミナーを行い、議論された結果を「高野山アピール」（章末の資料2を参照）として採択した。参加者は、関西地域を中心に700名程度であった。また、このイベントはネットワーク関西とメイク・ザ・ルール・キャンペーンとも連携して行われている¹³¹。

このイベントを開催した意義として、わかやま環境ネットワークのL氏は、COP15をめぐる状況を地域で話題にすることができたことにみている。「COP15の話をそこらじゅうでできた。世界の焦点はそこにあるで、と。それは面白い」。こうしたCOP15をめぐる議論の地域での普及という成果は、イベントにおいても現れている。L氏のほかに、和歌山県内の市民団体でただひとり講演者として参加した、紀州えこなびとのN氏は、「温暖化防止に関心のある人、また各関係機関の考えや方針等を聞き、参加者で共有できたこと」、「海外や国レベルの関係機関の方との質疑や意見交換が行われ、交流の場となったこと」を成果として挙げている¹³²。また、このイベントを振り返って同じく紀州えこなびとのM氏は、次のように述べている¹³³。

地域で活動している団体にも関わらず、こういう地球規模の団体と一緒にやらせてもらって、地域で活動する意義を自分たちにとってはすごく再認識する場やったかなあと思いますね。

¹²⁹ 2011年8月20日に行ったわかやま環境ネットワークL氏への聞き取りより。

¹³⁰ 2011年8月20日に行ったわかやま環境ネットワークL氏への聞き取りより。

¹³¹ わかやま環境ネットワークが発行するニュースレター「ういねっと」15号・16号を参考にした。

¹³² 2011年8月28日に行った紀州えこなびとN氏への聞き取りによる。

¹³³ 2011年8月15日に行った紀州えこなびとM氏への聞き取りによる。以下の引用も同様。

イベントに一参加者として参加していた M 氏は、講演のメモを取るなどして参加し、講演者とも交流することでこのような感想を持つに至ったという¹³⁴。N 氏と M 氏が所属する紀州エコナビとは、当初省エネルギーをテーマにして、地域でできることとして、市民共同発電の設置や自然エネルギー学校の開催、エコカーの実験的取組などを行ってきた¹³⁵。このような活動の背景があることも、イベントで議論された COP15 をめぐる国際交渉の問題が、地域での自団体の活動と結びついているという実感につながっている¹³⁶。

こういった自団体との積極的な関係性は、メイク・ザ・ルール・キャンペーンやネットワーク関西との関係にもみられるものである。M 氏は、メイク・ザ・ルール・キャンペーンの意義に触れて、次のように述べている。

自分たちは地域がベースの団体なので、自分たちにできることをやっていこうというのは、はずせないベースなんです。かといって、国策でドーンと変えてもらわないといけない部分もあって、例えば、再生可能エネルギーの全量買い取り制度の話とかっていうのもあって。それは、同時にやっていくもんだと思っているので、うちのよう団体が国に言っていたとしても、相手にされない。うちのうちで、やれることをやれば、いいと思います。

また、ネットワーク関西への参加についても、自身を含む 3 名が 3 年連続で、助成金でドイツの研修に行き、そこで、ドイツの環境団体ブントやナブの活動を見学、大規模な運動のすごさを感じ、ネットワーキングの重要性に気づいた経験があり、日本でもそういった取り組みは必要だということで参加を決めた、という¹³⁷。これらの見解は、第 8 章で検討した環境運動の連携による「市民への期待」を、自団体の活動と関連づけて、積極的に受け入れられたものとして見なすことができる。

以上のような N 氏・M 氏らの見解からは、これまでに検討してきた限定的フレーミングに対して共感し、一体感を感じていることを読み取ることができる。また、この一体感の表現は、限定的フレーミングに含まれる合意や行為の正当化機能に対する肯定の表現であり、結果として自団体の活動の意義を感じる（＝自団体の活動の正当化）にも結びついたものだと考えられるだろう。この傾向は、限定的フレーミングによる言説空間が自律的に効果的に働いていると捉えることができる。しかしながら、N 氏・M 氏らの見解はここに留まるものではなかった。この点については、項を改めて、次項において検討していきたい。

¹³⁴ 2011 年 8 月 15 日に行った紀州エコナビと M 氏への聞き取りによる。

¹³⁵ 2011 年 8 月 15 日に行った紀州エコナビと M 氏への聞き取りによる。

¹³⁶ 2011 年 8 月 15 日に行った紀州エコナビと M 氏への聞き取りによる。

¹³⁷ 2011 年 8 月 15 日に行った紀州エコナビと M 氏への聞き取りによる。

3-2. 言説空間の自律性と運動に対する態度－COP15 への代表団派遣とその後

大阪府生協の O 氏は、COP15 の開催に合わせたコペンハーゲンへの代表団派遣に関して、次のように振り返っている¹³⁸。

表 9-2 大阪府生協のメンバーによる COP15 への参加手記からの抜粋

氏名(イニシャルを表記。)	手記の内容
U・F 氏	5万人のパレードでは世界の人々との連帯感を肌で感じ、大きな励みになりました。その後訪れた夜の COP 会場でも、昼間のざわめきとは一転、各ブースで熱心に討議・交流する人々の姿に感動しました。COP で多くの感動を得た一人として、温暖化防止のために私たちができることを積極的に発信していきたいと思います。
M・Y 氏	市民が一堂に行動することの意義と草の根の活動、運動の大切さを再認識することができ、とてもよい経験になりました。
S・R 氏	今回、参加して思ったことは、科学者や政治家の努力を傍観するのではなく、地球の生活者である私たち自身が声をあげ、努力するべきだということ。ここで得た経験は、今後の活動の意欲に変えてがんばりたいと思います。
Y・S 氏	今回の参加を通じて、私たち一人ひとりが「不断の努力」をしない限り、地球温暖化の防止も、自分の国の福祉国家化もできないということを再認識しました。その意味でも、これからも多くの人たちと共に学び、考え、行動していこうと思います。同時に、私たちは、温暖化防止について国民として、また NGO として、政府の方針と実行力を見守っていく必要があると思っています。
K・T 氏	日本は世界に 2020 年までに温室効果ガス 25%削減することを約束しました。この目標達成には国も産業界も、そして市民も努力を求められるでしょうが、低酸素化社会に向けて原子力ではなく自然エネルギーを利用すること、自然エネルギーでエネルギー自給率を高めていくことを目指すべきです。私たち市民は知恵と創意工夫で、暮らしの中から行動を始めていきましょう。
H・R 氏	会場や現地で感じた「世界中の人々の諦めない姿勢・共通の問題に立ち向かっていく仲間意識」を地域に持ち帰り、ボトムアップの環境活動に繋げることで、私 1 人の COP 参加が多くの人に少しでも良い影響を与えられるようにしていきたいと考えています。

目的は、COP15 に行って、ポスト京都議定書の話がされるということがあったので、

¹³⁸ 2011 年 8 月 17 日に行った大阪府生協の O 氏への聞き取りによる。以下の引用も同様。

まあ、そこに対して、大きく我々の運動を結集していこうということがあったんですよね。日本国内でもあんまり知られていないから、いろんな学習する機会とか、勉強する機会とかを、生協とかは、いろんな伝達する方法があって、日常的に広報する手段があって、生協の組合員から市民に知らせていこうという役割を担ったんですよね。

生協の参画は、CASA の J 氏の狙いでもあったし、ネットワーク関西の活動の意義として、メイク・ザ・ルール・キャンペーンの中心的役割を果たした気候ネットワークにおいても認識されている¹³⁹。ネットワーク関西から 41 名が代表団として、2009 年 12 月 10-17 日の間、COP15 の会場であったデンマーク・コペンハーゲンへ行き、会議の傍聴やサイドイベントへの参加、パレードへの参加のほか、現地のエコヴィレッジの見学などを行った¹⁴⁰。大阪府生協からは、O 氏を含む 13 名が参加している。参加したメンバーの手記には、COP15 への体験を今後の活動に活かしていこうという感想が散見される。

特徴的な記述を抜粋したものが次の表 9-2 である¹⁴¹。このような体験の積極的な評価には、本論文の視点からは、限定的フレーミングによる言説空間の自律的な作用が影響を及ぼしていると考えることができる。それは、これらの発言の背景には、COP15 において先進諸国が責任を明言し、積極的に温室効果ガスの 2020 年までの削減数値目標を掲げるべきであるという認識があるからである。表 9-2 のいずれの参加者もそのような認識を示している¹⁴²。

ただし、参加者の意識の向上という成果については、留保がつく。ネットワーク関西への関わりについての成果については、大阪府生協の O 氏は、次のように述べている。

消費者行政とか、何にでも言えることなんだけれども。組織として、関わることによって、組織として共有する力は一時は高まると思います。ただ、目的として、数値目標を組織として決められたわけではないし、結局ああいうのは、私たちがどうこういっても、どうにもならない政府や国と国との問題なので。生協にもいろんな考えがあって、最大公約数的なところで、やっていくしかないんですね。地球温暖化問題とか、食の問題とか、はわかりやすいですね。いろんな面で組織の力がつくとは思いますが、過去世と違って、生協がひとまとまりで運動をするということではなくて。

大阪府生協では、日常的に消費者問題や女性問題などの運動に関わりを持っている。ただし、関わりという点では、「最大公約数的に関われる範囲内で」というのが実情だという。今回の COP15 へむけた運動についても、メイク・ザ・ルール・キャンペーンの署名運動

¹³⁹ 2011 年 8 月 1 日に行った気候ネットワーク I 氏への聞き取りによる。

¹⁴⁰ 報告書「コペンハーゲン（COP15）報告集」による。

¹⁴¹ O 氏も、次のように「模範的な」手記を表している。「日本政府は、「政権交代」から、鳩山首相の根拠が乏しい「25%削減」発言と、この分野でも新政権の方向性が明確になっていない状態で COP に臨み、交渉をリードするどころか、逆に停滞していると受け止められ、不名誉にも（環境 NGO から会議を停滞させた国に皮肉をもって贈られる）「化石賞」を受賞したそうです。国際会議で法的数値目標を合意するには、まず国内での議論と、それを通じての政策合意、具体的な仕組みやシナリオづくりが重要であるとあらためて認識しました」（報告書「コペンハーゲン（COP15）報告集」より。）。

¹⁴² 報告書「コペンハーゲン（COP15）報告集」による。

は政治性が強いということで参加していないし、ネットワーク関西の活動についても、ごく一部の組合員が認知したという程度で、生協全体で参加したという風には言えない状況である¹⁴³。このような状況には、生協自体の経営方針の転換や運動への態度の問題が関わっている¹⁴⁴。1990 年後半に事業の見直しを行い、班別制に加えて戸別制を導入したことに触れ、運動への関わりについて次のように述べる。

昔は、商品配達しながら、組合員に直接訴えかけるんですね。今度こういのあるから、来てくださいとか、署名お願いしますとか。今はもう、そういうのは切り離す。商品を組合員に届ける場合は、そのことに専念する。運動とかは、そういう広報として、別に働きかける。そうして直接働きかけることが減ってきているから、参加は減りますよね。でも、いっぽうで、現代の組合員のニーズとして、子育てとか介護・福祉とかがあって、それに対応していっているということがあります。

現代的な組合員のニーズとしての子育てや介護・福祉があるということも挙げながら、生協全般の運動への参加態度の変化について述べている。こうした姿勢は、COP15 をめぐる運動への関わりにも影響を与えていたとみることができるだろう。今後について、「細々とでも続けていける」として、課題として「生協の組合員にもうまく情報を伝えていかなければ」としている¹⁴⁵。

このような他分野の団体の COP15 をめぐる運動に対する態度のありようは、環境の団体ではないからというからだけではなく、限定的フレーミングの限界によるものとみることができる。大阪府生協は、ネットワーク関西の活動の継続を主張するほどまでに運動への参加に対しては成果があるとみているが¹⁴⁶、この参加体験をどのように活用すればよいかということについては、見いだせていないという状況だった。言い方を変えれば、運動に参加させてもらっただけというのが、実態だった¹⁴⁷。体験の活用が見いだせていないということは、限定的フレーミングとは別の問題であり、限界というべきものである。いっぽうで、運動に参加させてもらっただけという見解は、限定的フレーミングの独自の解釈に基づくものだと考えられる。こうした限定的フレーミングの「解釈」という事態は、そうしたフレーミングによる気候変動問題の解決への推進という力を弱める方向に働く可能性がある。大阪府生協の動向は、この時点では少なくとも、参加するだけ以上のことは「しない」という見方をすることができる。

次いで、こうした限定的フレーミングの解釈について他の団体の見解を含めて検討していきたい。

¹⁴³ 2011 年 8 月 17 日に行った大阪府生協の O 氏への聞き取りによる。

¹⁴⁴ こうした点については、先行研究（西城戸 2008:195-202）においても指摘されている。

¹⁴⁵ 2011 年 8 月 17 日に行った大阪府生協の O 氏への聞き取りによる。

¹⁴⁶ CASA の K 氏の指摘による。

¹⁴⁷ 2011 年 8 月 17 日に行った大阪府生協の O 氏への聞き取りによる。

3-3. 限定的フレーミングの過小評価——正当化の問題視

大阪府生協の O 氏が指摘したような限定的フレーミングの限界や解釈については、他の中心的団体も感じていたことであった。現在のところ、気候保護法案の中心的主張が政府の法案に組み込まれない様相を呈していることを背景に、それが自分たちの活動の限界であるという認識を示している。「官僚主導であったり、産業界への配慮が壁になって、乗り越えられなかったのかなと。私たちの活動の限界でもあり、日本社会の課題でもあったのかなと思います」と、気候ネットワークの I 氏は述べている。こうした認識は、ネットワーク関西の活動にも見られるものである。COP15 でポスト京都の枠組みが決まらなかったことは失敗であり、課題であり、残念なことであったという見解が多くあった¹⁴⁸。ただし、こうした限界は、政治が政策決定権を持つという単純な事実によるものだと見ることも可能だ。しかしながら、ここには、限定的フレーミングの解釈という問題も絡んでいる。わかやま環境ネットワークの L 氏は、参加を決めるにあたって、議論が噴出しなかったことに触れている。「団体が温暖化防止活動推進センターになってから常勤を置くようになりました。それまでは、ひとがわさわさいた。ところが、専従を置いたとたん、ひとが少なくなりました。それで、いままでは自分たちが支えなければという思いがあったが、専従がいるとほっとして、熱がさめるんですよ」と、人があまり寄りつかなくなった経緯について述べ、今回の運動参加についてもほとんど議論なく、参加が決定したということだった¹⁴⁹。L 氏は、ほんとうのところは、自団体で推進したい農業に対する温暖化対策の議論をもったかったという¹⁵⁰。このような感想は、紀州えこなびとの M 氏も持っている¹⁵¹。

当初の目的意識としては、ネットワーク関西の趣旨書に参同できるんで、参加しますということで、いってるんで、結局、具体的な行動に結びついてないですね。逆提案させてもらえるとすれば、ネットワークとして、こうしますとか主体的な投げかけがほしかった。自分たちの活動＝ネットワークの活動として認められるような形でできないだろうか。

参加した当初は思わなかったが、振り返って、運動への参加と自団体の活動との有機的なつながりを求めることもできたのではないかと述懐している。この点は、同じく紀州えこなびとの N 氏も感じている。ネットワークに参加して得られなかったこととして、「それぞれにどのように行動してく等の具体的な話ができなかった」、「参加者が持っている情報量に違いがあり、理解できる人と理解できない人ができてしまった」、「その後の和歌山やその周辺での温暖化防止に向けた動きに変化を与えることができたのか」と、参加団体の具体的な行動喚起や地域の活動への影響を挙げている。

こうした指摘は、限定的フレーミングの解釈の問題であり、わかやま環境ネットワーク

¹⁴⁸ 報告書「コペンハーゲン（COP15）報告集」による。

¹⁴⁹ 2011 年 8 月 20 日に行ったわかやま環境ネットワーク O 氏への聞き取りより。

¹⁵⁰ 2011 年 8 月 20 日に行ったわかやま環境ネットワーク O 氏への聞き取りより。

¹⁵¹ わかやま環境ネットワークの O 氏も紀州えこなびとの M 氏もメイク・ザ・ルール・キャンペーンについては、署名を集めるだけの参加だという認識である。

のL氏、あるいは紀州えこなびとのM氏、N氏の指摘にみられるように、「参加したからといって、自団体として具体的に得るものがなかった」という評価は、限定的フレーミングの過小評価ともいえるものである。限定的フレーミングの受容によって、気候変動問題にまつわる合意や行為の正当化を得ることができ、かつ自団体の活動の正当化をすることができるが、受容した団体の活動が具体的に推進するということには障壁があるということが確認できる。そうした「障壁」は、限定的フレーミングに対する見解として現れている。わかやま環境ネットワークのL氏や紀州えこなびとのM氏、N氏の「具体的な行動」に対する議論を求める声は、限定的フレーミングのフレーム形成に修正を促すものとして捉えることができるだろう。

また、この限定的フレーミングの過小評価の問題は、同時に正当化の問題でもある。本章第2節で検討したように環境運動の連携によって形成される限定的フレーミングによって正当化されるのは、署名という行為や「できることをやる」という行為の正当化である。そして、本項で検討したように、さらにはそうした正当化の作用は、限定的フレーミングを受容した団体には、自団体の活動の正当化としても派生的に現象する。しかしながら、本項でみたように、振り返ってみて「具体的な成果」がないことを理由として、それらを求める声がある。こうした声は、運動の組み立てを問題視しているのであり、限定的フレーミングの正当性を問うものである。現在のところ、目立った動きはないものの、ひいては、環境NGOの正統性への問いにもつながるものであろう。

第4節 環境言説の権力性が引き起こす運動の同床異夢——言説の一致とズレについて

正当化の問題視は、しかしながら、正当化の肯定的評価と同時に存在しているものであるということが押さえられるべき事実である。

表9-3 正当化に対する2つの態度

	関係団体の主な発言
正当化の肯定的評価	□連携をした意義に触れて、「COP15の話をそこらじゅうでできた。世界の焦点はそこにあるで、と。それは面白い」。(わかやま環境ネットワークのO氏) □「地域で活動している団体にも関わらず、こういう地球規模の団体と一緒にやらせてもらって、地域で活動する意義を自分たちにとってはすごく再認識する場やったかなあと感じますね」。(紀州えこなびとのY氏)
正当化批判	□「当初の目的意識としては、ネットワーク関西の趣旨書に参同できるんで、参加しますということだけなので、結局、具体的な行動に結びついてないですよ。逆提案させてもらえとすれば、ネットワークとして、こうしますとか主体的な投げかけがほしかった。自分たちの活動＝ネットワークの活動として認められるような形でできないだろうか」。(紀州えこなびとのY氏)

環境運動の連携において、動員する側と動員される側の微妙なズレはズレとして維持されつつ活動が展開されており、動員される側はいわば消極的参加をしていたと考えられる。しかもこの参加は、動員する側の提示する言説を基本的にはほとんど無条件に受け入れ利用するような形で受容して、成立しているものであった。ここで、動員される側の解釈に

ついて、正当化に対する態度として整理してみよう（表 9-3）。

表 3 の内容を敷衍していくと、動員する側の言説の受容による正当化の肯定的評価として捉えられているのが、連携をすることで知識を得て、気候変動問題における世界的議論の様子を追体験できること、また地域で活動することが地球規模の活動とつながっていることを疑似体験したことである。さらに、表には記載していないが、前節において示した大阪府生協から COP15 に参加した個人の手記における「世界の人々との連帯感」という表現や行動喚起的発言もまた、同様のものとして捉えることができるだろう。

いっぽうで、正当化批判として、連携活動をきっかけとして、具体的行動が喚起されなかったことが指摘されている。これは、紀州えこなびとの M 氏のほかにも、紀州えこなびとの N 氏、わかやま環境ネットワークの L 氏からも指摘されていることである。

これらの正当化に対する 2 つの相反する態度が、連携において共存している。参加団体は、とりあえず参加はして得るものはあったが、具体的な成果はなかったという感想をもっている。

正当化作用との関連でいえば、動員する側によって正当化された言説を無批判に受容・利用したが、しかしネットワークへの参加を振り返り、結果として得るものがなかったということで動員する側の言説を過小評価し、また自団体の提案がネットワークの活動に反映されなかったとしている。動員する側と動員される側の間には、正当化された言説をめぐって無批判な受容や批判的見解の潜在化が確認される。環境運動の連携活動における環境言説の権力作用は、以上のように見出されるものではないだろうか。

言説の過小評価とともに見出されるのは、動員される側の期待である。運動全体から俯瞰した場合、動員する側と動員される側の夢の違いがあったとも解釈できるだろう。このような運動の同床異夢についてさいごに検討して、本章を締めくくりたい。

まずは、こうした権力関係を批判するという態度について検討してみたい。たとえば、批判のやり方としては、本章で取り上げた環境運動の連携活動の場合、動員する側を批判したり、動員される側に自立を促したりするということがありうるだろう。しかしながらそうした方向性は、それほど意味があるとは思われない。本章で検討してきたように、連携活動自体が悪いというわけでも、権力作用を引き起こしているわけでもなく、しいていえば気候変動問題ないし地球温暖化に関わる言説それ自体に内在する問題が引き金になっているからである。問題をそれとして同定する際にも、すなわち温暖化しているという事実を認定すること自体がある権限のもとに行われていることにも、すでに権力作用が働く条件がある。そういった視点に立てば、単純に運動の批判や自立ということが意味のあることではないことは明らかであろう。

次のような見方も可能ではないだろうか。気候変動問題・地球温暖化に関わる環境言説に対して過度な信頼を置きすぎている状況——もちろんこれは地球温暖化の科学に対する批判者からは当然と言われるが——を、一種の技術主義に陥っている状況だとみなすことができるように思われる。こうした状況の打開に、E・シューマッハーの知見（1973=1986）、たとえば、適正技術の思想を活かす道はあると考えられる。本章での事例の場合には、環境言説の権力性を警戒しつつ、運動参加者の夢のそれぞれをいかに現実化するか、そのことが問われていると思われる。

第8・9章のまとめ：第8・9章では、気候変動問題と運動の関わりに焦点を当てて正当化の問題を検討した。まず、指摘しておかなければならないのは、地球温暖化現象の科学による分析結果が問題を問題たらしめているという事実である。その科学が環境 NGO のフレーミング前提として機能している。最初に CAN・インターナショナルを例として環境 NGO の価値判断状況をモデルとして示した。その後、COP13 における環境 NGO の動向、日本国内における2つの連帯の事例を取り上げた。COP13 における議論を受けて、限定的なフレーミングが形成され、それを活用する形で、国内における連帯がつくられている様子を見てきた。ここでは、いまその政策をつくらなければならない、地球温暖化防止政策の進展を加速しなければならないという意味でのさらなる限定性が加わり、フレーミングが形成されていった。その際に、連帯の醸成のきっかけとして、「市民への期待」、「行為の正当化」、一体感、共感といった要素が機能している様相を確認することができた。しかしながら、この連帯は「同床異夢」を体現するものであり、極端に一元化されたフレーミングのもとで連帯することに対する反省を促すものであることも確認した。

■資料

資料1:メイク・ザ・ルール・キャンペーンで使用された請願署名書



www.maketherule.jp

MAKE the RULE 新しいルールで、地球をクールに。

この星のすべてのいのちを、気候変動から守るための請願署名

地球温暖化を止める法律をつくってください

衆議院議長殿 参議院議長殿

【請願理由】

このまま温暖化が進めば、世界中でたくさんの生物が絶滅し、人類の生存すら難しくなるといわれています。これまで家庭や職場で多くの人たちがCO₂など温暖化ガスの排出を減らす努力してきました。ところが国全体としてみれば、温室効果ガスの排出量は減っておらず、むしろ増えつづけています。世界の科学者たちは、深刻な被害を避けるためには地球の平均気温の上昇を工業化前より2℃未満にとどめ、この40年の間に温室効果ガスを大幅に減らす必要があると警告しています。確実に温暖化ガスを減らすために、いますぐに法律やしきみを整えることが求められています。

【請願内容】

温室効果ガスを確実に減らす法律をつくってください

- 京都議定書の6%削減目標を守り、将来に向けて温室効果ガスを大幅に削減すること
 - ✓ 2020年には1990年のレベルと比べて30%の削減をすること
 - ✓ 2050年には1990年のレベルと比べて80%の削減をすること
 - ✓ 2020年には一次エネルギー供給の20%を再生可能エネルギーにすること
- 排出を減らしていくための制度をつくること
 - ✓ CO₂を減らす人・企業が報われ、CO₂をたくさん出す人・企業には相応の負担を求める経済社会にすること（炭素税・排出量取引制度など）
 - ✓ 再生可能エネルギーを大幅にふやすしくみをつくること（固定価格買取制度など）

名 前	住 所
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県
	都 道
	府 県

※個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

資料2:「地救ふおーらむ」で採択された「高野山アピール」

高野山アピール

地球のいまを共に生きる皆さん。

地球温暖化はいまや、科学者たちが警告を込めて描く未来図ではなく、私たちが日々の暮らしで折にふれ実感する現実となって、急速に進み始めています。このまま気温上昇が加速すれば近い将来、世界中で多くの生き物が絶滅し、人類の生存すら困難になるといわれています。こうした事態を招いた原因は、ほかならぬ私たち人類の化石燃料に過度に依存した営みにあり、一刻も早くこれを改めなければ早晩、破局は避けられません。

このような危機感を共にする私たち700人は2009年4月、世界遺産「高野山」につどい、地球温暖化をめぐる最新の科学的知見を学んだうえ、温室効果ガス削減への政治的イニシアティブや近未来の人類が到達すべき低炭素社会像、さらにはそうした社会を築く価値観や生命の永続を支える食への備えなどについて語り合い、いま適切な対策を講じればなお破局は避けうることを理解するとともに、そうした対策を現実とするには広範な市民による強力な働きかけが求められていることを確認しあいました。

地球のいまを共に生きる皆さん。

当面最大の関門は、今年12月7日からコペンハーゲンで開かれるCOP15において、地球温暖化の克服に実効ある新たな枠組みを打ち立てることに成功するか否かです。この枠組みには米国や途上国を含む主要な排出国すべての参加が必要であり、その前提として現在の地球温暖化に大きな責任がある日本など先進国が率先して温室効果ガスを削減するリーダーシップが不可欠です。しかし現状はこの前提すら満足させるに至っていません。

私たちは、科学的知見に従い、破局的な気候変動を防ぐため先進国の温室効果ガス排出を2020年には1990年レベルから25～40%削減する必要がある点で一致しました。ようやく始まった日本の中期目標をめぐる議論では経済的損失等を理由に消極的な意見も多くあります。しかし、深刻な経済危機や格差、派遣切りなどで社会不安が広がる現在、野心的な目標を掲げることこそが、新しい雇用を生み、新しい産業を興すことにつながるのです。私たちは、日本政府が科学の警鐘を真剣に受け止めて将来世代への責任を果たすに十分な中期目標を決定し、さらにその実効を担保する法制度を早急に整備するよう、強く求めます。

地球のいまを共に生きる皆さん。

状況を打開する鍵は私たちにあります。私たちは主権者であり、政治に影響を与えることができます。私たちは消費者であり、経済に影響を与えることができます。そして私たちは生活者であり、家族や友人からはじめて今を生きるすべての人々に繋がり、協力や連携を広げ、影響を与えることができます。

まず、地球温暖化の現状とこの地球上に生きとし生けるものすべての未来に暗く影を落とす危機の実相、さらにはこの危機克服への道筋とCOP15の意義を、すべての人々に知らせましょう。主権者として、消費者として、そして生活者として、可能なあらゆる方法で政府や産業に働きかけてこの国を動かし、COP15を必ず成功させ、さらに低炭素社会に向かって現在の社会や経済のシステムを変革していきましょう。

「地救ふおーらむin高野山」に参加した私たちは、この人類史を画する行動の先頭に立つて全力を尽くすことを、ここに宣言します。

2009年4月26日

地救ふおーらむ in 高野山 参加者一同

終章 運動言説の正当化と公共圏の権力性に対する態度

——連帯を超える方法へ

第1節 「正当化」への理論的探求と経験的アプローチ——これまでの整理と総合

1-1. 運動の「失敗」を研究課題とすること——「自律」に向かうエピソードから

本論文は、グローバリゼーション・グローバル化を背景とした社会運動、特に NGO 運動の現状について、「失敗」という観点から検討を進めてきた。本論文が「失敗」に関心を向けたのは、近年になって NGO 運動の成果と呼ばれるものに対する疑念の認識が、実践的にも学問的にも出始めていることに端を発している。運動それぞれにおいて、失敗の分析がなされるべきであろうし、いかにして失敗を避けることができるのかということがテーマとなりうるであろう。しかしながら、現状では、研究課題としても実践家の意識も、どのようにして自律性を回復し（この場合、対抗の対象として念頭に置かれているのは国連や国家などの政治の権限者たち）、自分たちの信頼を回復できるかということに力点が置かれている。ここで、2013 年現在で得られたフィールドからの情報を挟んで、これまでの整理と総合に移っていききたい。事例の後半からは、気候変動問題に焦点を当ててきたが、本論文の事例の 2009 年以降、2011 年 3 月 11 日の福島第一原子力発電所の事故以来、環境 NGO の実践家の意識は、政府による裏切りに遭い、より対抗的な「自律」へと傾いてきている。3.11 以降の気候変動問題に関する状況について概況を示しておく、まず、国際政治において日本に向けられたのは、慈悲からくる恩赦のようなものであった。2011 年に開催された気候変動枠組み条約 COP17 に向けたシンポジウム¹⁵²で環境省の担当者から聞かれたのは、「日本は、CO2 削減の頼みの綱だった原子力発電の維持が危うくなるから、削減に関する約束に対する責任もあまり問わないという風に、特に G8 他諸国は言っている」、というものであった。こうした状況に対して、本論文の事例でも取り上げた CASA の J 氏は、「原子力なしでも削減は可能だ」と語気を荒げた。2013 年 1 月に予定されているシンポジウムでも J 氏の講演タイトルに変更はない。CASA をはじめとする環境 NGO の戦略は、京都議定書に対する日本の国際貢献を下げることなく、CO2 削減を国策として進めていくことに変更はない、ということであると考えられる。このエピソードに関する詳細な分析も行う必要があるが、「原子力なしでも」と付加された言説に、本論文でも言及してきた地球温暖化現象の科学と一定の関連があれば、イデオロギッシュな正当化によって自己肯定しているという事態も免れえないことは想定できるものである。ここには、エネルギー選択の問題、原子力というリスクの問題も絡む複雑な問題がある。だが、地球温暖化現象の科学や温暖化対策の経済に彩られた CO2 削減に方向づけられて、環境 NGO の自律性が発揮されるとすれば、そのような自律性を支える正当化や運動の連帯について、再考を迫られるであろう。

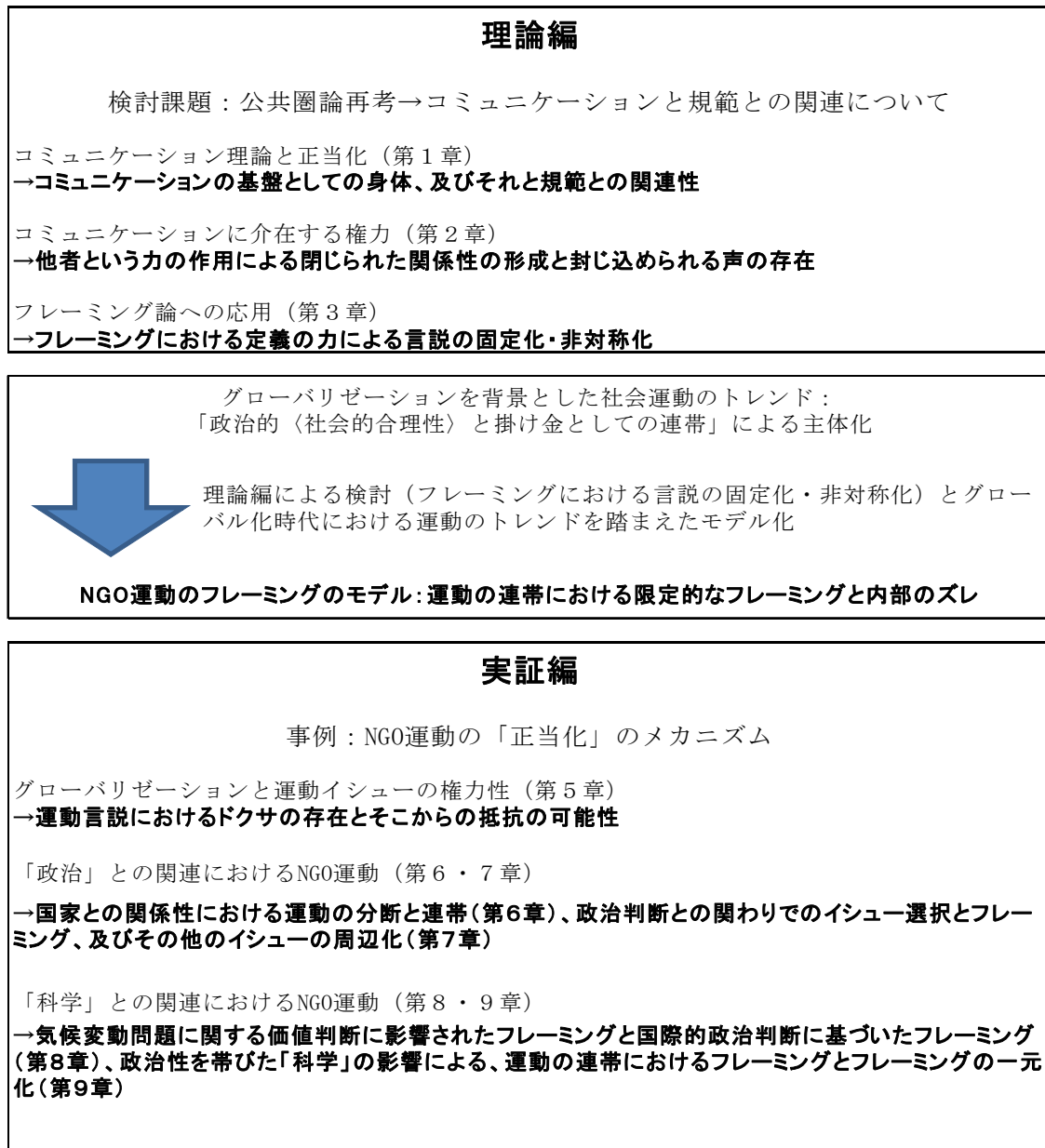
¹⁵² 環境省の担当者の発言と J 氏の発言は、2011 年 11 月 13 日に行われたネットワーク関西主催のシンポジウム「COP17/CMP17 に向けて」でのフィールドワークによる情報収集から。2013 年に予定されている J 氏の講演タイトルは「原発の即時廃止と 25%削減の両立は可能～CASA2020 モデルの検討結果～」である。

1-2. 本論文の問いと回答——「正当化」のメカニズム

本論文は、NGO 運動の成果に対する疑念というかなり幅広の認識を「失敗」という言葉で表現し、先行研究をレビューしながら、研究課題として運動言説のねじれに焦点を当てて検討を進めてきた。改めてここで本論文の問いについて触れておく。本論文は、運動言説のねじれはいかに生じているのか、生じているとすればどのようなものか、について分析・検討したものである。

表 終-1 本論の展開とこれまでの分析・検討

(太字は理論化によって導出された言説群を、各章との関連性において記述したもの。)



この問いについて、キーワードとして、また分析概念として「正当化」を掲げ、社会学理論（公共圏論に関わるコミュニケーション理論）、社会運動論（フレーミング論やトランスナショナルな運動の分析枠組み）、及び科学技術社会論（フレーミング前提）や環境社会

学（正当化に関するレジティマシーの社会学）らの知見を活用して、分析を行った。表・終-1 は、これまでの分析・検討に関して、「理論化」された言葉で各章の知見について整理したものである。ここで「理論化」としたのは、序章においてすでに言及していたとおり、整理・総合に際して西原の提唱する社会学方法論としての「理論化」を援用したものである。各章のテーマに沿って各章の結論部からまとまりのある言説を抽出した。ここから理論編・実証編の整理を行いながら、問いへの回答を行っていきこう。各編のまとめを行いながら、知見を通じてひとつの筋を見出し、回答と繋げていきたい。

1-2-1. 公共圏に影を落とす運動言説における問題の定義

——理論編の整理・「生ける身体」への問いからフレーミング論へ

まず志向したのは、コミュニケーション理論の基盤であった。ハーバーマスの公共圏論を支えているコミュニケーション理論に対する批判的言説から始め、コミュニケーション、あるいは相互行為に関する理論へと射程を広げた（第1章・第2章）。そこで、コミュニケーションすることの基盤としての身体と象徴化の作用の指摘に示唆を得て、ハーバーマス、あるいはホネットにおいても、想定されているような、行為と規範との密接な関係性を一旦保留することを提示した。それに代わって、むしろ規範が行為を拘束するような場面を想定し、承認論と呼ばれる文脈から、自他の関係性において他者が脅威となりうるような事態を導き出した。こうした理論的検討から見出されたのは、固着した関係性への閉じ込めとそこにおける声の封じ込めである。これに倣って、特定の言説空間に閉じ込められてしまっている NGO 運動の言説を想定することを示唆した。これに続いて、言説空間の問題に焦点を合わせ、フレーミング論を活用しつつ、運動言説の布置状況について検討した（第3章）。本論文では、フレーミングとは、言説形成のことであるが、それに伴って、問題を定義する力があることに着目した。このような運動言説における問題定義の力の作用こそが、諸言説の非対称化をもたらし、運動の連帯におけるねじれを生じさせるものであることを確認した。本論文では、環境問題の分析におけるフレーミング論やクロスリーの運動言説の分析図も参照しながら検討を進めた。こうした理論的検討から得られたのは、「フレーミングによる言説の固定化・非対称化」という事態である。ここでいう、言説の固定化とは、当該の言説以外の言説との関連性が誘発され得ない状況のことであり、言説の非対称化とは、言説において問題にされることと問題にされないことが分断されるという状況を指した。

加えて、このような理論的検討が「生ける身体」への問いから導き出されていることにも本論文の特徴があると言えよう。本章の後段でも述べるが、第3章のクロスリーの引用箇所でも触れているように、公共圏における言説の固定化・非対称化は、極めて権力的な問題であり、権力が揺るがされることがないほどに身体化されている事態でもあることを想起されたい。この点は、実践の再検討にあたって重要な点となるので、指摘しておいた。身体と権力、あるいは暴力という問題圏は、公共圏における権力の構成と脱構築というテーマに対してもいまもって重要な課題であり、本論文にとってもさらなる検討課題となるものである。この課題については、さいごにより具体的な理論的研究課題として示していく。その前に、実証編の整理を行っていききたい。

1-2-2. 運動言説の「政治」と「科学」による正当化という脅威——実証編の整理(1)

実証編のレビューにおいてまず確認しておくべきことは、第4章で検討したモデルとしての「運動の連帯における限定的フレーミングと内部のズレ」という事態であろう。フレーミングが特定の言説と結び付いておこなわれている時、そのフレーミングのことを限定的フレーミングと呼んだ。多数の言説のなかで、ある特定の中心的言説だけが取り上げられる場合にもそれは、限定的フレーミングであるということができる。そして、特定の言説との結びつきがあるゆえに、そのフレーミングが正しいとされることを正当化とした。本論文での検討は、どのようなフレーミングがあるかについてのフィールドワーク、及び聞き取り調査によるデータを基に、探索的にフレーミング前提を中心に関連性を探り、正当化のメカニズムを分析してきた。このモデルに沿って、実証編を再度確認していこう。

洞爺湖 G8 サミットの事例においては、正当化のメカニズムとして、大きく2つの事態が確認された。

(1) 国家との関係性における正当化：3つの異なるネットワークの共同行動の事例にみられたことであるが、国家との関係性を良好にしておくことで運動の正当性が担保されるという事態が見られた。この場合には、言説の正しさといっても、定義的には行為も含められるよう言説実践の正しさと捉えておいたほうが良いが、公道を練り歩くことはできても、事前に警察との打ち合わせには話題に挙がらなかった「サウンドデモ」のような実践に対しては取り締まりがあるということはその例証として捉えることができるであろう。(第6章)

(2) サミットをめぐる政治判断を背景とする正当化：NGO フォーラムのフレーミングに見られたことであるが、洞爺湖 G8 サミット開催にあたっての政治判断としてサミットの連続性の重要性や気候変動問題、及びアフリカ問題の論点化(＝フレーミング前提)を背景として、イシュー選択・フレーミングが行われていることが確認された。このことによって、NGO フォーラム内部でもこれに関連のないフレーミングは、政府へのアドボカシーに活かされることはなかった。(第7章)

続いて、気候変動問題をめぐる環境運動の事例においては、政治に加えて科学の問題が重要であった。IPCC による地球温暖化現象の科学に関する知見と UNFCCC による政治判断(＝フレーミング前提)が背景となって、気候変動問題をめぐる国際政治状況は、2009年 COP15 において最高潮を迎えた。この際にも温暖化現象に関する懐疑的見解は出ていたにもかかわらず、運動の動向は盲目的ともいえるほどに政策提言にのめり込んでいった。こうした運動の活動を正当化していたのが、COP13 以降に議論されてきた CO2 削減に関する数値目標の設定という国際的政治目標であった。もちろん、この議論を科学的に正当化していたのが、IPCC の第4次報告書である。(第8章)

以上のように正当化のメカニズムには、総じて政治判断、あるいはそこには科学的知見が混ざり合って、それらに大きく影響されて機能していることを読み取ることができる。このような正当化は、運動全体を俯瞰して見た場合には、運動実践の意義を抑圧する脅威

として捉えることができるであろう。しかしながら、これだけでは、話の半分である。外部環境としてそうしたものがあことは明らかになったが、運動の内部においてはどのようなことが作用していたのだろうか。洞爺湖 G8 サミットの事例でも「日本における社会運動の活性化」が目標とされていたように、運動の盛り上がりということは、一つの要因となりうる。運動の盛り上がりの高揚の陰に言説が埋もれてしまうということである。このような事態は、第9章で検討した、関西地域における連携内部のフレーミングのズレにおいてみられたものであった。他にも、「市民への期待」、「行為の正当化」、一体感、共感といった連帯を呼び起こす鍵となる現象が見出された。これらを総合して、正当化のメカニズムとして次に示してみたい。

1-2-3. 正当化のメカニズム

——実証編の整理（2）から回答へ・運動の外部と内部

本論文のこれまでの検討を整理・総合し、正当化のメカニズムについて示すことができる段階がきた。

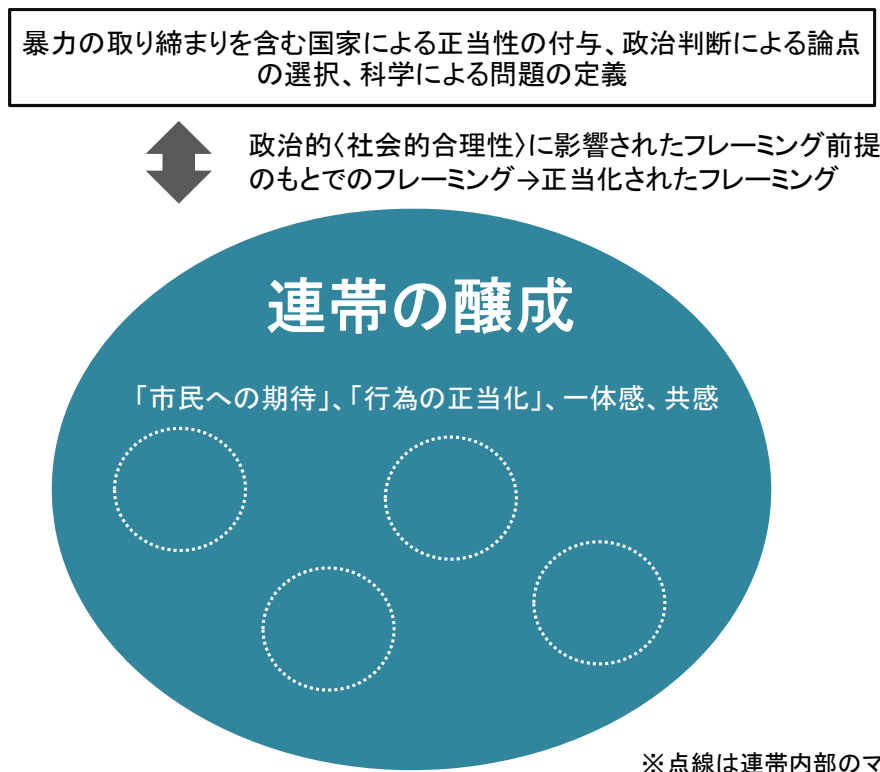


図 終-1 本論文の検討から導き出される正当化のメカニズム

運動内部における連帯の醸成において、鍵となる現象として「市民への期待」、「行為の正当化」、一体感、共感が本論文の検討で明らかになった。第9章で言及してきたのは、こうした点であった。

これらを加えてみると正当化のメカニズムは、図・終-1のように図式化できると考えられる。運動内部での連帯の醸成には、外部環境として、「暴力の取り締まりを含む国家による正当性の付与」、「政治判断による論点の選択」、「科学による問題の定義」がある。そして運動内部の状況と外部環境が混ざり合い、正当化されたフレーミングが行われる。繰り返す

返しになるが、このフレーミングの背景には、政治的〈社会的合理性〉に影響されたフレーミング前提が存在する。フレーミング前提はその時々でのフレーミングによって異なるが、外部環境との密接な関係があることも見てきた。このような図式化は、これまでの本論文の事例研究の総合であり、事例数を増やすことでより洗練させていくことは課題であろう。どのような種類の運動に志向するかはさいごに実証的研究課題として示していきたい。

一般化された形ではあるが、正当化のメカニズムについて示したので、ここで本論文の問いへの回答を示しておきたい。

問い：運動言説のねじれはいかに生じているのか、生じているとすれば、どのようなものか。

回答：（１）運動言説のねじれは生じている。（２）運動言説のねじれは、運動の外部・内部ともにある正当化に関わる諸要素の混交によって成立し、連帯の表現である一元化された運動言説によって見えなくなる。そして、多様な言説は包摂、または排除されてしまう。ねじれの影響は、マイナーな声の歪んだ包摂と排除としても現象する。（３）ただし、これらの現象は運動を一定程度俯瞰して見た時に現われるものである。

このような正当化のメカニズムにある、運動言説のねじれが、「失敗」を引き起こしているとすれば、本来目的としていた問題の解決に役立つはずであるマイナーな声が見えなくなってしまう場合である。また反証として、運動言説のねじれが生じていないケースはあるのかという問いがありうるが、見方によってはねじれはまったく生じていないという風に見ることもできると考えられる。というのも、本論文の事例は、運動全体を俯瞰してみた場合に見えてきたものであり、部分的にしか関与していない運動参加者、特に連帯の中心的な参加者にとっては、連帯は十分に醸成されているものであり、ねじれなどはないという風に見えていると考えられるからである¹⁵³。改めて問いの内容について確認しておく、ねじれが生じているとすればどんな場合か、ということであって、それが絶対の真理というわけではなく、まして、これらの研究成果を運動参加者にこれが真実だと提示することが目的ではない。先行研究から本論文の問題関心に適合的な概念等をピックアップし、分析枠組みとしてモデル化を行って、事例研究において演繹的にモデルの適合性を検討してきたというのが本論文の研究スタイルである。この意味では、研究成果として、運動の外部と内部における正当化のメカニズムとなる鍵現象を見出したことを挙げることができるだろう。内容のくり返しは避けるが、これらの現象は、正当化に関する最もまとまった先行研究である、環境社会学におけるレジティマシーの社会学においても、十分には指摘されていない。

以上で本論文の問いと回答をしてきた。ここからは、より上位の問いとしての「グローバル・イベント/グローバル・イシューに呼応した NGO 運動は成功を経験し、今後どこへと向かうのか」について、本論文のこれまでの検討を踏まえて、今度の可能性というテー

¹⁵³ A 氏と J 氏への聞き取りからはそういった趣旨の発言が聞かれた。

マでマイナーな声をいかに活かすことができるのかという観点（第5章第3節で言及）から、社会理論的検討をしていきたい。

第2節 運動実践の可能性を問い直す——実践の只中で実践の一步手前を捉える

2-1. 構造化された実践への問い——望ましい社会規範をめぐる争いを超えて

ここからは、運動実践の可能性について、特にマイナーな声をどう活かすことができるのかという観点から、「構造化された実践」、「権力への態度」、「政治性への処方箋」という点について検討をしていきたい。これらの問いへの回答は、実践のなかで実践の一步手前を捉えるような試みにつながるであろう。

まず、事例編において導出されてきた、社会理論的知見について整理しておこう。第6・7章で見てきたのは、洞爺湖 G8 サミットをめぐるさまざまなフレーミングのなかでの NGO 運動のフレーミングである。そこでは、洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動言説空間の編成について示し、そこにおける、NGO フォーラムのフレーミング、及びフレーミング前提、正当化の状況を検討した。ここで示されたのは、正当化された言説と多様な言説との諸関係であり、これらを包含する「弱い公共圏」の構想の必要性であった。

第8・9章では、気候変動問題に焦点を絞り、COP13以降における NGO 運動の状況を検討の対象とした。グローバル〜ローカルまでの運動の状況を追っていくことで、気候変動問題独自のフレーミング前提の形成、及び正当化の様相に対して、運動の連帯内部で正当化に対して相反する2つの態度が見られることが明らかになった。ここで示されたのは、正当化への両義的な態度の存在であり、運動の同床異夢の実態である。この状況に対して、適正技術の思想を活かすなどして運動の同床異夢を解消するような回路の探索が提案された。

以上、簡潔に事例の検討結果を示したが、これらの事例において示された課題は、運動 이슈が政治性をもってしまう場合の回避の要請である。既に第5章の終りに触れているが、運動 이슈が政治性を持ってしまった場合の対処方法は、権力へ対抗するという形での、望ましい社会規範をめぐる争いに収斂してしまう傾向がある。そうではなく、当の課題解決のために、(冒頭で示した本論文の問題関心である) いかに運動が連帯するのかという問題設定をした場合、権力へ抵抗することができると考えられる有望な 이슈を選択していくことよりは、運動内部の連帯をどう形成し直していくのが問われていると言えよう。

本節ではこのような問いへの理論的な態度表明を行っておきたい。本論文が確認してきたのは、運動言説が正当化されることによって、フレーミングの中心と周縁が形成されてしまい、結果として公共圏の開かれが限定的になってしまうという権力の問題である。こうした問題は理論的検討においては、「権力か、抵抗か」という論点が存在する。こうした論点に対して、まず想定されるのは、さらなる抵抗はいかにして可能かというものである。

「主体は、自ら内面化し、取り込んだ権力にいかにして抵抗することができるのか」(佐藤 2008:18) という問いは、依然として重要な理論的課題である。もうひとつは、権力性のさらなる分析である。「社会をトータル(総体的)に、かつリアルに認識しようとする態度」

(萱野 2008:61) が権力性の分析に活かされることが課題となるであろう。ただし、本論文の視点からは、これらの問いが「権力か、抵抗か」という古典的命題から構想されているように思われる。本論文の場合には、権力性の分析からいかにして望ましい社会の在り方の模索につなげるのかという課題設定を行うことができると思われる。公共圏における権力的な言説編成にいかに対処するのが課題である。

この点に関連して、ドクサの論理的位置づけに関して検討したクロスリーによれば、中心と周縁の関係の検討は、2つの方向性をもつ。ひとつは、支配的言説の正当性に対する周縁的言説による抵抗の関係である。「支配者は、自分たちの支配を正当化し支援してくれる習慣と信念を「正統」という名のもとで守らざるをえず、その一方で批判的な社会運動や抵抗集団は、異端的な代案を立ててこれらの習慣と信念を攻撃する立場に立つ」

(Crossley 2005=2008:107)。この場合、いかに抵抗にたる言説形成が可能かということが問われるだろう。もう一つは、権力を再生産する、認知・行動の実践的方法を明らかにすることである (Crossley 2005=2008:107)。クロスリーは、「国家権力を再生産する認知構造は『意識の形態ではなく、身体の性向』であって、つまりは世界の中で知覚し、感じ、行動する実践的方法だ」(Crossley 2005=2008:107) という。本論文は、まず、後者の視点に立ち、分析・検討を進めてきた。ここで、再度問われるべきは、NGO 運動が体现していた「身体の性向」としての運動の態度であり、構造化された実践の問題であろう。このような、身体の次元における権力への視点は、第1章でも確認していたところであった。

そこで、次項で、事例からいくつかの情報も追加しながら、権力への態度の問題として取り上げてみたい。

2-2. 正当化による問題の隠蔽——問題解決のためにドクサに光を当てる

政策提言型の運動への批判として、その運動が持つ限界の指摘がある。事実、洞爺湖 G8 サミットにおける NGO フォーラムの活動に距離を取った理由に、参加団体のそれぞれが満足する政策提言活動が行えなかったという指摘が挙げられている¹⁵⁴。NGO フォーラムの中心的メンバーにも関連した回顧が存在する。副代表の大橋は、次のように述べている。「NGO フォーラムとしての正式な総括ではなくて、私個人の考え方ですが、非常に奇妙な感覚を持っています。NGO フォーラムとしては、異分野の 141 団体が集まり、異分野の集まりであるがゆえにある種の力をもって政府との交渉にあたったわけです。シェルパはや福田首相との対話、京都での『シビル G8 対話』の開催、国際メディアセンターへのアクセスの確保、『市民サミット 2008』の開催などができたことはよかったと思います」

(大橋 2008b:139) と述べ、「だけど、なぜ『奇妙』かかというと、私たちの主張が内容的に反映されることがほとんどなかったからです。ロビイングやアドボカシーが NGO のひとつの重要な役割だということを打ち出せたことはよかったし、実際そうできたんだけど、ごく一部を除いて、総体として内容的な成果はありませんでした。『参加はできたんだけどあれはいったい何だったんだ』という、まだ総括しきいていない部分が残っています。悪く言うと、政府にいなされてしまった部分はある」(大橋 2008b:140) としている。また、

¹⁵⁴ 林 (2009) における調査結果による。

こうした、言説の限定性や国家とのねじれた関係性については、本論文でも指摘してきたところであり、また事例編においても、第9章で気候保護法案の提案が頓挫してしまった状況についても指摘している。ここで再度取り上げたのは、NGO運動側において、前提に、政策提言を行えばそれで現実が良くなるという信頼が少なからず存在し、かつそれは裏表の関係で国家への信託が存在していることを確認するためである。このような運動における権力への態度は、それ自身が悪いというわけではなく、そのことによって、見えなくなるもの、ドクサが生まれてしまうことにある。

第9章の事例を例に検討してみたい。次の発言は、改めて権力への態度の問題として検討に値するものである。ネットワーク関西への参加団体の次のような発言は、既に見ているが、別の意味でも捉えることができる。

自分たちは地域がベースの団体なので、自分たちにできることをやっていこうというのは、はずせないベースなんですよ。かといって、国策でドーンと変えてもらわないといけない部分もあって、例えば、再生可能エネルギーの全量買い取り制度の話とかがあって。それは、同時にやっていくもんだと思っているので、うちのよう団体が国に言っていたとしても、相手にされない。うちのうちで、やれることをやれば、いいと思います。

この発言は、第9章においては、正当化機能の文脈で理解していたものであるが、別様の読みも可能である。それは、政策への関与を環境NGOに、地域での役割は自団体がという役割分担や連携について述べたものであるが、しかしながら、環境NGOに政策への関与を独占的に認めるという構図にもなっていることには留意が必要である。というのも、この発言に関連して、紀州えこなびとのM氏は、温室効果ガスの削減数値目標のために、再生可能エネルギーが政策的に推進されることになっても、自団体の活動にとっては、両義的であるだと指摘していたからである。

M氏は、自団体の再生可能エネルギーの推進活動がより活発になることを期待しながらも、結局は、再生可能エネルギーに取り組む東京に本社機能を持つ企業の利益につながり、利益も地元還元されるのではなく、東京に吸収されるということを危惧していた¹⁵⁵。このM氏の危惧は、本論文における事例の連携活動においては、議論されなかったことである。このM氏によって示唆されたドクサの領域が示すのは、どのような事態であろうか。

環境NGOが推進する活動によって、グローバル倫理としての気候変動問題/地球温暖化対策が構成されるが、そのことによって、見失われる問題があることを指摘したものだと捉えることができる。このM氏の指摘が示しているのは、環境NGOの主張が、科学的知見を前提としているからといって政治的に無色ではないということである¹⁵⁶。少なくとも本論文の事例の範囲内では、環境NGOの主張には、再生可能エネルギーの導入に関して、地域格差や団体格差といったものへの配慮はない。この点で、環境NGOの推進するグローバル倫理によって、科学的知見の政治性が見失われているといえるだろう。加えて、さ

¹⁵⁵ 2011年8月15日に行った紀州えこなびとM氏への聞き取りによる。

¹⁵⁶ この点は、第9章・第2節においても指摘している。

らにドクサの領域にあるものを指摘することができる。M氏の危惧は、M氏自身のリスク意識とも関連する。そのような危惧は、M氏の自団体の活動への態度を反映しているともいえる。発言内容にもあるように、自団体の活動の程度をより小さなものと理解しているからこそ、環境 NGO の運動推進にも賛同を示すし、また再生可能エネルギーの普及にともなう格差の存在に対しても傍観する態度をとっていると考えられるのである。このような態度は、活動の評価とは別に、再生可能エネルギーの普及という点からいえば、現代の石油枯渇や原子力発電所の問題といったエネルギーに関わるリスク意識¹⁵⁷を後景化させているといえるだろう。

この傾向は、M氏に限ったことではなく、わかやま環境ネットワークのL氏の発言にも見られることである。自団体が関連する農業における地球温暖化問題が取り上げられなかったというL氏の発言は、やはり当該地域の地球温暖化問題に対するリスク意識の後景化を示しているといえる。

以上からは、グローバル倫理の代理人として環境 NGO を見なした場合、科学的知見の政治性やリスク意識がドクサとして忘却される危険性があるということが確認される。このような検討によって示されているのは、マイナーな声だからこそ重要だというわけではなく、マイナーな声が隠れてしまうことによる問題の発生の隠ぺいであるという点である。だからこそ、問題は、権力に対抗すべくマイナーな声を救い出すということだけにあるわけではなく（もちろんこれは重要であるが）、マイナーな声が隠れてしまうことに併存する問題の存在であり、その共有や解決の模索だということである。さいごに、本論文の視点からこれらの方向に踏み出すための論点について検討しておこう。

2-3. グローバル・イシューの政治性への処方箋としての仕掛け

——運動の組み方とリスクへの対処

本論文が対象としてきた NGO 運動の担い手は、地球規模の課題であるグローバル・イシューを取り扱い、グローバル倫理の実現者として登場した。しかしながら、本論文で見えてきたように、それらの運動による言説は、特定の言説を反映したものであり、特定のイデオロギーとも結び付く可能性があるものであって、地球を救う倫理として、唯一無二のものではない。これらの実態に対して、象徴的に、グローバル市民社会論やコスモポリタニズムへの批判が投げかけられていたと考えることができるだろう。こうした状況への対処として、コミュニケーション理論における権力の問題の示唆に導かれながら、フレーミング論を導入し、分析枠組みを構築、事例を分析してきた。こうした検討から明らかになったのは、仮に権力に対抗する言説を新たに見つけたとしても、そうした言説もまた、特定の言説のみを称揚する「主義」に陥る可能性を十分に孕んでいるということである。このような状況に対しての運動の在り方を2つほど示してみたい。ひとつは、運動の組み方であり、もうひとつは、環境問題などリスクへの対処についてである。

小熊英二は、最近の脱原発デモに触発されながら、『社会を変えるには』（2012）を論じ、

¹⁵⁷ ここで指摘しているリスク意識とは、エネルギー問題に関わるかなり広範囲なものである。1）化石燃料から再生可能エネルギーへのシフト、2）原子力エネルギー依存から再生可能エネルギーの拡大へのシフト、3）エネルギーの需給関係の見直しなどいくつかの別々の問題圏が含まれている。

そのなかで運動への参加の在り方を検討している。そこでは、ひとつの態度に固執することなく、多様なあり方を包含する方法として、「鍋を囲む」ことが象徴的に示される。「鍋の特徴は、みんなが参加して作ることです。そこで共同作業をやり、対話しているうちに、『われわれ』意識が生まれます。みんなで作るのですから、料理に失敗しても誰も文句を言いません。かえっておもしろがって食べたりします。材料を買ってくるところから話あえば、さらに不満は少なくなります。クレームが減るというだけでなく参加して話が十分にできるので満足度も高くなります」(小熊 2012:448)とする。小熊が鍋を持ちだしている理由は、運動をコントロールするカリスマ(鍋においては幹事)の権限を弱める働きを「鍋を囲む」ことに期待しているからである。ここからは、次の点を示すことができるであろう。多様な動機づけや実践を認めていく、承認の態勢である。前項で指摘したように、科学的知見の政治性やリスク意識の後景化によって、参加団体の活動拠点がないがしろにされてしまうということは、運動にとっても不本意なことであろう。そのようなことが起こらないようにするには、まずもって、多様な動機づけや実践を包含していく運動の態勢がもとめられる。議論が未完(再検討や検討継続の可能性)であり、合意形成が暫定的であることを確認しつつけていくことが重要なのであって、「問題とは何か」、「望ましい社会・環境とは何か」という問いは、つねに社会に対して開かれていなければならないということが、閉鎖的になりつつある運動が、開かれる契機となるであろう(脇田 2001)。

ただし、小熊のいう鍋を囲む行為にも、コミュニケーションすることによって生じる規範性が、素朴に想定されていることには留意が必要である。続いてこの点について検討していこう。特に環境問題の視点からであるが、まずは見ていきたい。

環境問題の文脈では、手段の目的化に対する警告として、シューマッハーの「スモール・イズ・ビューティフル」(Schumacher 1973=1986)が知られている。環境問題の解決に対して、技術主義や制度主義に陥ることの危険性を指摘し、「適正技術」の必要性を説いたものである。本論文では、気候変動問題の構築性に着目し、それがどのように構築されているかを示し、その構築性のもとに形成されている公共圏において、解決策や政策が、どのような射程を持ち、何を優先しているのかについて検討をすすめてきた。そこでは、重要であるにもかかわらず、マイナーな声としてしか存在しえない言説群や実践は活かされない。それどころか、公共圏における解決策や政策と関連することすらなく、むしろ、解決策や政策を特定の価値観で達成しようとすることに利用されてしまいかねない。いつのまにか、解決策や政策も忘れ去られ、議論する場を維持することにほとんどのエネルギーが割かれているという事態にもなりうるだろう。「まずは」とか、「とりあえず」とか、「いまこそは」、という枕詞のもとに、特定の価値判断や思想や知識、経験が注入され、問題の構築がなされてしまうと、それらが閉鎖的空間を作り上げてしまうということが起こるだろう。このような文脈で、次の指摘は環境に対する態度転換を促すものとして捉えることができる。「生態系を相手にする以上、状況は常に変化しつつけている、状況に応じて柔軟に制度やしくみを編みなおし、定義をしなおし、運動し続けることが、組織・個人の『構え』としても制度設計としても必要だ」(中澤 2009:254)。公共圏の形成を目的とするのではなく、当の自然環境や社会環境にこそ、目が向けられるべきであろう。ここから指摘できるのは、リスク意識が仮に前景化した場合に、リスクを解消するために行われる実践

において生じる利得と負担の分配構造への配慮が求められるということである。何が問題であるのか、それを解決する際に負担を強いられるのは誰なのか（あるいは逆に得をするのは誰なのか）といった環境正義的視点を組み込めるかが課題となる¹⁵⁸。このような指摘は環境問題の知見によるが、他の社会問題にも権限やリスクの不均衡な配分の問題が存在する場合には適用可能であろう。また、具体的に運動が問題の解決にあたるという段階においては大いに参考になる視点であると思われる。

以上のような実践的課題への対処を、いかにして運動の実態や公共圏の在りように「仕掛け」ていくのかという対応が、実践的にも研究課題としても問われていると考えられる。

この視点に立てば、「環境」に関わることに多様な関わりはむしろデフォルトだと考えておくことも必要だと考えられる。現在様々に行われている施策の実施について、多様な動機づけの実態を明らかにし、そこから施策を改善していくといった新たな仕組みづくりも検討することができるであろう。本論文の到達点からは、そのような別様な研究手法も模索することができる。モデルの提示による仮説検証を柱とする実践的研究の意義もここに加えることができるだろう（丸山 2010a）。

本論文の視点から運動実践の可能性について示し終えたところで、今後の研究課題について示していきたい。本論文では取り組めなかった課題を視野に入れるため、理論編で示唆された身体と権力との関係性の問題について、特に運動の原点、あるいは行為の原点ともいえる実践する身体という視点に立ち戻って本論文全体を振り返り、今後の研究課題について示していきたい。

第3節 運動の連帯を超えて——今後の研究課題・「身体」を抱えた実践へ

洞爺湖 G8 サミットの事例中で直接行動グループについて言及しているが、その際にデヴィッド・グレーバーの議論を参照にして、「新しいアナーキズム」の存在を指摘し、有望な運動論として示唆しておいた。研究課題との関連上、本論文中この運動については十分に取り上げることはできなかったが、この運動の思想にも倣いながら今後の研究課題について、既に理論編・実証編各編のまとめの際に言及している課題とも関連させて示し、本論文を閉じたい。

グレーバーが指摘していたのは、暴力をめぐる運動の在り方の問題である。直接行動のグループは、運動実践における暴力の是非をめぐる NGO グループと対立してしまったというエピソードが語られている。暴力を是とすれば良いというものではないが、本論文の事例中、NGO 運動にも暴力を極力回避しようとすることで、むしろ国家に取り込まれていったとすれば、それは問題視せざるを得ないだろう。しかしながら、問題はこの点ではない。本論文ではこの点に対する対処は既に前節で示している。ここでこの点を引き合いに出しているのは、グレーバーが運動の方法について語っているからである。グレーバーのいう連帯の方法は、「人びとはそれぞれ自分自身の行動を決定すべきだが、それでも（自分が容認しえない）異なった選択をする人びととの連帯を保持せねばならない、という倫理」に関連しているのであった。こうした視点は、本論文にとっても重要である。前節で

¹⁵⁸ こうした環境正義の視点については、池田（2005）及び丸山（2010b）を参照。

は、多様な動機づけや実践を認めていくへの承認の態勢として指摘したが、こうした運動の方法という点で共通点がある。さらに、この文脈に着目するのは、こうしたグレーバーらの思想に影響を受けた、洞爺湖 G8 サミットにおける「G8 を問う連絡会」関連の活動の中に、興味深い動向があったからである。それは、ただ連帯することを超えて、運動実践の意義を見出そうとする動きであった。それは、「キャンプ」の活動である。国際交流キャンプ札幌実行委員会が運営組織し、北海道の当別でキャンプが行われた。その報告書からの引用を行って検討を進めたい¹⁵⁹。

社会学研究者でもある渋谷望は、この活動を評価して「予示的政治」であるとした。渋谷は、キャンプの内実と意義について触れ、さらには、運動の方法にまで指摘を行う。

キャンプで何よりも重要なのは、それが自由であるということを身を持って満喫できる空間だということだ。自由とは身体感覚であり、自由を経験したことがないとそれがわからない。日常生活の中で私たちは不自由とはどういうことか身をもって知っている。しかしそれは必ずしも自由が「わかる」ということには繋がらない。自由とは個人に属するものではないのだから。自由の経験を保証する空間をいわば共同作業で作り上げることで初めて自由は保証される。だから自由は共同的、政治的営為に属する。キャンプはただの収容施設ではなく、自由を共同で作り上げる空間である。オルタナティブ・キャンプではそれが実現されていた。

予示的政治という言葉がある。近年のオルタナグローバリゼーション運動の性質を表すことばであり、運動が社会変革の手段ではないという意味が込められている。運動は手段ではない。だからといって「目的」でもない。運動自体が来るべき社会のあり方を予示的に体現しているということだ。

このような運動の方法への視点は、運動がただ集まる、抗議するというを超えて、具体的に何がしかの問題解決をするための実践の指針となりうるだろう。実際の運営当たった、本田さゆみもこの点について次のように回顧している。「サミットへの直接的な意義は前面に出さないものでも、多様な人が共生するための場所づくりをすることで、そのプロセスとは違ったやり方を『今、ここで』示すことになる」と念頭におき、実行委員会の事務局長をやりました。キャンプにやってくる先鋭的な意識を持った人たちの間の共生だけではなく、サミット体制に抗議の意思を元々持っている人と、そうではない人との間の共生を目指すものでもありました」。このような共生が全体からみれば物足りないごく部分的なものであることは、当事者たちも良く理解しているであろう。しかしながら、その実践を積み重ねていくことで変革がもたらされると信じているのである。ここで指摘される、運動が目的でも手段でもないということは、反対に、本論文で取り上げてきた運動の多くが、運動を目的や手段としていることからみても、大いに参考にすべき点である。第3章

¹⁵⁹ キャンプに関わる以下の引用は、すべて報告書『洞爺湖サミット 国際交流インフォセンター/キャンプ（札幌当別）報告集 オルタナティブ・ヴィレッジ 私たちの小さな村のこころみ』からのものである。

第1節で越田の引用でも指摘しているように、救済の対象者を救うことよりも、対象者の情報を伝えたり、対象者への関わりを成果として伝えることが運動の目的になり、救済から自己目的のための運動へと変貌していったことが、運動内部に矛盾が生じてしまう原因として関わっているのであろう。

さらに、重要であるのは、キャンプの意義について触れられたところで、共同行為や生活が重視されている点だ。この報告書にも示されているが、キャンプでは、暮らしに配慮したいいくつかの実験的試みがなされていた。「フードコレクティブ」、「エココレクティブ」、「救急コレクティブ」と名付けられた食・環境・医療にかかわる実践である。これらの活動は、快適に暮らすことというよりも、我々が身体であること、実践する身体であることへの配慮があると考えられる。

身体への着目は、第1章で既に触れているが、ここでは、行為、あるいは相互行為の原点としての身体について言及し、そこを出発点とした研究課題について述べていこう。こうした視点で既に理論的展開を行っている西原は、近著でも身体と暴力の問題に触れ、出発点としての身体について次のように言及している。「身体は、暴力によって傷つけられ、ときに死に至る（そして、死への恐怖が暴力を権力へと変じて支配を成就する）。戦争を含む暴力は、私たちの存在それ自体を否定する物理力である。暴力の意味の基層には、私たちが身体をもった存在であること、あるいは私たちは身体であるという点がある。身体は、傷つきやすい（vulnerable）存在である。たんに傷つきやすさ（vulnerability）があるというより、傷つき、倒れ、そして死することへの恐怖こそ、生世界の基本にある事態ではないだろうか」（西原 2011:166）。身体への視線を含めた暴力への問いと暴力を回避しようとする欲望との間で問いを立ててみる必要があるのであろう。NGO 運動の動機づけには、貧困に喘いでいる人を救いたい、破壊された自然環境を良くしたいといった動機づけがあったのであり、論理的にはその基本的な事態は身体への配慮にも辿ることができるであろう。身体と力との関係性における矛盾、——回避しようとするれば従属が伴い、回避できなければ「死」へと至る——、から出発することが本論文の今後の研究課題を方向づけると考えられる。

以上を踏まえて、本論文の理論的・実証的研究課題について示すと、次のようになる。

理論的研究課題：身体と権力、特に暴力との関係性の解明。これらの議論は、第1章で自他関係における身体への着目で垣間見たが、本論文では論じきれなかった課題である。本論文では公共圏の開けというテーマについて、終章で社会理論的に実践の方法の問題を扱ってはいるが、前半の社会学理論的検討においては有効な知見を提供することができていない。この課題に取り組むことで新しい倫理的諸関係を含む社会理論への貢献が期待できるであろう。関連のある先行研究について簡潔に言及すると、西原が示唆するターナー（2006）やレヴィナスにも影響を受けた現象学的哲学者のアルフォンソ・リンギス（1994=2005）を挙げることができる。この検討の際に、テーマとなると考えられるのは、あえて困難を伴う言い方をすれば、身体と力の折り合いが着く地点を見定めることである。ここでは関係性の観点、特に現象学的な間主観性の議論も大いに参考にすべきであろう。

実証的研究課題：身体への配慮を含めた創造的な実践活動の事例研究。必ずしも「身体」がテーマに含まれる必要はないが、あらゆる運動実践には身体が伴うということを基本視点に、事例研究を行うことが必要である。こうした視点は、理論的検討で行っていないこと、及び本論文の問題関心の範疇外というこもあり、触れられてもいない。しかしながら、今後の研究課題としては取り入れるべきテーマである。

ここで、試論的に本論文の事例研究を例にどういった点が欠如していたかについて触れておきたい。事例研究において、運動参加者が身体の危機にさらされる、あるいは暴力を回避する場面を取り上げることができなかった。ただし、洞爺湖 G8 サミットをめぐる運動の中には、「ピースウォーク」のような事例があり、逮捕者がでるという事態があったが、こうした運動の事例においても暴力の問題を取り上げることができていない。この事例においては、運動参加者たちは法律家たちとも連携し、警察の監視に対する抗議を行っているが、そもそも「ピースウォーク」を行うにあたって、地元警察と事前の打ち合わせを行っており、事前に運動参加者たちは暴力を回避していたわけであり、予定調和のデモを行っていたとも考えられる。運悪くそこからはみ出た参加者たちが、逮捕されたと見ることもできるであろう。その意味で、この事例にさらに踏み込むのであれば、何のためのデモなのか、を問い直す視点から研究課題を探索していくことが必要であったのであろう。

今後の方向性だけを示唆しておくとして、事例を探索する前に、身体と運動との関係史をレビューし、また本節でも触れた運動実践や環境運動においても行われつつある創造的な実践活動（エコヴィレッジ運動、自然食運動、ノーマネー運動）をフィールドワークしながら、ターゲットを絞っていくことが望ましいと考えられる。また、この検討の際には、本論文で検討した「正当化のメカニズム」に関する分析結果も応用することが可能であろうし、そのことで、ただ可能性だけを追求するだけではなく、運動の実践的課題を議論の俎上に挙げることが期待される。

以上で、本章では、本論文のこれまでの整理と総合を通して、本論文の問いへの回答を行い、さらに、上位の問いに対して社会理論的検討を通して答え、そこから新たな研究課題を見出した。ここで本論文を閉じたい。

参考文献（なお、訳書の訳文は本文の文脈に併せて適宜変更した。）

- 赤石憲昭 2007 「ホネットの批判的社会理論の批判性—現代における労働と承認の問題圏」, 『情況』 2007 年 11・12 月号, 情況出版, pp.134-159.
- 赤嶺淳 2006 「当事者はだれか?—ナマコから考える資源管理」 宮内泰介編 2006 『コモنزをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』 新曜社, pp.173-196.
- 赤祖父俊一・伊藤公紀・江守正多・草刈宗也・丸山茂徳・吉田英生 2009 「地球温暖化: その科学的真実を問う」, 『エネルギー・資源』 第 30 巻 vol.1 (<http://www.jsr.gr.jp/> 2011.04.08)
- Ansel, C. & Palm, G. (eds.) 2004 *Restructuring Territoriality: Europe and the United States Compared*, Cambridge University Press.
- Arendt, H. 1958 *The Human Condition*, University of Chicago Press. (=1994 志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房)
- Ayres, J. 2004 "Framing Collective Action Against Neoliberalism: the Case of the 'Anti-Globalization' Movement," in *Journal of World System's Research: Special Issue on Global Social Movements Before and After 9-11* (Winter 2004) 10(1): 2-26.
- Aryes, J. & Tarrow, S. 2001 "The Shift ground of Transnational Civic Activity", after Sept. 11, SSRN.
- Baker, G. 2002 "Problems in the Theorization of Global Civil Society", *Political Studies* 50, pp.928-943.
- Barbara, R. 2007 *NGOs as Advocates for Development in a Globalising World*, Routledge.
- Bauman, Z. 2004 *Wasted Lives: Modernity and its Outcasts*, Polity Press. (=2007 中島道男訳『廃棄された生—近代とその追放者』昭和堂)
- Beck, U. 2002 *Macht und Gegenmacht im Globalen Zeitalter: Neue weltpolitische Ökonomie*, Shurkamp. (=2008 島村賢一訳『ナショナリズムの超克』NTT出版)
- Benford, R. & Snow, D. 2000 Framing Process and Social Movement: An Overview and Assessment, *Annual Review of Sociology* 26, pp.611-639.
- Benjamin, J. 1988 *The Bond of Love, Psychoanalysis, Feminism and the Problem of Domination*, Pantheon. (寺沢みずほ訳『愛の拘束』, 青土社, 1996)
- Bennet, L. 2005 "Social Movement beyond Borders: Understanding Two Eras of Transnational Activists." in della Porta, D. & Tarrow, S. (eds.) 2005 *Transnational Protest and Global Activism*, Rowman and Littlefield., pp.203-226.
- Boli, J. & Thomas, G. 1997 "World Culture in the World Polity: A Century of International Non-governmental Organization", *American*

- Sociological Review* 62-2, pp.171-179.
- Bourdieu, P. 1972 *Esquisse d'une theorie de la pratique*, Droz. (=1974 translated by Nice, R. *Outline of a Theory of Practice*, Cambridge University Press.)
- 2000 *Propos sur le champ politique, avec une introduction de Philippe Fritsch*, Presses Universitaires de Lyon, (=2003 藤本一勇・加藤晴久訳『政治—政治学から「政治界」の科学へ』藤原書店)
- van den Brink, B. & Owen, D. 2005 *Recognition and Power, Axel Honneth and the Tradition of Critical Social Theory*, Cambridge University Press.
- Butler, J. 2008 'Taking Another's View: Ambivalent Implications, in Jay, M. (ed.) *Axel Honneth Reification, A New Look at an Old Idea*, Oxford, 2008, pp.97-119.
- Calhoun, C.(eds.) 1992 *Habermas and the Public Sphere*, Massachusetts Institute of Technology. (=1999 山本啓・新田滋訳「公共圏の再考—既存の民主主義の批判のために」『ハーバマスと公共圏』未来社)
- Clark, A. et. al. 1998 "The Sovereign Limits of Global Civil Society", *World Politics*, Vol. 51, No. 1, pp.1-35
- Crossley, N. 1996 *Intersubjectivity: The Fabric of Social Becoming*, Sage. (=2003 西原和久訳『間主観性と公共性—社会生成の現場』新泉社)
- , 2002a *Making sense of Social Movements*, Open University Press (=2009 西原和久・郭基煥・阿部純一郎訳『社会運動とは何か』新泉社)
- , 2002b Global anti-corporate struggle: a preliminary analysis, *British Journal of Sociology* Vol.53 -4, pp. 667-691 (=2009 西原和久・郭基煥・阿部純一郎訳『社会運動とは何か』新泉社所収)
- , 2005 *Key Concepts in Critical Social Theory*, Sage Publications. (=2008 西原和久監訳 杉本学/郭基煥/阿部純一郎訳者代表『社会学キーコンセプト『批判的社会理論』の基礎概念 57』新泉社)
- Davis, M. 2006 *Planet of Slums*, Verso. (=2010 酒井隆史監訳、篠原雅武・丸山里美訳『スラムの惑星—都市貧困のグローバル化』明石書店)
- Delanty, J. 2000 *Citizenship in A Global Age*, Open University Press.(=2004 佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ—新しい社会理論の地平』日本経済評論社)
- della Porta, D. 2007 *The Global Justice movement in Crossnational and Transnational Perspective*, Paradigm.
- , 2008 "Eventful Protest, Global Conflict", *Distinktion* No.17, pp.27-56.
- , 2009 "Comparative analysis: case-oriented versus variable-oriented research", della Porta, D. & Keuting (eds.) 2009 *Approaches and Methodologies in the Social Science*, Cambridge University Press, pp.198-222.
- della Porta, D., Andretta, M., Mosca, L. & Reiter, H. 2006 *Globalization from below:*

- Transnational Activist and Protest Networks*, Minnesota University Press.
- della Porta, D. & Tarrow, S. (eds.) 2005 *Transnational Protest and Global Activism*, Rowman and Littlefield.
- Dobson, A. 2003 *Citizenship and Environment*, Oxford University Press. (=2006 福士正博・桑田学訳『シティズンシップと環境』日本経済評論社)
- Dryzek, J. 2005 *The Politics of the Earth: Environmental Discourses*, Oxford University Press, 2nd ed. (=2007 丸山正次訳『地球の政治学—環境をめぐる諸言説』風行社)
- Dürr, P. 1988 *Nacktheit und Scham*, Suhrkamp.
- Eley, G. 1996 'Nations, Publics and Political Culture: Placing Habermas in the Nineteenth Century', in Calhoun, C.(eds.) 1992 *Habermas and the Public Sphere*, Massachusetts Institute of Technology., pp.289-339.
- Ellison, R. 1952 *Invisible Man*, Random House.
- 遠藤貢 2002 「NGO のグローバルな展開と国際社会の変動」小倉充夫、梶田孝道編『グローバル化と社会変動』東京大学出版会 2002
- , 2011 「国際関係と NGO—現代国際社会の変容と課題」美根慶樹編『グローバル化・変革主体・NGO—世界における NGO の行動と理論』新評論, pp.241-290.
- Foucault, M. 1983 "The Subject and Power", Dreyfus, H. & Rainbow, P. eds. *Michel Foucault: beyond structuralism and hermeneutics*, 2nd.ed., Chicago University Press., pp.208-226. (=1996 山田徹郎訳「主体と権力」『ミシェル・フーコー—構造主義と解釈学を超えて』筑摩書房, pp.287-307.)
- Fraser, N. 1992 Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy, Calhoun, C.(eds.) 1992 *Habermas and the Public Sphere*, Massachusetts Institute of Technology. (=1999 山本啓・新田滋訳「公共圏の再考—既存の民主主義の批判のために」『ハーバマスと公共圏』未来社)
- Fraser, N. & Honneth, A. 2003 *Umverteilung oder Anerkennung? Eine politisch-philosophische Kontroverse*, Suhrkamp.
- Fritsch, P. 2000 Introduction in *Propos sur le champ politique, avec une introduction de Philippe Fritsch*, Presses universitaires de Lyon, (=2003 藤本一勇・加藤晴久訳『政治—政治学から「政治界」の科学へ』藤原書店)
- 藤垣裕子 2003 『専門知と公共性—科学技術社会論の構築へ向けて』東京大学出版会
- 藤垣裕子編 2003 『科学技術社会論の技法』東京大学出版会
- 藤岡美恵子 2006 「NGOの自律性と正統性—政策提言(アドボカシー)活動と「統治(ガバナンス)」藤岡美恵子・中野憲志・越田清和編『国家・社会変革・NGO』新評論, pp.135-162.

- Goffman, E. 1974 *Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience*,
Harvard University Press.
- Graeber, D. 2002 “The New Anarchists.” *New Left Review* 13, pp.61-73.
- デヴィッド・グレーバー（高祖岩三郎訳・構成）2009『資本主義後の世界のために—新しいアナーキズムの視座』以文社
- Habermas, J. 1981 *Theorie der kommunikativen Handelns, Bd1,2* Suhrkamp. (=1985
河上倫逸・M・フーブリヒト・平井俊彦訳『コミュニケーション的行為の
理論（上）』未来社, =1986 岩倉正博・藤澤賢一郎・徳永恂・平野嘉彦・
山口節郎訳『コミュニケーション的行為の理論（中）』未来社, =1987 丸
山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場孚瑳江・脇圭平訳『コミュ
ニケーション的行為の理論（下）』未来社）
- , 1983 *Moral Bewußtsein und Kommunikatives Handeln*. Suhrkamp. (=1991 三島憲一・中野敏男・木前利秋訳『道德意識とコミュニケーション
行為』岩波書店)
- , 1990 *Strukturwandel der Öffentlichkeit*. Suhrkamp. (=1994 細谷貞雄・
山田正幸訳『公共性の構造転換』第2版未来社)
- 長谷川公一 2003『環境運動と新しい公共圏—環境社会学のパースペクティブ』有斐閣
- , 2009「温暖化対策とエネルギー政策」鳥越皓之・帯谷博明編『よくわかる環
境社会学』ミネルヴァ書房, pp.181-183.
- 早川光俊 1998「国際会議におけるNGOの戦略」山村恒年編『環境NGO—その活動・理
念と課題』信山社, pp.81-92.
- 林明仁 2009『2008年G8サミットをめぐるNGOネットワーク』[www.janic.org/mt/img/
activity/H20NGOresearch.pdf](http://www.janic.org/mt/img/activity/H20NGOresearch.pdf)
- 日暮雅夫・永井彰編 2003『批判的社会理論の現在』晃洋書房
- 平川秀幸 2002「リスクの政治学—遺伝子組み換え作物のフレーミング問題」小林傳司
編『公共のための科学技術』東京大学出版会, pp.109-138.
- , 2003「不確実性・価値・公共性をめぐるリスクコミュニケーションの諸問題
—リスクガバナンスの非公共化に抗して」日本公共政策学会2003 年度
研究大会
- 平野健一郎 2008「国際関係を文化でみる—アジアの場合を中心に」『早稲田政治経済学』
No.370, pp.2-17.
- Honneth, A. 1985 *Kritik der Macht, Reflexionsstufen einer Kritischen Gesellschaftstheorie*, Suhrkamp. (=1992 河上倫逸監訳『権力の批判』法政
大学出版局)
- , 1992 *Kampf um Anerkennung, Zur moralischen Grammatik sozial
er Konflikte*, Suhrkamp (=2003 山本啓・直井清隆訳『承認をめぐ
る闘争』法政大学出版局)
- , 1994→2000 Die soziale Dynamik von Mißachtung. Zur Ortbestimmung einer
kritischen Gesellschaftstheorie, in 1994 Christoph Götz(Hg.),
Gesellschaft im Übergang. Perspektiven kritischer Soziologie,
Darmstadt, (=1999 藤野寛訳「軽んじ（られ）ることの社会的ダイナ

- ミズム」『フランクフルト学派の今を読む』所収 情況出版) →2000 *Das Andere der Gerechtigkeit, Aufsätze zur praktischen Philosophie*, Suhrkamp. (=2005 加藤泰史・日暮雅夫・池田成一・池田拓吉・神谷美砂子・庄司信・高畑祐人・竹内真澄・福山隆夫・舟場保之・水上英徳・宮本真也訳『正義の他者』法政大学出版局)
- , 2001→2003 Unsichtbarkeit, Über die moralische Epistemologie von » Anerkennung 《in *Unsichtbarkeit, Stationen einer Theorie der Intersubjektivität*, Suhrkamp, 2003, pp.10-27.
- , 2003 Die Pointe der Anerkennung. Eine Entgegnung auf die Entgegnung., in 2003 Fraser, N. & Honneth, A. *Umverteilung oder Anerkennung? Eine politisch-philosophische Kontroverse*, Suhrkamp, pp.271-305.
- , 2005 *Verdinglichung, Eine anerkennungstheoretische Studie*, Suhrkamp. (= 2011 辰巳伸知・宮本真也訳『物象化—承認論からのアプローチ』, 法政大学出版局)
- 星野智 2000『現代権力論の構図』情況出版
- 池田寛二 2005「環境社会学における正義論の基本問題—環境正義の四類型」『環境社会学研究』第11号, pp.5-21.
- , 2007「〈気候格差〉の真実—地球温暖化をめぐる本当に問われていること」『現代思想』vol. 35-12, pp.92-106.
- 稲場雅紀・立岩真也 2007「アフリカの貧困と向き合う」『現代思想』, vol.35-11., pp.131-155.
- 伊藤守 2005『記憶・暴力・システム—メディア文化の政治学』法政大学出版局
- Jenilee M. Guebert, Sarah Cale and Laura Sunderland 2009 Climate Change Conclusions at G8 Summits 1975-2009, G8 Research Group, Tronto University
- 嘉田由紀子 2002『環境学入門 環境社会学』岩波書店
- Kaldor, M. 2003 *Global Civil Society: An Answer to War* (=2007 山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳『グローバル市民社会論—戦争へのひとつの回答』法政大学出版局)
- 亀山康子 2003『地球環境政策』昭和堂
- 川西昌大 2008「G8 サミットへの NGO・市民社会の関与」『レファランス』, 平成 20 年 5 月号, pp.89-105.
- 萱野稔人 2008「なぜ私はサヨクなのか」『ロスジェネ』創刊号, pp.54-63.
- Keck, M. & Sikkink, K. 1998 *Activist beyond borders: advocacy networks in international politics*, Cornell University.
- Keahane, R. & Milner, H. (eds.) 1996 *Internationalization and Domestic Politics*, Cambridge University Press.
- 北沢洋子 2001「シアトルの戦い」<http://www.jca.apc.org/~kitazawa/> 2010.06.29
- Klein, N. 2000 *No Logo*. Haper Collins(= 2001 松島聖子訳『ブランドなんか、いらな

い』はまの出版)

- 越田清和 2006 「NGOはODAをどう変えようとしていたのか」 藤岡美恵子・中野憲志・
越田清和編『国家・社会変革・NGO』新評論, pp.101-134.
- , 2008a 「G8 対抗運動とは何だったのか」『季刊ピープルズ・プラン』43, pp.89-95.
- , 2008b 「『NGO』と『反サミット』の両方を担おうとしたけれど」『季刊
ピープルズ・プラン』44, pp.129-130.
- 熊野純彦 2003 『差異と隔たり—他なるものへの倫理』岩波書店
- 功刀達朗・毛利勝彦編 2006 『国際 NGO が世界を変える』東信堂
- Levi, M. & Murphy, G. 2006 “Coalition of Contention: The Case of the WTO Protest in
Seattle”, *Political Studies* vol.54-4, pp.651-657.
- Levinas, E. [1961]1984 *Totalité et infini*, Martinus Nijhoff Publishers. (=2006 熊野純
彦訳『全体性と無限 (下)』岩波書店)
- Lingis, A. 1994 *Foreign Bodies*, Taylor & Francis Group. (=2005 松本潤一郎・笹田恭
史・杉本隆久訳『異邦の身体』河出書房新社)
- 丸山康司 2009a 「市民参加の意味を考える」関礼子・中澤秀雄・丸山康司・田中求『環
境の社会学』有斐閣アルマ, pp.203-220.
- , 2009b 「危機管理と持続可能性」関礼子・中澤秀雄・丸山康司・田中求『環
境の社会学』有斐閣アルマ, pp.256-258.
- , 2009c 「環境問題における抑圧と解放」『フォーラム現代社会学』第8号, pp.52-63.
- , 2010a 「国際的視座でみた環境社会学」『名古屋大学社会学会会報』No.11, pp.3-6.
- , 2010b 「リスク問題としての『風力発電問題』—順応的管理の可能性と課題」
日本社会学会第83回大会
- 松本泰子 1999 「気候変動に関する政府間交渉と環境 NGO—意思決定への影響と今後の
課題」環境経済・政策学会編『地球温暖化への挑戦』東洋経済新報社,
pp.201-214.
- , 2001 「国際環境 NGO と国際環境協定」、長谷川公一編『講座環境社会学第4
巻環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣, pp.179-210.
- , 2002 「環境政策と NGO の役割—気候変動問題を中心に」寺西俊一・石弘光
『岩波講座環境経済・政策学第4巻』岩波書店, pp.179-206.
- , 2003 「気候変動問題の政府間交渉における科学と NGO—知見の仲介者として
の環境 NGO の役割」『環境と公害』33-1, pp.45-51.
- , 2008 「環境と NGO—気候変動問題への取り組み」京都大学地球環境学研究会
『地球環境学へのアプローチ』丸善株式会社, pp.1-14.
- 松尾信明 2011 「『相互に同調する関係』と身体論」『社会学評論』61-4, pp.473-487.
- 松下和夫 2002 『環境ガバナンス—市民・企業・自治体・政府の役割』岩波書店
- McAdam, D. 1988 *Freedom Summer*, Oxford University Press.
- Meyer, J., Boli, J. & Thomas, G. 1987 “Ontology and Rationalization in the Western
Cultural Account.” in Thomas, G., Meyer, J., Ramirez, F. & Boli,
J.(eds.) 1987 *Institutional Structure: Constitutioning State, Society,*

and the Individual. Sage Publications.

- 宮内泰介 2006 「レジティマシーの社会学へーコモンズにおける承認のしくみ」 宮内泰介編『コモンズをささえるしくみーレジティマシーの環境社会学』新曜社, pp.1-32.
- 宮内泰介編 2006 『コモンズをささえるしくみーレジティマシーの環境社会学』 新曜社
- 三浦耕吉郎 2005 「環境のヘゲモニーと構造的差別ー大阪空港『不法占拠』問題の歴史にふれて」『環境社会学研究』第 11 号, pp.39-51.
- , 2009 『環境と差別のクリティックー屠場・「不法占拠」・部落差別』 新曜社
- Mouffe, C. 2005 *On the Political*, Routledge, (=2008 酒井隆史監訳、篠原雅武訳『政治的なものについてー闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』明石書店)
- 毛利聡子 1999 『NGO と地球環境ガバナンス』 築地書館
- 中澤秀雄 2009 「技術と社会ー社会が制御できるコンヴィヴィアルな技術を」 関礼子・中澤秀雄・丸山康司・田中求『環境の社会学』有斐閣アルマ, pp.253-256.
- 仁平典宏 2011 『『ボランティア』の誕生と終焉ー〈贈与のパラドックス〉の知識社会学』名古屋大学出版会
- 西城戸誠 2008 『抗いの条件ー社会運動の文化的アプローチ』 人文書院
- 西原和久 1998 「制度の生成ー制度論への現象学的社会学の視線」 西原和久ほか編『現象学的社会学は何を問うのか』勁草書房, pp.43-70.
- , 2003 『自己と社会ー現象学の社会学理論と〈発生社会学〉』 新泉社
- , 2010 「グローバル化と現代社会ー社会学は生活世界をどう見るのか」 西原和久・油井清光編『現代人の社会学・入門ーグローバル化時代の生活世界』有斐閣, pp.1-16.
- , 2010 『間主観性の社会学理論ー国家を超える社会の可能性[1]』 新泉社
- 小熊英二 2012 『社会を変えるには』 講談社
- 重田園江 1999→2001 「ミシェル・フーコーにおける知と権力」『社会学理論の〈可能性〉を読む』情況出版, pp.118-128.
- 大橋正明 2008a 「NGO 『アドボカシー元年』」『世界』No.781, pp.145-147.
- , 2008b 「〈インタビュー〉 G8 サミット NGO フォーラムの到達点」『季刊ピープルズプラン』44, pp.139-142.
- Reimann, K. 2002 Building Networks from the Outside in: Japanese NGOs and the Kyoto Climate Change Conference, Smith, J. & Johnston, H. (ed.) *Globalization and Resistance: Transnational Dimensions of Social Movements*, Rowman and Littlefield., pp.173-187.
- 佐藤仁 2002 「『問題』を切り取る視点ー環境問題とフレーミングの政治学」 石弘之編『環境学の技法』東京大学出版会, pp. 41-75.
- 佐藤嘉幸 2008 『権力と抵抗ーフーコー・ドゥルーズ・デリダ・アルチュセール』 人文書院
- 成元哲・樋口直人 2004 「現代世界の構造変動と社会運動の潜勢力」 大畑裕嗣・成元哲・

- 道場親信・樋口直人編 2004 『社会運動の社会学』有斐閣, pp.253-268.
- Schreurs, M. 2002 *Environmental Politics in Japan, Germany and The United States*, Cambridge University Press. (=2007 長尾伸一/長岡延孝監訳『地球環境問題の比較政治学—日本・ドイツ・アメリカ』岩波書店)
- Schumacher, E.F. 1973 *Small Is Beautiful: Economics As If People Mattered*, Blond & Briggs (=1986 小島慶三・酒井懋共訳『スモール イズ ビューティフル』講談社学術文庫)
- Schütz, A. 1958 → Schütz, A. & Luckmann, Th. 1984 *Strukturen der Lebenswelt Bd II*, Suhrkamp.
- Shiva, V. 1992 “The Greening of Global Reach”, *The Ecologist* vol.22 No.6, pp.258.
- 結秀実・花咲正之輔編 2006 『ネオリベ化する公共圏—壊滅する大学と市民社会からの自律』明石書店
- Smith, J. 2002 Globalizing Resistance: The Battle of Seattle and the Future of Social Movements, Smith, J. & Johnston, H. (ed.) *Globalization and Resistance: Transnational Dimensions of Social Movements*, Rowman and Littlefield., pp.207-227.
- , 2005 Globalization and Transnational Social Movement Organizations, Davis, G., McAdam, D., Scott, R., Zald, M. (ed.) 2005 *Social Movements and Organization Theory*, Cambridge University Press., pp.226-248.
- , 2009 The Transnational Network for Democratic Globalization, Goodwin, J. & Jasper, M. (eds.) 2009 *The Social Movements Readers: Cases and Concepts, Second Edition*, Blackwell., pp.236-248.
- Snow, D., Rochford, E., Worden, S. & Benford, R. 1986 Frame alignment processes, micromobilization and movement participation, *American Sociological Review*, 51-4, pp.464-481.
- Starr, A. 2000 *Naming the Enemy*, Zed.
- 鈴木謙介 2007 『〈反転〉するグローバリゼーション』NTT 出版
- 高木竜介 2004 『「住民投票」という名の常識—社会運動のフレーム抗争』大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編 2004 『社会運動の社会学』有斐閣, pp.117-132.
- 高橋順一・藤野寛・田辺秋守・仲正昌樹・浜野喬士 2007 「座談会 ドイツ現代思想をめぐって」, 『情況』 2007 年 11・12 月号, 情況出版, pp.64-99.
- 田中求 2009 「環境問題をめぐるローカルとグローバル」 関礼子・中澤秀雄・丸山康司・田中求『環境の社会学』有斐閣アルマ, pp.137-159.
- Tarrow, S. 1998 *Power in Movement: Socioal Movement and Contentious Politics 2nd*, Cambridge University Press. (=2006 大畑ほか訳『社会運動の力』彩流社)
- , 2005a *The New Transnational Activism*, Cambridge University Press.
- , 2005b “Two dualities of Transnational Contention:” “Two Activist Solitudes” or A New World altogether?”, *Mobilization* vol.10(1), pp.53-72.

- 寺田良一 2009 「地球環境問題とローカリティ」 鳥越皓之・帯谷博明編『よくわかる環境社会学』ミネルヴァ書房, pp.176-179.
- Tilly, C. 2004 *Social Movements 1768-2004*, Paradigm Publishers.
- , 2008 *Contentious Performances*, Cambridge University Press.
- Turner, B. S. 2006 *Vulnerability and Human Rights*, Pennsylvania State University Press.
- 馬橋憲男 1999 『国連と NGO : 市民参加の歴史と課題』有信堂高文社
- 矢田部圭介 1998 「意味とワーキング—科学と多元的現実の再考」 西原和久・張江洋直・佐野正彦・井出裕久編『現象学的社会学は何を問うのか』勁草書房, pp.144-166.
- Young, J. 1999 *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage. (=2007 青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版)
- 脇田健一 2001 「地域環境問題をめぐる“状況の定義のズレ”と“社会的コンテクスト”—滋賀県における石けん運動をもとに」 船橋晴俊編『講座環境社会学第2巻 加害・被害と解決過程』有斐閣, pp.177-206.

既発表論文との関連

次の7本の論文を使用した。各論文と本論文との関連は各論文の説明に記した。

論文

主に第1章に使用：

- ① 佐藤直樹 2003「体験される他者—『他者と世代』という問題から—」,『現代社会理論研究』13, pp142-155.
- ② 佐藤直樹 2003「他者と象徴化—『晩期シュッツ』の思惟をめぐって」,『名古屋大学社会学論集』24, pp27-46.

主に第2章に使用：

- ③ 佐藤直樹 2004「ホネット『承認をめぐる闘争』における『批判』の論理構成—『内世界的超越』という視座から」『名古屋大学社会学論集』25, pp45-68.

第3章に使用：

- ④ 佐藤直樹 2005「グローバル化時代における公共圏再考への視座—フレイザーとホネットの対話を通して」『年報社会学論集』18, pp276-287.

第5章に使用：

- ⑤ 佐藤直樹 2010「国内におけるグローバルな社会運動の展開とその可能性—グローバルな社会運動の現在と社会学」『瀬木学園紀要（愛知みずほ大学）』4, pp72-77.

第6・7章に使用：

- ⑥ 佐藤直樹 2010「トランスナショナル・アクティヴィズムの展開と『コスモポリタニズム』——2008年日本社会におけるグローバルな社会運動の展開から」『コロキウム：現代社会学理論・新地平』5号（新泉社）, pp.96-116.

第8・9章に使用：

- ⑦ 佐藤直樹 2012「環境言説の正当化と権力性—気候変動枠組み条約 COP15に向けた環境運動の連携に着目して」,『コロキウム：現代社会学理論・新地平』7号（新泉社）, pp.112-143.